彦根市地域防災計画

災害対応マニュアル編

彦根市防災会議

災害対応マニュアル編

目次

目次	頁	風水雪害	地震	事故	原子力
Ⅰ　活動フロー					
第３部　災害応急対策	1	○	○	○	○
第１章　組織の立ち上げ	1	○	○	○	○
第２章　活動体制の調整	5	○	○	○	○
第３章　人命の確保	8	○	○	○	○
第４章　安定した生活の維持	13	○	○	○	○
第５章　生活環境の改善	16	○	○	○	○
第４部　災害復旧・復興	18	○	○	○	○

目次	頁	風水雪害	地震	事故	原子力
Ⅱ　活動手順					
第３部　災害応急対策					
第１章　組織の立ち上げ					
第１節　風水雪害等に対応する活動体制	3-1-1	○			
第２節　地震災害に対応する活動体制	3-1-12		○		
第３節　大規模事故災害に対応する活動体制	3-1-22			○	
第４節　原子力災害に対応する活動体制	3-1-30				○
第２章　活動体制の調整					
第１節　情報の収集・伝達	3-2-1	○	○	○	○
第２節　緊急輸送体制の整備	3-2-11	○	○	○	○
第３節　災害救助法の適用	3-2-17	○	○	○	○
第４節　応援要請・受援等	3-2-22	○	○	○	○
第３章　人命の確保					
第１節　避難行動	3-3-1	○	○	○	○
第２節　救助救急対策	3-3-13	○	○	○	○
第３節　消火活動	3-3-16	○	○	○	○
第４節　水防活動	3-3-20	○			
第５節　医療救護対策	3-3-22	○	○	○	○
第６節　行方不明者の捜索、遺体の収容および火葬等	3-3-27	○	○	○	○
第７節　二次災害防止活動	3-3-32	○	○	○	○
第８節　事故への対応	3-3-45			○	
第９節　原子力災害への対応	3-3-62				○
第４章　安定した生活の維持					
第１節　ライフラインの応急復旧	3-4-1	○	○	○	○

目次	頁	風水雪害	地震	事故	原子力
第 2 節　避難生活支援	3-4-9	○	○	○	○
第 3 節　生活救援	3-4-12	○	○	○	○
第 4 節　要配慮者支援	3-4-23	○	○	○	○
第 5 節　保健衛生および防疫	3-4-27	○	○	○	○
第 6 節　環境対策	3-4-31	○	○	○	○
第 5 章　生活環境の改善					
第 1 節　災害ボランティアの受入れ	3-5-1	○	○	○	○
第 2 節　災害義援金品の募集配分	3-5-6	○	○	○	○
第 3 節　住宅対策	3-5-8	○	○	○	○
第 4 節　文教関係の応急対策	3-5-13	○	○	○	○
第 4 部　災害復旧・復興					
第 1 章　被災者の生活再建支援	4-1-1	○	○	○	○
第 2 章　企業等の再建支援	4-2-1	○	○	○	○
第 3 章　公共施設の災害復旧	4-3-1	○	○	○	○
第 4 章　災害復興	4-4-1	○	○	○	○

［事務分掌からの索引］

部	班	事務分掌	活動手順の頁
企画振興部	部内各班共通	1）企画振興部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2）り災者の収容および収容施設の供与 3）他班実施事項の応援(部外を含む。)	―
	企画班	1）法令の規定に基づいて作成する諸計画と地域防災計画との調整	―
		2）復興計画の策定	4-4-1
	秘書班	1）　本部長および副本部長の秘書業務および特命	―
		2）　政府、国会、県、他市町村等の外来者（議会関係の外来者を除く。）の災害地視察	―
		3）　各種陳情（議会関係を除く。）	―
		4）　り災地の慰問見舞い	―
		5）　危機管理班実施事項の応援	―
	まちづくり推進班	1）自治会等からの被害状況等報告	3-2-2
		2）市民からの問合せに対する総合的な窓口	3-2-10, 3-3-67, 4-1-1
		3）市民交流センター(旧東山児童館を含む。)の災害対策	3-2-2
	情報政策班	1）コンピュータシステムの保守および復旧	―
	広報戦略班	1）災害関係の広報活動および報道機関との連絡調整	3-1-1, 3-1-5, 3-1-9, 3-1-15, 3-1-18, 3-1-22, 3-1-25, 3-1-30, 3-1, 33, 3-1-35, 3-2-7, 3-3-1, 3-3-57, 3-3-64, 3-3-66, 3-3-67, 3-3-69, 3-3-72, 4-4-1, 4-4-3
	人権政策班	1）避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		2）人権・福祉交流会館との連絡調整	3-2-2
		3）外国人の災害対策	―
	人権・福祉交流会館班	1）人権・福祉交流会館の災害対策	3-2-2
総務部	部内各班共通	1）総務部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2）り災者の収容および収容施設の供与	
	危機管理班	1）防災および救助業務の総合計画	―
		2）各種情報の収集および気象警報の伝達	3-1-1, 3-1-5, 3-1-9, 3-1-15, 3-1-18, 3-1-22, 3-1-25, 3-1-30, 3-1, 33, 3-1-35, 3-2-1
		3）災害対策本部員の招集	3-1-9, 3-1-18, 3-1-28, 3-1-35
		4）機動隊および地震時の緊急初動対策チームの編成	3-1-18
		5）災害対策本部長の命令の伝達	3-1-9, 3-1-18, 3-1-28, 3-1-35, 3-2-1
		6）記録の編成保存	3-2-22
		7）市および県の防災行政無線の運用	3-2-1
		8）被害状況調査の総合計画および取りまとめ	3-2-2
		9）被害状況の受理および災害調査報告	3-2-2
		10）災害関係文書物品の受付、配布および発送	―
		11）広域応援要請（庁内調整を除く）	3-2-22
		12）自衛隊の派遣要請	3-2-22
		13）他の機関および団体ならびに各部および各班の連絡調整	3-1-9, 3-1-18, 3-1-28, 3-1-35, 3-2-1

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		14）避難指示等の発令	3-3-1
		15）帰宅困難者の受入れ準備等	3-3-12
		16）緊急輸送手段の確保	3-2-11
		17）緊急輸送の実施	3-2-16
		18）市域外における災害支援実施の調整および総括	3-2-25
		19）他の所管に属しないこと	―
	総務班	1）危機管理班実施事項の応援	―
	公有財産管理班	1）市有財産の災害対策	3-2-2, 3-3-35
		2）緊急通行車両の手続	3-2-14, 3-2-16
		3）市有車両および施設に係る燃料の供給	3-2-14, 3-2-16, 3-4-22
		4）危機管理班実施事項の応援	―
	財政班	1）緊急予算の編成および資金の調達	3-2-19, 4-3-1
		2）　他班実施事項の応援(部外を含む。)	―
	税務班	1）固定資産等の被害調査報告	3-2-2, 4-1-2
		2）り災証明発行に係る家屋被害認定業務の実施および被災者台帳の作成	4-1-2
		3）世帯別被害調査の実施	4-1-2
		4）災害に伴う市税の減免等	4-1-2
		5）他班実施事項の応援(部外を含む。)	―
	債権管理班	1）税務班実施事項の応援	4-1-2
		2）災害に伴う市税の猶予	4-1-1
		3）災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の猶予等	4-1-5
		4）他班実施事項の応援(部外を含む。)	―
	契約監理班	1）主要食糧、衣料、燃料その他必要物資の調達	3-4-9, 3-4-14, 3-4-19, 3-4-22
		2）物的支援の受援に係る庁内調整	3-2-22
		3）他班実施事項の応援(部外を含む。)	―
	臨時特別給付金班	1）他班実施事項の応援(部外を含む。)	―
	議会班	1）議会関係の連絡調整	―
		2）彦根市議会災害対策支援本部との連絡調整	―
		3）議会関係の外来者の災害地視察	―
		4）議会関係各種陳情およびり災地の慰問	―
		5）議会関係のり災地の慰問	―
		6）他班実施事項の応援(部外を含む。)	―
	出納・監査班	1）物品および金銭の出納	3-2-19, 3-2-22, 4-3-1
		2）他班実施事項の応援(部外を含む。)	―
人事部	部内各班共通	1）他班実施事項の応援(部外を含む。)	―
	人事班	1）職員の動員派遣	3-1-1, 3-1-5, 3-1-9, 3-1-15, 3-1-18, 3-1-22, 3-1-25, 3-1-30, 3-1, 33, 3-1-35, 3-2-22, 4-4-1, 4-4-3
		2）勤務時間外における市民等からの連絡対応	3-2-10
		3）公務災害補償	―
		4）被災職員に対する給付および援助	―
		5）人的支援の受援に係る庁内調整	3-2-22
		6）他班実施事項の応援(部外を含む。)	3-5-3
	働き方･業務改革推進班	1）人事班実施事項の応援	―
市民環境部	部内各班共通	1）　市民環境部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2）　り災者の収容および収容施設の供与	

部	班	事務分掌	活動手順の頁
	生活環境班	1）行方不明者の捜索	3-3-27
		2）一般財団法人彦根市事業公社等関係機関との連絡調整	3-4-34
		3）彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地との連絡調整	3-4-29, 3-4-34
		4）死体の処理および収容	3-3-28, 3-3-57
		5）火葬（彦根愛知犬上広域行政組合紫雲苑との連絡調整に関することを含む。）	3-3-30
		6）し尿処理	3-4-34
		7）公害の予防	―
		8）特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策	3-4-39
		9）廃棄物の処理等	3-4-31, 3-4-36
	ライフサービス班	1）避難誘導	3-3-9
		2）避難所等開設運営および相談所	3-3-8, 3-4-8
		3）り災者の収容	3-4-9
		4）収容施設の供与	3-4-9
		5）火葬の許可	3-3-30
		6）生活環境班・清掃センター班実施事項の応援	―
	保険年金班	1）炊き出し	3-4-14
		2）災害に伴う国民年金保険料の免除等	4-1-5
		3）災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の減免等	4-1-5
		4）生活環境班実施事項および清掃センター班実施事項の応援	―
	清掃センター班	1）清掃施設の災害対策	―
		2）消毒および清掃	3-4-29
		3）廃棄物の処理等	3-4-31, 3-4-36
		4）特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策	3-4-39
福祉保健部	部内各班共通	(1)　福祉保健部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導	
	社会福祉班	1）災害救助の全般的な企画および災害救助法に基づく救助事務を分掌する各班の連絡調整	―
		2）避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		3）福祉施設の災害対策（応急対策および復旧対策を含む。）	3-2-2, 3-3-35
		4）民間救助団体との連絡調整	―
		5）行方不明者の捜索	3-3-27
		6）避難行動要支援者および危険区域の要配慮者利用施設への避難情報等の周知および伝達	3-3-1
		7）物資等の供給	3-4-13, 3-4-18
		8）福祉避難所の開設・運営	3-4-25
		9）災害ボランティア	3-5-1
		10）赤十字奉仕団の動員	3-5-1
		11）法律に基づく従事命令等による活動要員の確保	―
		12）り災証明の発行	4-1-2
		13）り災見舞金の募集および分配	3-5-7
		14）救助費支給および救助費予算要求	3-2-19
		15）生活再建に係る資金の支給・貸付	4-1-4
		16）被災者に対する生活保護の適用	―
	高齢福祉推進班	1）要支援者および要介護者の被害状況の調査報告	3-3-9
		2）避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		3）指定管理施設の配備体制に係る連絡等	3-2-2
		4）指定管理施設の被害状況の調査報告	3-2-2
		5）介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告	3-2-2
		6）要援護者等の社会福祉施設等への受入調整等	3-4-25

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		7）所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35
		8）社会福祉班実施事項の応援	―
		9）健康推進班実施事項の応援	―
	障害福祉班	1）避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		2）関係施設の被害状況の調査報告	3-2-2
		3）サービス等提供事業所の被害状況調査報告	3-2-2
		4）在宅障害者の被害状況の調査報告	3-3-9
		5）在宅障害者の社会福祉施設等への受入調整等	3-4-25
		6）手話通訳等ボランティア確保等の調整	3-4-25
		7）障害者福祉センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
		8）社会福祉班実施事項の応援	―
	健康推進班	1）避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		2）医療施設との連絡調整	3-3-25
		3）救護班の編成および救護所の運営の調整	3-3-25
		4）傷病者の収容、応急手当その他医療についての連絡調整	3-3-25
		5）救助薬品および医療資機材の供給および確保についての連絡調整	3-3-25
		6）予防接種	3-4-27
		7）防疫班の編成	3-4-27
		8）休日急病診療所の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
		9）避難住民の健康支援	3-4-27
こども家庭部	部内各班共通	1）　こども家庭部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2）　り災者の収容および収容施設の供与。 3）　社会福祉班実施事項の応援	
	こども若者支援班	1）児童の災害対策	3-3-1, 3-5-13
		2）被災児童の保護	4-1-4
		3）避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		4）所管施設(旧東山児童館を除く。)の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
	母子保健班	1）妊産婦の救護	3-3-23
		2）避難行動要支援者対策	3-3-2, 3-3-10
		3）健康推進班実施事項の応援	-
	幼児班	1）関係機関の被害状況の調査報告	3-2-2, 3-5-13
		2）被災園児等の保護	4-1-4
		3）避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		4）所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
	発達支援センター班	1）避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		2）発達支援センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
	幼稚園保育所班	1）園児の避難誘導	3-5-13
		2）保護者・地域等への連絡調整	3-5-13
		3）幼稚園・保育所・認定こども園の災害対策	3-5-13, 3-5-14, 3-5-16
		4）被災園児等の保護	4-1-4
観光文化スポーツ部	部内各班共通	1）観光文化スポーツ部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2）り災者の収容および収容施設の供与 3）他班実施事項の応援(部外を含む。)	
	観光交流班	1）観光資源、観光施設等の災害対策（応急・復旧対策含む）	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
		2）観光客（訪日外国人含む）に対する安全確保	3-3-12

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		3）帰宅困難者対策（情報提供・誘導）	3-3-12
	エンタテインメント班	1）部内の他班実施事項の応援	
	文化財班	1）文化財の災害対策	
	文化振興班	1）ひこね市文化プラザ、高宮地域文化センターおよびみずほ文化センターの災害対策	
	スポーツ振興班	1）社会体育施設の災害対策（応急対策及び復旧対策を含む。）	3-2-2
産業部	部内各班共通	1）産業部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2）り災者の収容および収容施設の供与	
	農林水産班	1）農林水産関係被害状況の調査報告および災害対策（応急対策および復旧対策を含む。）	3-2-2, 3-3-20, 3-3-21, 3-3-40, 3-4-5, 4-2-1, 4-3-2
		2）農村環境改善センターの災害対策	3-2-2, 3-3-35, 4-3-1
		3）農道等緊急輸送手段の確保	3-2-11
		4）農業集落排水処理施設の災害	3-3-40, 3-4-5
		5）財産区の災害対策	3-3-13
		6）農林水産関係の食糧の確保	3-4-13
		7）被害関係に対する融資の調査	4-2-1
		8）風評被害対策	4-2-1
	地域経済振興班	1）商工業関係の被害調査	3-2-2
		2）中小企業関係の災害対策（応急対策および復旧対策を含む。）および連絡調整	3-2-2, 3-3-35, 4-3-1
		3）被災商工業者等に対する金融調査	4-2-2
		4）雇用の安定確保	4-1-4
		5）帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策	3-3-12
		6）風評被害対策。	4-2-1
		7）農林水産班実施事項の応援。	―
	農業委員会班	1）農業委員会関係の連絡調整	3-2-2
		2）農林水産班実施事項の応援	―
建設部	部内各班共通	1）建設部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2）り災者の収容および収容施設の供与	
	建設管理班	1）道路施設および河川施設の被害状況の取りまとめ報告	3-2-2, 3-3-32, 3-3-39
		2）土木建設資材等の災害応急物資の輸送	3-2-11
		3）県道、市道等の緊急輸送道路の確保	3-2-11
		4）公共土木施設の復旧	4-3-2
		5）災害時の道路の交通規制、統制等交通	3-2-11
		6）法律に基づく従事命令等による活動要員の確保	3-2-23
	道路河川班	1）道路施設および河川施設の危険情報および被害状況の調査	3-2-2, 3-3-32, 3-3-39
		2）県道、市道等の緊急輸送道路の確保	3-2-11
		3）雨量および河川水位の記録	3-1-1, 3-1-5, 3-1-8
		4）道路、橋りょう、河川、堤防、急傾斜地等の危害防止および応急修理	3-3-32, 3-3-35, 3-3-39, 3-3-42
	建築班	1）市有建築物の応急対策（予防対策、応急対策および復旧対策を含む。）および被害状況の調査報告	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
		2）避難所その他の仮設建築物の建築	3-5-11
		3）その他営繕	―
		4）建設管理班および道路河川班実施事項の応援	―
都市政策部	部内各班共通	1）都市政策部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導	

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		2）り災者の収容および収容施設の供与 3）部内の他班実施事項の応援	
	都市計画班	1）公園および街路樹の災害対策	3-2-2
		2）二次災害防止のための被災宅地危険度判定調査	3-3-35, 3-3-38
	建築指導班	1）二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査	3-3-35, 3-3-37, 3-3-42
		2）被災建築物の復旧のための建築相談	3-3-37
		3）屋外広告物の被害状況の調査報告に関すること。	―
	交通政策班	1）交通途絶箇所および交通う回路の情報収集等	3-2-11
		2）災害時の交通規制の統制等交通対策	3-2-11
		3）鉄道、バス等緊急輸送手段の確保	3-2-15
		4）所管施設の災害対策（応急対策および復旧対策を含む。）	3-2-2, 4-3-2
	住宅班	1）市営住宅の応急対策（予防対策、応急対策および復旧対策を含む。）および被害状況の調査報告	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
上下水道部	部内各班共通	1）上下水道部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2）り災者の収容および収容施設の供与 3）部内の他班実施事項の応援。	
	上下水道総務班	1）上下水道施設の被害の総合調整	3-2-2, 3-4-1, 3-4-3
		2）上下水道施設の被害に関する市民への周知・広報	3-4-1, 3-4-3
		3）上下水道職員の動員派遣	3-4-1, 3-4-3
		4）上下水道施設に関する緊急予算編成および資金の調達	4-3-2
	上下水道業務班	1）上下水道施設の被害状況の調査報告	3-2-2, 3-4-1, 3-4-3
		2）機動給水および応急給水所の設置	3-4-11
		3）上水道応急復旧資機材の確保	3-4-1
		4）災害に伴う下水道使用料および受益者負担金の減免等	4-1-5
	下水道建設班	1）下水道施設の災害対策	3-4-3
		2）下水道施設の被害状況の調査報告	3-2-2, 3-4-3
		3）下水道機器および修理資材の確保	3-4-3
		4）下水道施設の復旧	4-3-2
	上水道工務班	1）上水道施設の災害対策	3-4-1
		2）上水道施設の被害状況の調査報告	3-2-2, 3-4-1
		3）上水道施設に係る緊急処置および応急対策	3-4-1
		4）上水道施設の復旧	4-3-2
教育部	部内各班共通	1）教育部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導	
	教育総務班	1）教育部内職員の動員派遣	3-5-14
		2）教育財産の災害対策（応急対策および復旧対策を含む。）	3-2-2, 3-5-14, 4-3-2
		3）教育関係義援金品の受領、保管および配分	3-5-6, 3-5-7
		4）帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策	3-3-12
		5）その他教育部の業務であって、他の班に属さないこと	―
	学校教育班	1）学校教育財産を避難所に開放することについての協力	3-4-10
		2）教育施設への避難情報等の周知および伝達	3-3-8, 3-4-10
		3）被災児童生徒等に対する安全確保	3-5-13
		4）学校給食センターの災害対策（応急対策および復旧対策を含む。）	3-5-18
		5）被災児童生徒等に対する教育および保健	3-5-17
		6）被災児童生徒等の学用品（災害救助法に基づく学用品の支給を含む。）	―
		7）生涯学習班実施事項の応援。	―
	学校支援･人権･いじめ対策班	1）学校教育班実施事項の応援	―
		2）生涯学習班実施事項の応援	―
	生涯学習班	1）社会教育施設および放課後児童クラブの災害対策（応急対策および復旧対策を含む。）	3-5-14, 4-3-2
		2）公民館等の避難場所	3-3-8

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		3）学校教育班実施事項の応援	―
	学校ＩＣＴ推進班	1）学校教育班実施事項の応援	
		2）生涯学習班実施事項の応援	
	彦根城博物館班	1）彦根城博物館の災害対策（応急対策および復旧対策を含む。）	3-5-14, 4-3-2
		2）学校教育班実施事項の応援	―
	図書館班	1）図書館の災害対策（応急対策および復旧対策を含む。）	3-5-14, 4-3-2
		2）教育総務班実施事項の応援	―
消防部	消防総務班	1）職員の参集状況の確認	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		2）消防団の出動状況の把握	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		3）消防関係機関との連絡	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		4）消防用資機材の調達および補給	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		5）消防職団員の食糧、飲料水および医薬品の調達および供給	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		6）部内の他班に属さないこと	―
	予防班	1）災害に関する情報の収集および整理	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		2）広報および宣伝	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
	警防班	1）消防活動	3-3-20, 3-3-45, 3-3-45, 3-3-57
		2）特別部隊	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		3）応援要請	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		4）応援部隊に対する誘導および指示	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
	通信指令班	1）消防無線の運用および通信統制	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		2）情報の受理ならびに指示および命令の伝達	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		3）非常招集	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		4）部隊の運用	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
	消防署班	1）情報収集および報告	3-2-2
		2）参集員の把握および出動隊の編成	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		3）消防隊の運用	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		4）災害防御	3-3-6
		5）人命救助および避難	3-3-6, 3-3-9, 3-3-13, 3-3-16
		6）行方不明者の捜索	3-3-27
		7）現場広報	3-3-6, 3-3-13, 3-3-16
		8）応急救護所の設置	3-3-13
		9）資機材等の運搬	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		10）消防資機材の保全	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		11）指揮隊の運用	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
病院部	病院事務局	1）各種施設等の避難対策	3-3-11
		2）病院等の被災状況の把握	3-2-2, 3-3-27
		3）災害による傷病者の救護	3-3-22, 3-3-25
		4）移送体制の確保	3-3-25
		5）医薬品、衛生材料等の確保および調達	3-3-22
		6）病院施設の災害対策（応急対策および復旧対策を含む。）	4-3-2

支部	事務分掌	活動手順の頁
鳥居本支部 河瀬支部 亀山支部 高宮支部 稲枝支部	1）本部との連絡	―
	2）支部管内地区住民に対する災害広報活動	3-2-7
	3）災害予報および災害状況の即報	3-2-2
	4）応援班および救護班の出動要請	3-2-2
	5）消防分団その他民間救助団体との連絡	3-2-2
	6）避難所および相談所	3-3-8, 3-4-9
	7）埋火葬	3-3-30
	8）その他特命事項	―

※災害時の初動期に職員のとるべき行動等の詳細は「彦根市職員災害時初動マニュアル」による
※緊急初動対策チームの活動の詳細は「緊急初動対策チーム活動マニュアル」による
※他班の応援が事務分掌の班は、応援する班の内容を参照する

Ⅰ　活動フロー

第３部　災害応急対策

第１章　組織の立ち上げ

第１節　風水雪害等に対応する活動体制の確立

発災前

(1) 警戒体制の活動		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	気象予警報等を把握する	総務部 建設部 消防部	3-1-24	3-1-1
2 □	警戒体制（警戒１号体制）を確立する	総務部 建設部 消防部		
3 □	情報収集・整理・伝達を行う	総務部 建設部 消防部		
4 □	警戒体制（警戒１号体制）を解除する	総務部 建設部 消防部		

↓

発災前

(2) 災害警戒本部体制の活動		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	気象予警報等を把握する	総務部 建設部 消防部	3-1-26	3-1-5
2 □	災害警戒本部体制（警戒２号体制）を確立する	総務部人事部		
3 □	情報収集・整理・伝達を行う	全ての部		
4 □	災害警戒本部を設置する	総務部		
5 □	災害警戒本部を運営する	総務部		
6 □	災害警戒本部を閉鎖する	総務部		
7 □	災害警戒本部体制（警戒２号体制）を解除する	総務部		

↓

発災前～災害終了

(3) 災害対策本部体制の活動		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	気象予警報等を把握する	総務部 建設部 消防部	3-1-27	3-1-9
2 □	災害対策本部体制を確立する	総務部人事部		
3 □	情報収集・整理・伝達を行う	全ての部		
4 □	災害対策本部を設置する	総務部		
5 □	災害対策本部を運営する	総務部		
6 □	災害対策本部を閉鎖する	総務部		

	7 □	災害対策本部体制を解除する	総務部		

第２節　地震災害に対応する活動体制の確立

発災直後 ～ 災害終了

(1) 警戒体制の活動		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	地震発生情報等を把握する	総務部	3-1-29	3-1-12
2 □	警戒体制（警戒１号体制）を確立する	総務部		
3 □	情報収集・整理・伝達を行う	総務部 建設部 上下水道部		
4 □	警戒体制（警戒１号体制）を解除する	総務部 建設部		

発災直後 ～ 災害終了

(2) 災害警戒本部体制の活動		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	地震発生情報等を把握する	全ての部	3-1-30	3-1-15
2 □	災害警戒本部体制（警戒２号体制）を確立する	総務部人事部		
3 □	情報収集・整理・伝達を行う	全ての部		
4 □	災害警戒本部を設置する	総務部		
5 □	災害警戒本部を運営する	総務部		
6 □	災害警戒本部を閉鎖する	総務部		
7 □	災害警戒本部体制（警戒２号体制）を解除する	総務部		

発災直後 ～ 災害終了

(3) 災害対策本部体制の活動		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	地震発生情報等を把握する	全ての部	3-1-31	3-1-18
2 □	災害対策本部体制を確立する	全ての部		
3 □	緊急初動活動を行う	全ての部		
4 □	災害対策本部を設置する	総務部		
5 □	災害対策本部を運営する	総務部		
6 □	災害対策本部を閉鎖する	総務部		
7 □	災害対策本部体制を解除する	総務部		

第３節　大規模事故災害に対応する活動体制の確立

発災直後～３時間後

(1) 警戒体制の活動		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	当面の事故の概要を把握する	消防部	3-1-34	3-1-22
2 □	警戒体制（警戒１号体制）を確立する	総務部 消防部		
3 □	情報収集・整理・伝達を行う	総務部 消防部		
4 □	警戒体制（警戒１号体制）を解除する	総務部 消防部		

↓

発災直後～災害終了

(2) 事故災害警戒本部体制の活動		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	事故災害警戒本部体制（警戒２号体制）を確立する	総務部人事部	3-1-35	3-1-25
2 □	情報収集・整理・伝達を行う	全ての部		
3 □	事故災害警戒本部を設置する	総務部		
4 □	事故災害警戒本部を運営する	総務部		
5 □	事故災害警戒本部を閉鎖する	総務部		
6 □	事故災害警戒本部体制（警戒２号体制）を解除する	総務部		

↓

発災直後～災害終了

(3) 災害対策本部体制の活動		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	災害対策本部体制を確立する	総務部 人事部	3-1-36	3-1-28
2 □	災害対策本部を設置する	総務部		
3 □	災害対策本部を運営する	総務部		
4 □	災害対策本部を閉鎖する	総務部		
5 □	災害対策本部体制を解除する	総務部		

第４節　原子力災害に対応する活動体制の確立

発災前

(1)　警戒体制の活動		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	当面の緊急事態等を把握する	総務部 消防部	3-1-37	3-1-30
2 □	警戒体制（警戒１号体制）を確立する	総務部 消防部		
3 □	情報収集・整理・伝達を行う	総務部		
4 □	警戒体制（警戒１号体制）を解除する	総務部 消防部		

↓

発災前

(2)　原子力災害警戒本部体制の活動		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	当面の緊急事態等を把握する	総務部 消防部	3-1-38	3-1-33
2 □	原子力災害警戒本部体制（警戒２号体制）を確立する	総務部人事部 市民環境部 消防部		
3 □	原子力災害警戒本部を設置する	総務部 市民環境部 福祉保健部		
4 □	原子力災害警戒本部を運営する	総務部 市民環境部 福祉保健部		
5 □	原子力災害警戒本部を閉鎖する	総務部 市民環境部 福祉保健部		
6 □	原子力災害警戒本部体制（警戒２号体制）を解除する	総務部 市民環境部 消防部		

↓

**発災直後
～
災害終了**

(3)　災害対策本部体制の活動		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	当面の緊急事態等を把握する	総務部 消防部	3-1-39	3-1-35
2 □	災害対策本部体制を確立する	総務部人事部		
3 □	災害対策本部を設置する	総務部 市民環境部 福祉保健部		
4 □	災害対策本部を運営する	総務部 市民環境部 福祉保健部		
5 □	災害対策本部を閉鎖する	総務部 市民環境部 福祉保健部 消防部		
6 □	災害対策本部体制を解除する	総務部		

第２章　活動体制の調整

第１節　情報の収集伝達

発災直後～３時間後

(1) 通信手段の確保		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	災害対策本部の有線通信手段を確保する	総務部	3-2-1	3-2-1
2 □	無線の通信機能を確保する	総務部 消防部		
3 □	有線電話および防災行政無線通信不能時の代替通信手段を確保する	総務部 消防部		

↓

発災直後～災害終了

(2) 被害の調査、報告および情報の整理		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	所管する施設等の被害概況について、調査する	全ての部	3-2-2	3-2-2
2 □	所管する施設等の被害概況をとりまとめ、災害対策本部に報告する	全ての部		
1 □	火災の発生や人的被害の概況について、調査する	消防部		
2 □	火災の発生や人的被害の概況をとりまとめ、災害対策本部に報告する	消防部		

(3) 被害情報の報告		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	被害情報を収集、整理する	総務部	3-2-4	3-2-4
2 □	県、消防庁に被害情報を報告する	総務部 消防部		

(4) 広報		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	広報活動実施体制を確立する	企画振興部 市民環境部 福祉保健部 消防部	3-2-5	3-2-7
2 □	広報活動を実施する	企画振興部 市民環境部 福祉保健部 消防部		

発災直後～１週間後

(5) 広聴		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	臨時相談窓口を設置する	企画振興部 人事部	3-2-6	3-2-10
2 □	臨時相談窓口を運営する	企画振興部 人事部		
3 □	臨時相談窓口を閉鎖する	企画振興部 人事部		

第２節　緊急輸送体制の整備

	(1) 緊急輸送ルートの確保	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後～１日後	1 □ 緊急輸送道路を確保する	建設部 産業部	3-2-8	3-2-11
	2 □ 交通規制を実施する	建設部 都市政策部		
	3 □ 市内配送拠点を設置する	総務部 福祉保健部 建設部		

↓

	(2) 緊急輸送手段の確保	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
１日後～災害終了	1 □ 車両・燃料を確保する	総務部	3-2-9	3-2-14
	2 □ 緊急通行車両を確保する	総務部		
	3 □ 航空機（ヘリコプター）による輸送手段を確保する	総務部		
	4 □ その他の輸送手段を確保する	都市政策部		

↓

	(3) 緊急輸送の実施	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
１日後～災害終了	1 □ 緊急輸送を実施する	総務部 都市政策部 福祉保健部	3-2-10	3-2-16

第３節　災害救助法の適用

	(1) 救助法の適用申請	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後～１日後	1 □ 災害救助法の適用を申請する	総務部	3-2-12	3-2-17

↓

	(2) 救助法に基づく救助の実施	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
１日後～災害終了	1 □ 災害救助法に基づく救助の実施内容をとりまとめる	総務部 福祉保健部	3-2-12	3-2-19

↓

	(3) 救助の実施記録および報告	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
１か月後～災害終了	1 □ 救助実施状況を報告する	福祉保健部	3-2-12	3-2-21

第４節　応援要請･受援等

発災直後
～
災害終了

(1) 組織的な応援要請		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	応援の要請・要求を行う	総務部 人事部 関係部局	3-2-14	3-2-22
2 □	受援体制を確保する	総務部人事部 各班		
3 □	応援要員の撤収の要請を行う	総務部 人事部		

(2) 従事命令による活動要員の確保		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	必要に応じて、従事命令を行う	建設部 消防部	3-2-17	3-2-23
2 □	必要に応じて、従事命令を解除する	建設部 消防部		
3 □	日当、旅費、超過勤務手当、扶助金、損失補償等の実費を弁償する	建設部 消防部		

(3) 協力命令による活動要員の確保		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	必要に応じて、協力命令を行う	総務部	3-2-17	3-2-24
2 □	協力命令時の命令対象者の負傷、疾病、または死亡を確認する	総務部		
3 □	扶助金の実費を弁償する	総務部		

他都市発
災直後
～
災害終了

(4) 他自治体への支援の実施		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	被災地の支援ニーズを把握する	総務部	3-2-18	3-2-25
2 □	必要に応じて、災害支援対策本部を設置する	総務部		
3 □	災害支援対策本部を運営する	総務部		
4 □	災害支援対策本部を閉鎖する	総務部		

第３章　人命の確保

第１節　避難行動

【風水雪害】
発災前
～
発災直後

【地震・事故】
発災直後
～
３時間後

(1) 避難指示等の発令		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	避難指示等の発令について検討する	総務部	3-3-1	3-3-1
2 □	避難指示等を伝達する	企画振興部		
3 □	避難行動要支援者に避難指示等を伝達する	福祉保健部 こども家庭部		
4 □	要配慮者利用施設に避難指示等を伝達する	福祉保健部 こども家庭部		

(2) 警戒区域等の設定		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	警戒区域等を設定する	建設部 消防部	3-3-3	3-3-6
2 □	警戒区域等の設定を周知する	総務部		

(3) 指定緊急避難場所の開設・閉鎖		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	指定緊急避難場所を開設する	避難場所関係班	3-3-3	3-3-8
2 □	指定緊急避難場所を閉鎖する	避難場所関係班		

↓

【風水雪害】
発災前～
発災直後

【地震・事故】
発災直後
～
３時間後

(4) 避難誘導		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	市民の避難誘導を行う	市民環境部 消防部	3-3-4	3-3-9
1 □	施設利用者等の避難を確認する	福祉保健部 こども家庭部 病院部 教育部		
1 □	避難行動要支援者の安否を確認する	福祉保健部 こども家庭部		

発災直後
～
３日後

(5) 帰宅困難者対策		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	帰宅困難者に情報を提供する	総務部 市民環境部 産業部	3-3-7	3-3-12

第２節　救助救急対策

	(1) 救助救急活動	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後～３日後	1 □ 救助・救急活動体制を確立する	消防部	3-3-9	3-3-13
	2 □ 救助資機材を確保する	消防部		
	3 □ 救助・救急活動を行う	消防部		

第３節　消火活動

	(1) 消火活動	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後～３日後	1 □ 消火活動体制を確立する	消防部	3-3-11	3-3-16
	2 □ 消火広報を行う	消防部		
	3 □ 消火活動を行う	消防部		

第４節　水防活動

	(1) 緊急調査の実施	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災前～１日後	1 □ 所管施設の緊急調査の実施体制を確立する	建設部 産業部	3-3-14	3-3-20
	2 □ 所管施設の緊急調査を実施する	建設部 産業部		

↓

	(2) 応急措置の実施	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
１日後～１か月後	1 □ 所管施設の応急措置の実施体制を確立する	建設部 産業部	3-3-14	3-3-21
	2 □ 所管施設の応急措置を行う	建設部 産業部		

第５節　医療救護対策

	(1) 医療救護体制の確立	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後～３日後	1 □ 応急医療体制を確保する	福祉保健部 こども家庭部 病院部	3-3-16	3-3-22
	2 □ 救護所を設置する	福祉保健部 こども家庭部		
	3 □ 医薬品、衛生材料を確保する	福祉保健部 こども家庭部 病院部		

↓

	(2) 医療救護活動	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後～２か月後	1 □ 医療救護活動を実施する	福祉保健部 こども家庭部 病院部	3-3-18	3-3-25
	2 移送体制を確保する	福祉保健部		

	□		こども家庭部 病院部		

第 6 節　行方不明者の捜索、遺体の収容および火葬等

	(1) 行方不明者の捜索		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後 ～ 10 日後	1 □	行方不明者の捜索実施体制を確立する	市民環境部 消防部	3-3-20	3-3-27
	2 □	行方不明者を捜索する	市民環境部 福祉保健部 消防部		

↓

	(2) 遺体の収容		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後 ～ 10 日後	1 □	遺体の収容実施体制を確立する	市民環境部	3-3-20	3-3-28
	2 □	遺体の収容・安置を行う	市民環境部		

↓

	(3) 遺体の火葬		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後 ～ 10 日後	1 □	遺体の火葬計画を作成する	市民環境部	3-3-21	3-3-30
	2 □	遺体の火葬を行う	市民環境部		

第 7 節　二次災害防止活動

	(1) 道路施設の応急対策		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 日後 ～ 1 か月後	1 □	所管する道路、橋りょうの緊急点検調査を実施する	建設部	3-3-23	3-3-32
	2 □	所管する道路、橋りょうの応急復旧を行う	建設部		

	(2) 公共施設の危険度判定および応急対策		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 日後 ～ 1 か月後	1 □	公共施設の危険度判定調査を実施する	総務部 建設部 都市政策部	3-3-23	3-3-35
	2 □	公共施設の応急復旧を行う	総務部 建設部		

	(3) 一般建築物、宅地等の危険度判定		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 日後 ～ 1 か月後	1 □	被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する	都市政策部	3-3-24	3-3-37
	2 □	被災建築物応急危険度判定実施本部を運営する	都市政策部		
	3 □	被災建築物応急危険度判定実施本部を閉鎖する	都市政策部		
	1 □	被災宅地危険度判定実施本部を設置する	都市政策部		
	2 □	被災宅地危険度判定実施本部を運営する	都市政策部		
	3 □	被災宅地危険度判定実施本部を閉鎖する	都市政策部		

	(4) 河川管理施設等の応急対策	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1日後～1か月後	1 □ 所管する河川管理施設等の緊急点検調査を実施する	建設部	3-3-26	3-3-39
	2 □ 所管する河川管理施設等の二次災害防止措置を行う	建設部		

	(5) 農業関係施設の応急対策	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1日後～1か月後	1 □ 所管する農業用施設等の緊急点検調査を実施する	産業部	3-3-26	3-3-40
	2 □ 所管する農業用施設等の二次災害防止措置を行う	産業部		

	(6) 土砂災害に関する応急対策	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1日後～1か月後	1 □ 土砂災害の緊急点検調査を実施する	建設部	3-3-27	3-3-42
	2 □ 土砂災害の二次災害防止措置を行う	建設部		

	(7) 危険物施設の応急対策	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1日後～1か月後	1 □ 危険物施設等の責任者や関係機関と連絡調整する	消防部	3-3-27	3-3-43
	2 □ 危険物施設等の応急対策を実施する	消防部		

第8節　事故への対応

	(1) 事故情報の収集・連絡	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後～災害終了	1 □ 火災の発生や人的被害の概況について、調査する	消防部	3-3-30	3-3-45
	2 □ 被害情報を収集、整理する	全ての部		
	3 □ 県、消防庁に被害情報を報告する	総務部		

	(2) 事故災害対策	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後～災害終了	1 □ 必要に応じて、緊急活動を実施する	総務部企画振興部 市民環境部 消防部 病院部	3-3-30	3-3-57

第９節　原子力災害への対応

	(1) 緊急時モニタリング		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後～１週間後	1 □	緊急時モニタリングを実施する	総務部 市民環境部 福祉保健部	3-3-32	3-3-62

	(2) 避難および屋内退避等の防護措置		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後～１週間後	1 □	避難および屋内退避等の伝達内容を確認する	総務部	3-3-32	3-3-64
	2 □	市民に対して避難および屋内退避等を伝達する	総務部市民環境部 福祉保健部		
	3 □	必要に応じて、市外に避難する	総務部 企画振興部 市民環境部 福祉保健部 都市政策部		

	(3) 安定ヨウ素剤の服用		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後～１週間後	1 □	安定ヨウ素剤の配布準備を行う	総務部福祉保健部 病院部	3-3-33	3-3-66
	2 □	安定ヨウ素剤を配布する	福祉保健部 病院部		

	(4) 原子力災害に関する相談対応等		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
１日後～１か月後	1 □	原子力災害に関する相談窓口を開設する	総務部人事部 企画振興部 市民環境部 産業部 上下水道部	3-3-33	3-3-67
	2 □	原子力災害に関する相談窓口を運営する	総務部人事部 企画振興部 市民環境部 産業部 上下水道部		
	3 □	風評被害などの影響を削減する	産業部		

	(5) 飲食物の摂取制限等		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
１日後～１か月後	1 □	緊急時における飲食物の出荷制限、摂取制限等を実施する	企画振興部 福祉保健部 産業部 上下水道部	3-3-34	3-3-69

	(6) 原子力災害医療		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
１日後～１か月後	1 □	県が実施する原子力災害医療に協力する	福祉保健部 病院部	3-3-34	3-3-70

	(7) 業務継続に係る措置		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
１日後～１か月後	1 □	行政機関の庁舎を移転し業務を継続する	全ての部	3-3-34	3-3-72

第４章　安定した生活の維持

第１節　ライフラインの応急復旧

１日後
～
災害終了

(1) 水道施設の応急復旧		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	上水道施設の被害調査を行う	上下水道部	3-4-1	3-4-1
2 □	上水道施設の応急復旧体制を確立する	上下水道部		
3 □	上水道施設の応急復旧を実施する	上下水道部		

(2) 公共下水道施設の応急復旧		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	下水道施設の被害調査を行う	上下水道部	3-4-2	3-4-3
2 □	下水道施設の応急調査および応急措置を行う	上下水道部		
3 □	下水道施設の応急復旧体制を確立する	上下水道部		
4 □	下水道施設の応急復旧を実施する	上下水道部		

(3) 農業集落排水施設の応急復旧		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	農業集落排水施設の応急復旧体制を確立する	産業部	3-4-3	3-4-6
2 □	農業集落排水施設の応急復旧を実施する	産業部		

(4) ライフライン関係機関との調整		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	ライフライン施設の被害状況を確認する	総務部	3-4-4	3-4-7
2 □	ライフライン施設の復旧状況を確認する	総務部		

第２節　避難生活支援

【風水雪害】
発災前
～
災害終了
【地震・事故】
発災直後
～
災害終了

(1) 避難所の開設・運営・閉鎖		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	避難所を開設する	総務部 市民環境部 教育部	3-4-7	3-4-9
2 □	避難所を運営する	総務部 市民環境部 教育部		
3 □	避難所を閉鎖する	総務部 市民環境部 教育部		

第３節　生活救援

発災直後
～
１か月後

(1) 給水		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	応急給水体制を確立する	上下水道部	3-4-10	3-4-12
2 □	応急給水を実施する	上下水道部		

(2) 食糧の調達供給		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	食糧を確保する	総務部 福祉保健部 産業部	3-4-11	3-4-14
2 □	食糧を供給する	総務部 福祉保健部		
3 □	炊き出しを実施する	市民環境部		

(3) 生活必需品の調達供給		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	生活必需品を確保する	総務部 福祉保健部	3-4-12	3-4-19
2 □	生活必需品を供給する	総務部 福祉保健部		

(4) 燃料の調達供給		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	燃料を確保する	総務部	3-4-13	3-4-22
2 □	燃料を供給する	総務部企画振興部 総務部		

第４節　要配慮者支援

１日後
～
１週間後

(1) 避難所における要配慮者支援		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	要配慮者のニーズを把握する	福祉保健部 こども家庭部	3-4-14	3-4-23
2 □	要配慮者の避難生活支援等を実施する	福祉保健部 こども家庭部		

↓

１日後
～
１か月後

(2) 福祉避難所等の開設・運営・閉鎖		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	福祉避難所等を開設する	福祉保健部	3-4-14	3-4-26
2 □	福祉避難所等を運営する	福祉保健部		
3 □	福祉避難所等を閉鎖する	福祉保健部		

第５節　保健衛生および防疫

	(1) 保健衛生活動	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1日後～1か月後	1 □ 保健衛生活動体制を確立する	市民環境部 福祉保健部	3-4-17	3-4-27
	2 □ 保健衛生活動を実施する	市民環境部 福祉保健部		

↓

	(2) 防疫活動	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1日後～1か月後	1 □ 防疫活動体制を確立する	市民環境部 福祉保健部	3-4-18	3-4-29
	2 □ 防疫活動を実施する	市民環境部 福祉保健部		

第６節　環境対策

	(1) 一般廃棄物処理	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1日後～1か月後	1 □ 一般廃棄物処理体制を確立する	市民環境部	3-4-20	3-4-31
	2 □ 一般廃棄物処理を実施する	市民環境部		

	(2) し尿処理	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1日後～1か月後	1 □ し尿処理体制を確立する	市民環境部	3-4-21	3-4-34
	2 □ 災害時応急対策簡易トイレを設置する	市民環境部		
	3 □ し尿処理を実施する	市民環境部		
	4 □ 災害時応急対策簡易トイレを撤去する	市民環境部		

	(3) 災害廃棄物処理	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1日後～1か月後	1 □ 災害廃棄物処理体制を確立する	市民環境部	3-4-22	3-4-36
	2 □ 災害廃棄物処理を実施する	市民環境部		

	(4) 被災建築物の解体・撤去	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1日後～1か月後	1 □ 解体・撤去の申込みを受付ける	市民環境部	3-4-23	3-4-38
	2 □ 解体・撤去を実施する	市民環境部		

	(5) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後～災害終了	1 □ 特定動物の逸走に対応する	市民環境部	3-4-23	3-4-39
	2 □ 愛玩動物を保護する	市民環境部		

第５章　生活環境の改善

第１節　災害ボランティアの受入れ

１日後 ～ ３日後

(1) 災害ボランティアセンターの設置		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	災害ボランティアセンターの設置について検討する	福祉保健部	3-5-1	3-5-1
2 □	災害ボランティアセンターの開設準備を行う	総務部 福祉保健部		

↓

１日後 ～ １か月後

(2) 災害ボランティアセンターの運営		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	災害ボランティア活動状況を管理する	福祉保健部	3-5-2	3-5-3
2 □	災害ボランティア活動支援を行う	福祉保健部		

↓

１週間後 ～ 災害終了

(3) 災害ボランティアセンターの閉鎖		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	災害ボランティアセンターの閉鎖について検討する	福祉保健部	3-5-3	3-5-5
2 □	災害ボランティアセンターを閉鎖する	福祉保健部		

第２節　災害義援金品の募集配分

３日後 ～ 災害終了

(1) 義援物資の募集・配分		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	義援物資を募集する	福祉保健部	3-5-4	3-5-6
2 □	義援物資を受付・保管する	福祉保健部		
3 □	義援物資を配分・配布する	福祉保健部		

↓

１週間後 ～ 災害終了

(2) 義援金の募集・配分		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	義援金を募集する	総務部 福祉保健部	3-5-4	3-5-7
2 □	義援金を受付・保管する	総務部 福祉保健部		
3 □	義援金を配分する	総務部 福祉保健部		

第３節　住宅対策

	(1) 住宅関連の障害物除去	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1日後～10日後	1 □ 住宅関連の障害物の除去の申込みを受付ける	都市政策部	3-5-6	3-5-8
	2 □ 住宅関連の障害物の除去を実施する	都市政策部		

↓

	(2) 住宅の応急修理	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
3日後～1か月後	1 □ 住宅の応急修理の申込みを受付ける	都市政策部	3-5-6	3-5-9
	2 □ 住宅の応急修理を実施する	都市政策部		

↓

	(3) 応急仮設住宅の設置	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1週間後～災害終了	1 □ 応急仮設住宅の建設等準備を実施する	建設部 都市政策部	3-5-7	3-5-11
	2 □ 応急仮設住宅入居者を決定する	建設部 都市政策部		

第４節　文教関係の応急対策

	(1) 園児、児童・生徒の安全を確保する	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後～3時間後	1 □ 園児、児童・生徒の安全を確保する	こども家庭部 教育部	3-5-9	3-5-13

↓

	(2) 文教施設等の応急対策	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
発災直後～1か月後	1 □ 所管する施設の被害状況を把握する	こども家庭部 教育部 観光文化スポーツ部	3-5-9	3-5-14
	2 □ 所管する施設の応急修理を行う	こども家庭部 教育部 観光文化スポーツ部		

↓

	(3) 応急保育・応急教育対策	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1週間後～1か月後	1 □ 応急保育を実施する	こども家庭部	3-5-9	3-5-16
	1 □ 応急教育を実施する	教育部		

	(4) 学校給食の応急措置	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
	1 □ 学校給食に関する応急措置を行う	教育部	3-5-10	3-5-18

	(5) 教科書等の調達および支給等	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
	1 □ 児童・生徒等に対する援助を実施する	教育部	3-5-10	3-5-19

	(6) 文化財の応急対策	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
3時間後～1か月後	1 □ 文化財の応急対策実施体制を確立する	観光文化スポーツ部	3-5-11	3-5-20
	2 □ 文化財の応急措置を行う	観光文化スポーツ部		

第４部　災害復旧・復興

第１章　被災者の生活再建支援

１週間後
～
災害終了

(1) 総合相談窓口の設置		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	総合相談窓口を設置する	企画振興部	4-1-1	4-1-1
2 □	総合相談窓口を運営する	企画振興部		

１週間後
～
災害終了

(2) り災証明書の発行		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	災害に係る住家の被害認定調査を実施する	総務部	4-1-3	4-1-2
2 □	り災証明書発行の準備を行う	福祉保健部 消防部		
3 □	り災証明書を発行する	福祉保健部 消防部		
4 □	被災者台帳を作成する	総務部		

１週間後
～
災害終了

(3) 被災者等への支援		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	生活再建に係る資金の支給・貸付を行う	福祉保健部	4-1-4	4-1-4
2 □	住宅の再建支援を行う	建設部		
3 □	税金や保険料等の減免・猶予を行う	総務部 市民環境部 上下水道部		
4 □	雇用の安定を確保する	産業部		
5 □	被災園児等を保護する	こども家庭部		

第２章　企業等の再建支援

	(1) 農林水産業の再建支援		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
１週間後 ～ 災害終了	1 □	農林水産業の緊急支援資金に係る相談窓口を開設する	産業部	4-2-1	4-2-1
	2 □	農林水産業の緊急支援資金に係る相談に対応する	産業部		
	3 □	風評被害対策を実施する	産業部 観光文化スポーツ部		

	(2) 商工業者の再建支援		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
１週間後 ～ 災害終了	1 □	商工業者の再建資金に係る相談窓口を開設する	産業部	4-2-3	4-2-2
	2 □	商工業者の再建資金に係る相談に対応する	産業部		
	3 □	風評被害対策を実施する	産業部 観光文化スポーツ部		

第３章　公共施設の災害復旧

１週間後
～
災害終了

(1) 復旧事業の財政対策		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	経理処理に関する災害時暫定ルールを作成する	総務部	4-3-1	4-3-1
2 □	資金計画を策定する	総務部		
3 □	復旧・復興財源を確保する	総務部		

(2) 公共施設の復旧事業の推進		担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
1 □	災害申請を行い災害復旧事業の補助を受ける	各施設を所管する班	4-3-4	4-3-2
2 □	災害復旧事業を実施する	各施設を所管する班		

第４章　災害復興

		(1)　災害復興体制の整備	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
１週間後 ～ 災害終了	1 □	災害復興本部を設置する	企画振興部	4-4-1	4-4-1
	2 □	災害復興本部を運営する	企画振興部		
	3 □	災害復興計画を作成する	企画振興部		
	4 □	災害復興事業を推進する	企画振興部		

		(2)　原子力災害時の中長期対策	担当部	本編のページ	マニュアル編のページ
１か月後 ～ 災害終了	1 □	放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施する	市民環境部	4-4-3	4-4-3
	2 □	環境放射線モニタリングに協力する	総務部		
	3 □	災害地域住民記録を再発行する	市民環境部		
	4 □	風評被害などの影響を削減する	観光文化スポーツ部 産業部		
	5 □	原子力災害に関する相談体制を整備する	企画振興部 人事部 産業部 福祉保健部		
	6 □	各種制限措置の解除を行う	総務部 企画振興部 産業部 福祉保健部 上下水道部		

Ⅱ　活動手順

第３部　災害応急対策

第１章　組織の立ち上げ

第１節　　風水雪害等に対応する活動体制

＜業務手順＞

(1) 警戒体制の活動						
業務実施時期		発災前				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	気象予警報等を把握する	1-1 □	危機管理班 (勤務時間外は当直者)	気象台、県、民間気象情報会社等から伝達される情報を受領する	3-1-24	3-3-1～7
		1-2 □	危機管理班 道路河川班 警防班 (勤務時間外は当直者)	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム、河川監視カメラ等の情報をモニタリングする	3-1-24	－
		1-3 □	危機管理班 (勤務時間外は当直者)	警戒体制の動員配備基準に該当する情報を確認したときは､危機管理監、危機管理課長に連絡する	3-1-24	－
2	警戒体制（警戒１号体制）を確立する	2-1 □	危機管理班 道路河川班 警防班	提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに、危機管理監、危機管理課長、道路河川課長、警防課長とが協議を行い、必要な体制を検討し、市長に配備指令を具申する	3-1-25	－
		2-2 □	危機管理班	市長の判断により、警戒体制の確立が決定されたときは、災害時緊急通報システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-25	7-2-1
		2-3 □	危機管理班	動員状況を把握する	3-1-25	－
3	情報収集・整理・伝達を行う	3-1 □	危機管理班 建設管理班	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム、河川監視カメラ等の情報をモニタリングする	3-1-24	－
		3-2 □	道路河川班 警防班	重要水防河川等を巡視点検し、水位や周辺の異常現象を把握する	3-1-24	－
		3-3 □	道路河川班 警防班	異常があるときは、危機管理班に報告する	3-1-24	－

		3-4 □	危機管理班	収集した情報を整理する	3-1-24	－
4	警戒体制（警戒１号体制）を解除する	4-1 □	危機管理班 道路河川班 警防班	整理された情報等をもとに、危機管理監、危機管理課長、道路河川課長、警防課長とが協議を行い、体制の解除を検討する	3-1-25	－
		4-2 □	危機管理班	協議により、警戒体制の解除が決定されたときは、災害時緊急通報システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	3-1-25	－
		4-3 □	危機管理班	体制の移行が必要なときは、危機管理監、総務部長、建設部長、消防長に協議を依頼する	3-1-25	－

＜関係機関＞	＜備考＞
気象台 県	※1　動員配備基準表 ※2　動員配備体制表 ＊気象等情報関係【資料編　P3-3-1～7 参照】 ＊災害対策配備体制招集連絡表【資料編　P7-2-1 参照】

※1　動員配備基準表

<table>
<tr><td colspan="2">動員</td><td>警戒第１号</td><td>警戒第２号</td><td>災対第１配備</td><td>災対第２配備</td><td>災対第３配備</td></tr>
<tr><td colspan="2">目的</td><td>情報収集</td><td>避難に備える</td><td>中規模災害対応</td><td>複数の中規模災害対応</td><td>大規模災害対応</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">体制</td><td>警戒体制</td><td>災害警戒本部体制</td><td colspan="3" rowspan="2">災害対策本部体制</td></tr>
<tr><td colspan="2">次の配備基準に達した場合は、市長に具申する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配備基準</td><td>風水雪害等</td><td>A
ア　次の警報の1以上が本市に発表されたとき
①レベル３大雨警報
②レベル３土砂災害警報
③レベル３氾濫警報
④暴風警報

イ　次の注意報等の1以上が本市に発表され、危機管理監・危機管理課長・道路河川課長・警防課長が協議し、必要と認めるとき
①レベル２大雨注意報
②レベル２土砂災害注意報
③氾濫注意報
④大雪警報・暴風雪警報
B
ア　土砂災害が発生したとき
イ　レベル４土砂災害危険警報が発表されたとき
ウ　その他本市において土砂災害の危険が高いと判断され、危機管理監・危機管理長・道路河川課長・警防課長が協議し、必要と認めるとき
C
自主避難施設の開設が必要と見込まれるとき</td><td>ア　次の警報の 1 以上が本市に発表され、かつ、災害の発生が大きく予想されるときで、危機管理監・人事部長・建設部長・消防長が協議し、必要と認めるとき
①レベル３大雨警報
②レベル３土砂災害警報
③レベル３氾濫警報
④暴風警報
⑤大雪警報・暴風雪警報

イ　河川水位が避難判断水位を超え、さらに水位の上昇が予想されるとき</td><td colspan="3">ア　気象業務法に基づく大雨・土砂災害・氾濫・暴風警報およびその他の注意報が発表され、市本部を設置して、その対策を必要とするとき。
イ　気象業務法に基づく大雨・土砂災害・氾濫・暴風・暴風雪・大雪特別警報が発表されたとき。
ウ　大規模な地震、火災、爆発、水難事故等が発生し、市本部を設置して、その対策を必要とするとき。
エ　その他災害救助法による救助を要する災害が発生したとき</td></tr>
</table>

※現状の体制で対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする

※2　動員配備体制表

<table>
<tr><td colspan="2">動員</td><td colspan="3">警戒第１号</td><td>警戒第２号</td><td>災対第１配備</td><td>災対第２配備</td><td>災対第３配備</td></tr>
<tr><td colspan="2">本部室</td><td colspan="3">危機管理監</td><td>危機管理監
本部連絡員</td><td colspan="3">本部長、副本部長、本部長付き、
危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員</td></tr>
<tr><td></td><td>事務局</td><td colspan="3">－</td><td>本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、広報戦略班</td><td colspan="3">本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）</td></tr>
<tr><td colspan="2">各所属</td><td colspan="3">－</td><td>各支部長
各施設長</td><td colspan="3">病院長
部長付き
各支部長、各施設長</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">企画振興部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td><td rowspan="16">□危機管理班（全員）
次の部・班のあらかじめ指定された職員
□企画班、秘書班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班
□総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班、
□人事班、働き方・業務改革推進班
□生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班
□社会福祉班、障害福祉班、健康推進班、高齢福祉推進班
□こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班
□観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班、スポーツ振興班
□農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班、
□建設管理班、道路河川班、建築班
□都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班
□上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班
□教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班
□支所・出張所
□左記※1
□左記※2</td><td colspan="2">□危機管理班（全員）</td><td rowspan="16">全員</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">総務部</td><td colspan="3">危機管理班（全員）</td><td rowspan="15">原則として各所属2名以上の職員（課長補佐級以上の職員を含む）
※3
総務班（全員）
公有財産管理班（全員）</td><td rowspan="15">各所属職員の 1/2 程度の職員（係長級以上の職員を含む）
※4
総務班（全員）
公有財産管理班（全員）
震災時：建設部（全員）</td></tr>
<tr><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">人事部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民環境部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">福祉保健部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">こども家庭部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">観光文化スポーツ部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業部</td><td>－</td><td>－</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">建設部</td><td colspan="2">道路河川班（震災・風水雪害時）、建設管理班（震災・風水雪害時）のあらかじめ指定された職員</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市政策部</td><td colspan="2">都市政策部（風水雪害時）のあらかじめ指定された職員</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">上下水道部</td><td colspan="2">上下水道部（震災時）のあらかじめ指定された職員</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">教育部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防部</td><td colspan="2">警防班（風水雪害時）のあらかじめ指定された職員</td><td>－</td><td colspan="4">【別に定める「彦根市消防計画（第 12 章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】</td></tr>
<tr><td colspan="2">病院部</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>□病院事務局班</td><td>上記※3 に同じ</td><td>上記※4 に同じ</td><td>全員</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難場所担当施設管理者</td><td colspan="3">※1 避難場所（土砂災害）
※2 自主避難施設</td><td colspan="4">避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者
※緊急初動対策チーム（震度５強以上）</td></tr>
</table>

◎　市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
◎　避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
◎　避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
※1　土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
※2　自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
※　事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
※　特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
※　広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒１号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

(2) 災害警戒本部体制の活動

業務実施時期	発災前　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	気象予警報等を把握する	1-1 □	危機管理班 (勤務時間外は当直者)	気象台、県、民間気象情報会社等から伝達される情報を受領する	3-1-24	3-3-1～7
		1-2 □	危機管理班 道路河川班 警防班 (勤務時間外は当直者)	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム、河川監視カメラ等の情報をモニタリングする	3-1-24	－
		1-3 □	危機管理班 (勤務時間外は当直者)	災害警戒本部体制の動員配備基準に該当する情報を確認したときは、危機管理監、危機管理課長に連絡する	3-1-24	－
2	災害警戒本部体制（警戒２号体制）を確立する	2-1 □	危機管理班	県から提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに、危機管理監、総務部長、建設部長、消防長とが協議を行い、必要な体制を検討する	3-1-26	－
		2-2 □	危機管理班	気象状況等を市長に報告し、必要な配備指令について具申する	3-1-26	－
		2-3 □	危機管理班	市長の判断を受け、決定された配備体制（災害警戒本部体制）を確立する	3-1-26	－
		2-4 □	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-26	7-2-1
		2-5 □	人事班	動員状況を把握する	3-1-26	7-2-2
3	情報収集・整理・伝達を行う	3-1 □	警戒第２号動員班	所管施設または施設周辺の被害概況を調査し、異常の有無を確認する	3-1-26	－
		3-2 □	警戒第２号動員班	異常があるときは、危機管理班に報告する	3-1-26	7-2-3
		3-3 □	危機管理班	収集した情報を整理する	3-1-26	－
4	災害警戒本部を設置する	4-1 □	危機管理班	市長の決定を受け、市役所本庁舎４階災害対策本部室に彦根市災害警戒本部を設営する	3-1-26	－
		4-2 □	危機管理班	災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	3-1-26	－
		4-3 □	危機管理班	災害警戒本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-26	3-1-1
		4-4 □	広報戦略班	災害警戒本部設置について広報する	3-1-26	－

5	災害警戒本部を運営する	5-1 □	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-26	－
		5-2 □	危機管理班	本部長の判断を受け、災害警戒本部会議の開催準備を行う	3-1-26	－
		5-3 □	危機管理班	災害警戒本部会議を開催し、当座の市の対応方針を決定する	3-1-26	－
		5-4 □	危機管理班	当座の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	3-1-26	3-1-1
		5-5 □	広報戦略班	当座の市の対応方針について、市民に広報する	3-1-26	－
6	災害警戒本部を閉鎖する	6-1 □	危機管理班	適宜、県と連絡調整し、河川水位の上昇、周辺市町の災害発生状況等について確認する	3-1-26	－
		6-2 □	危機管理班	災害警戒本部会議を開催し、災害対策本部への移行あるいは災害警戒本部の閉鎖を決定する	3-1-26	－
		6-3 □	危機管理班	災害警戒本部の閉鎖について、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-26	3-1-1
		6-4 □	広報戦略班	災害警戒本部閉鎖について市民に広報する	3-1-26	－
7	災害警戒本部体制（警戒２号体制）を解除する	7-1 □	危機管理班	本部長の判断を受け、災害警戒本部体制を解除する	3-1-26	－
		7-2 □	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により動員職員に災害警戒本部体制の解除を伝達する	3-1-26	－

＜関係機関＞	＜備考＞
気象台 県	※1　警戒第２号動員班 ※2　風水雪害時の参集時の注意点 ※3　市域の状況に関する情報の種類 ＊彦根市災害通信連絡網【資料編　P3-1-1 参照】 ＊気象等情報関係【資料編　P3-3-1～7 参照】 ＊災害対策配備体制招集連絡表【資料編　P7-2-1 参照】 ＊職員動員・活動報告書【資料編　P7-2-2 参照】 ＊参集途上情報報告書【資料編　P7-2-3 参照】

※1　警戒第２号動員班

企画振興部：企画班、秘書班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権･福祉交流会館班
総　務　部：危機管理班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納･監査班
人　事　部：人事班、働き方･業務改革推進班
市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班
福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班
こども家庭部：こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班
観光文化スポーツ部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班、スポーツ振興課
産　業　部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班
建　設　部：建設管理班、道路河川班、建築班
都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班
上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班
教　育　部：教育総務班、学校教育班、学校支援･人権･いじめ対策班、生涯学習班、学校ICT推進班、彦根城博物館班、図書館班
消　防　部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班
病　院　部：病院事務局班

※2　風水雪害時の参集時の注意点

(1) 参集方法

勤務時間内に災害配備体制がとられた場合は、動員職員は、直ちに勤務場所に参集する。

勤務時間外に参集する職員は、できるかぎり早く配備に就ける方法で参集する。(家族の身の安全を事前に指示しておくこと。)

なお、災害時には河川増水などによる道路・橋の寸断や交通渋滞の可能性があるので自動車の使用は控え、状況に応じて、徒歩、自転車やバイクを利用して参集すること。

(2) 参集時の注意事項

ア　参集者の服装・携行品

応急活動に適した服装を着用し、手袋、タオル、懐中電灯、水筒、食糧、その他非常用品等を携行する。ただし、浸水地域での移動が困難になるため長靴は不可とし、履きなれたスニーカーなどを使用すること。

イ　参集途中の緊急措置

参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関へ通報する

ウ　被害状況の報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報を、その他被害状況等の情報を含め「参集途上情報報告書」(資料編 P7-2-3 参照) により、所属長等を通じて本部連絡員ほか本部に報告する。

※河川の水位や小河川・農業排水路などの浸水状況、道路の冠水状況などをできるかぎり確認

(3) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、報道機関等により災害が発生し、または発生のおそれがあると覚知した場合は、状況に応じ所属長と連絡のうえ、または自らの判断により、速やかに勤務場所に参集することを心掛ける。

(4) 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途上で被災のおそれがある場合は、最寄りの各支所、出張所に参集し、当該機関の上席者の指示に従い応急対策活動に従事する。

(5) 動員状況の把握・報告

各本部員は、配備指令に基づく職員の動員・配備状況等について把握し「職員動員・活動報告書」(資料編　P7-2-2 参照) にまとめて、必要に応じて速やかに市本部長に報告する。

人事班は、各班の報告に基づき職員の動員配備状況を集計する。

※3　市域の状況に関する情報の種類

種類	照会および入手先	市の担当
雨量	関係機関・現場	道路河川班
河川の状況、河川水位	上下流水防管理者 関係機関・役場	道路河川班・消防本部
樋門、水門、堰の放流状況	水利組合・農業組合・自治会等	農林水産班（犬上川以南） 道路河川班（犬上川以北）
ダムの放流状況	各ダム管理事務所	危機管理班
交通規制等の状況	警察他	建設管理班・交通政策班・消防本部
ライフラインの状況	各施設管理者	危機管理班

(3) 災害対策本部体制の活動

業務実施時期	発災前　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	気象予警報等を把握する	1-1 □	危機管理班 (勤務時間外は当直者)	気象台、県、民間気象情報会社等から伝達される情報を受領する	3-1-24	3-3-1～7
		1-2 □	危機管理班 道路河川班 警防班 (勤務時間外は当直者)	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム、河川監視カメラ等の情報をモニタリングする	3-1-24	－
		1-3 □	危機管理班 (勤務時間外は当直者)	災害対策本部体制の動員配備基準に該当する情報を確認したときは、危機管理監、危機管理課長に連絡する	3-1-24	－
2	災害対策本部体制を確立する	2-1 □	危機管理班	県から提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに、危機管理監、総務部長、建設部長、消防長が協議を行い、必要な体制を検討する	3-1-27	－
		2-2 □	危機管理班	気象状況等を市長に報告し、必要な配備指令について具申する	3-1-27	－
		2-3 □	危機管理班	市長の判断を受け、決定された配備体制（災害対策本部体制 1 号～3 号）を確立する	3-1-27	－
		2-4 □	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-27	7-2-1
		2-5 □	人事班	動員状況を把握する	3-1-27	7-2-2
3	情報収集・整理・伝達を行う	3-1 □	全ての班	所管施設または施設周辺の被害概況を調査し、異常の有無を確認する	3-1-27	－
		3-2 □	全ての班	異常があるときは、危機管理班に報告する	3-1-27	7-2-3
		3-3 □	危機管理班	収集した情報を整理する	3-1-27	－
4	災害対策本部を設置する	4-1 □	危機管理班	市長の決定を受け、市役所本庁舎 4 階災害対策本部室に彦根市災害対策本部を設営する	3-1-27	－
		4-2 □	危機管理班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	3-1-27	7-4-1
		4-3 □	危機管理班	災害対策本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-27	3-1-1
		4-4	広報戦略班	災害対策本部設置について広報する	3-1-27	－

		□				
5	災害対策本部を運営する	5-1 □	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-27	－
		5-2 □	危機管理班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う	3-1-27	－
		5-3 □	危機管理班	災害対策本部会議を開催し、当座の市の対応方針を決定する	3-1-27	－
		5-4 □	危機管理班	特定の地域に被害が集中し、局地的な対応が必要なときは、現地災害対策本部を設置する	3-1-27	－
		5-5 □	危機管理班	当座の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	3-1-27	3-1-1
		5-6 □	広報戦略班	当座の市の対応方針について、市民に広報する	3-1-27	－
6	災害対策本部を閉鎖する	6-1 □	危機管理班	今後の気象予報、災害の発生・拡大状況等について把握する	3-1-27	－
		6-2 □	危機管理班	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する	3-1-27	－
		6-3 □	危機管理班	災害対策本部の閉鎖について、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-27	3-1-1
		6-4 □	広報戦略班	災害対策本部閉鎖について市民に広報する	3-1-27	－
7	災害対策本部体制を解除する	7-1 □	危機管理班	本部長の判断を受け、災害対策本部体制を解除する	3-1-27	－
		7-2 □	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により動員職員に災害対策本部体制の解除を伝達する	3-1-27	－

＜関係機関＞	＜備考＞
気象台 県	※1　彦根市災害対策本部設営図 ※2　現地災害対策本部 ＊彦根市災害通信連絡網【資料編　P3-1-1 参照】 ＊気象等情報関係【資料編　P3-3-1 参照】 ＊災害対策配備体制招集連絡表【資料編　P7-2-1 参照】 ＊職員動員・活動報告書【資料編　P7-2-2 参照】 ＊参集途上情報報告書【資料編　P7-2-3 参照】 ＊標章および腕章の概要図【資料編　P7-4-1 参照】

※1　彦根市災害対策本部設営図

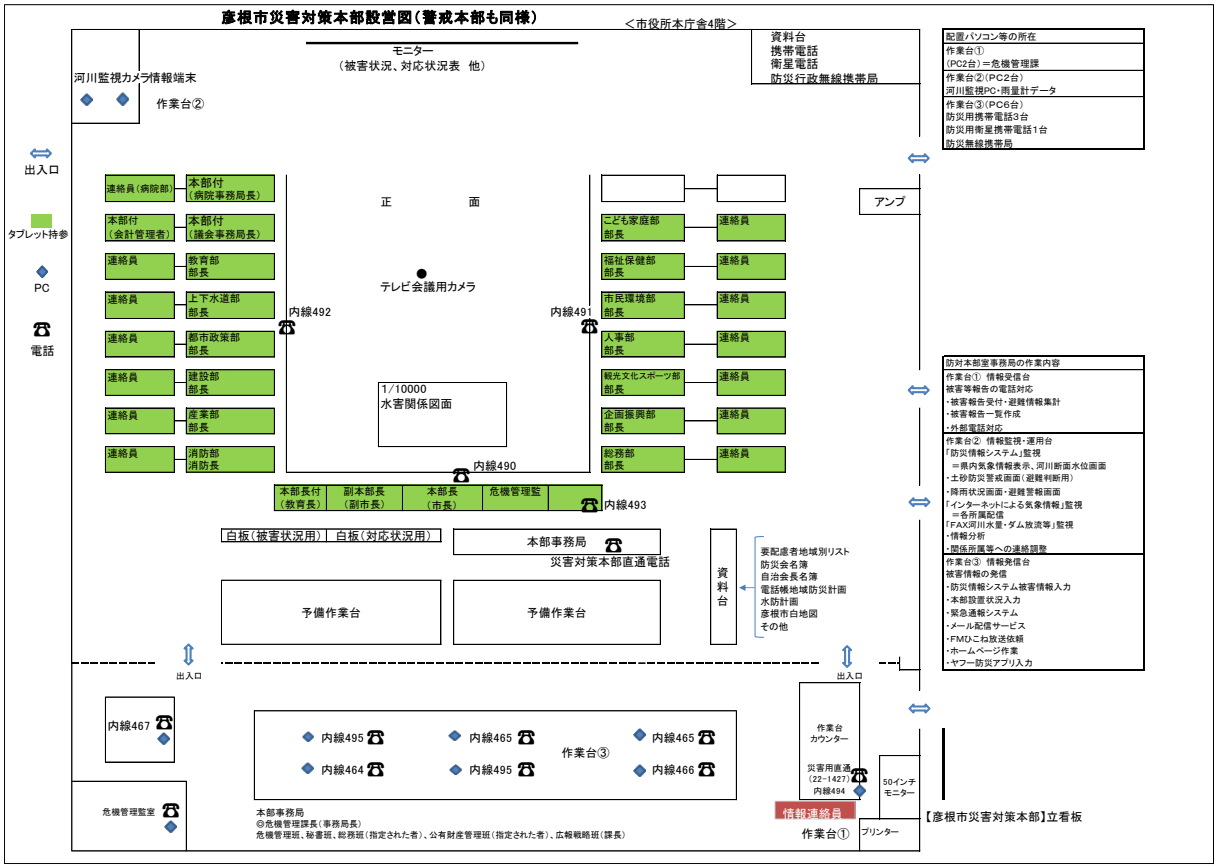

※2　現地災害対策本部

ア　特定の地域に被害が集中し、市本部長（市長）が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を設置する。

イ　市本部長（市長）は、現地本部に必要に応じ次の人員を派遣する。

（ア）副本部長、本部長付または本部員のうちから現地本部長を指名する。

（イ）本部員または本部職員のうちから現地本部員を指名する。

（ウ）本部職員のうちから現地本部職員を指名する。

第２節　　地震災害に対応する活動体制

＜業務手順＞

(1) 警戒体制の活動						
業務実施時期		発災直後　～　災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	地震発生情報等を把握する	1-1 □	危機管理班	地震による揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、インターネット、民間気象情報会社提供情報等で確認する	3-1-29	1-5-1
		1-2 □	危機管理班	市域の震度が４のときは、ただちに勤務場所に参集する	3-1-29	－
		1-3 □	危機管理班	気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、市長に連絡する	3-1-29	－
2	警戒体制（警戒１号体制）を確立する	2-1 □	危機管理班	市域の震度が４のときは、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、自動参集）	3-1-30	－
		2-2 □	危機管理班	市長判断により、警戒体制の確立が決定されたときは、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-30	7-2-1
		2-3 □	危機管理班	動員状況を把握する	3-1-30	－
3	情報収集・整理・伝達を行う	3-1 □	危機管理班 建設管理班 上下水道総務班	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム等の情報をモニタリングする	3-1-30	－
		3-2 □	危機管理班	県や周辺市町と連絡調整し、必要な対応を協議する	3-1-30	－
		3-3 □	建設管理班 上下水道業務班 下水道建設班 上水道工務班	所管施設を点検し、異常の有無等を把握する	3-1-30	－
		3-4 □	建設管理班 上下水道総務班	異常があるときは、危機管理班に報告する	3-1-30	－

		3-5 □	危機管理班	収集した情報を整理する	3-1-30	－
4	警戒体制を解除する	4-1 □	危機管理班 建設管理班	整理された情報等をもとに、危機管理監、危機管理課長、建設管理課長、警防課長とが協議を行い、体制の解除を検討する	3-1-30	－
		4-2 □	危機管理班	協議により、警戒体制の解除が決定されたときは、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	3-1-30	－
		4-3 □	危機管理班	体制の移行が必要なときは、危機管理監、総務部長、建設部長、消防長に協議を依頼する	3-1-30	－

＜関係機関＞	＜備考＞
気象台 県	※1　動員配備基準表 ※2　動員配備体制表 ＊地震関係【資料編　P1-5-1 参照】 ＊災害対策配備体制招集連絡表【資料編　P7-2-1 参照】

※1　動員配備基準表

動員	警戒第１号	警戒第２号	災対第１配備	災対第２配備	災対第３配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害対応	複数の中規模災害対応	大規模災害対応
体制	警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
配備基準	市域に【震度４】以上の地震が発生したとき	ア　市域に【震度５弱】の地震が発生したとき イ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき、または、その他の場合で、危機管理監が、必要と認めたとき	－	市域に【震度５強】の地震が発生したとき	市域に【震度６弱】以上の地震が発生したとき

※現状の体制で対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする

※2　動員配備体制表

<table>
<tr><td colspan="2">動員</td><td colspan="3">警戒第１号</td><td>警戒第２号</td><td>災対第１配備</td><td>災対第２配備</td><td>災対第３配備</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">本部室</td><td colspan="3">危機管理監</td><td>危機管理監
本部連絡員</td><td colspan="3">本部長、副本部長、本部長付き、
危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td colspan="3">－</td><td>本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、広報戦略班</td><td colspan="3">本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）</td></tr>
<tr><td colspan="2">各所属</td><td colspan="3">－</td><td>各支部長
各施設長</td><td colspan="3">病院長
部長付き
各支部長、各施設長</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">企画振興部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td><td rowspan="13">□危機管理班（全員）
次の部・班のあらかじめ指定された職員
□企画班、秘書班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権･福祉交流会館班
□総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納･監査班、
□人事班、働き方･業務改革推進班
□生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班
□社会福祉班、障害福祉班、健康推進班、高齢福祉推進班
□こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班
□観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班、スポーツ振興班
□農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班、
□建設管理班、道路河川班、建築班
□都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班
□上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班
□教育総務班、学校教育班、学校支援･人権･いじめ対策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班
□支所・出張所
□左記※1
□左記※2</td><td colspan="2">□危機管理班（全員）</td><td rowspan="13">全員</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">総務部</td><td colspan="3">危機管理班（全員）</td><td rowspan="12">原則として各所属２名以上の職員（課長補佐級以上の職員を含む）
※3
総務班（全員）
公有財産管理班（全員）</td><td rowspan="12">各所属職員の 1/2 程度の職員（係長級以上の職員を含む）
※4
総務班（全員）
公有財産管理班（全員）
震災時：建設部（全員）</td></tr>
<tr><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">人事部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民環境部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">福祉保健部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">こども家庭部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">観光文化スポーツ部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業部</td><td>－</td><td>－</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">建設部</td><td colspan="2">道路河川班（震災・風水雪害時）、建設管理班（震災・風水雪害時）のあらかじめ指定された職員</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市政策部</td><td colspan="2">都市政策部（風水雪害時）のあらかじめ指定された職員</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">上下水道部</td><td colspan="2">上下水道部（震災時）のあらかじめ指定された職員</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">教育部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防部</td><td colspan="2">警防班（風水雪害時）のあらかじめ指定された職員</td><td>－</td><td colspan="4">【別に定める「彦根市消防計画（第 12 章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】</td></tr>
<tr><td colspan="2">病院部</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>□病院事務局班</td><td>上記※3 に同じ</td><td>上記※4 に同じ</td><td>全員</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難場所担当施設管理者</td><td colspan="3">※1 避難場所（土砂災害）
※2 自主避難施設</td><td colspan="4">避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者
※緊急初動対策チーム（震度５強以上）</td></tr>
</table>

◎　市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
◎　避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
◎　避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
※　事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
※　特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
※　広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒１号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

(2) 災害警戒本部体制の活動

業務実施時期	発災直後　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	地震発生情報等を把握する	1-1 □	全ての班	地震による激しい揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で確認する	3-1-29	1-5-1
		1-2 □	警戒2号動員班	市域の震度が5弱のときは警戒2号配備職員はただちにあらかじめ定めた参集場所に参集する	3-1-29	－
		1-3 □	危機管理班	気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、市長に連絡する	3-1-29	－
2	災害警戒本部体制（警戒2号体制）を確立する	2-1 □	危機管理班（勤務時間外は警戒第2号配備職員）	市域の震度が5弱のときは、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により各部・次長に動員を伝達する（勤務時間外は、自動参集）	3-1-30	－
		2-2 □	危機管理班	市長判断により、災害警戒本部体制の確立が決定されたときは、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により各部・次長に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-30	7-2-1
		2-3 □	人事班	動員状況を把握する	3-1-30	7-2-2
3	情報収集・整理・伝達を行う	3-1 □	警戒第2号動員班	所管する施設または施設周辺の被害概況を調査し、異常の有無を確認する	3-1-30	－
		3-2 □	警戒第2号動員班	異常があるときは、危機管理班に報告する	3-1-30	7-2-3
		3-3 □	危機管理班	収集した情報を整理する	3-1-30	－
4	災害警戒本部を設置する	4-1 □	危機管理班	市長の決定を受け、市役所本庁舎4階災害対策本部室に彦根市災害警戒本部を設営する	3-1-30	－
		4-2	危機管理班	災害警戒本部運営に必要な書類・資	3-1-30	－

		□		機材等を準備する		
		4-3 □	危機管理班	災害警戒本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-30	3-1-1
		4-4 □	広報戦略班	災害警戒本部設置について広報する	3-1-30	－
5	災害警戒本部を運営する	5-1 □	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-30	－
		5-2 □	危機管理班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う	3-1-30	－
		5-3 □	危機管理班	災害対策本部会議を開催し、当座の市の対応方針を決定する	3-1-30	－
		5-4 □	危機管理班	当座の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	3-1-30	3-1-1
		5-5 □	広報戦略班	当座の市の対応方針について、市民に広報する	3-1-30	－
6	災害警戒本部を閉鎖する	6-1 □	危機管理班	適宜、県と連絡調整し、周辺市町の災害発生状況等について確認する	3-1-30	－
		6-2 □	危機管理班	災害警戒本部会議を開催し、災害対策本部への移行あるいは災害警戒本部の閉鎖を決定する	3-1-30	－
		6-3 □	危機管理班	災害警戒本部の閉鎖について、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-30	3-1-1
		6-4 □	広報戦略班	災害警戒本部閉鎖について市民に広報する	3-1-30	－
7	災害警戒本部体制（警戒２号体制）を解除する	7-1 □	危機管理班	本部長の判断を受け、災害警戒本部体制を解除する	3-1-30	－
		7-2 □	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により動員職員に災害警戒本部体制の解除を伝達する	3-1-30	－

＜関係機関＞	＜備考＞
気象台 県	※1　警戒第２号動員班 ＊地震関係【資料編　P1-5-1 参照】 ＊彦根市災害通信連絡網【資料編　P3-1-1 参照】 ＊災害対策配備体制招集連絡表【資料編　P7-2-1 参照】 ＊職員動員・活動報告書【資料編　P7-2-2 参照】 ＊参集途上情報報告書【資料編　P7-2-3 参照】

※1　警戒第２号動員班

企画振興部：企画班、秘書班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権･福祉交流会館班
総　務　部：危機管理班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納･監査班
人　事　部：人事班、働き方･業務改革推進班
市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班
福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班
こども家庭部：こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班
観光文化スポーツ部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班、スポーツ振興班
産　業　部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班
建　設　部：建設管理班、道路河川班、建築班
都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班
上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班
教　育　部：教育総務班、学校教育班、学校支援･人権･いじめ対策班、生涯学習班、学校ICT推進班、彦根城博物館班、図書館班
消　防　部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班
病　院　部：病院事務局班

(3) 災害対策本部体制の活動

業務実施時期	発災直後　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	地震発生情報等を把握する	1-1 □	全ての班	地震による激しい揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で確認する	3-1-29	1-5-1
		1-2 □	全ての班	市域の震度に応じた配備体制（災害対策本部体制2号または3号）を確認する	3-1-29	－
		1-2 □	全ての班	市域の震度が5強のときは災対2号配備職員、6弱以上のときは災対3号配備職員はただちにあらかじめ定めた参集場所に参集する	3-1-29	－
2	災害対策本部体制を確立する	2-1 □	危機管理班（勤務時間外は緊急初動対策チーム）	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により各部・次長に動員を伝達する（勤務時間外は、自動参集）	3-1-31	－
		2-2 □	全ての班（勤務時間外は緊急初動対策チーム）	勤務時間外のときは、総務チーム、情報チーム、緊急対策チーム、広報チームからなる緊急初動対策チームを編成する	3-1-31	－
		2-3 □	人事班（勤務時間外は緊急初動対策チーム）	動員状況を把握する	3-1-31	7-2-2
3	緊急初動活動を行う	3-1 □	公有財産管理班（勤務時間外は緊急初動対策チーム）	庁舎の安全を確認するとともに、庁舎設備の機能を確保する	3-1-31	－
		3-2 □	教育総務班（勤務時間外は緊急初動対策チーム）	避難所施設の安全確認を行い、避難所の開設可否を判断し、可能なときは避難所を開設する	3-1-31	－
		3-3 □	全ての班（勤務時間外は緊急初動対策チーム）	火災、建物、道路、橋りょう、ライフライン、救急救助、避難施設の状況、市有施設等に関する情報を収集し、整理する	3-1-31	7-2-3
		3-4 □	広報戦略班（勤務時間外は緊急	整理された情報をもとに、被害状況、避難に関する事項、市の応急対策実	3-1-31	－

			初動対策チーム)	施状況等を広報する		
4	災害対策本部を設置する	4-1 □	危機管理班	市役所本庁舎4階災害対策本部室に彦根市災害対策本部を設営する	3-1-31	—
		4-2 □	危機管理班	市役所本庁舎が被災したときは、彦根市スポーツ・文化交流センターに彦根市災害対策本部を設営する	3-1-31	—
		4-3 □	危機管理班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	3-1-31	7-4-1
		4-4 □	危機管理班	災害対策本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-31	3-1-1
		4-5 □	広報戦略班	災害対策本部設置について市民に広報する	3-1-31	—
5	災害対策本部を運営する	5-1 □	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-31	—
		5-2 □	危機管理班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う	3-1-31	—
		5-3 □	危機管理班	災害対策本部会議を開催し、当座の市の対応方針を決定する	3-1-31	—
		5-4 □	危機管理班	特定の地域に被害が集中し、局地的な対応が必要なときは、現地災害対策本部を設置する	3-1-31	—
		5-5 □	危機管理班	当座の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	3-1-31	3-1-1
		5-6 □	広報戦略班	当座の市の対応方針について、市民に広報する	3-1-31	—
6	災害対策本部を閉鎖する	6-1 □	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-31	—
		6-2 □	危機管理班	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する	3-1-31	—
		6-3 □	危機管理班	災害対策本部の閉鎖について、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-31	3-1-1
		6-4 □	広報戦略班	災害対策本部閉鎖について市民に広報する	3-1-31	—
7	災害対策本部体制を解除する	7-1 □	危機管理班	本部長の判断を受け、災害対策本部体制を解除する	3-1-31	—
		7-2 □	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、	3-1-31	—

				庁内放送、電話等により動員職員に災害対策本部体制の解除を伝達する		

＜関係機関＞	＜備考＞
気象台 県	※1　参集時の注意事項 ※2　緊急初動対策チーム ＊地震関係【資料編　P1-5-1 参照】 ＊彦根市災害通信連絡網【資料編　P3-1-1 参照】 ＊職員動員・活動報告書【資料編　P7-2-2 参照】 ＊参集途上情報報告書【資料編　P7-2-3 参照】 ＊標章および腕章の概要図【資料編　P7-4-1 参照】

※1　参集時の注意事項（緊急初動対策チーム活動マニュアルから抜粋）

(1)　参集方法

参集する職員は、家族の身の安全を確認した後、できるかぎり早く配備に就ける方法で参集する。なお、地震発生時には道路の寸断や交通渋滞の可能性があるので、自動車の使用は控え、状況に応じて、徒歩、自転車やバイクを利用すること。

ア　参集時の注意事項

応急活動に適した服装を着用し、手袋、タオル、懐中電灯、水筒、食糧、衣類、医薬品その他の非常用品等を携行する。

イ　参集途上時の緊急措置

（ア）参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関等へ通報する。

（イ）参集途中で知り得た被害状況等の情報を「参集途上情報報告書」（別添１参照）により、所属長等を通じて本部連絡員ほか本部に報告する。

(2)　参集できない場合の措置

災害により参集が困難な場合には、速やかに次の措置をとる。

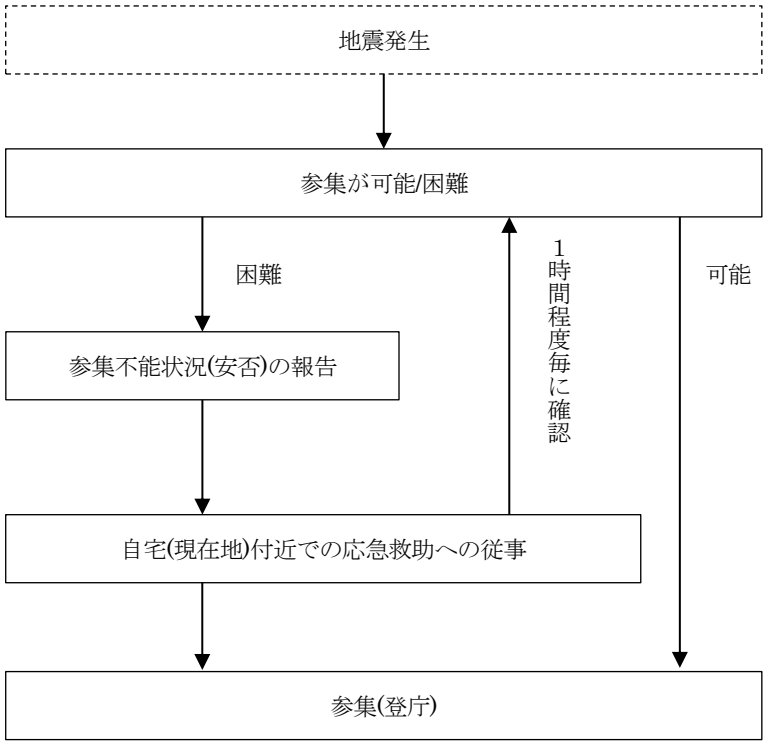

※2　緊急初動対策チーム（緊急初動対策チーム活動マニュアルから抜粋）

第１節　勤務時間外の初動対応体制

休日や夜間などの勤務時間外に【震度５強以上】の地震が市域で発生した場合は、市役所本庁舎等に迅速に参集できる職員を中心に、あらかじめ指定しておいた彦根市災害緊急初動対策チーム（以下、「緊急初動対策チーム」という）要員が直ちに登庁し、災害対策本部を迅速に確立するとともに、最優先で取り組む緊急的な対策を実施する。

１　緊急初動対策チーム

（１）緊急初動対策チームの設置基準

勤務時間外に震度５強以上の地震が発生した場合に、災害対策本部の機能がある程度確立するまでの間、初期の応急対策活動を補完し、迅速な機能の確立を図るため設置する。

※勤務時間外とは、平日の０時から８時 30 分まで、平日の１７時１５から２４時までおよび土、日、祝日、年末年始の休日をいう。

＜参考　市配備体制＞

震度４：警戒第１号体制（危機管理課・建設部・上下水道部参集）

震度５弱：警戒第２号体制（警戒本部設置、各部・各班のあらかじめ指定された職員等参集）

震度５強：災対第２配備

震度５強以上：災害対策本部設置、緊急初動対策チーム・係長級以上の職員等参集

震度６弱以上：災対第３配備（全職員参集）

（２）緊急初動対策チームの要員の任命

緊急初動対策チーム要員は、あらかじめ市長が任命する。

原則として、災害時に市役所本庁舎に速やかに参集できる職員(市役所から概ね 2km の距離内に居住する職員)、避難場所で活動するものは、各避難場所の近隣に居住する課長級以下の職員を中心に任命する。

ただし、以下の職員は、任命の対象外とする。

ア　消防職員

イ　市立病院勤務職員（医療職）

ウ　消防団員となっている職員

エ　その他

（３）緊急初動対策チームの要員の心構え

緊急初動対策チーム要員に指定された職員は、平時より、以下の災害予防対策を実施し、緊急時の出動に備える。

ア　各チームのリーダーは、チームの職員および施設の連絡先の把握に努める。

イ　平時から「彦根市地域防災計画」を熟読し、その業務への精通に努める。

ウ　自宅の防災点検（耐震化・家具の固定）を実施し、家族に自らの任務に対する理解を得るよう努める。

第３節　　大規模事故災害に対応する活動体制

＜業務手順＞

(1) 警戒体制の活動						
業務実施時期		発災直後　～　３時間後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	当面の事故の概要を把握する	1-1 □	通信指令班	119 番通報等に基づき、当面の事故の緊急対応を行う	3-1-34	－
		1-2 □	通信指令班	把握した事故の概要を危機管理班に連絡する	3-1-34	－
		1-3 □	警防班	特に事故が大規模なものについては、全庁的な配備の必要性を危機管理班に具申する	3-1-34	－
2	警戒体制（警戒１号体制）を確立する	2-1 □	危機管理班 警防班	提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに、危機管理監、危機管理課長、警防課長とが協議を行い、必要な体制を検討し、市長に配備指令を具申する	3-1-34	－
		2-2 □	危機管理班	市長の判断により、警戒体制の確立が決定されたときは、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-34	7-2-1
		2-3 □	危機管理班	動員状況を把握する	3-1-34	－
3	情報収集・整理・伝達を行う	3-1 □	危機管理班	テレビ、インターネット等の情報をモニタリングする	3-1-34	－
		3-2 □	警防班	事故現場に派遣した職員から事故の概況等を把握する	3-1-34	－
		3-3 □	警防班	避難等の緊急措置を講じる必要があるときは、危機管理班に報告する	3-1-34	－
		3-4 □	危機管理班	収集した情報を整理する	3-1-34	－
4	警戒体制（警戒１号体制）を解除する	4-1 □	危機管理班 警防班	整理された情報等をもとに、危機管理監、危機管理課長、警防課長とが協議を行い、体制の解除を検討する	3-1-34	－
		4-2 □	危機管理班	協議により、警戒体制の解除が決定されたときは、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	3-1-34	－
		4-3 □	危機管理班	体制の移行が必要なときは、危機管理監、総務部長、消防長ほか災害種	3-1-34	－

				別に応じた関係部長に協議を依頼する		

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　初動体制 ※2　動員配備基準表 ※3　動員配備体制表 ＊災害対策配備体制招集連絡表【資料編　P7-2-1 参照】

※1　初動体制

(1) 初動

本市および隣接市町において、大規模な事故災害が発生したとき、またはそのおそれがある場合は、その後の活動を滞りなく実施するため直ちに初動体制を敷き、初期の応急対策を実施する活動体制をとる。

(2) 初期の防災活動の実施

初動応急対策は、次の各号に掲げるとおりとする。

ア　事故情報の収集および伝達に関すること

イ　医療・救助に関すること

ウ　避難に関すること

エ　その他必要と認めること

また、被害状況に応じて事故災害警戒本部の設置が必要と市長が判断した場合は、速やかに市役所本庁舎 4 階災害対策本部室に事故災害警戒本部を設置する。

(3) 体制

消防長・署長・消防本部・署（初動対応各所属）

危機管理監・総務部長・次長・副参事・危機管理課長・危機管理課員等

※2　動員配備基準表

動員	警戒第 1 号	警戒第 2 号	災対第 1 配備	災対第 2 配備	災対第 3 配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害対応	複数の中規模災害対応	大規模災害対応
体制	警戒体制	事故災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
配備基準	市および隣接市町において大規模な事故災害の発生を確認したとき	大規模な事故災害による相当の被害や予想されるとき	ア　大規模な事故災害による相当の被害があるとき イ　災害救助法の適用が見込まれるとき		

※現状の体制で対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする

※2　動員配備体制表

<table>
<tr><td colspan="2">動員</td><td colspan="3">警戒第１号</td><td>警戒第２号</td><td>災対第１配備</td><td>災対第２配備</td><td>災対第３配備</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">本部室</td><td colspan="3">危機管理監</td><td>危機管理監
本部連絡員</td><td colspan="3">本部長、副本部長、本部長付き、
危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td colspan="3">－</td><td>本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、広報戦略班</td><td colspan="3">本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）</td></tr>
<tr><td colspan="2">各所属</td><td colspan="3">－</td><td>各支部長
各施設長</td><td colspan="3">病院長
部長付き
各支部長、各施設長</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">企画振興部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td><td rowspan="17">□危機管理班（全員）
次の部・班のあらかじめ指定された職員
□企画班、秘書班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権･福祉交流会館班
□総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納･監査班、
□人事班、働き方･業務改革推進班
□生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班
□社会福祉班、障害福祉班、健康推進班、高齢福祉推進班
□こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班
□観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班、スポーツ振興班
□農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班、
□建設管理班、道路河川班、建築班
□都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班
□上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班
□教育総務班、学校教育班、学校支援･人権･いじめ対策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班
□支所・出張所
□左記※1
□左記※2</td><td colspan="2">□危機管理班（全員）</td><td rowspan="17">全員</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">総務部</td><td colspan="3">危機管理班（全員）</td></tr>
<tr><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">人事部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民環境部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">福祉保健部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">こども家庭部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">観光文化スポーツ部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業部</td><td>－</td><td>－</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">建設部</td><td colspan="2">道路河川班（震災・風水雪害時）、建設管理班（震災・風水雪害時）のあらかじめ指定された職員</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市政策部</td><td colspan="2">都市政策部（風水雪害時）のあらかじめ指定された職員</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">上下水道部</td><td colspan="2">上下水道部（震災時）のあらかじめ指定された職員</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">教育部</td><td>－</td><td>※1</td><td>※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">原則として各所属2名以上の職員（課長補佐級以上の職員を含む）
※3
総務班（全員）
公有財産管理班（全員）</td><td colspan="2">各所属職員の 1/2 程度の職員（係長級以上の職員を含む）
※4
総務班（全員）
公有財産管理班（全員）
震災時：建設部（全員）</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防部</td><td colspan="2">警防班（風水雪害時）のあらかじめ指定された職員</td><td>－</td><td colspan="4">【別に定める「彦根市消防計画（第 12 章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】</td></tr>
<tr><td colspan="2">病院部</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>□病院事務局班</td><td>上記※3 に同じ</td><td>上記※4 に同じ</td><td>全員</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難場所担当施設管理者</td><td colspan="3">※1 避難場所（土砂災害）
※2 自主避難施設</td><td colspan="4">避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者
※緊急初動対策チーム（震度５強以上）</td></tr>
</table>

◎　市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
◎　避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
◎　避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
※1　土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
※2　自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
※　事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
※　特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
※　広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒１号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

(2) 事故災害警戒本部（警戒２号体制）の活動

業務実施時期	発災直後　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	事故災害警戒本部体制（警戒２号体制）を確立する	1-1 □	危機管理班	把握された事故に関する情報や報道されている情報等をもとに、危機管理監、総務部長、消防長ほか災害種別に応じた関係部長とが協議を行い、必要な体制を検討する	3-1-35	－
		1-2 □	危機管理班	事故の状況等を市長に報告し、配備体制の発令について具申する	3-1-35	－
		1-3 □	危機管理班	市長の判断を受け、決定された配備体制（警戒２号体制）を確認する	3-1-35	－
		1-4 □	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-35	7-2-1
		1-5 □	人事班	動員状況を把握する	3-1-35	7-2-2
2	情報収集・整理・伝達を行う	2-1 □	警戒第２号動員班	事故災害に関連する所管施設または施設周辺の被害概況を調査し、異常の有無を確認する	3-1-35	－
		2-2 □	警戒第２号動員班	異常があるときは、危機管理班に報告する	3-1-35	7-2-3
		2-3 □	危機管理班	収集した情報を整理する	3-1-35	－
3	事故災害警戒本部を設置する	3-1 □	危機管理班	市長の決定を受け、市役所本庁舎４階災害対策本部室に彦根市事故災害警戒本部を設営する	3-1-35	－
		3-2 □	危機管理班	事故災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	3-1-35	－
		3-3 □	危機管理班	事故災害警戒本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-35	3-1-1
		3-4	広報戦略班	事故災害警戒本部設置について市民	3-1-35	－

		□		に広報する		
4	事故災害警戒本部を運営する	4-1 □	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-35	－
		4-2 □	危機管理班	本部長の判断を受け、事故災害警戒本部会議の開催準備を行う	3-1-35	－
		4-3 □	危機管理班	事故災害警戒本部会議を開催し、当座の市の対応方針を決定する	3-1-35	－
		4-4 □	危機管理班	当座の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	3-1-35	3-1-1
		4-5 □	広報戦略班	当座の市の対応方針について、市民に広報する	3-1-35	－
5	事故災害警戒本部を閉鎖する	5-1 □	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-35	－
		5-2 □	危機管理班	事故災害警戒本部会議を開催し、災害対策本部への移行あるいは事故災害警戒本部の閉鎖を決定する	3-1-35	－
		5-3 □	危機管理班	事故災害警戒本部閉鎖について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-35	3-1-1
		5-4 □	広報戦略班	事故災害警戒本部閉鎖について広報する	3-1-35	－
6	事故災害警戒本部体制（警戒２号体制）を解除する	6-1 □	危機管理班	本部長の判断を受け、警戒２号体制を解除する	3-1-35	－
		6-2 □	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により動員職員に警戒２号体制の解除を伝達する	3-1-35	－

＜関係機関＞	＜備考＞
	※1　警戒第２号動員班 ＊彦根市災害通信連絡網【資料編　P3-1-1 参照】 ＊災害対策配備体制招集連絡表【資料編　P7-2-1 参照】 ＊職員動員・活動報告書【資料編　P7-2-2 参照】 ＊参集途上情報報告書【資料編　P7-2-3 参照】

※1　警戒第２号動員班

企画振興部：企画班、秘書班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権･福祉交流会館班
総　務　部：危機管理班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納･監査班
人　事　部：人事班、働き方･業務改革推進班
市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班
福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班
こども家庭部：こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班
観光文化スポーツ部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班、スポーツ振興班
産　業　部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班
建　設　部：建設管理班、道路河川班、建築班
都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班
上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班
教　育　部：教育総務班、学校教育班、学校支援･人権･いじめ対策班、生涯学習班、学校ICT推進班、彦根城博物館班、図書館班
消　防　部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班
病　院　部：病院事務局班

(3) 災害対策本部体制の活動

業務実施時期	発災直後　～　災害終了					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	災害対策本部体制を確立する	1-1 □	危機管理班	市長の判断を受け、決定された配備体制（災害対策本部体制 1 号～3 号）を確認する	3-1-36	－
		1-2 □	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-36	7-2-1
		1-3 □	人事班	動員状況を把握する	3-1-36	7-2-2
2	災害対策本部を設置する	2-1 □	危機管理班	市役所本庁舎 4 階災害対策本部室に彦根市災害対策本部を設営する	3-1-36	－
		2-2 □	危機管理班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	3-1-36	7-4-1
		2-3 □	危機管理班	災害対策本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-36	3-1-1
		2-4 □	広報戦略班	災害対策本部設置について市民に広報する	3-1-36	－
3	災害対策本部を運営する	3-1 □	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-36	－
		3-2 □	危機管理班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う	3-1-36	－
		3-3 □	危機管理班	災害対策本部会議を開催し、当座の市の対応方針を決定する	3-1-36	－
		3-4 □	危機管理班	当座の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	3-1-36	3-1-1
		3-5 □	広報戦略班	当座の市の対応方針について、市民に広報する	3-1-36	－
4	災害対策本部を閉鎖する	4-1 □	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-36	－
		4-2 □	危機管理班	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する	3-1-36	－
		4-3 □	危機管理班	災害対策本部の閉鎖について、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-36	3-1-1

		4-4 □	広報戦略班	災害対策本部閉鎖について市民に広報する	3-1-36	－
5	災害対策本部体制を解除する	5-1 □	危機管理班	本部長の判断を受け、災害対策本部体制を解除する	3-1-36	－
		5-2 □	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により動員職員に災害対策本部体制の解除を伝達する	3-1-36	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	＊彦根市災害通信連絡網【資料編　P3-1-1 参照】 ＊災害対策配備体制招集連絡表【資料編　P7-2-1 参照】 ＊職員動員・活動報告書【資料編　P7-2-2 参照】 ＊標章および腕章の概要図【資料編　P7-4-1 参照】

第４節　　原子力災害に対応する活動体制

＜業務手順＞

(1) 警戒体制の活動						
業務実施時期		発災前				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	当面の緊急事態等を把握する	1-1 □	危機管理班 (勤務時間外は当直者) 警防班	県から伝達される原子力災害に関連する情報を受領する	3-1-37	－
		1-2 □	危機管理班 (勤務時間外は当直者) 警防班	地震による揺れを感知したときは、原子力施設等立地市町の震度情報をテレビ、インターネット等で確認する	3-1-37	－
		1-3 □	危機管理班 (勤務時間外は当直者) 警防班	情報収集事態（フェーズ1）を確認したときは、危機管理監、危機管理課長に連絡する	3-1-37	－
		1-4 □	危機管理班 (勤務時間外は当直者) 警防班	引き続き、テレビ、インターネット等の情報をモニタリングする	3-1-37	－
2	警戒体制（警戒１号体制）を確立する	2-1 □	危機管理班 警防班	県から提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに､危機管理監、危機管理課長、警防課長とが協議を行い、必要な体制を検討する	3-1-38	－
		2-2 □	危機管理班 警防班	原子力事故の状況等を市長に報告し、必要な配備指令について具申する	3-1-38	－
		2-3 □	危機管理班	市長の判断を受け、決定された配備体制（警戒体制）を確認する	3-1-38	－
		2-4 □	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-38	7-2-1
		2-5 □	危機管理班	動員状況を把握する	3-1-38	－
3	情報収集・整理・伝達を行う	3-1 □	危機管理班	適宜、県と連絡調整し、事態の進展等について確認する	3-1-38	－
		3-2 □	危機管理班	周辺市町と連絡調整し、必要な対応を協議する	3-1-38	－
		3-3	危機管理班	収集した情報を整理する	3-1-38	－

		□				
4	警戒体制（警戒１号体制）を解除する	4-1 □	危機管理班 警防班	整理された情報等をもとに、危機管理監、危機管理課長、警防課長とが協議を行い、体制の解除を検討する	3-1-38	－
		4-2 □	危機管理班	協議により、警戒体制の解除が決定されたときは、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	3-1-38	－
		4-3 □	危機管理班	体制の移行が必要なときは、危機管理監、総務部長、市民環境部長、消防長に協議を依頼する	3-1-38	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　動員配備基準表 ※2　動員配備体制表 ＊災害対策配備体制招集連絡表【資料編　P7-2-1 参照】

※1　動員配備基準表

動員	警戒第１号	警戒第２号	災対第１配備	災対第２配備	災対第３配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害対応	複数の中規模災害対応	大規模災害対応
体制	警戒体制	原子力災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
配備基準	情報収集事態（フェーズ1）を確認したとき	警戒事態（フェーズ2）を確認したとき	－	施設敷地緊急事態（フェーズ3）を確認したとき	全面緊急事態（フェーズ4）を確認したとき

※2　動員配備体制表

<table>
<tr><th colspan="2">動員</th><th>警戒第１号
（フェーズ1）</th><th>警戒第２号
（フェーズ2）</th><th>災対第２配備
（フェーズ3）</th><th>災対第３配備
（フェーズ4）</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">本部室</td><td>危機管理監</td><td>危機管理監
本部連絡員</td><td colspan="2">本部長
副本部長
本部長付き
危機管理監
部長
本部付き
本部連絡員</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td>－</td><td>本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、広報戦略班</td><td colspan="2">本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、広報戦略班（課長）</td></tr>
<tr><td colspan="2">各所属</td><td>－</td><td>各支部長
各施設長</td><td colspan="2">病院長
部長付き
各支部長
各施設長</td></tr>
<tr><td colspan="2">企画振興部</td><td>－</td><td rowspan="13">危機管理班（全員）

次の部･班のあらかじめ指定された職員
□秘書班、まちづくり推進班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班
□総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班、
□人事班、働き方･業務改革推進班
□生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班
□社会福祉班、障害福祉班、高齢福祉推進班、健康推進班
□こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班
□観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班、スポーツ振興班
□農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班
□建設管理班、道路河川班、建築班
□都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班
□上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班
□教育総務班、学校教育班、学校ＩＣＴ推進班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、彦根城博物館班、図書館班</td><td>危機管理班（全員）</td><td rowspan="13">全員</td></tr>
<tr><td colspan="2">総務部</td><td>危機管理班（全員）</td><td rowspan="12">各所属職員の 1/2 程度の職員（係長級以上の職員を含む）

総務班（全員）
公有財産管理（全員）</td></tr>
<tr><td colspan="2">人事部</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">市民環境部</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">福祉保健部</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">こども家庭部</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">観光文化スポーツ部</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">産業部</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">建設部</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市政策班</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">上下水道部</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">教育部</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防部</td><td>警防班</td><td colspan="3">【別に定める「彦根市消防計画（第 12 章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】</td></tr>
<tr><td colspan="2">病院部</td><td>－</td><td>□病院事務局班</td><td>各所属職員の 1/2 程度の職員（係長級以上の職員を含む）</td><td>全員</td></tr>
</table>

※現状の体制では、対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする。

(2) 原子力災害警戒本部体制（警戒体制２号）の活動

業務実施時期	発災前					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	当面の緊急事態等を把握する	1-1 □	危機管理班 (勤務時間外は当直者) 警防班	県から伝達される原子力災害に関連する情報を受領する	3-1-38	－
		1-2 □	危機管理班 (勤務時間外は当直者) 警防班	地震による揺れを感知したときは、原子力施設等立地市町の震度情報をテレビ、インターネット等で確認する	3-1-38	－
		1-3 □	危機管理班 (勤務時間外は当直者) 警防班	警戒事態（フェーズ2）を確認したときは、危機管理監、総務部長、市民環境部長、消防長に連絡する	3-1-38	－
		1-4 □	危機管理班 警防班	引き続き、テレビ、インターネット等の情報をモニタリングする	3-1-38	－
2	原子力災害警戒本部体制（警戒２号体制）を確立する	2-1 □	危機管理班 生活環境班 警防班	県から提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに､危機管理監、総務部長、市民環境部長、消防長とが協議を行い、必要な体制を検討する	3-1-38	－
		2-2 □	危機管理班	原子力事故の状況等を市長に報告し、必要な配備指令について具申する	3-1-38	－
		2-3 □	危機管理班	市長の判断を受け、決定された配備体制（原子力災害警戒本部体制）を確認する	3-1-38	－
		2-4 □	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-38	7-2-1
		2-5 □	人事班	動員状況を把握する	3-1-38	7-2-2
3	原子力災害警戒本部を設置する	3-1 □	危機管理班	市長の決定を受け、市役所本庁舎４階災害対策本部室に彦根市原子力災害警戒本部を設営する	3-1-38	－
		3-2 □	危機管理班	原子力災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	3-1-38	－
		3-3 □	危機管理班	原子力災害警戒本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-38	3-1-1
		3-4	広報戦略班	原子力災害警戒本部設置について市	3-1-38	－

		□	人権政策班 障害福祉班	民に広報する		
4	原子力災害警戒本部を運営する	4-1 □	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-38	－
		4-2 □	危機管理班	本部長の判断を受け、原子力災害警戒本部会議の開催準備を行う	3-1-38	－
		4-3 □	危機管理班	原子力災害警戒本部会議を開催し、当座の市の対応方針を決定する	3-1-38	－
		4-4 □	危機管理班	当座の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	3-1-38	3-1-1
		4-5 □	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	当座の市の対応方針について、市民に広報する	3-1-38	－
5	原子力災害警戒本部を閉鎖する	5-1 □	危機管理班	適宜、県と連絡調整し、事態の進展等について確認する	3-1-38	－
		5-2 □	危機管理班	周辺市町と連絡調整し、必要な対応を協議する	3-1-38	－
		5-3 □	危機管理班	原子力災害警戒本部会議を開催し、市長、危機管理監、総務部長、建設部長、消防長とが協議を行い、災害対策本部への移行あるいは原子力災害警戒本部の閉鎖を決定する	3-1-38	－
		5-4 □	危機管理班	原子力災害警戒本部の閉鎖について、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-38	3-1-1
		5-5 □	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	原子力災害警戒本部閉鎖について市民に広報する	3-1-38	－
6	原子力災害警戒本部体制（警戒２号体制）を解除する	6-1 □	危機管理班 生活環境班 警防班	市長の判断を受け、原子力災害警戒本部体制（警戒２号体制）を解除する	3-1-38	－
		6-6 □	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により動員職員に原子力災害警戒本部体制（警戒２号体制）の解除を伝達する	3-1-38	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	＊彦根市災害通信連絡網【資料編　P3-1-1 参照】 ＊職員動員・活動報告書【資料編　P7-2-2 参照】 ＊災害対策配備体制招集連絡表【資料編　P7-2-17 参照】

(3) 災害対策本部体制の活動

業務実施時期	発災直後　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	当面の緊急事態等を把握する	1-1 □	危機管理班 (勤務時間外は当直者) 警防班	県から伝達される原子力災害に関連する情報を受領する	3-1-39	－
		1-2 □	危機管理班 (勤務時間外は当直者)	施設敷地緊急事態（フェーズ3）または全面緊急事態（フェーズ4）を確認したときは、市長に連絡する	3-1-39	－
		1-3 □	危機管理班 (勤務時間外は当直者)	引き続き、テレビ、インターネット等の情報をモニタリングする	3-1-39	－
2	災害対策本部体制を確立する	2-1 □	危機管理班	原子力事故の状況等を市長に報告し、必要な配備指令について具申する	3-1-39	－
		2-2 □	危機管理班	市長の判断を受け、決定された配備体制（災害対策本部体制2号または3号）を確認する	3-1-39	－
		2-3 □	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-39	7-2-1
		2-4 □	人事班	動員状況を把握する	3-1-39	7-2-2
3	災害対策本部を設置する	3-1 □	危機管理班	市長の決定を受け、市役所本庁舎4階災害対策本部室に彦根市災害対策本部を設営する	3-1-39	－
		3-2 □	危機管理班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	3-1-39	7-4-1
		3-3 □	危機管理班	災害対策本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-39	3-1-1
		3-4 □	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	災害対策本部設置について市民に広報する	3-1-39	－
4	災害対策本部を運営する	4-1 □	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-39	－
		4-2 □	危機管理班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う	3-1-39	－
		4-3 □	危機管理班	災害対策本部会議を開催し、当座の市の対応方針を決定する	3-1-39	－
		4-4 □	危機管理班	当座の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	3-1-39	3-1-1
		4-5 □	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	当座の市の対応方針について、市民に広報する	3-1-39	－

5	災害対策本部を閉鎖する	5-1 □	危機管理班	適宜、県と連絡調整し、事態の進展等について確認する	3-1-39	－
		5-2 □	危機管理班	周辺市町と連絡調整し、必要な対応を協議する	3-1-39	－
		5-3 □	危機管理班 生活環境班 警防班	災害対策本部会議を開催し、市長、危機管理監、総務部長、市民環境部長、消防長とが協議を行い、原子力災害警戒本部への降格あるいは災害対策本部の閉鎖を決定する	3-1-39	－
		5-4 □	危機管理班	災害対策本部の閉鎖について、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-39	3-1-1
		5-5 □	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	災害対策本部閉鎖について市民に広報する	3-1-39	－
6	災害対策本部体制を解除する	6-1 □	危機管理班	市長の判断を受け、災害対策本部体制を解除する	3-1-39	－
		6-2 □	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により動員職員に災害対策本部体制の解除を伝達する	3-1-39	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	＊彦根市災害通信連絡網【資料編　P3-1-1 参照】 ＊災害対策配備体制招集連絡表【資料編　P7-2-1 参照】 ＊職員動員・活動報告書【資料編　P7-2-2 参照】 ＊標章および腕章の概要図【資料編　P7-4-1 参照】

第２章　活動体制の調整

第１節　　情報の収集・伝達

＜業務手順＞

（1）通信手段の確保						
業務実施時期		発災直後　～　３時間後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	災害対策本部の有線通信手段を確保する	1-1 □	危機管理班 情報政策班	固定電話、携帯電話、インターネット、県防災情報システム等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	3-2-1	－
		1-2 □	危機管理班	災害時優先電話の切換えを行い、各部に周知する	3-2-1	－
		1-3 □	危機管理班 情報政策班	必要に応じて、設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する	3-2-1	－
2	無線の通信機能を確保する	2-1 □	危機管理班	移動系防災行政無線、県防災行政無線の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	3-2-1	－
		2-2 □	通信指令班	消防無線の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	3-2-1	－
		2-3 □	危機管理班 通信指令班	必要に応じて、設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する	3-2-1	－
3	有線電話および防災行政無線通信不能時の代替通信手段を確保する	3-1 □	危機管理班	衛星携帯電話を確保する	3-2-1	－
		3-2 □	通信指令班	消防団バイク隊を運用する	3-2-2	－
		3-3 □	通信指令班	必要に応じて、防災相互通信用無線電話の活用を検討する	3-2-2	－
		3-4 □	危機管理班	必要に応じて、県に対して、放送機関に放送を依頼する（このとき、市民に対し、災害用伝言サービスを利用することを周知する）	3-2-2	－
		3-5 □	危機管理班	必要に応じて、伝令要員を非常通信協議会に属する機関に派遣する	3-2-1	－
		3-6 □	危機管理班	その他必要に応じて、アマチュア無線や移動通信機器および移動電源車の貸与制度の活用を検討する	3-2-2	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 消防団	＊彦根市防災行政無線局【資料編　P3-2-1 参照】

（2）被害の調査、報告および情報の整理

業務実施時期	発災直後　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	所管する施設等の被害概況について、調査する	1-1 □	被害調査関係各班	所管する施設または施設周辺の被害概況を調査し、被害の有無、被害概要等を把握する	3-2-2	7-1-109、7-2-7
		1-2 □	被害調査関係各班	必要に応じて、市本部に不足する調査員や専門的な技術を要する調査員等の応援を要請する	3-2-3	7-2-6
		1-3 □	被害調査関係各班	所管する施設または施設周辺の被害概況等を「被害状況に関する調査報告書」に取りまとめ、自部署の情報統括班に報告する	3-2-3	7-2-6
2	所管する施設等の被害概況をとりまとめ、市本部に報告する	2-1 □	各部情報統括班	自部署の被害概況を「彦根市災害対策本部情報処理票」に取りまとめる	3-2-3	7-2-5
		2-2 □	各部情報統括班	被害概況等の取りまとめ結果を本部連絡員を通じて市本部に報告する	3-2-4	－

＜関係機関＞	＜備考＞
	※1　被害調査関係各班 ※2　各部情報統括班 ※3　情報の収集・伝達に関する留意点 ＊災害の被害認定基準【資料編　P7-1-109 参照】 ＊彦根市災害対策本部情報処理票【資料編　P7-2-5 参照】 ＊被害状況に関する調査報告書【資料編　P7-2-6 参照】 ＊被害状況等の電話受信記録【資料編　P7-2-7 参照】

※1　被害調査関係各班

住家等一般被害：税務班
自治会長から被害状況聴取：まちづくり推進班
市有財産被害：公有財産管理班
人権・福祉交流会館被害：人権政策班
環境衛生施設被害：生活環境班、清掃センター班
社会福祉施設被害（幼稚園・保育所・認定こども園を含む）
　：社会福祉班、高齢福祉推進班、幼児班、こども若者支援班、障害福祉班、幼稚園保育所班
医療関係被害：健康推進班
市立病院関係被害：病院事務局班
商工観光関係被害：地域経済振興班、観光交流班
農林水産被害：農林水産班
土木施設被害（都市施設、公営住宅含む）：道路河川班、都市計画班、交通政策班、建築班、住宅班
上水道施設被害：上水道工務班
下水道施設被害：下水道建設班
学校教育関係被害（幼稚園・保育所・認定こども園を除く）：教育総務班、学校教育班
社会教育施設被害（放課後児童クラブを含む）
　：生涯学習班、文化振興班、学校教育班、図書館班、文化財班、彦根城博物館班
文化財関係被害：文化財班
火災被害、人的被害：警防班、消防署班

※2　各部情報統括班

企画振興部：企画班
総　務　部：総務班
人　事　部：人事班
市民環境部：ライフサービス班
福祉保健部：社会福祉班
こども家庭部：こども若者支援班
観光文化スポーツ部：観光交流班
産　業　部：農林水産班
建　設　部：建設管理班
都市政策部：都市計画班
上下水道部：上下水道総務班
教　育　部：教育総務班
消　防　部：消防総務班
病　院　部：病院事務局班

※3　情報の収集・伝達に関する留意点

(1) 災害発生後1時間以内に「被害の有無に関する」情報を第一報として、本部に寄せること。なお、勤務時間外等は、各職員は庁舎等に参集する途中で被害状況の把握・収集に努め、庁舎等到着後速やかに報告することに努める。また、第一報以降については、当日中1時間ごと、2日目以降毎日午前中に「被害の有無に関する」情報その他必要な事項について、報告する。
(2) 緊急な対応を要する被害状況に関する情報および対策上重要な施設の「対策遂行能力」等に関する情報については、未確認情報やデマと判断される情報についても必ず通報する。ただし、この場合「情報源」「未確認であること」「デマと判断されること」を付記する。
(3) 情報連絡・要請等の伝達に当たっては、発信部名、発信者名、発信時刻を必ず明記する。特に市以外の機関・団体に向けたものについては、記載後再度確認し記載漏れのないよう努める。
(4) 重要な情報については、口頭だけでなく、文書（メモ）、電子メール等複数のルートを使って伝達するものとする。特に庁内ネットワークパソコン設置施設・機関等については、これによる情報入力・送信を必ず行う。

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	火災の発生や人的被害の概況について、調査する	1-1 □	警防班 消防署班	通報、現地確認等により、火災の発生や人的被害等を把握する	3-2-2	－
		1-2 □	警防班 消防署班	火災の発生や人的被害等の概況を取りまとめ、消防総務班に報告する	3-2-3	－
2	火災の発生や人的被害の概況をとりまとめ、災害対策本部に報告する	2-1 □	消防総務班	火災の発生や人的被害の概況を取りまとめる	3-2-3	－
		2-2 □	消防総務班	被害概況等の取りまとめ結果を市本部に報告する	3-2-4	－

＜関係機関＞	＜備考＞
消防団	

(3) 被害情報の報告

業務実施時期	発災直後　～　災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	被害情報を収集、整理する	1-1 □	危機管理班	各部が取りまとめた被災情報を収集する	3-2-4	－
		1-2 □	危機管理班	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する	3-2-4	－
		1-3 □	危機管理班	各部や防災関係機関等の情報を一元化し、情報の鮮度、質、重要度や緊急度等を分類して情報を管理する	3-2-4	－
		1-4 □	危機管理班	必要に応じて、庁内に被害調査室を設置する	3-2-4	－
		1-5 □	危機管理班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報を整理する	3-2-4	7-1-85
2	県、消防庁に被害情報を報告する	2-1 □	危機管理班 通信指令班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	3-2-5	7-1-85
		2-2 □	危機管理班 通信指令班	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	3-2-5	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 消防庁	※1　調査および報告の種類 ※2　被害情報の報告系統 ※3　報告の留意事項 ＊火災・災害等即報要領【資料編　P7-1-85 参照】 ＊災害即報事項例示【資料編　P7-1-107 参照】 ＊災害の被害認定基準【資料編　P7-1-109 参照】 ＊災害確定報告（第 1 号様式）【資料編　P7-1-111 参照】

※1　調査および報告の種類

調査	報告	調査・報告の内容	細分類事項	備考
概況調査	災害概況即報	初期的なもので、被害の有無および程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告する。	災害全般 火災 特定の事故 救助・救急 災害概況	県１号様式 県２号様式 県３号様式 県４号様式その２
被害調査	被害状況即報	災害の総合的な応急対策を立てる基礎となるものであり、人的被害および住家被害を優先して即報する。	災害全般 人・建物 道路・河川 農業	県４号様式その１ 県様式 県様式 県様式
被害確定調査	災害確定報告	災害応急対策および災害復旧計画の基礎となるものであり、正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。	災害全般	県１号様式
その他の部門別の災害調査	その他の部門別の被害報告	災害応急対策および災害復旧計画の基礎となるものであり、部門別に正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。 ※　なお、これらのほかに各部署において、関係上位機関等へ報告を要するものもあるので注意を要する。		

※2　被害情報の報告系統

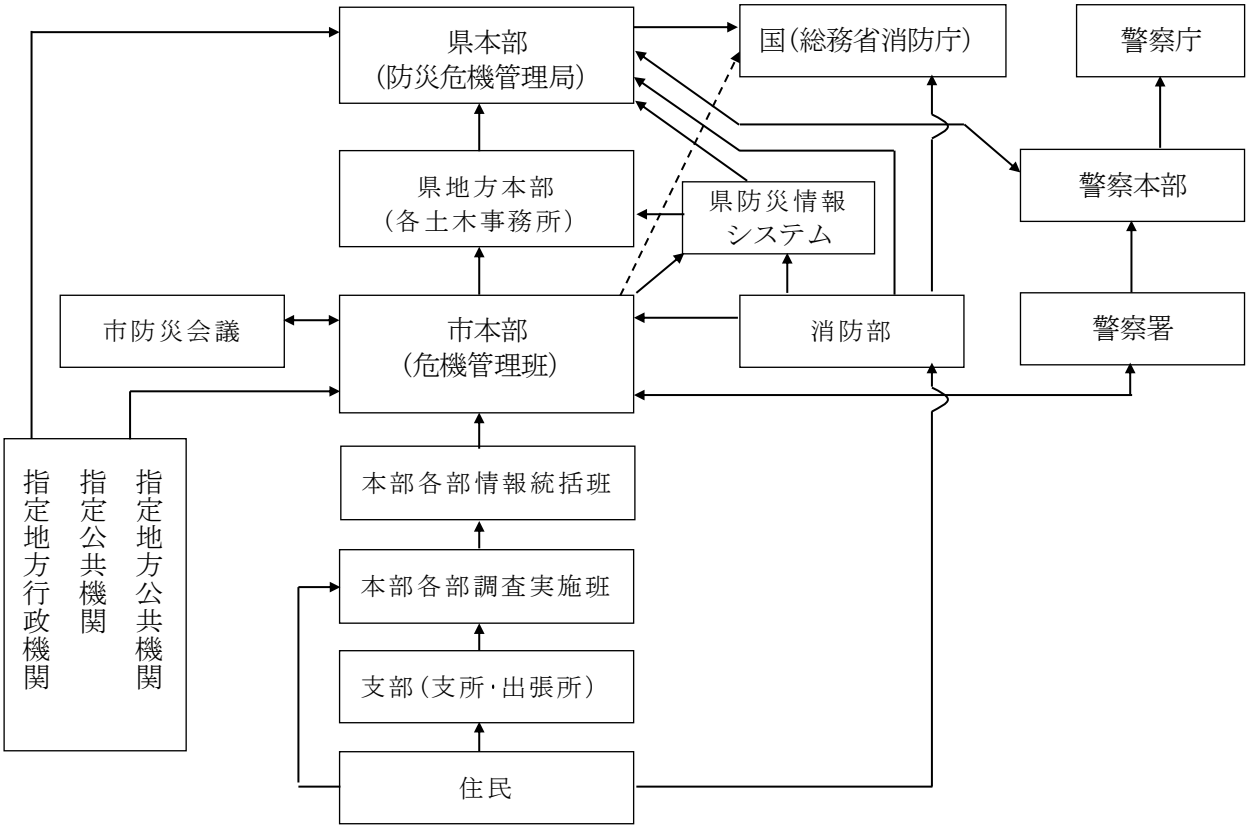

※3　報告の留意事項

市本部から県本部（設置前は防災危機管理局）へ県防災情報システムでの報告経路を基本とする。（第一報報告時にシステムにその災害名がない場合は、未命名に情報入力を行い、その旨を県防災危機管理局に連絡する）

ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があった場合は、県地方本部（設置前は土木事務所）を通じ県本部（設置前は防災危機管理局）へ報告する。

また、「消防庁 火災・災害等即報要領」を遵守し、「即報基準」に該当する災害等が発生した際には県に、「直接即報基準」に該当する災害等が発生した際には県および消防庁に、第一報の即報を覚知後30分以内に報告する。

なお、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到している場合は、市本部は直ちにその状況を電話または県防災行政無線にて、消防庁および県本部へ報告する。

(4) 広報

業務実施時期	発災直後　～　災害終了					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	広報活動実施体制を確立する	1-1 □	広報戦略班	被害状況や応急対策状況等を把握し、時期区分に応じて、広報すべき内容を検討する	3-2-5	－
		1-2 □	広報戦略班	本部員の承認を受けるなど、広報内容を決定する	3-2-5	－
		1-3 □	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	実施可能な広報手段を確認し、各部と要配慮者に配慮した広報活動の役割分担を行うなど、広報活動実施体制を確立する	3-2-5	－
		1-4 □	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	必要に応じて、広報活動に係る人材（広報資料編集作業要員、広報活動要員、編集ボランティア等）、資機材（拡声器付車両等）を確保する	3-2-5	－
		1-5 □	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	必要と考えられる広報の文例を準備する	3-2-5	7-2-10
2	広報活動を実施する	2-1 □	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	関係各班、消防団、報道機関、その他関係機関・事業所・団体等と連携・協力し、広報活動を実施する	3-2-5	－
		2-2 □	広報戦略班	必要に応じて、県を通じて、ラジオ、テレビ局に対する緊急放送またはその他の応援広報を要請する	3-2-5	7-1-121
		2-3 □	広報戦略班	必要に応じて、庁内にプレスセンターを設置し、本部長、報道機関等と連絡調整し、定期的に共同記者会見を行い、市の対応状況等について広報する	3-2-5	－
		2-4 □	広報戦略班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する	3-2-5	－

＜関係機関＞	＜備考＞
報道機関 消防団	※1　主に広報すべき情報項目 ※2　防災関係機関における広報 ※3　放送機関に対する緊急警報放送の放送要請 ＊放送事業者との連携体制における連絡様式【資料編　P7-1-121 参照】 ＊広報文例【資料編　P7-2-10 参照】

※1　主に広報すべき情報項目

実施時期	おもな広報事項	広報手段
災害発生直後（災害発生当日から2～3日目程度まで）	ア　出火防止および初期消火の呼び掛け（地震の場合） イ　要配慮者保護および人命救助の協力呼び掛け ウ　緊急自動車通行確保のためのマイカー利用禁止措置への協力要請 エ　必要な区域もしくは施設に対する避難の指示 オ　市の活動体制および応急対策実施状況に関すること （ア）市本部の設置、現地市本部の設置 （イ）避難所、救護所の設置 （ウ）県・国・自衛隊・関係機関の応援支援活動状況 （エ）協力団体・広域的支援団体の活動状況 （オ）救援対策および応急復旧対策実施に関するめやす カ　市の行う救援救助活動への協力の呼び掛け キ　安心情報 （ア）「……地区は被害なし。」 （イ）「……小学校児童は全員無事に……へ避難」 （ウ）その他被害のない事実または軽微な事実を内容とする情報 ク　「災害用伝言ダイヤル（171）」および「災害用伝言板（web171）」利用の呼び掛け ケ　道路被害、土砂災害その他二次災害防止のために必要な範囲における市内被害状況の概要 コ　出所不明の情報に左右されないよう注意すべきことの呼び掛け	テレビ・ラジオなどの報道機関への協力依頼 Ｌアラート 広報車 住民組織を通じた伝達 インターネットの活用（市ホームページ、市メール配信システム） その他（アマチュア無線局への協力依頼など）
被害の状況が静穏化した段階（3～4日目以降開始）	ア　救援対策および応急復旧対策実施状況に関すること （ア）避難所、福祉避難所開設状況 （イ）救護所における医療サービス、保健サービス、こころのケア対策等業務内容に関すること （ウ）応急給水の実施状況（給水拠点の位置、給水実施予定等） （エ）応急給食・その他の救援活動の実施状況 （オ）被災建築物応急危険度判定および被災宅地危険度判定の実施、被災建物の応急修理、仮設住宅等の提供その他災害時住宅対策に関すること （カ）災害応急資金融資その他生活再建促進のための支援措置に関すること （キ）り災証明書発行スケジュール イ　生活関連情報 （ア）水道の復旧状況（見込み）、水質についての注意等 （イ）電気、ガス、電話、下水道の復旧状況（見込み） （ウ）食糧品、生活必需品の供給状況 （エ）ごみ・し尿・がれきの収集計画および分別の徹底等協力要請 （オ）食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項 （カ）道路交通の規制状況および復旧状況（見込み） （キ）代替公共交通手段の提供に関する情報 （ク）バス、電車等交通機関の復旧、運行状況 （ケ）医療機関の再開状況 ウ　安心情報 （ア）「……地区は被害なし。」 （イ）「……小学校児童は全員無事に……へ避難」 （ウ）その他被害のない事実または軽微な事実を内容とする情報 エ　余震・土砂災害・危険建物その他人的危険回避のために必要な情報	テレビ・ラジオなどの報道機関への協力依頼 Ｌアラート 広報車 住民組織を通じた伝達 インターネットの活用（市ホームページ、市メール配信システム） 広報紙、チラシ、ポスター等の配布・掲示
生活再建および被災地復旧に向かう段階（7～8日目以降開始）	ア　生活再建支援サービスに関すること （ア）り災証明書発行の受付開始・異議申立てに関すること （イ）義援金の配分計画に関すること （ウ）仮設住宅等住宅関連サービスの受付開始に関すること （エ）その他必要な生活再建支援サービスに関すること イ　生活関連情報 （ア）水道の復旧状況（見込み）、水質についての注意等 （イ）電気、ガス、電話、下水道の復旧状況（見込み） （ウ）食糧品、生活必需品の供給状況 （エ）ごみ・し尿・がれきの収集計画および分別の徹底等協力要請 （オ）食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項 （カ）道路交通の規制状況および復旧状況（見込み） （キ）代替公共交通手段の提供に関する情報 （ク）バス、電車等交通機関の復旧、運行状況 （ケ）医療機関の再開状況 ウ　その他	テレビ・ラジオなどの報道機関への協力依頼 Ｌアラート インターネットの活用（市ホームページ、市メール配信システム） 広報紙、チラシ、ポスター等の配布・掲示

※2　防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災計画の定めるところにより、災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を市本部に通知する。

防災関係機関	関連注意事項
彦根警察署	交通規制状況および治安状況を重点に広報を分担し、随時広報活動を行う。
ＦＭひこねコミュニティ放送（株） 日本放送協会大津放送局 びわ湖放送（株） （株）京都放送滋賀総局 （株）エフエム滋賀	災害時または災害の発生が予想される場合には、災害関連番組を編成する。 市その他防災機関からの通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。
関西電力（株）	広報車および報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について市民への周知に努める。
大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部	広報車および報道機関等により、被害箇所の復旧見通しやガス漏れの事故防止について市民への周知に努める。
ＮＴＴ西日本滋賀支店	広報車および報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について市民への周知に努める。
西日本旅客鉄道（株）彦根駅 近江鉄道（株）	被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内板等に掲示して一般への周知を図る。 災害時において市から災害広報資料の掲示を依頼されたときは、これに協力する。

※3　放送機関に対する緊急警報放送の放送要請

市本部は、災害に関して次に掲げる緊急事態で住民に周知徹底をする必要がある場合は、県を経由して（市と県が通信途絶等特別の事情がある場合は、直接行う。）エフエムひこねコミュニティ放送（株）、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送（株）、（株）京都放送、（株）エフエム滋賀に放送を求めることができる。

この場合、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明示する。

＊放送事業者との連携体制における連絡様式【資料編　P7-1-121参照】

［参照］・災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定‥（県地域防災計画）
・災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定‥‥‥‥‥（県地域防災計画）
・緊急警報放送の放送要請に関する覚書‥‥‥‥‥‥‥‥‥（県地域防災計画）

(5) 広聴

業務実施時期	発災直後　～　災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	臨時相談窓口を設置する	1-1 □	まちづくり推進班 人事班	臨時相談窓口専用スペースを確保する	3-2-6	－
		1-2 □	まちづくり推進班 人事班	専用電話回線や窓口に必要な物品を準備する	3-2-6	－
		1-3 □	まちづくり推進班 人事班	各部から２名程度の広聴担当者の派遣を依頼する	3-2-6	－
		1-4 □	まちづくり推進班 人事班	広聴担当者の配置を確認し、市本部に臨時相談窓口の設置を報告する	3-2-6	－
		1-5 □	まちづくり推進班 人事班	広報戦略班に臨時相談窓口の設置に関する広報を依頼する	3-2-6	－
2	臨時相談窓口を運営する	2-1 □	まちづくり推進班 人事班	広聴担当者が聴取した相談記録を整理する	3-2-6	－
		2-2 □	まちづくり推進班 人事班	必要に応じて、相談・照会・苦情等の情報を関係機関へ伝達し、迅速な処理を依頼する	3-2-6	－
		2-3 □	まちづくり推進班 人事班	相談件数が多い案件について、回答文例や関連文書を作成する	3-2-6	－
		2-4 □	まちづくり推進班 人事班	回答文例や関連文書を広聴担当者に配布する	3-2-6	－
3	臨時相談窓口を閉鎖する	3-1 □	まちづくり推進班 人事班	臨時相談窓口の閉鎖を検討する	3-2-6	－
		3-2 □	まちづくり推進班 人事班	本部の決定を受け、臨時相談窓口を閉鎖し、後片付けを実施する	3-2-6	－
		3-3 □	まちづくり推進班 人事班	広報戦略班に臨時相談窓口の閉鎖に関する広報を依頼する	3-2-6	－
		3-4 □	まちづくり推進班 人事班	臨時相談窓口専用スペースの原状回復を行い、本部に臨時相談窓口の閉鎖を報告する	3-2-6	－

＜関係機関＞	＜備考＞

第２節　　緊急輸送体制の整備

＜業務手順＞

(1) 緊急輸送ルートの確保						
業務実施時期	発生直後　～　１日後					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	緊急輸送道路を確保する	1-1 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	緊急輸送道路となる所管道路の通行可否、通行状況等を調査する	3-2-9	4-5-1
		1-2 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	必要に応じて、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行う	3-2-9	－
		1-3 □	建設管理班	作業員が不足する場合は、市本部を通じて、（社）滋賀県建設業協会に協力を依頼する	3-2-9	－
		1-4 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	緊急輸送道路の被災状況や通行可否を市本部、彦根警察署に報告する	3-2-9	－
		1-5 □	建設管理班	緊急交通路の指定状況、市の避難所開設状況等を把握する	3-2-9	－
		1-6 □	建設管理班	緊急輸送のために優先的に確保する路線を選定し、市本部に具申する	3-2-9	－
		1-7 □	建設管理班	緊急輸送のために優先的に確保する路線について、一般車両の通行を規制するよう、県公安委員会に依頼する	3-2-9	－
2	交通規制を実施する	2-1 □	建設管理班 交通政策班	国、県、中日本高道路（株）と連絡調整し、連絡担当者を相互に決めるとともに、道路状況について情報交換する	3-2-8	－
		2-2 □	建設管理班 交通政策班	彦根警察署と連絡調整し、交通規制区域区間を確認し、迂回路等について他の道路管理者と調整する	3-2-8	－
		2-3 □	建設管理班 交通政策班	交通規制区域内でとられる交通規制措置や迂回ルート等の案内看板を製作し、主要地点に設置する	3-2-8	－
		2-4 □	建設管理班 交通政策班	交通規制区域、迂回ルート、運転者の取るべき措置等について整理する	3-2-8	－
		2-5 □	建設管理班 交通政策班	広報戦略班に交通規制区域、迂回ルート、運転者の取るべき措置等の広報を依頼する	3-2-8	－

3	市内配送拠点を設置する	3-1 □	建設管理班	災害規模、県の輸送拠点設置状況、提供される物資量等を勘案して、市内配送拠点の設置について検討する	3-2-9	4-6-14
		3-2 □	危機管理班	市本部の判断に基づき、市内配送拠点の設置を決定し、施設管理者に開設を要請する	3-2-9	－
		3-3 □	危機管理班	物資量により拠点が不足する場合は、民間事業者に物流倉庫等の利用に関する協力を要請する	3-2-9	－
		3-4 □	危機管理班 社会福祉班 市社会福祉協議会	各市内配送拠点の開設・管理スタッフを確保する	3-2-9	－

＜関係機関＞	＜備考＞
滋賀国道事務所 県 彦根警察署 中日本高速道路（株） （社）滋賀県建設業協会	※1　道路応急復旧の優先順位 ※2　道路啓開作業の概要（災害発生初期） ※3　緊急輸送ネットワークのイメージ ＊緊急輸送道路【資料編　P4-5-1 参照】 ＊緊急輸送ネットワーク図【資料編　P4-5-3 参照】 ＊市内配送拠点【資料編　P4-6-14 参照】

※1　道路応急復旧の優先順位

ア　市が、救援活動のために特に重要であると指定した路線
イ　県指定第一次輸送道路
ウ　県指定第二次輸送道路
エ　その他の路線
注）市本部は、原則として緊急輸送道路と市の防災活動拠点を連結する路線の応急復旧を優先的に行う。ただし、国道・県道の管理者から緊急輸送道路のう回路として市道を利用したい旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。

※2　道路啓開作業の概要（災害発生初期）

原則として、2 車線の車両用走行帯を確保できるように応急復旧を行う。
ア　倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・重機械等により道路端に移動し、堆積する。
イ　鉄骨性構造物は、切断し、道路端等へ移動し堆積する。
ウ　路上駐車および放置自動車の撤去については、小型車等は人力または軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。
エ　路面の陥没および亀裂については、土砂充填、アスファルトパッチング等を施し、自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。
オ　橋りょう取付部の段差については、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な擦り付け工事等により、自動車走行に支障のない程度に応急復旧を施す。
カ　がけ崩れにより生じた崩壊土については、重機械（ブルドーザー等）により崩壊土の除去を行う。また不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで崩落を防止する。または路側に崩土防止柵を設置する。
キ　落下した橋りょうもしくはその危険があると認める橋りょうまたは被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関との連絡の上、通行止もしくは交通規制の標示等必要な措置を講ずる。
　なお、応急復旧は、落橋部分に木角材、H型鋼をかけ渡し敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。

※3　緊急輸送ネットワークのイメージ

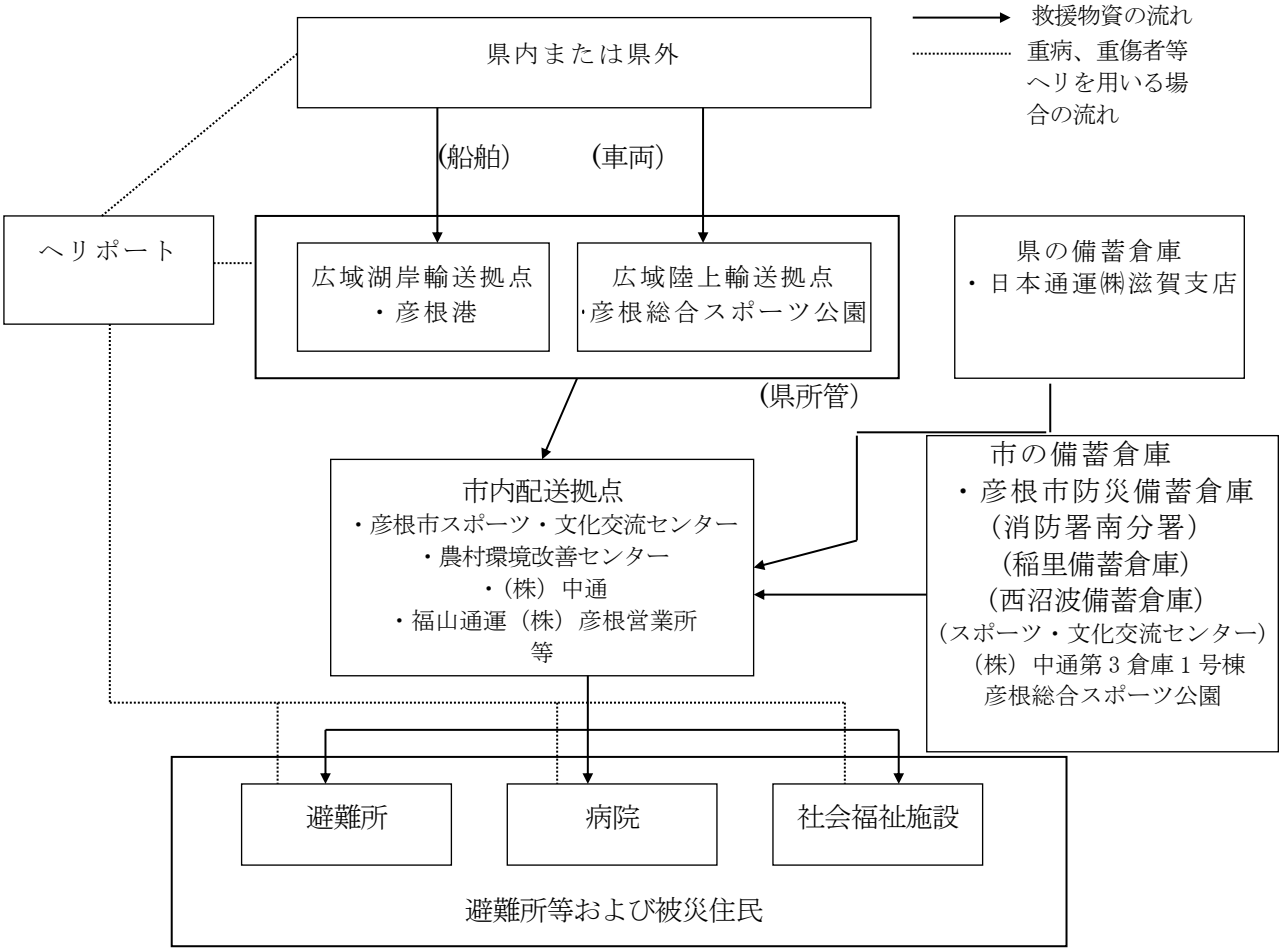

(2) 緊急輸送手段の確保

業務実施時期	1日後　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	車両・燃料を確保する	1-1 □	公有財産管理班	市有車両の被害状況を確認し、各部の必要車両数等を把握する	3-2-9	－
		1-2 □	公有財産管理班	各部の必要車両を調整し、市有車両を適切に配分する	3-2-9	－
		1-3 □	公有財産管理班	市保有車両のみでは災害応急対策を実施することが困難な場合は、不足する車両を整理し、一括で車両を借上げる	3-2-9	4-5-5
		1-4 □	公有財産管理班	車両の借上げでも不足する場合は、危機管理班に応援協定先、県、他自治体等への応援要請を依頼する	3-2-9	－
		1-5 □	契約監理班 公有財産管理班	必要に応じて、燃料等供給業者に燃料の調達に関する協力を要請する	3-2-10	2-2-1
2	緊急通行車両を確保する	2-1 □	公有財産管理班	事前登録された緊急通行車両および規制除外車両に確認証明書・標章を配布する	3-2-9	7-1-112
		2-2 □	公有財産管理班	県公安委員会に緊急通行車両および除外車両として追加登録が必要な車両の申請を行う	3-2-9	7-1-112
		2-3 □	公有財産管理班	追加登録された緊急通行車両および規制除外車両に確認証明書・標章を配布する	3-2-9	－
3	航空機（ヘリコプター）による輸送手段を確保する	3-1 □	危機管理班	車両による輸送が困難な場合や緊急性を要する場合等は、航空輸送の協力要請を検討する	3-2-10	－
		3-2 □	危機管理班	必要に応じて、消防部、県、彦根警察署、自衛隊等と連絡調整し、ヘリコプターの応援可否を確認する	3-2-10	
		3-3 □	危機管理班	応援可能機関との調整を受けて、臨時ヘリポート予定地の施設管理者と連絡調整し、臨時ヘリポート開設の可否を確認する	3-2-10	4-7-1
		3-4 □	危機管理班	臨時ヘリポート開設の可否や施設周辺の被害状況、ホイスト地点等の必要地、輸送ルートを勘案して、臨時ヘリポートの開設場所を決定する	3-2-10	－
		3-5 □	危機管理班	消防部および臨時ヘリポートの施設管理者に臨時ヘリポートの開設を依頼する	3-2-10	－
		3-6 □	危機管理班	臨時ヘリポートの開設準備が整ったことを応援可能機関に報告する	3-2-10	－

4	その他の輸送手段を確保する	4-1 □	交通政策班	船舶等による輸送することが適当なときは、市本部に対し、県本部への応援を要請する	3-2-10	－
		4-2 □	交通政策班	鉄道で輸送することが適当な場合は、西日本旅客鉄道（株）、近江鉄道（株）等に協力を要請する	3-2-10	2-3-1

＜関係機関＞	＜備考＞
県 彦根警察署 自衛隊 西日本旅客鉄道（株） 近江鉄道（株）	※1　燃料等の供給協力に関する協定締結業者 ※2　緊急通行車両等事前届出車一覧 ＊関係機関の連絡先等【資料編　P2-3-1 参照】 ＊車両等の調達先【資料編　P4-5-5 参照】 ＊防災ヘリコプター指定離着陸場等【資料編　P4-7-1 参照】 ＊緊急車両指定【資料編　P7-1-112 参照】

※1　燃料等の供給協力に関する協定締結業者

名称	所在地
一圓テクノス（株）	彦根市小泉町 78 番地 10

※2　緊急通行車両等事前届出車一覧

ＮＯ	登録番号	車種（車名）	所属
1	501 ゆ 1463	ノア	集中管理車
2	400 た 4635	ハイエース	
3	581 ほ 2707	タフト	
4	200 さ 1713	バス	
5	501 め 9822	シャトル	
6	501 ら 8215	フィルダー	道路河川課
7	501 め 5397	シャトル	
8	800 す 7670	ＣＸ30	
9	800 す 4284	2ｔダンプ	
10	11 た 7659	2ｔダンプ	
11	800 す 7923	2ｔダンプ	
12	800 さ 5679	2ｔダンプ	

(3) 緊急輸送の実施

業務実施時期	1日後　～　災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	緊急輸送を実施する	1-1 □	危機管理班 公有財産管理班 交通政策班	滋賀県トラック協会等に緊急輸送に関する実施の協力を要請する	3-2-10	－
		1-2 □	危機管理班 公有財産管理班 交通政策班	緊急輸送を実施する機関に輸送記録簿、燃料および消耗品受払簿、修繕費支払簿等の作成を依頼する	3-2-10	－
		1-3 □	危機管理班 公有財産管理班 交通政策班	緊急輸送の実施内容を確認する	3-2-10	－
		1-4 □	危機管理班 公有財産管理班 交通政策班	災害救助法が適用され、救助のため、移送または輸送を行ったときは、輸送費として通常の実費を精算する	3-2-10	－

＜関係機関＞	＜備考＞
滋賀県トラック協会	※1　災害救助法適用時の輸送費用 ※2　輸送対象の優先順位

※1　災害救助法適用時の輸送費用

災害救助法が適用され、救助のため、次に掲げる事項について移送または輸送を行ったときは輸送費として通常の実費を支出することができる。

なお、救助のための輸送費を支出する期間は、次の各号の救助を実施する期間とする。

ア　災害にかかった者の避難
イ　飲料水の供給
ウ　救助用物資の整理配分
エ　医療・助産
オ　災害にかかった者の救出
カ　遺体の捜索および処置

※2　輸送対象の優先順位

ア　災害発生後 24 時間程度まで
（ア）救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員および物資
（イ）消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員および物資
（ウ）情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動応急対策に必要な要員および物資
（エ）後方医療機関へ移送する負傷者等
（オ）緊急輸送に必要な輸送施設や輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員および物資
イ　災害発生後 3 日程度まで
上記アの事項に加えて、
（ア）食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資
（イ）傷病者および被災者の被災地域外への移送
ウ　災害発生後 4 日目以降
上記イの事項に加えて、
（ア）災害復旧に必要な要員および物資
（イ）生活必需品

第３節　　災害救助法の適用

＜業務手順＞

(1) 災害救助法の適用申請						
業務実施時期		発生直後　～　１日後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	災害救助法の適用を申請する	1-1 □	危機管理班	市本部で整理した情報より、家屋の被害状況等を把握する	3-2-12	－
		1-2 □	危機管理班	災害救助法の適用基準に該当するまたは該当する見込みがあるか判断する	3-2-12	－
		1-3 □	危機管理班	口頭または電話により、県地方本部を通じて県知事に災害救助法の適用を申請する	3-2-12	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　災害救助法の適用基準 ※2　災害救助法適用申請手続き ※3　災害救助法に係る留意点

※1　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、同法、同法施行令および滋賀県災害救助法施行細則等によるが、災害救助法施行令第１条に基づく本市における具体的運用基準は、おおむね次のとおりである

(1) 当市の区域内で 100 世帯以上の住家が滅失したとき。
(2) 県の区域内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上で、本市域内の 50 世帯以上の住家が滅失したとき。
(3) 県の区域内の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上である場合で、かつ本市域内で多数の住家が滅失したとき。
(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ本市域内で多数の住家が滅失したとき。
(5) 多数の者が生命もしくは身体上に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

(例)
ア　船舶の沈没または交通事故により、多数の者が危険状態となる場合
イ　豪雪により、多数の者が危険状態となる場合
ウ　山崩れ、がけ崩れなどにより、多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

※2　災害救助法適用申請手続き

(1) 通常の場合

市長（市本部長）は、本市における被害が適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、直ちに次の事項を県地方本部を通じて県知事（県本部長）に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、併せて災害救助法の適用を要請する。

ただし、発生の報告の時点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について報告すること。

ア　災害発生の日時および場所
イ　災害の要因
ウ　被害の状況
エ　既にとった救助措置と今後の救助措置の見込み

(2) 緊急の場合

市長（市本部長）は、災害の事態が急迫して、県知事（県本部長）による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに県地方本部を通じて県知事（県本部長）に報告し、その後の処置に関して県知事（県本部長）の指示を受けなければならない。

※3　災害救助法に係る留意点

(1) 市域に災害救助法が適用された場合、市本部が行う救助業務は、同法に定める救助の限度内において同法による救助業務に移行される。
(2) 市域に災害救助法が適用された場合、市本部は、県本部が行う救助業務を補助執行し、また、その職権の一部が委任された場合は、委任事項についてこれに当たる。
(3) 実施した応援救助については、災害救助法が適用されたときは災害救助法に基づく救助として取扱い、適用されない災害にあっては市単独の救助として処理する。

(2) 災害救助法に基づく救助の実施

業務実施時期	1日後　～　災害終了					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	災害救助法に基づく救助の実施内容をとりまとめる	1-1 □	社会福祉班	災害救助法の適用について各班に周知する	3-2-12	7-1-71
		1-2 □	社会福祉班	各班の救助実施状況を把握し、実施内容をとりまとめる	3-2-12	－
		1-3 □	社会福祉班	救助の期間の延長が必要なときは、県知事にその旨を要請する	3-2-12	－
		1-4 □	財政班 出納・監査班	必要に応じて、救助に関する臨時的経費として、彦根市災害対策基金を活用する	3-2-12	7-1-70

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　災害救助法による救助の実施 ※2　災害救助法による救助の種類 ＊彦根市災害対策基金の設置、管理および処分に関する条例【資料編　P7-1-70 参照】 ＊災害救助法関係【資料編　P7-1-71 参照】 参考資料：災害救助事務取扱要領（内閣府）

※1　災害救助法による救助の実施

ア　災害の報告および救助実施状況の報告
　救助法に基づく災害発生時の報告には、災害発生の時間的経過に伴い「発生情報」、「中間情報」、「決定情報」の三段階があり、その都度知事に「情報提供」する必要がある。
　また、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に記録し、整理し知事に「情報提供」する必要がある。
イ　救助の程度、方法および期間
　救助は、現物によって行うことが原則であり、その程度、方法および期間については、県知事が災害救助法施行規則で定めることとなっている。
　→災害救助法による救助の程度、方法および期間の早見表（資料編　P7-1-71 参照）

※2　災害救助法による救助の種類

(1) 救助の種類
市本部において実施する災害救助法による救助の種類は、おおむね次のとおりである。

救助の種類	実施期間	実施の区分
避難所	発生から 7 日以内	市本部
応急仮設住宅	発生から 着工は 20 日以内 供与期間は 2 年以内	対象者、敷地の選定＝市本部 建設＝県本部
炊き出しその他による食品の給与	発生から 7 日以内	市本部
飲料水の供給	発生から 7 日以内	市本部
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	発生から 10 日以内	確保輸送＝県本部 調査、報告、割当配分＝市本部
医療および助産	発生から 医療 14 日以内 分娩した日から 助産 7 日以内	医療班出動要請＝県本部 その他＝市本部
災害にかかった者の救出	発生から 3 日以内	市本部
災害にかかった住宅の応急修理	発生から 1 箇月以内	対象者選定＝市本部 修理＝県本部、市本部
学用品の給与	発生から 教科書 1 箇月以内 文房具 15 日以内	調査、報告、割当配分＝市本部
埋葬援助	発生から 10 日以内	市本部
死体の捜索	発生から 10 日以内	市本部
死体の処理	発生から 10 日以内	市本部
障害物の除去	発生から 10 日以内	市本部

(2) 県計画に定める救助の程度、方法および期間の基準により難い特別の事情がある場合は、特別基準の設定を県本部長に申請する。

(3) 市長への委任
知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。
なお、委任されない事務については、市長は知事の行う救助を補助する。

(3) 救助の実施記録および報告

業務実施時期	1か月後　～　災害終了					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	救助実施状況を報告する	1-1 □	社会福祉班	各班がそれぞれ実施した救助事務の実施状況について、様式の作成を依頼する	3-2-12	7-1-71
		1-2 □	社会福祉班	様式をとりまとめ、救助にかかった費用等を県本部（健康福祉政策班）に報告する	3-2-12	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	＊災害救助法関係【資料編　P7-1-71 参照】

第４節　　応援要請・受援等

＜業務手順＞

(1) 組織的な応援要請						
業務実施時期		発災直後　～　災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	応援の要請・要求を行う	1-1 □	人事班 契約監理班	各部へ支援や応援要請を必要とする作業の有無について照会する	3-2-14	－
		1-2 □	人事班	各部の要請、市の被災状況等を踏まえ、応援内容、応援期間等の応援要請の方針を決定し、市本部へ具申する	3-2-14	2-2-1
		1-3 □	危機管理班	応援要請先（自衛隊、県、他自治体）と調整し､応援要請依頼書を作成し、応援要請先へ応援要請依頼または応援要請の要求を行う	3-2-14	－
2	受援体制を確保する	2-1 □	各班	彦根市災害時受援計画で定めている受援シートに沿って執務スペース、資機材、地図、各種マニュアル等を準備する	3-2-17	－
		2-2 □	人事班	応援職員の人員配置を決定する	3-2-17	4-6-13
		2-3 □	人事班	派遣部隊と作業計画を立案する	3-2-17	－
		2-4 □	人事班	派遣部隊や応援職員の作業進捗状況を把握し、応援の実施記録を作成する	3-2-17	－
		2-5 □	危機管理班	必要に応じて、派遣部隊や応援職員の作業計画を修正する	3-2-17	－
		2-6 □	危機管理班	必要に応じて、他の応援や公共的団体、民間等への協力を実施する	3-2-17	－
3	応援要員の撤収の要請を行う	3-1 □	各部 人事班	各部へ応援の必要がなくなった作業内容について整理し、撤収時期について協議する	3-2-17	－
		3-2 □	人事班	応援の必要がなくなった作業内容、撤収要請先、撤収時期等の方針を決定する	3-2-17	－
		3-3 □	危機管理班	撤収依頼書を作成し、応援部隊の撤収を要請する	3-2-17	－
		3-4 □	人事班	各種応援の実施記録を整理する	3-2-17	－
		3-5 □	危機管理班	出納・監査班に経費の精算について依頼する	3-2-17	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 自衛隊	＊活動拠点候補地の選定にあたっての考え方【資料編　P4-6-13参照】

他自治体	

(2) 法律に基づく従事命令による活動要員の確保

業務実施時期	発災直後　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	必要に応じて、従事命令を行う	1-1 □	建設管理班 消防署班	必要に応じて、市域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる	3-2-17	2-1-15
		1-2 □	建設管理班 消防署班	命令対象者に公用令書を交付し、受領書を受理する	3-2-17	－
		1-3 □	建設管理班 消防署班	従事台帳に所要事項を記録する	3-2-17	－
2	必要に応じて、従事命令を解除する	2-1 □	建設管理班 消防署班	必要に応じて、公用取消令書を作成する	3-2-17	－
		2-2 □	建設管理班 消防署班	命令対象者に公用取消令書を交付し、受領書を受理する	3-2-17	－
		2-3 □	建設管理班 消防署班	従事台帳に所要事項を記録する	3-2-17	－
3	日当、旅費、超過勤務手当、扶助金、損失補償等の実費を弁償する	3-1 □	建設管理班 消防署班	実費弁償に関する災害救助様式を作成する	3-2-17	－
		3-2 □	建設管理班 消防署班	県に作成した災害救助様式を提出する	3-2-17	－
		3-3 □	建設管理班 消防署班	経費精算に必要な書類を整理する	3-2-17	－
		3-4 □	建設管理班 消防署班	命令対象者に精算額を支給する	3-2-17	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	＊各種法律に基づく従事命令等【資料編　P2-1-15 参照】

(3) 法律に基づく協力命令による活動要員の確保

業務実施時期	発災直後　～　災害終了					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	必要に応じて、協力命令を行う	1-1 □	危機管理班	各班に、協力命令が可能なことを伝達する	3-2-17	2-1-15
		1-2 □	危機管理班	各班が実施した協力命令に関する情報を把握する	3-2-17	－
2	協力命令時の命令対象者の負傷、疾病、または死亡を確認する	2-1 □	危機管理班	各班から協力命令実施時における命令対象者の負傷、疾病、または死亡等の状況を確認する	3-2-17	－
		2-2 □	危機管理班	本人または遺族に扶助金支給申請書様式を交付する	3-2-17	－
		2-3 □	危機管理班	扶助金支給申請者より扶助金支給申請書を受理する	3-2-17	－
		2-4 □	危機管理班	協力命令証明書を発行する	3-2-17	－
3	扶助金の実費を弁償する	3-1 □	危機管理班	実費弁償に関する災害救助様式を作成する	3-2-17	－
		3-2 □	危機管理班	県に作成した災害救助様式を提出する	3-2-17	－
		3-3 □	危機管理班	経費精算に必要な書類を整理する	3-2-17	－
		3-4 □	危機管理班	扶助金支給申請者に精算額を支給する	3-2-17	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	＊各種法律に基づく従事命令等【資料編　P2-1-15 参照】

（4）他自治体への支援の実施

業務実施時期	他都市発災直後　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	被災地の支援ニーズを把握する	1-1 □	危機管理班	県等と連絡調整するとともに、テレビ、ラジオ等あらゆる手段を活用して、被災地域の被害状況を把握する	3-2-18	－
		1-2 □	危機管理班	相互応援協定を締結している自治体が被災したときは、必要に応じて、先遣職員を被災地に派遣する	3-2-18	2-2-1
		1-3 □	危機管理班	先遣職員より、被災地の人的、物的支援ニーズを把握する	3-2-18	－
		1-4 □	危機管理班	被災地の支援ニーズより、支援対策実施の要否を検討し、市長に報告する	3-2-18	－
2	必要に応じて、災害支援対策本部を設置する	2-1 □	危機管理班	市長の判断を受け、災害支援対策本部を設営する（災害支援対策本部の体制は、市本部体制に準ずる）	3-2-18	－
		2-2 □	危機管理班	災害対策支援本部の設置を職員に周知する	3-2-18	－
		2-3 □	危機管理班	本部会議を開催し、支援方針等を決定する	3-2-18	－
		2-4 □	危機管理班	支援方針にしたがい、職員配置計画を作成するなど災害支援活動体制を確立する	3-2-18	－
		2-5 □	危機管理班	災害支援対策本部の設置について、市職員、県、防災関係機関に連絡する	3-2-18	－
		2-6	危機管理班	災害支援対策本部の設置について、市民に広報する	3-2-18	－
3	災害支援対策本部を運営する	3-1 □	危機管理班	各派遣職員から災害支援実施内容の報告を受ける	3-2-18	－
		3-2 □	危機管理班	災害支援実施状況を整理し、被災地のニーズの変化を把握する	3-2-18	－
		3-3 □	危機管理班	ニーズの変化に応じて、適宜、災害支援活動体制を見直す	3-2-18	－
4	災害支援対策本部を閉鎖する	4-1 □	危機管理班	必要に応じて、災害支援対策本部会議を開催し、本部の閉鎖の決定を確認する	3-2-18	－
		4-2 □	危機管理班	災害支援対策本部の閉鎖について、市職員、県、防災関係機関に連絡する	3-2-18	－
		4-3 □	危機管理班	災害支援対策本部の閉鎖について、市民に広報する	3-2-18	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	

第３章　人命の確保

第１節　　避難行動

＜業務手順＞

（1）避難指示等の発令						
業務実施時期		【風水雪害】発生前　～　発生直後　【地震・事故】発災直後　～　３時間後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	避難指示等の発令について検討する	1-1 □	危機管理班	避難指示等の判断に関わる情報（気象、水位、土砂災害警戒情報、災害情報等）を把握する	3-3-1	3-3-1
		1-2 □	危機管理班	必要に応じて、施設管理者と連絡調整し、緊急避難場所、避難所の開設状況や被害状況等を確認する	3-3-1	－
		1-3 □	危機管理班	必要に応じて、気象台や県の助言を求め、情報を総合的に勘案して、避難指示等の種類、対象地域、避難先等を判断し、本部長に具申する	3-3-1	－
		1-4 □	危機管理班	本部長が判断したとき、または知事、警察官、自衛官等の避難指示を受けたときは、広報戦略班に避難指示等の伝達を依頼する	3-3-1	－
		1-5 □	危機管理班	避難指示等の発令を各部、県、防災関係機関に報告する	3-3-1	3-1-1
2	避難指示等を伝達する	2-1 □	広報戦略班	避難指示等の種類や緊急度に応じて伝達手段を検討し、広報実施体制を確立する	3-3-2	－
		2-2 □	広報戦略班	伝達文等を作成し、複数の伝達手段で避難指示等を伝達する	3-3-2	7-2-10
		2-3 □	広報戦略班	避難がより危険を招くと判断されるときは、屋内安全確保に関する措置を指示する	3-3-2	－
		2-4 □	広報戦略班	必要に応じて、エフエムひこね、ＮＨＫ大津放送局その他報道機関に避	3-3-2	2-3-1、7-1-121

				難指示等の放送を依頼する		
3	避難行動要支援者に避難指示等を伝達する	3-1 □	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	福祉保健部およびこども家庭部内で避難行動要支援者の支援体制を確立する	3-3-4	－
		3-2 □	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難指示等の対象地域の避難行動要支援者名簿を準備する	3-3-4	－
		3-3 □	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	彦根警察署、市社会福祉協議会、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、避難指示等の対象地域の避難行動要支援者に避難指示等の情報を伝達する	3-3-4	－
		3-4 □	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難がより危険を招くと判断されるときは、屋内安全確保に関する措置を指示する	3-3-4	－
4	要配慮者利用施設に避難指示等を伝達する	4-1 □	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難指示等の対象地域に要配慮者利用施設があるときは、該当する施設とその避難先を確認する	3-3-5	4-6-1
		4-2 □	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難指示等の対象地域にある要配慮者利用施設の施設管理者に避難指示等を伝達する	3-3-5	－

		4-3 □	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難がより危険を招くと判断されるときは、屋内安全確保に関する措置を指示する	3-3-5	－

＜関係機関＞	＜備考＞
気象台 県 彦根警察署 報道機関 市社会福祉協議会 自治会・自主防災組織 民生委員・児童委員	※1　高齢者等避難、避難指示等の基準 ※2　高齢者等避難、避難指示等の方法 ＊関係機関の連絡先等【資料編　P2-3-1 参照】 ＊彦根市災害通信連絡網【資料編　P3-1-1 参照】 ＊気象等情報関係【資料編　P3-3-1 参照】 ＊土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準【資料編　P3-4-1 参照】 ＊河川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準【資料編　P3-4-3 参照】 ＊要配慮者利用施設【資料編　P4-6-1 参照】

※1　高齢者等避難、避難指示等の基準

事項区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市町長	要配慮者等（社会福祉施設を含む）に対する立退き指示、立退き先の指示	災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
避難指示等	市町長 （災害対策基本法第 60 条）	立退き、安全確保措置の指示 および 立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	知事およびその命を受けた職員（水防法第 29 条）	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 （水防法第 29 条）	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事又はその命を受けた吏員 （地すべり等防止法第２５条）	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市町村長 （災害対策基本法第 60 条）	立退き、安全確保措置の指示 および 立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	警察官 （災害対策基本法第 61 条） （警察官職務執行法第４条）	立退きの指示 警告 避難等の指示	市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 （自衛隊法第 94 条）	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
避難指示にあたっての助言 （災害対策基本法第 61 条の２）		指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または知事は、避難指示に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言を求める。	
知事による避難の指示等の代行 （災害対策基本法第 60 条第 6 項）		知事は、市町長がその全部または大部分の事務を行うことができないときは、避難のための立ち退きに関する指示等の全部または一部を代行する。	
避難指示の解除にあたっての助言 （土砂災害防止法第 32 条）		国土交通大臣または知事は、避難指示の解除に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、必要な助言をする。	

（注）避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険がおよぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

※2　高齢者等避難、避難指示等の方法

区分	発令時の状況	住民に求める行動	伝達内容	伝達手段
高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常時持出品の用意等、避難準備を開始	ア　事前避難すべき理由 イ　危険区域 ウ　避難対象者 エ　避難先 オ　その他注意事項	ア　広報車 イ　災害時緊急通報システム ウ　彦根市ホームページ エ　ＦＭひこね オ　口頭伝達 カ　放送事業者 キ　彦根市メール配信システム
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の行動ができる者は、計画された避難場所等への避難または建物内の安全な場所での待避を開始	ア　避難すべき理由 イ　要避難対象地域 ウ　避難先 エ　避難経路 オ　その他注意事項	ア　広報車 イ　災害時緊急通報システム ウ　彦根市ホームページ エ　ＦＭひこね オ　口頭伝達 カ　警鐘乱打 キ　サイレン吹鳴 ク　放送事業者 ケ　彦根市メール配信システム
	ア　前兆現象や、現地の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況。 イ　堤防の隣接地等、地域の特性から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ウ　人的被害の発生した状況	避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命・身体を守る最低限の行動	ア　避難すべき理由 イ　要避難対象地域 ウ　避難先 エ　避難経路 オ　その他注意事項	ア　広報車 イ　災害時緊急通報システム ウ　彦根市ホームページ エ　ＦＭひこね オ　口頭伝達 カ　警鐘乱打 キ　サイレン吹鳴 ク　放送事業者 ケ　彦根市メール配信システム
避難収容	緊急的に避難した緊急避難場所から、避難所への移動が適切と考えられる状況。	緊急避難場所から避難所への移動	ア　緊急避難場所から移動する理由 イ　移動方法 ウ　移動先（収容施設） エ　その他注意事項	ア　口頭伝達

（注 1）避難の指示をしたとき、あるいは自主避難が行われたことを覚知したときは、速やかに関係機関と協力して、その周知徹底を図る。

（注 2）サイレン吹鳴

(2) 警戒区域の設定

業務実施時期	【風水雪害】発生前　～　発生直後　【地震・事故】発災直後　～　3時間後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	警戒区域等を設定する	1-1 □	道路河川班 警防班 消防署班	法の規定により、水防活動現場等において、危険を防止するために必要があるとき、警戒区域を設定する	3-3-3	－
		1-2 □	道路河川班 警防班 消防署班	現場に職員を派遣して、退去の確認を行うとともに、ロープを張るなど立入り禁止の措置を講ずる	3-3-3	－
		1-3 □	道路河川班 警防班 消防署班	警戒区域の設定について、市本部に報告する	3-3-3	－
		1-4 □	道路河川班 警防班 消防署班	必要に応じて、彦根警察署等と協力し、パトロールを実施する	3-3-3	－
2	警戒区域等の設定を周知する	2-1 □	危機管理班	建設部道路河川班、消防部警防班、警察署、自衛隊等と連絡調整し、警戒区域の設定状況について確認する	3-3-3	－
		2-2 □	危機管理班	警戒区域の設定状況を整理する	3-3-3	－
		2-3 □	危機管理班	広報戦略班に警戒区域の設定状況に関する広報を依頼する	3-3-3	－
		2-4 □	危機管理班	警戒区域の設定状況を県や隣接市町等関係機関へ連絡する	3-3-3	－

＜関係機関＞	＜備考＞
彦根警察署 自衛隊	※1　警戒区域の設定権限

※1　警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条
警察官	災害全般	同上の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第 4 条
自衛官	災害全般	市長等、警察官および海上保安官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第 63 条
消防吏員または消防団員	火災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第 36 の 2 の 2 条において準用する同第 28 条
水防団長、水防団員または消防機関に属する者	洪水	水防上緊急に必要がある場所において。	水防法第 21 条
県知事による応急措置の代行		市長がその全部または大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部または一部を代行する。	災害対策基本法第 73 条

（注）警察官は消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、または、要求があったときは警戒区域を設定できる。

(3) 指定緊急避難場所の開設・閉鎖（自主避難場所については当該箇所を準用する）						
業務実施時期	【風水雪害】発災前　～　１日後　【地震・事故】発災直後　～　１日後					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	指定緊急避難場所を開設する（自主避難場所は、1-1、1-3、1-4、1-5 を準用）	1-1 □	避難場所関係班	避難場所派遣職員を緊急避難場所に派遣する	3-3-3	4-1-4～7
		1-2 □	避難場所関係班	施設管理者と連携して、施設の安全確認を行い、使用可否を判断し、市本部へ報告する	3-3-3	－
		1-3 □	避難場所関係班	施設管理者と連携して、避難者受入れスペースや立入禁止区域等を確認する	3-3-3	－
		1-4 □	避難場所関係班	施設管理者と連携して、避難者を受入れ、避難者名簿を作成する	3-3-3	－
		1-5 □	避難場所関係班	緊急避難場所の開設状況を市本部に報告する	3-3-3	－
2	指定緊急避難場所を閉鎖する（自主避難場所は、2-1、2-4、2-5 を準用）	2-1 □	避難場所関係班	市本部と連絡調整し、緊急避難場所の閉鎖を確認する	3-3-3	－
		2-2 □	避難場所関係班	住家やライフラインの被害が大きく、長期の避難生活の必要があるときは、市本部から移動先の避難所を確認する	3-3-3	－
		2-3 □	避難場所関係班	施設管理者と連携して、避難者を指定の避難所へ誘導する	3-3-3	－
		2-4 □	避難場所関係班	施設管理者と連携して、後片付けを行い、施設の原状を回復する	3-3-3	－
		2-5 □	避難場所関係班	緊急避難場所の閉鎖を市本部に報告する	3-3-3	－

＜関係機関＞	＜備考＞
	※1　避難場所関係班 ※2　指定緊急避難場所の開設 ＊指定緊急避難場所、指定避難所【資料編　P4-1-4 参照】 ＊彦根市職員災害時初動マニュアル 8 章参照（避難場所担当割）

※1　避難場所関係班（避難場所担当割は初動マニュアルに記載。部ごとの担当であり、関係班は各部で選定。）

※2　指定緊急避難場所の開設

指定緊急避難場所とは、身体および生命の危険から身を守ることを目的に、住民が事前避難および緊急避難する場所である。
市本部は、避難の指示を行った場合または自主避難が行われたときは、直ちに関係する指定緊急避難場所に連絡するとともに、当該施設の職員の協力を得て施設を避難者に開放する。
ただし、緊急を要する場合には、施設管理者や地域の自主防災組織等の判断で開放することができる。従って、指定緊急避難場所の鍵の管理については、市と施設管理者等との間であらかじめ協議し取り決めておくものとする。

（4）避難誘導

業務実施時期	【風水雪害】発生前　～　発生直後　【地震・事故】発災直後　～　3時間後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	市民の避難誘導を行う	1-1 □	ライフサービス班 警防班 消防署班	避難対象地区に応じて、誘導員を派遣するなど、消防団、彦根警察署、自治会・自主防災組織等が実施する避難誘導に協力する	3-3-4	－
		1-2 □	ライフサービス班 警防班 消防署班	必要に応じて、誘導標識、誘導ロープ、投光機、照明器具等の調達に協力する	3-3-4	－
		1-3 □	ライフサービス班 警防班 消防署班	災害が広範囲で人材、物資等が調達できないときは、市本部に応援を要請する	3-3-4	－
		1-4 □	ライフサービス班 警防班 消防署班	安全な地域・施設への避難の完了を確認したときは、市本部に報告する	3-3-4	－

＜関係機関＞	＜備考＞
彦根警察署 消防団 自治会・自主防災組織	

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	避難行動要支援者の安否を確認する	1-1 □	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	彦根警察署、市社会福祉協議会、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認体制を確保する	3-3-5	－
		1-2 □	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難行動要支援者名簿を活用して避難行動要支援者の安否を確認する	3-3-5	－
		1-3 □	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	病気、負傷等により、医療機関、福祉施設等への移送が必要な避難行動要支援者がいるときは、適宜施設へ移送する	3-3-5	－
		1-4 □	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	危険な区域に避難行動要支援者が残留するときは、安全な場所へ移動を促し、必要に応じて、移送する	3-3-5	－
		1-5 □	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	彦根警察署、その他関係機関・団体等と連絡調整し、安否が確認できない避難行動要支援者を捜索する	3-3-5	－
		1-6 □	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難行動要支援者の安否情報を整理する	3-3-5	－
		1-7 □	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難行動要支援者の安否情報の整理結果を市本部に報告する	3-3-5	－

＜関係機関＞	＜備考＞
彦根警察署 市社会福祉協議会 自治会・自主防災組織 民生委員・児童委員	

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	施設利用者等の避難を確認する	1-1 □	社会福祉班 高齢福祉推進班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 病院事務局班 幼稚園保育所班 教育総務班 学校教育班	所管する施設の管理者と連絡調整し、施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の安全確保状況を把握する	3-3-6	－
		1-2 □	社会福祉班 高齢福祉推進班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 病院事務局班 幼稚園保育所班 教育総務班 学校教育班	施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の被害情報や他の施設に移送された者等の情報を整理する	3-3-6	－
		1-3 □	社会福祉班 高齢福祉推進班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 病院事務局班 幼稚園保育所班 教育総務班 学校教育班	施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の人的被害に関する情報整理結果を市本部に報告する	3-3-6	－

＜関係機関＞	＜備考＞
社会福祉施設 医療機関	

(5) 帰宅困難者対策

業務実施時期	発災直後　～　3日後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	帰宅困難者に情報を提供する	1-1	危機管理班	災害発生時間から帰宅困難者の発生者数を推定する	3-3-7	－
		1-2	危機管理班	帰宅困難者対策が必要なときは、交通機関の復旧情報や道路の被災・復旧に関する情報等、帰宅が可能かどうかの判断に必要な情報を把握する	3-3-7	－
		1-3	危機管理班	県と連絡調整し、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設の開設状況等を把握する	3-3-7	－
		1-4	危機管理班	一時滞在施設が確保できないときは、指定緊急避難場所での受入れ可否を施設管理者と調整する	3-3-7	－
		1-5	危機管理班	通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設（緊急避難場所）に関する情報を整理する	3-3-7	－
		1-6	危機管理班	広報戦略班に通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設（緊急避難場所）に関する情報等の広報を依頼する	3-3-7	－
		1-7	危機管理班 人権政策班 地域経済振興班 観光交流班	企業等に一斉帰宅抑制の呼びかけを依頼する	3-3-7	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県教育委員会 交通機関 各種学校法人	

第２節　　救助救急対策

＜業務手順＞

(1) 救助救急活動						
業務実施時期		発生直後　～　３日後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	救助・救急活動体制を確立する	1-1 □	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	出動計画に基づき、消防隊を配備するとともに、消防団を招集する	3-3-9	－
		1-2 □	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	火災の発生状況、道路の損壊状況、救助・救急活動現場からの報告を記録し、災害の実態を把握する	3-3-9	－
		1-3 □	消防署班	必要に応じて、災害状況がある程度把握されるまでの間は、消防署所内または前に応急救護所を設置する	3-3-9	－
		1-4 □	警防班	応援救助・救急力の派遣優先順位等を考慮し、活動の基本方針を決定する	3-3-9	－
		1-5 □	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	消防隊、消防団員、市民では救助できない事象は、特別救助隊、救急隊を派遣する	3-3-9	－
		1-6 □	消防総務班 警防班 通信指令班	必要に応じて、県本部に応援を要請する	3-3-10	－
2	救助資機材を確保する	2-1 □	消防総務班	救助・救急活動現場からの報告、要請に基づき、調達すべき重機およびその操作に必要な要員、その他救助資機材等の種類、量を整理する	3-3-10	－
		2-2 □	消防総務班	地域の建設業等と連絡調整し、協力の可否について確認し、調達可能な救助資機材を調達する	3-3-10	2-2-1
		2-3 □	消防総務班	必要に応じて、県本部を通じて、滋賀県建設業協会等へ応援を要請する	3-3-10	－

3	救助・救急活動を行う	3-1 □	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	市民、消防団、彦根警察署、医療機関等と密接に連携し、救助・救急活動を行う	3-3-9	－
		3-2 □	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	救助・救急活動実施状況を整理する	3-3-9	－
		3-3 □	消防総務班	救助・救急活動実施状況を市本部に報告する	3-3-9	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 滋賀県建設業協会 消防団	※1　トリアージの実施方法

※1　トリアージの実施方法

○トリアージの具体的な手順

・トリアージ実施責任者が、傷病者の状態を観察し、トリアージ決定要因に留意して、トリアージカテゴリーを基準にしながら優先順位を決定し、その結果に基づきトリアージタッグに記入し、適当な切り取り線で切り取り、当該患者につける

・トリアージタッグは、原則として、右手首関節部につけるが、その部分が負傷している場合は、左手首関節部、右足関節部、左足関節部あるいは首の順で、つける部位を変える。なお、衣服や靴等にはつけないようにする。

・トリアージスタッフは、トリアージタッグの記入にあたって、トリアージ区分等トリアージタッグ主要記載事項以外の部分については、事前にできるだけ、記入可能もしくは聞き取り可能な患者について、タッグの配布または患者への聞き取りにより記入すること

○トリアージに要する時間は、傷病者数と症状の程度等により異なってくるが、おおよそ1人当たり数十秒から数分程度で終わらせる。

○トリアージは1回で終わるのではなく、災害現場、救護所、病院到着後など必要に応じ、繰り返し実施する。

○各医療従事者や救護班のスタッフは、トリアージの結果に基づき、各場面においてそれぞれ適切に対応する。

トリアージのカテゴリー

○傷病の緊急性・重症度に応じ、次の4区分に分類し、トリアージタッグをつける。

○限られた医療スタッフ・医薬品等の医療機能を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行うため、災害規模等により、トリアージの運用は変更される。

順位	分　　類	識別色	傷病等の状態
第１順位	最優先治療群	赤　色 （Ⅰ）	直ちに処置を行えば、救命が可能な者
第２順位	非緊急治療群	黄　色 （Ⅱ）	多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 基本的にはバイタルサインが安定している者
第３順位	軽処置群	緑　色 （Ⅲ）	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者
第４順位	不処置群	黒　色 （0）	既に死亡している者または直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者

○トリアージタッグ

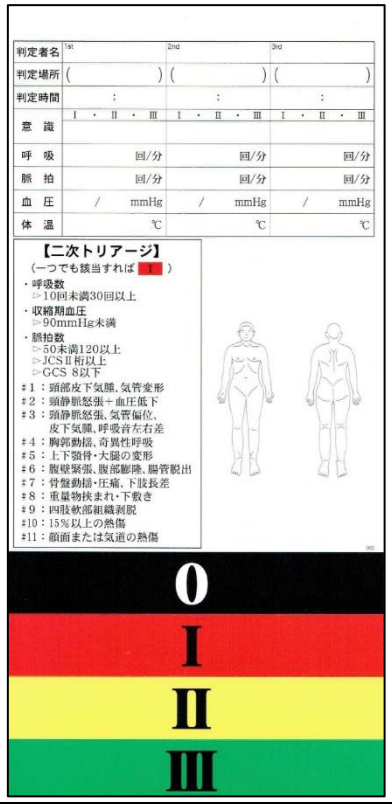

第３節　　消火活動

＜業務手順＞

(1) 消火活動						
業務実施時期		発生直後　～　３日後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	消火活動体制を確立する	1-1 □	警防班	消防本部に消防警備本部を設置する	3-3-11	－
		1-2 □	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	彦根市消防計画に基づき、消防隊を配備するとともに、消防団を招集する	3-3-11	－
		1-3 □	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	火災の発生状況、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握するための情報を収集し、活動の基本方針を決定する	3-3-11	5-1-3
		1-4 □	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	消防庁舎、消防車両、資機材、通信機器等の機能を確保する	3-3-11	5-1-2～3
		1-5 □	警防班 通信指令班	必要に応じて、広域消防相互応援協定締結自治体、県等に消防業務に関する応援を要請する	3-3-11	5-1-4
		1-6 □	警防班	応援部隊の集結地に指揮所を設置し、逐次到着する応援消防隊（緊急消防援助隊を含む）や自衛隊等と協議し、地域の割り振りを行う	3-3-11	－
2	消火広報を行う	2-1 □	予防班	必要に応じて、延焼状況等の消防広報を行うとともに、広報戦略班にテレビ等を通じた消防広報を依頼する	3-3-11	－
3	消火活動を行う	3-1 □	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	市民、消防団等と密接に連携し、消火活動を行う	3-3-11	－
		3-2 □	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	必要に応じて、道路狭あい地区警防計画、林野火災防御計画、核燃料輸送および放射性同位元素等の特殊災害に係る消防対策マニュアルに基づく特殊防御を行う	3-3-11	5-1-4
		3-3	消防総務班	消火活動実施状況を整理する	3-3-11	－

		□	予防班 警防班 通信指令班 消防署班			
		3-4 □	消防総務班	消火活動実施状況を市本部に報告する	3-3-11	―
		3-5 □	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	市民、消防団等と密接に連携し、消火活動を行う	3-3-11	―

＜関係機関＞	＜備考＞
県 消防団	※1　消防組織 ※2　出場体制 ※3　初動措置 ＊消防本部・消防署・消防団の所在地【資料編　P5-1-1 参照】 ＊消防車両保有状況【資料編　P5-1-2 参照】 ＊特殊消防用資機材保有状況【資料編　P5-1-3 参照】 ＊消防水利【資料編　P5-1-3 参照】 ＊道路狭あい地区警防計画樹立ブロック【資料編　P5-1-4 参照】

※1　消防組織

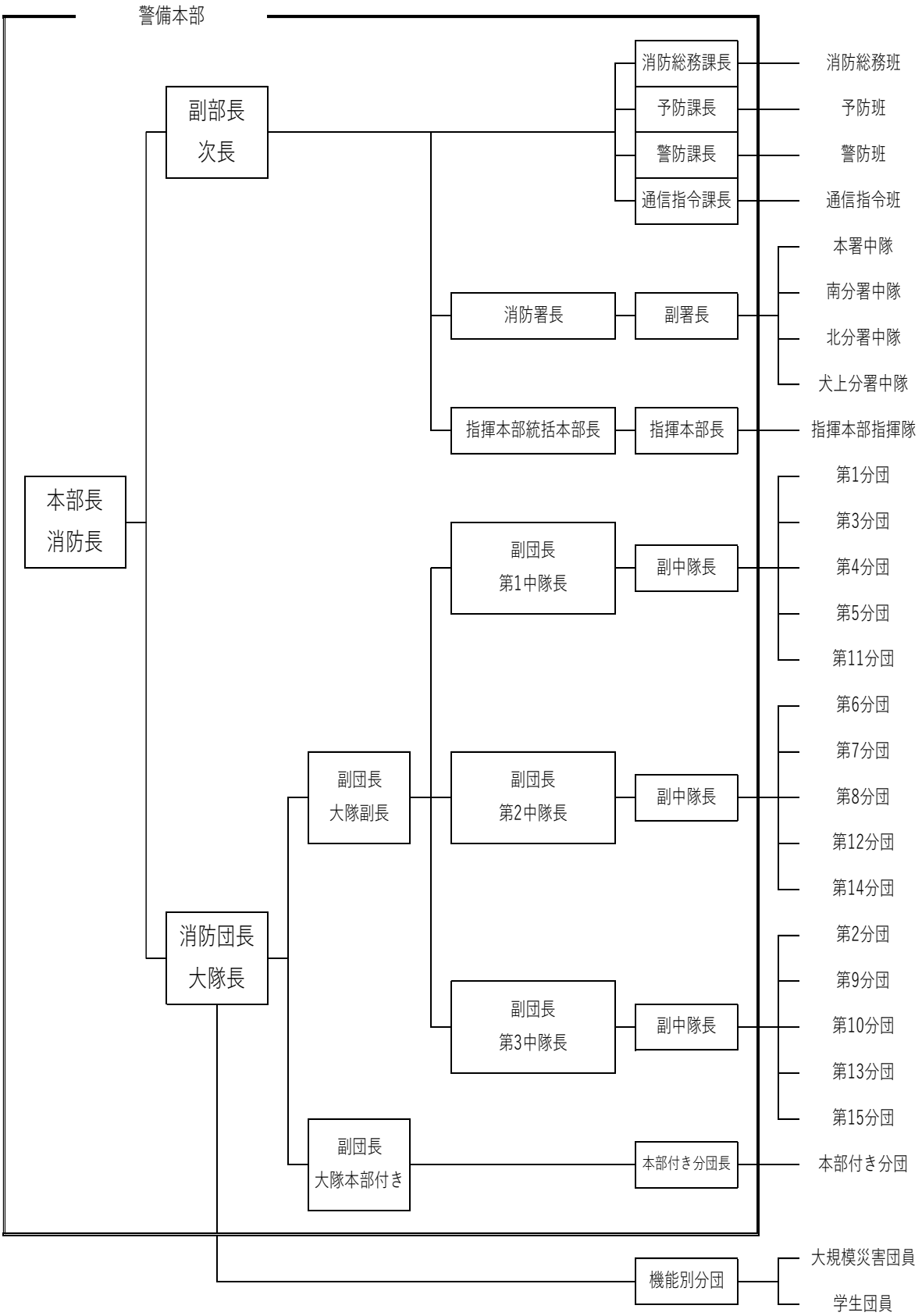

※市災害対策本部が設置された場合は、消防長は本部員、消防総務課長は連絡員として編入される。

※2　出場体制

地区別	第　1　出　場	第　2　出　場	第　3　出　場
城　西	1 分団　3 分団　4 分団 5 分団　11 分団	6 分団　7 分団　8 分団 9 分団　14 分団	全分団
多　景	2 分団　9 分団　10 分団 13 分団　15 分団	6 分団　7 分団　8 分団 12 分団　14 分団	
城　東	3 分団　1 分団　4 分団 5 分団　11 分団	6 分団　7 分団　8 分団 9 分団　14 分団	
城　北	4 分団　1 分団　3 分団 5 分団　11 分団	6 分団　7 分団　8 分団 9 分団　14 分団	
佐和山	5 分団　1 分団　3 分団 4 分団　11 分団	6 分団　7 分団　8 分団 12 分団　14 分団	
金　城	6 分団　7 分団　8 分団 12 分団　14 分団	1 分団　2 分団　3 分団 5 分団　9 分団	
城　南	7 分団　6 分団　8 分団 12 分団　14 分団	1 分団　3 分団　5 分団 9 分団　10 分団	
旭　森	8 分団　6 分団　7 分団 12 分団　14 分団	1 分団　3 分団　4 分団 5 分団　11 分団	
花　田	9 分団　2 分団　10 分団 13 分団　15 分団	6 分団　7 分団　8 分団 12 分団　14 分団	
日　夏	10 分団　2 分団　9 分団 13 分団　15 分団	6 分団　7 分団　8 分団 12 分団　14 分団	
鳥居本	11 分団　1 分団　3 分団 4 分団　5 分団	6 分団　7 分団　8 分団 12 分団　14 分団	
河　瀬	12 分団　6 分団　7 分団 8 分団　14 分団	2 分団　9 分団　10 分団 13 分団　15 分団	
亀　山	13 分団　2 分団　9 分団 10 分団　15 分団	6 分団　7 分団　8 分団 12 分団　14 分団	
高　宮	14 分団　6 分団　7 分団 8 分団　12 分団	5 分団　9 分団　10 分団 11 分団　13 分団	
稲　枝	15 分団（1 号車）（2 号車）2 分団 9 分団　10 分団　13 分団	6 分団　7 分団　8 分団 12 分団　14 分団	

※3　初動措置

地震発生に際しては、平常の業務をすべて停止し、次の体制により災害活動に専念する。

ア　消防本部

消防本部に警備本部を設置し、消防長が警備本部長として消防全般の総括的指揮に当たる。この場合において、消防長は地震警備体制に入る旨を消防職・団員に周知する。

なお、市本部が設置されれば、消防長は本部員として、消防総務課長は同連絡員として出向し、警備本部は市本部に編入することになるため、警備本部長は次長が、総務班長は、消防総務課長補佐がその職務を代行することになる。

通信指令課は、警備本部開設までの間、有無線電話の一斉試験を行う。

イ　消防署所

（ア）無線電話各移動局の開局、試験
（イ）有線電話の一斉試験
（ウ）車両の安全確保
（エ）情報の収集（市内巡ら員、高所見張員の派遣）
（オ）消防機器の点検、増強

ウ　消防団

（ア）無線電話各移動局の開局、試験
（イ）車両の安全確保
（ウ）消防機器の点検、増強
（エ）出火防止、初期消火の広報
（オ）初期消火の指揮
（カ）人命救助

第４節　　水防活動

＜業務手順＞

(1) 緊急調査の実施						
業務実施時期		発生前　～　１日後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の緊急調査の実施体制を確立する	1-1 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	把握した被害概況や市民からの通報、水防区域、重要水防ため池等の危険箇所等の情報をもとに所管施設の緊急調査対象箇所を選定する	3-3-14	1-3-1～4、17
		1-2 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設の緊急調査に必要な人員、資機材等を確保する	3-3-14	1-3-11
		1-3 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班 警防班	必要に応じて、消防団、ため池管理者、自治会長または自主防災組織等に協力を依頼する	3-3-14	－
		1-4 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	必要な人員、資機材等が不足する場合は、県地方本部へ応援を要請する	3-3-14	－
2	所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の緊急調査を実施する	2-1 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設の緊急調査を実施し、二次災害等の危険度を評価する	3-3-14	－
		2-2 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	現場から堤防の決壊や著しい被害を生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、立入禁止措置を講じる	3-3-14	－
		2-3 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	現場から堤防の決壊や著しい被害を生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、関係地区に避難指示を発令するよう市本部に依頼する	3-3-14	－
		2-4 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設の緊急調査実施結果を整理する	3-3-14	－
		2-5 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設の緊急調査実施結果を市本部に報告する	3-3-14	－
		2-6 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設の被災状況を災害発生後１週間以内に県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-14	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 消防団 ため池管理者 自治会・自主防災組織	※1　河川管理施設 ＊水防区域【資料編　P1-3-1～3 参照】 ＊水防上重要な水門、樋門【資料編　P1-3-4 参照】 ＊水防資機材【資料編　P1-3-11 参照】 ＊重点防災ため池【資料編　P1-3-17 参照】

※1　河川管理施設

河川および内排水路の堤防、護岸、水門、排水機場その他の河川に関連する施設

(2) 応急措置の実施

業務実施時期	1日後　～　1か月後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の応急措置の実施体制を確立する	1-1 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	緊急調査結果から所管する施設の応急措置実施箇所を決定する	3-3-14	－
		1-2 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設の応急措置に関する実施計画を作成する	3-3-14	－
		1-3 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	応急措置に関する実施計画にしたがい、応急措置に必要な人員、資機材等を確保する	3-3-14	－
		1-4 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	必要に応じて、土木建築業者等に協力を依頼する	3-3-14	－
		1-5 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	必要な人員、資機材が不足する場合は、県地方本部を通じて県本部へ応援を要請する	3-3-14	－
2	所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の応急措置を行う	2-1 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	応急措置に関する実施計画にしたがい、応急工作、障害物の除去、仮復旧等施設状況に応じた応急措置を講じる	3-3-14	－
		2-2 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設に関し、実施した応急措置を整理する	3-3-14	－
		2-3 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設に関し、実施した応急措置を市本部に報告する	3-3-14	－
		2-4 □	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設に関し、実施した対応状況を県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-14	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 土木建築業者	※1　応急措置の概要

※1　応急措置の概要

ア　河道閉塞箇所におけるガレキ等の除去
イ　堤防・ため池崩壊法面のクラック等へのビニールシートによる浸透防止工事
ウ　水門、排水機等の被害箇所への土のう、矢板等による応急的な締切
エ　移動排水ポンプ車の派遣等による内水排除

第５節　　医療救護対策

＜業務手順＞

(1) 医療救護体制の確立						
業務実施時期		発生直後　～　３日後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	応急医療体制を確保する	1-1 □	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	市本部が把握する人的被害（負傷者数等）の情報から医療需要を推定する	3-3-16	－
		1-2 □	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	広域災害・救急医療情報システム等を利用して、病院等（有床診療所を含む）の被災状況等を把握する	3-3-16	－
		1-3 □	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	患者の受入れや救護班の派遣可否、応需状況を整理する	3-3-17	－
		1-4 □	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	病院部病院事務局班、彦根医師会、彦根歯科医師会と連携し、フェーズごとの医療需要に見合う救護班を確保する	3-3-18	2-2-1
		1-5 □	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	必要に応じて、県地方本部を通じて県本部に救護班の派遣を要請する	3-3-18	－
		1-6 □	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	県地方本部を通じて、後方支援病院となり得る施設を確保する	3-3-18	－
2	救護所を設置する	2-1 □	健康推進班 母子保健班 高齢福祉推進班	災害状況に応じて、市本部と連絡調整し、救護所の設置場所を決定し、救護所の施設管理者に協力を要請する	3-3-17	－
		2-2 □	健康推進班 母子保健班	救護所の施設管理者と連携して、診療空間・診療機能を確保する	3-3-17	－
		2-3 □	健康推進班 母子保健班	派遣される救護班と連絡調整し、それぞれの配置先を調整する	3-3-17	－
		2-4 □	健康推進班 母子保健班	救護所の開設準備完了後、設置場所に標識等を掲示し、周知する	3-3-17	－
		2-5 □	健康推進班 母子保健班 高齢福祉推進班	救護所の設置状況を市本部に報告する	3-3-17	－
		2-6 □	健康推進班 母子保健班 高齢福祉推進班	広報戦略班に救護所の設置場所に関する広報を依頼する	3-3-17	－
3	医薬品、衛	3-1	健康推進班	派遣される救護班と連絡調整し、医	3-3-19	－

	生材料を確保する	□	母子保健班 病院事務局班	療・助産救護のために使用する医薬品、衛生材料等の必要数を推定する		
		3-2 □	健康推進班 母子保健班 高齢福祉推進班 病院事務局班	医薬品、衛生材料は、彦根薬剤師会等への要請を市本部に依頼する	3-3-19	2-2-1
		3-3 □	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	医薬品、衛生材料が不足する場合は、彦根保健所を通じて県薬剤師会、県医薬品卸協会等に協力を要請する	3-3-19	5-2-1
		3-4 □	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	医薬品、衛生材料等調達した物資は、集積・分配し、各救護所へ配送する	3-3-19	－
		3-5 □	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	輸血用血液が必要な場合は、県赤十字血液センターに供給を要請する	3-3-19	5-2-1

＜関係機関＞	＜備考＞
県 彦根医師会 彦根歯科医師会 彦根薬剤師会 県赤十字血液センター	※1　救護班 ※2　指揮命令および連絡調整 ※3　救護所候補施設 ＊医療関係調達先【資料編　P5-2-1 参照】

※1　救護班

○救護班
ア　災害派遣医療チーム（DMAT）
（ア）災害現場の医療情報の収集・報告
（イ）負傷者のトリアージおよび応急処置
（ウ）後方医療機関への移送の要否および移送先、移送順位の決定
（エ）その他状況に応じた処置
イ　医療救護班
（ア）傷病者に対する応急処置と軽易な患者に対する医療
（イ）後方医療機関への移送の要否および移送先、移送順位の決定
（ウ）遺体の検案と検視に伴う協力
（エ）遺体の処理（縫合等）
ウ　助産救護班
（ア）分娩の介助
（イ）分娩前後の処理
（ウ）衛生材料の支給
エ　こころのケアチーム
（ア）被災者の心理的影響についての情報の収集
（イ）心のケアを必要とする人へのケアの提供
（ウ）その他、地元地域の要請に応じた支援
○フェーズごとの活動内容

フェーズ	時間経過	活動内容
第１フェーズ	発生から３時間程度	・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請 ・被災地外医療圏域の災害拠点病院に対する派遣要請
第２フェーズ	３日以内	・災害派遣医療チーム（DMAT）の活動 ・負傷者のトリアージ、応急処置および移送
第３フェーズ 第４フェーズ	４日から２週間 ２週間～2 か月程度	・医療救護班、こころのケアチームの派遣 ・医療救護活動の終了

※2　指揮命令および連絡調整

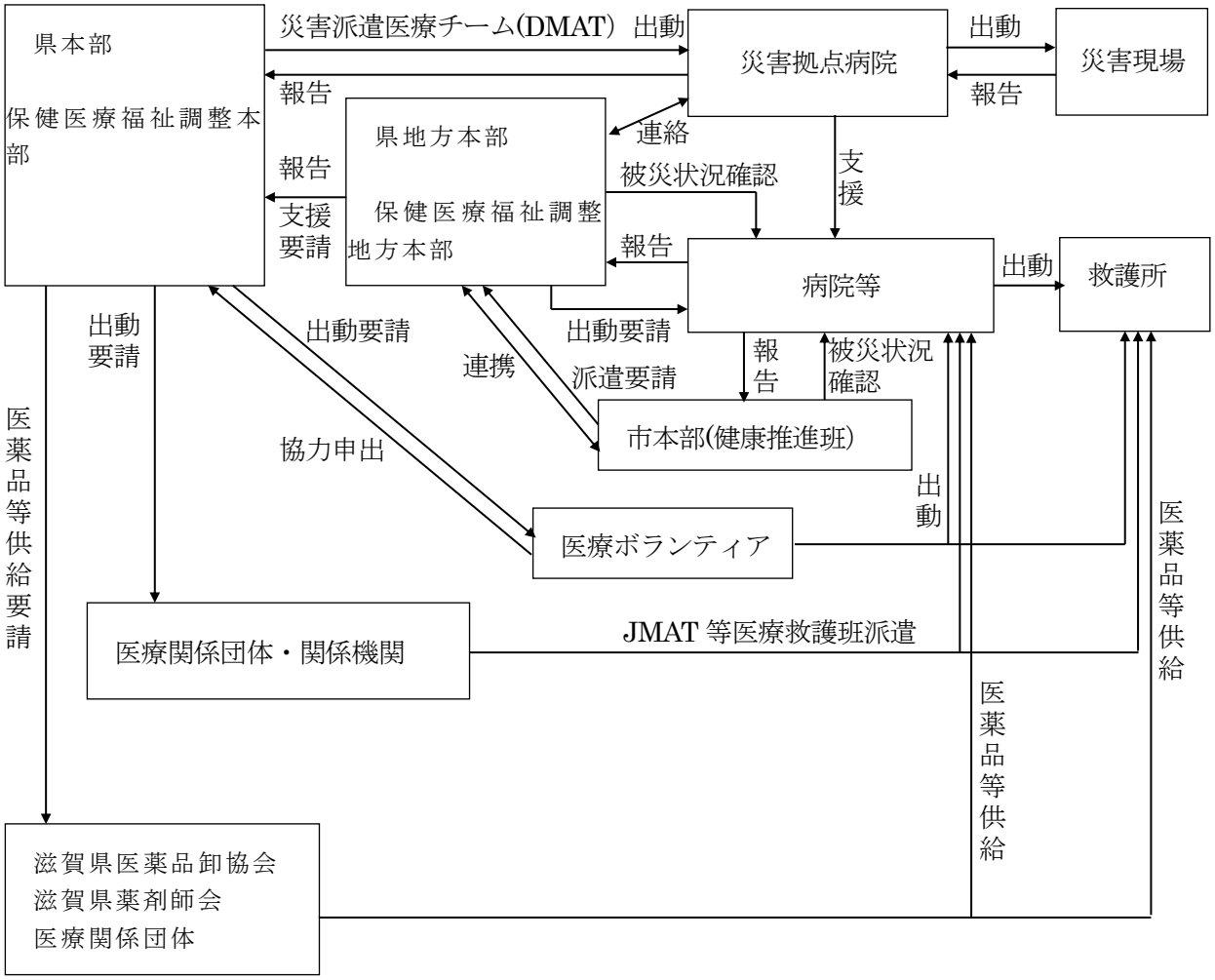

※3　救護所候補施設

ア　指定避難所、指定緊急避難場所 イ　災害救助法適用区域内の病院および診療所の外来診療施設 ウ　災害現場

(2) 医療救護活動

業務実施時期	発生直後　～　2か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	医療救護活動を実施する	1-1 □	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	逐次、派遣される救護班と連絡調整し、医療救護活動に協力する	3-3-18	－
		1-2 □	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	救護所における医療救護活動の記録を整理する	3-3-18	－
		1-3 □	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	医療救護活動記録の整理結果を市本部に報告する	3-3-18	－
		1-4 □	健康推進班 母子保健班	必要に応じて、救護班の過不足を確認し、救護所間の人材、物資の調整を実施する	3-3-18	－
		1-5 □	健康推進班 母子保健班	必要に応じて、救護所の縮小・閉鎖や要員の交替を検討し、市本部に報告する	3-3-18	－
2	移送体制を確保する	2-1 □	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	救護所で適切な治療ができない患者がいるときは、消防部に救急車等での移送を依頼する	3-3-18	－
		2-2 □	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	救急車が不足するときや遠方への輸送が必要なときなどは、必要に応じて、市本部に県本部への移送要請を依頼する	3-3-18	－
		2-3 □	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	必要に応じて、医療救護スタッフ用の車両を確保する	3-3-18	－
		2-4 □	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	重症患者、医療救護スタッフ等の移送に当たり、ヘリコプターが必要なときは、市本部に県本部への応援要請を依頼する	3-3-18	4-7-1～2

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　医療救護の対象、範囲、方法、費用等 ※2　助産救護の対象、範囲、方法、費用等 ＊防災ヘリコプター指定離着陸場等【資料編　P4-7-1～2】

※1　医療救護の対象、範囲、方法、費用等

(1) 対象者
医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
(2) 範囲（応急的なもの）
ア　診療
イ　薬剤または治療材料の支給
ウ　処置・手術その他の治療および施術
エ　病院または診療所への収容
オ　看護
(3) 医療の方法
ア　救護班による医療
（ア）災害救助法に基づく医療は、原則として救護班が行う。
（イ）市本部は、状況に応じて必要な救護班を順次現地に派遣する。
（ウ）救護班の編成は、医師１人、看護師２人、事務担当者１人の計４人を基準とする。
（エ）救護所の設置
イ　委託医療機関等による医療
救護班による救護ができない者または救護班による救護が適当でない者については、すべての委託医療機関等における入院治療施設において救護を行う。この場合、委託医療機関は、原則として市長の発行する医療券または救護班長の発行する入院指示書により救護を行う。
(4) 医療のための費用
医療のために支出できる費用は、次のとおりとする。
ア　救護班による場合
使用した薬剤、治療材料および医療器具破損等の実費
イ　委託医療機関等による医療
社会保険診療報酬の額以内
ウ　施術者による場合
当該地域における協定料金の額以内
(5) 医療救護活動の期間
災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、県知事の承認を得て延長することができる。

※2　助産救護の対象、範囲、方法、費用等

(1) 対象者
災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前または以後の７日以内に分べんし、災害のため助産の途を失った者とする。
(2) 範囲
ア　分べんの介助
イ　分べん前および分べん後の処置
ウ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
(3) 助産の方法
ア　救護班による助産
（ア）災害救助法による助産は、原則として産科医を構成員とする救護班が行う。ただし、急を要する場合は、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。
（イ）救護班の編成派遣、構成および救護所の設置については、医療の場合と同様とする。
イ　委託助産機関による助産
救護班等による救護ができない者または救護班等による救護が適当でない者については、災害救助法適用区域内の産科を有する病院および診療所において救護を行う。この場合において、委託助産機関は、原則として市本部長の発行する助産券または救護班長の発行する入院指示書により救護を行う。
(4) 助産のための費用
助産に要する費用は、次のとおりである。
ア　救護班による場合
使用した衛生材料の実費
イ　委託助産等による場合
使用した衛生材料および処置に要した実費
ウ　助産師による場合
当該地域における慣行料金の８割以内の額
(5) 助産救護活動の期間
分べんした日から７日以内とする。ただし、県知事の承認を得て延長が可能である。

第 6 節　　行方不明者の捜索、遺体の収容および火葬等

＜業務手順＞

(1) 行方不明者の捜索						
業務実施時期		発災直後　～　10 日後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	行方不明者の捜索実施体制を確立する	1-1 □	生活環境班 消防署班	市民からの問い合わせや行方不明者の捜索依頼に関する情報を把握する	3-3-20	－
		1-2 □	まちづくり推進班 生活環境班	彦根警察署から協力要請があった場合は、受付所の設置等や捜索への協力体制を確立する	3-3-20	－
		1-3 □	生活環境班	必要に応じて、行方不明者の捜索に利用する船舶その他資機材を確保する	3-3-20	－
2	行方不明者を捜索する	2-1 □	生活環境班	受付所において、市民からの問い合わせや行方不明者の捜索依頼に関する情報を把握する	3-3-20	－
		2-2 □	生活環境班	行方不明者の氏名、性別、年齢、容貌、特徴、所持品等の情報を整理する	3-3-20	－
		2-3 □	生活環境班	彦根警察署が作成する要捜索者リストの作成に協力し、行方不明者に関する情報を共有する	3-3-20	－
		2-4 □	生活環境班 社会福祉班 消防署班	市民、消防団、彦根警察署、その他関係機関等の協力を得て、行方不明者を捜索する	3-3-20	－
		2-5 □	生活環境班	行方不明者の捜索に関する実施記録（捜索状況記録、捜索用機械器具燃料受払簿、捜索用機械器具修繕簿等）を作成する	3-3-20	－
		2-6 □	生活環境班	行方不明者の捜索に関する実施年月日、実施地域、実施方法および状況、捜索対象行方不明者数その他を市本部、県本部に報告する	3-3-20	－

＜関係機関＞	＜備考＞
彦根警察署 消防団 県	

(2) 遺体の収容

業務実施時期	発災直後　～　10 日後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	遺体の収容実施体制を確立する	1-1 □	生活環境班	被害規模、死者、行方不明者数等から遺体安置所の設置に関する検討を行う	3-3-21	4-6-14
		1-2 □	生活環境班	必要に応じて、公共施設を中心とした既存の建物から遺体安置所を指定する	3-3-21	－
		1-3 □	生活環境班	滋賀県葬祭事業協同組合に協力依頼し、遺体の収容・保存等のために必要な棺、ドライアイスその他の資材、移送のための車両、納棺作業等を指導するための要員を確保する	3-3-21	－
		1-4 □	生活環境班	必要に応じて、県本部に遺体の収容・処理に関する広域的応援体制の確立や応援派遣の実施を要請する	3-3-21	－
		1-5 □	生活環境班	遺体安置所を開設し、市の要員を配置する	3-3-21	－
		1-6 □	生活環境班	広報戦略班に遺体安置所の開設や市民・企業等の協力について広報を依頼する	3-3-21	－
2	遺体の収容・安置を行う	2-1 □	生活環境班	彦根警察署、彦根歯科医師会、県医療救護班またはその他協力医師等と連絡調整し、検視および検案に協力する	3-3-21	－
		2-2 □	生活環境班	必要に応じて、日本赤十字社滋賀県支部が実施する洗浄、消毒等に協力を行い、遺体を納棺し、一時収容・安置する	3-3-21	－
		2-3 □	生活環境班	検案を終えた遺体について、彦根警察署、地元自治会、自主防災組織等と連携し、身元不明遺体の身元確認と身元引受人の発見を行う	3-3-21	－
		2-4 □	生活環境班	遺体の収容・処理結果についてとりまとめ、市本部に報告する	3-3-21	－
		2-5 □	生活環境班	安置された遺体全ての引渡しが完了したとき、遺体安置所を閉鎖する	3-3-21	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 滋賀県葬祭事業協同組合 彦根警察署 彦根歯科医師会 日本赤十字社滋賀県支部 自治会・自主防災組織	※1　遺体の収容・安置の手順 ＊遺体安置所候補地【資料編　P4-6-14 参照】

※1　遺体の収容・安置の手順

ア　原則屋内施設を基本として遺体安置所を開設する。ただし、適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用するか、または市内寺院に対して、一時安置協力を要請する。その際、検視場所、遺族待機場所等にも配慮する。
イ　滋賀県葬祭事業協同組合等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。
ウ　死体検案書（写し）を引き継ぎ、死体処理票および遺留品処理票を作成する。
エ　棺に氏名および番号を記載した氏名札を添付する。
オ　遺族その他より遺体引き受けの申し出があった時は、死体処理票および遺留品処理票により整理の上引き渡す。
カ　遺体引受人が見つからない遺体については、本部長を身元引受人として、死体火（埋）葬許可証の発行手続きをとる。

(3) 遺体の火葬

業務実施時期	発災直後　～　10 日後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	遺体の火葬計画を作成する	1-1 □	生活環境班	彦根愛知犬上広域行政組合と連絡調整し、斎場の機能状況を把握する	3-3-21	－
		1-2 □	生活環境班	彦根愛知犬上広域行政組合と協力して、葬儀業者の紹介や遺族の要望取りまとめなどを実施する相談窓口を開設する	3-3-21	－
		1-3 □	生活環境班	死者数、近隣市町の斎場の機能状況を把握する	3-3-21	－
		1-4 □	生活環境班	必要に応じて、県本部に滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要綱に基づき、応援を要請する	3-3-21	－
		1-5 □	生活環境班	斎場利用方法の調整を行い、火葬計画を作成する	3-3-21	－
		1-6 □	生活環境班	滋賀県葬祭事業協同組合等に依頼して、火葬計画にしたがい、遺体搬入車両の確保、斎場への遺体の移送を実施する	3-3-21	－
2	遺体の火葬を行う	2-1 □	生活環境班	関係法規に基づいて、火葬を行う	3-3-21	－
		2-2 □	生活環境班	火葬後、遺骨等の引取り手がいる場合は、遺骨・遺品等を引き渡す	3-3-21	－
		2-3 □	生活環境班	引取り手のない遺骨･遺品や記録(写真撮影を含む）等を一時的に保管する	3-3-21	－

＜関係機関＞	＜備考＞
彦根愛知犬上広域行政組合 滋賀県葬祭事業協同組合 県	※1　被災に係る遺体の火葬体制 ※2　漂着遺体の取扱い ※3　仮土葬の検討

※1　被災に係る遺体の火葬体制

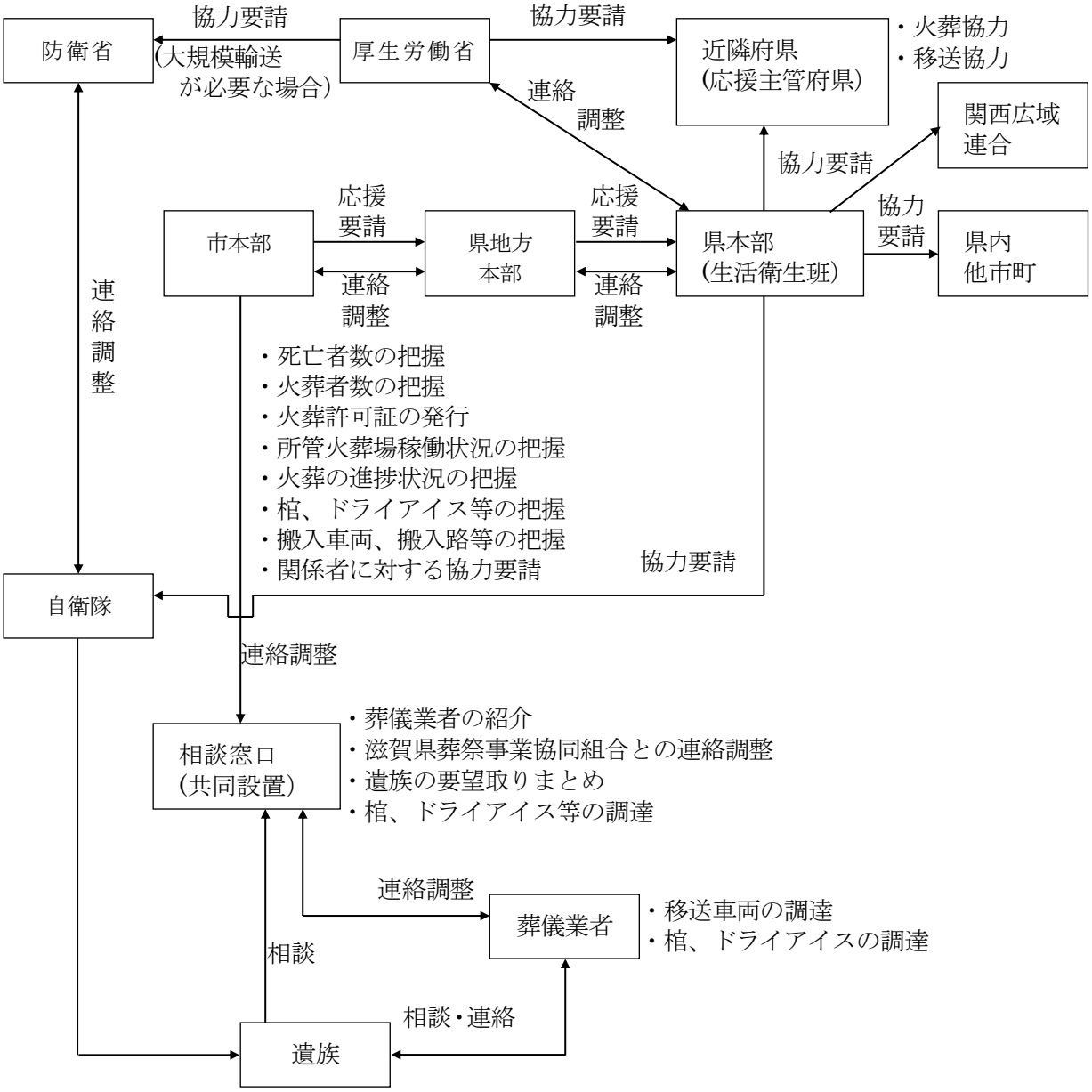

※2　漂着遺体の取扱い

被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない遺体は、行旅病人および行旅死亡人取扱法に基づき行旅死亡人として取扱う

※3　仮土葬の検討

東日本大震災では、火葬処理が間に合わないものについて、遺族の承認を得た上で仮土葬を実施。その後、火葬場が確保でき次第、遺体を掘り起こし、火葬を実施している。

第７節　　二次災害防止活動

＜業務手順＞

(1) 道路施設の応急対策						
業務実施時期		１日後　～　１か月後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	所管する道路、橋りょうの緊急点検調査を実施する	1-1 □	建設管理班 道路河川班	所管する道路・橋りょう、交通安全施設（以下、「道路施設等」という）の被害概況を把握する	3-3-23	4-5-10
		1-2 □	建設管理班 道路河川班	施設管理者間で情報交換を行い、優先的に対応すべき路線等を把握する	3-3-23	－
		1-3 □	建設管理班 道路河川班	道路施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	3-3-23	－
		1-4 □	建設管理班 道路河川班	道路施設等の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	3-3-23	－
		1-5 □	建設管理班 道路河川班	道路施設等の緊急点検調査実施結果を整理する	3-3-23	－
		1-6 □	建設管理班 道路河川班	道路施設等の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	3-3-23	－
		1-7 □	建設管理班 道路河川班	道路施設等の被災状況を災害発生後１週間以内に県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-23	－
2	所管する道路、橋りょうの応急復旧を行う	2-1 □	建設管理班 道路河川班	道路施設等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	3-3-23	－
		2-2 □	建設管理班 道路河川班	道路施設等に関し、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行うとともに、仮復旧等施設に応じた応急措置を講じる	3-3-23	－
		2-3 □	建設管理班 道路河川班	必要に応じて、市民環境部清掃センター班と連携して、道路啓開作業により収集された路上障害物の仮置場を確保する	3-3-23	－
		2-4 □	建設管理班 道路河川班	道路施設等の応急措置に関し、必要に応じて、市本部に県本部等への応援要請を依頼する	3-3-23	－
		2-5 □	建設管理班 道路河川班	道路施設等に関し、実施した応急措置を整理する	3-3-23	－
		2-6	建設管理班	道路施設等に関し、実施した応急措	3-3-23	－

		□	道路河川班	置を市本部に報告する		
		2-7 □	建設管理班 道路河川班	道路・橋りょうに関し、実施した対応状況を県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-23	－

＜関係機関＞	＜備考＞
滋賀国道事務所 県 中日本高速道路（株）	※1　道路応急復旧活動体制 ※2　各施設管理者の応急対策 ＊橋りょうの一覧【資料編　P4-5-10 参照】

※1　道路応急復旧活動体制

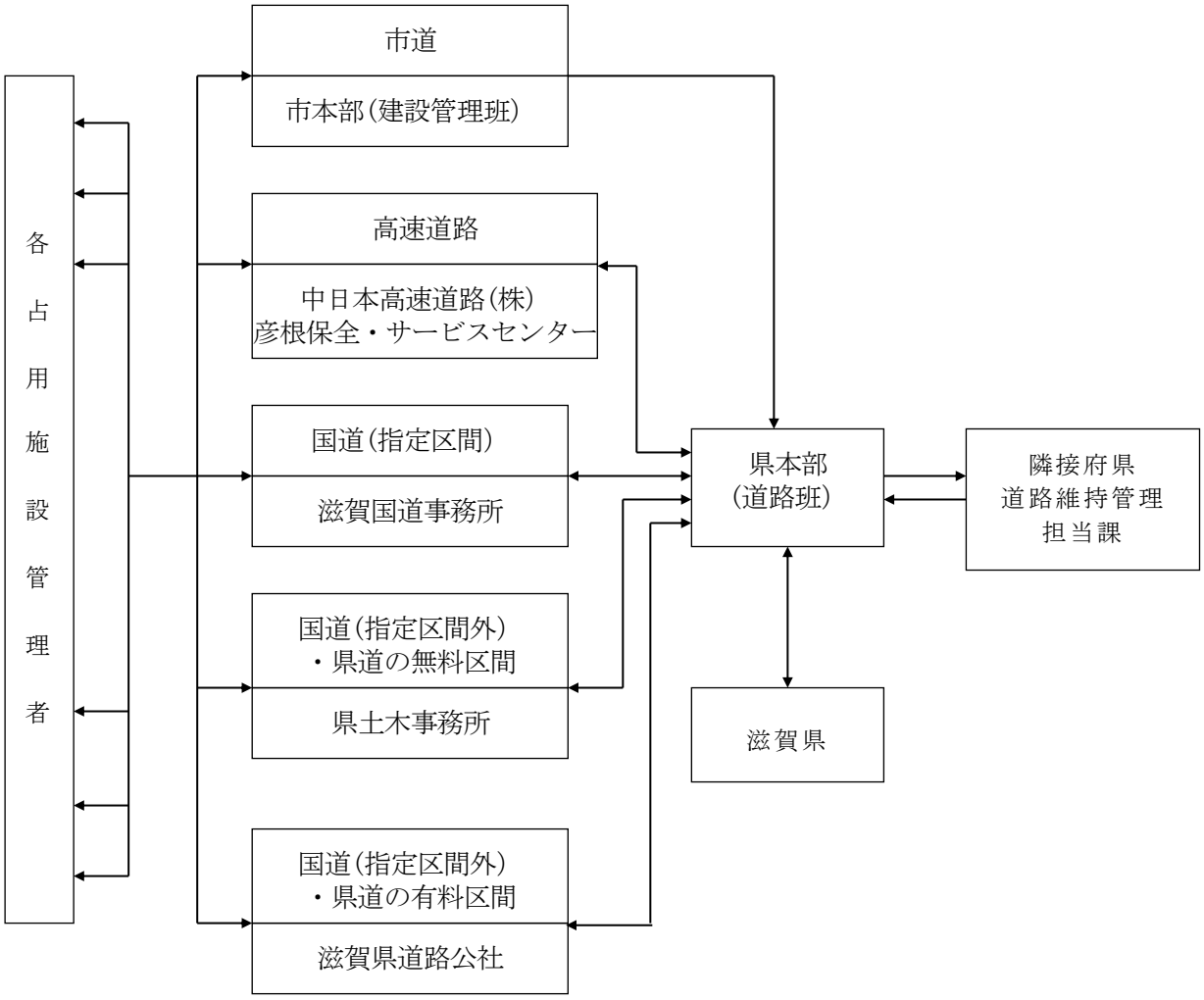

※2　各施設管理者の応急対策

(1) 県道（県道路班）

ア　情報収集

県本部は、あらかじめ定めた計画に基づき職員を現地に派遣し、緊急輸送道路の被害状況、交通確保状況等の情報を収集する。

収集した道路情報は、県本部（道路班）に連絡する。

イ　応急復旧

（ア）県本部は、収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

（イ）緊急輸送道路の一部が通行不能になり、復旧に日時を要することが予想されるときは、県本部は、これのう回路として市道の使用を検討する。う回路として市道を使用する場合は、その旨を市本部に連絡し、交通確保の協力を要請する。

（ウ）復旧作業の実施については、あらかじめ締結した「協定」に基づき、滋賀県建設業協会に資材・労力等の提供を求める。

(2) 国道（国土交通省近畿地方整備局）

緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通を確保する。

ア　道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。

イ　道路上の車両、道路上の倒壊物または落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路および緊急交通路から優先的に実施する。

ウ　上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用の施設の被害を発見した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止、または制限、あるいは現場付近への立入禁止の必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

(3) 名神高速道路（中日本高速道路（株））

災害が発生した場合は、中日本高速道路（株）の彦根保全・サービスセンター防災等業務要領の定めるところにより、統括責任者による非常体制を指令し、社員等の非常出勤体制による災害応急活動を行う。

ア　防災機関等への連絡

中日本高速道路（株）は、災害による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各関係防災機関へ速やかに連絡する。

イ　点検措置

災害の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、緊急復旧計画を策定し、応急措置をとるものとする。

ウ　交通規制

災害の発生と同時に、警察と協力して必要な交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板、会社所有のパトロールカー等により、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

エ　初期消火および火災防止運動

高速道路上において、衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

オ　救出および応急手当

災害により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、中日本高速道路（株）は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

カ　危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

災害により高速道路において危険物、高圧ガス等が、運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動を要請し、同機関の行う除去作業に協力する。

(4) 交通安全施設

交通安全施設が損壊し、または故障した場合、応急復旧に迅速に対応し、被災地および関連道路における交通の安全と緊急通行車両の通行の円滑化を図る。

ア　信号機等の緊急補修

交通信号機等交通安全施設が損壊し、または故障した場合は、迅速な復旧に努める。また、交通信号機等電源付加装置の点検、燃料補給等を行う。

イ　主要交差点における交通整理

被災地域内および関連道路の主要交差点に交通整理員を配置し、必要な交通整理を行う。

(2) 公共施設の危険度判定および応急対策

業務実施時期	1日後　～　1か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	公共施設の危険度調査を実施する	1-1 □	公有財産管理班	公共施設の施設管理者と連絡調整し、災害による公共施設の被害概況を把握する	3-3-23	－
		1-2 □	公有財産管理班 都市計画班 建築班	必要に応じて、県、地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等に協力を要請し、被災建築物の応急危険度判定調査実施体制および被災宅地危険度判定調査実施体制を確立する	3-3-23	－
		1-3 □	公有財産管理班 都市計画班 建築班	危険度判定調査および被災度区分判定を実施し、避難の要否、継続使用に関する保守および構造補強等の要否を判定する	3-3-23	－
		1-4 □	公有財産管理班 都市計画班 建築班	危険度判定調査および被災度区分判定結果を整理する	3-3-23	－
		1-5 □	公有財産管理班	公共施設の施設利用可否等を市本部に報告する	3-3-23	－
2	公共施設の応急復旧を行う	2-1 □	公有財産管理班 各施設管理者	公共施設に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	3-3-24	－
		2-2 □	公有財産管理班 各施設管理者	継続使用が可能な施設について、必要に応じた補修等の応急措置を講じる	3-3-24	－
		2-3 □	公有財産管理班 各施設管理者	公共施設の応急措置に関し、必要に応じて、市本部に県本部等への応援要請を依頼する	3-3-24	－
		2-4 □	公有財産管理班	市庁舎の被害が著しく執務に支障があるときは、仮設庁舎を確保する	3-3-24	－
		2-5 □	公有財産管理班 各施設管理者	公共施設に関し、実施した応急措置を整理する	3-3-24	－
		2-6 □	公有財産管理班 各施設管理者	公共施設に関し、実施した応急措置を市本部に報告する	3-3-24	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 地方公共団体建築技術者 学識経験者 建築士関係団体 建設業関係団体	※1　各施設管理者の被害状況の把握と報告

※1　各施設管理者の被害状況の把握と報告

各施設の管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、また施設の継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに市本部および関係機関に報告する。

その後、財産および物品に区分した被害状況報告書および被害集計表を作成し、総務班に提出する。なお、国および県の補助対象となる施設等の被害のときは、関係各班が応急復旧に先立ち被災状況について写真撮影および記録し、保管する。

(3) 一般建築物、宅地等の危険度判定

業務実施時期	1日後　～　1か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する	1-1 □	建築指導班	総務部税務班と連携し、建築物被害に関する情報を収集する	3-3-25	－
		1-2 □	建築指導班	被災建築物応急危険度判定実施需要を推定する	3-3-25	－
		1-3 □	建築指導班	被災建築物応急危険度判定実施本部の設置要否を判断し、市本部に報告する	3-3-25	－
		1-4 □	建築指導班	市本部の被災建築物応急危険度判定実施の決定を受け、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する	3-3-25	－
		1-5 □	建築指導班	被災建築物応急危険度判定実施本部の設置を県本部に連絡する	3-3-25	－
2	被災建築物応急危険度判定実施本部を運営する	2-1 □	建築指導班	被災建築物応急危険度判定の対象地域、実施体制等を定めた被災建築物応急危険度判定実施計画を作成する	3-3-25	－
		2-2 □	建築指導班	被災建築物応急危険度判定実施計画にしたがい、被災建築物応急危険度判定士や判定資機材を確保し、実施体制を確立する	3-3-25	－
		2-3 □	建築指導班	被災建築物応急危険度判定士や判定資機材が不足する場合は、県本部に支援を要請する	3-3-25	－
		2-4 □	建築指導班	被災建築物応急危険度判定実施計画にしたがい、被災建築物応急危険度判定を実施する	3-3-25	－
		2-5 □	建築指導班	著しい被害を生じるおそれがある建築物がある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	3-3-25	－
		2-6 □	建築指導班	被災建築物応急危険度判定結果を整理する	3-3-25	－
		2-7 □	建築指導班	被災建築物応急危険度判定結果を市本部に報告する	3-3-25	－
3	被災建築物応急危険度判定実施本部を閉鎖する	3-1 □	建築指導班	被災建築物応急危険度判定実施状況の進捗管理を行う	3-3-25	－
		3-2 □	建築指導班	被災建築物応急危険度判定実施本部の閉鎖時期について検討し、市本部に報告する	3-3-25	－
		3-3 □	建築指導班	市本部の決定を受け、被災建築物応急危険度判定実施本部を閉鎖する	3-3-25	－
		3-4 □	建築指導班	被災建築物応急危険度判定実施本部の閉鎖を県本部に連絡する	3-3-25	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 地方公共団体建築技術者 学識経験者 建築士関係団体 建設業関係団体	具体的には、「被災建築物応急危険度判定必携（2010年12月）」および「被災建築物応急危険度判定実施本部業務手引き（平成24年3月）」に基づき実施する。 また、必要に応じて、被災宅地危険度判定実施本部と判定調査の連携を図る。

業務実施時期	１日後　～　１か月後					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	被災宅地危険度判定実施本部を設置する	1-1 □	都市計画班	総務部税務班と連携し、宅地被害に関する情報を収集する	3-3-26	－
		1-2 □	都市計画班	被災宅地危険度判定実施需要を推定する	3-3-26	－
		1-3 □	都市計画班	被災宅地危険度判定実施本部の設置要否を判断し、市本部に報告する	3-3-26	－
		1-4 □	都市計画班	市本部の被災宅地危険度判定実施の決定を受け、被災宅地危険度判定実施本部を設置する	3-3-26	－
		1-5 □	都市計画班	被災宅地危険度判定実施本部の設置を県本部に連絡する	3-3-26	－
2	被災宅地危険度判定実施本部を運営する	2-1 □	都市計画班	危険度判定の対象区域、実施体制等を定めた判定実施計画を作成する	3-3-26	－
		2-2 □	都市計画班	判定実施計画にしたがい、被災宅地危険度判定士や判定資機材を確保し、実施体制を確立する	3-3-26	－
		2-3 □	都市計画班	被災宅地危険度判定士や判定資機材が不足する場合は、県本部に支援を要請する	3-3-26	－
		2-4 □	都市計画班	判定実施計画にしたがい、危険度判定調査を実施する	3-3-26	－
		2-5 □	都市計画班	著しい被害を生じるおそれがある宅地がある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	3-3-26	－
		2-6 □	都市計画班	判定結果を整理する	3-3-26	－
		2-7 □	都市計画班	判定結果を市本部に報告する	3-3-26	－
3	被災宅地危険度判定実施本部を閉鎖する	3-1 □	都市計画班	被災宅地危険度判定実施状況の進捗管理を行う	3-3-26	－
		3-2 □	都市計画班	被災宅地危険度判定実施本部の閉鎖時期について検討し、市本部に報告する	3-3-26	－
		3-3 □	都市計画班	市本部の決定を受け、被災宅地危険度判定実施本部を閉鎖する	3-3-26	－
		3-4 □	都市計画班	被災宅地危険度判定実施本部の閉鎖を県本部に連絡する	3-3-26	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 地方公共団体建築技術者 地方公共団体土木技術者 学識経験者 建築士関係団体 建設業関係団体	具体的には、「被災宅地危険度判定実施本部業務手引き（案）平成28年9月」に基づき実施する。 また、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定実施本部と判定調査の連携を図る。

（4）河川管理施設等の応急対策

業務実施時期	1日後　～　1か月後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	所管する河川管理施設等の緊急点検調査を実施する	1-1 □	建設管理班 道路河川班	河川管理施設、砂防設備、港湾施設（以下、「河川管理施設等」という）の被害概況を把握する	3-3-26	1-3-4、17
		1-2 □	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	3-3-26	－
		1-3 □	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	3-3-26	－
		1-4 □	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等の緊急点検調査実施結果を整理する	3-3-26	－
		1-5 □	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	3-3-26	－
		1-6 □	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等の被災状況を災害発生後1週間以内に県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-26	－
2	所管する河川管理施設等の二次災害防止措置を行う	2-1 □	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	3-3-26	－
		2-2 □	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等に関し、障害物の除去、仮復旧等施設に応じた二次災害防止措置を講じる	3-3-26	－
		2-3 □	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等の二次災害防止措置に関し、必要に応じて、市本部に県本部等への応援要請を依頼する	3-3-26	－
		2-4 □	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等に関し、実施した二次災害防止措置を整理する	3-3-26	－
		2-5 □	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等に関し、実施した二次災害防止措置を市本部に報告する	3-3-26	－
		2-6 □	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等に関し、実施した対応状況を県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-26	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	＊水防上重要な水門、樋門【資料編　P1-3-4 参照】 ＊重要水防ため池【資料編　P1-3-17 参照】

(5) 農業関係施設の応急対策

業務実施時期	1日後　～　1か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	所管する農業用施設等の緊急点検調査を実施する	1-1 □	農林水産班	所管する農業用施設、農業集落排水処理施設、農道・林道、畜産施設、治山施設等（以下「農業用施設等」という）の被害概況を把握する	3-3-27	1-3-15～16
		1-2 □	農林水産班	所管する農業用施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	3-3-27	－
		1-3 □	農林水産班	所管する農業用施設等の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	3-3-27	－
		1-4 □	農林水産班	所管する農業用施設等の緊急点検調査実施結果を整理する	3-3-27	－
		1-5 □	農林水産班	所管する農業用施設等の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	3-3-27	－
		1-6 □	農林水産班	所管する農業用施設等の被災状況を災害発生後1週間以内に県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-27	－
2	所管する農業用施設等の二次災害防止措置を行う	2-1 □	農林水産班	所管する農業用施設等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	3-3-27	－
		2-2 □	農林水産班	所管する農業用施設等に関し、障害物の除去、仮復旧等施設に応じた二次災害防止措置を講じる	3-3-27	－
		2-3 □	農林水産班	所管する農業用施設等の二次災害防止措置に関し、必要に応じて、市本部に県本部等への応援要請を依頼する	3-3-27	－
		2-4 □	農林水産班	所管する農業用施設等に関し、実施した二次災害防止措置を整理する	3-3-27	－
		2-5 □	農林水産班	所管する農業用施設等に関し、実施した二次災害防止措置を市本部に報告する	3-3-27	－
		2-6 □	農林水産班	所管する農業用施設等に関し、実施した対応状況を県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-27	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　農業用施設等の応急対策 ＊農業用水施設【資料編　P1-3-15～16 参照】

※1　農業用施設等の応急対策

ア　農業用施設
（ア）施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設等の損壊に伴う出水等により、広範囲にわたり人畜の生命・身体に危険がある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。
（イ）復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。
（ウ）施設が被災したとき、または施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策にあたる。

イ　農業集落排水処理施設
（ア）施設管理者は、主要施設について、緊急調査をして被災状況を把握するとともに、二次災害の危険があると判断される場合は緊急措置を行う。
（イ）復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、県を通じ農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。また、供用の開始にあたっては、下水道管理者に事前に連絡を行う。

ウ　基幹農道
基幹農道の管理者等は、その被災状況等を速やかに調査把握し、市本部等の関係機関に連絡するとともに、通行車両の制限等必要な処置を行い、市等の指示・支援等を得て道路機能維持のための復旧に努める。
また、基幹農道占用物件の被災については、管理者が占用者に通報し、安全確保等必要な措置を講じる。

エ　林道
特に集落との連絡林道について、その交通を確保するため、被害状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業、障害物の除去等について、林道管理者に対し迅速な措置をとるよう指導する。
林道管理者は、所管する林道の被害状況、障害物等を調査し、その結果を市本部に速やかに報告するとともに、応急復旧および障害物の除去を行い交通の確保に努める。また、通行が危険な林道については、県本部、警察機関等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

オ　畜産施設
（ア）畜産農家は、災害により畜舎および管理施設が破壊等の被害を受け、または家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止ならびに一般災害復旧作業の妨げとならないよう努める。
（イ）家畜の死亡、病気の発生または発生のおそれがあるときは、県地方本部（家畜保健衛生班）と連絡を密にし、農業共済組合連合会、獣医師会および農業協同組合の協力を得て、死亡畜の処分ならびに病気の発生またはまん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒等を実施する。
（ウ）被災地における飼料を確保するため、農業協同組合等との連携を図るとともに、飼料業者等へ協力要請を行う。

カ　治山施設
（ア）施設管理者は、治山施設のうち災害による破壊、崩壊等の被害により、特に人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、または与える危険があり、自己の能力によりその被害を予防または危険を排除できないと判断した場合は、市本部または防災機関等へ通報する。通報を受けた市本部は、その対応について防災機関等と協議し、適切に対処する。
（イ）施設管理者は、雨水の浸透により崩壊の危険がある施設については、シートを覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。
（ウ）施設管理者は、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業または農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

(6) 土砂災害に関する応急対策

業務実施時期	1日後　～　1か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	土砂災害の緊急点検調査を実施する	1-1 □	道路河川班	土砂災害警戒区域等、土砂災害に関する基本情報を収集し、点検調査基礎資料を整理する	3-3-27	1-4-1
		1-2 □	道路河川班	調査班を編成するなど、緊急点検調査体制を確立する	3-3-27	－
		1-3 □	道路河川班	必要に応じて、市本部を通じて、国土交通省近畿地方整備局および県に専門家（TEC-FORCE 等）の派遣を要請する	3-3-27	2-2-1
		1-4 □	道路河川班	土砂災害等の緊急点検調査（土砂災害警戒区域の目視調査、ヘリコプターによる空中探査等）を実施し、二次災害等の危険度を評価する	3-3-27	－
		1-5 □	道路河川班	土砂災害の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	3-3-27	－
		1-6 □	道路河川班	土砂災害等に関する被災状況を県の担当事業課へ報告する	3-3-27	－
2	土砂災害の二次災害防止措置を行う	2-1 □	道路河川班	点検結果より、著しい被害を生じるおそれがある場合は、防災関係機関、市民等と連携して、避難および立入制限等の措置を講じる	3-3-27	－
		2-2 □	道路河川班	必要に応じて、仮排水路の設置、ブルーシートの被覆、土嚢積みなどの二次災害防止措置を講じるほか、土地所有者・管理者等への安全対策指導、巡視、警戒等を実施する	3-3-27	－
		2-3 □	道路河川班	実施した土砂災害等の二次災害防止措置を整理する	3-3-27	－
		2-4 □	道路河川班	実施した土砂災害等の二次災害防止措置整理結果を市本部に報告する	3-3-27	－
		2-5 □	道路河川班	実施した土砂災害等への対応状況を県の担当事業課へ報告する	3-3-27	－

＜関係機関＞	＜備考＞
国土交通省近畿地方整備局 県	＊土砂災害関係【資料編　P1-4-1 参照】

（7）危険物施設の応急対策

業務実施時期	1日後　～　1か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	危険物施設等の責任者や関係機関と連絡調整する	1-1 □	予防班 通信指令班	危険物施設、高圧ガス貯蔵施設、火薬類貯蔵施設、毒物劇物等貯蔵施設、放射性物質取扱施設等（以下、危険物施設等という）の責任者と連絡体制を確立する（通報を受ける）	3-3-28	－
		1-2 □	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	危険物施設等の責任者が実施する施設の被害状況や点検調査結果等を把握し、市本部、彦根警察署、関係機関等と連絡調整を行い協力体制を確立する	3-3-28	－
		1-3 □	警防班	危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、管理の実態、その危険性（爆発性、有毒ガス発生、引火性）等と周辺の消防事象を判断して、部隊運用方針を決定する	3-3-28	－
		1-4 □	警防班	必要に応じて、消火薬剤等の緊急搬送、消防警戒区域の設定等の要員を確保する	3-3-28	－
		1-5 □	消防総務班	危険物施設等の被害状況や消防の対応方針をとりまとめ、市本部に報告する	3-3-28	－
		1-6 □	警防班 通信指令班	必要に応じて、県、応援協定締結自治体等に応援を要請する	3-3-28	－
2	危険物施設等の応急対策を実施する	2-1 □	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	消防団と連携して、必要に応じた防御活動体制を確保する	3-3-28	－
		2-2 □	消防署班	災害現場において、防御活動を実施する	3-3-28	－
		2-3 □	消防署班	必要に応じて、危険物施設等の責任者が実施する応急措置に協力する	3-3-28	－
		2-4 □	消防署班	必要に応じて、警戒区域の設定、市民の立入制限・退去、広報等の措置を行う	3-3-28	－
		2-5 □	消防総務班	危険物施設等の被害や実施された防御活動や応急措置を整理する	3-3-28	－
		2-6 □	消防総務班	危険物施設等の被害や実施された防御活動や応急措置を市本部に報告する	3-3-28	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 彦根警察署	

第 8 節　　事故への対応

＜業務手順＞

(1) 事故情報の収集・連絡						
業務実施時期		発災直後　～　災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	火災の発生や人的被害の概況について、調査する	1-1 □	警防班 消防総務班	通報、現地確認等により、火災の発生や人的被害等を把握する	3-3-30	－
		1-2 □	警防班 消防総務班	火災の発生や人的被害等の概況を取りまとめ、危機管理班に報告する	3-3-30	－
2	被害情報を収集、整理する	2-1 □	危機管理班	事故等関係者と連絡調整し、事故の被害状況の詳細を把握する	3-3-30	－
		2-2 □	危機管理班	各種事故災害に応じて、防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する	3-3-30	－
		2-3 □	危機管理班	判明している情報をもとに、各部の情報統括班に事故災害に関連する所管施設の被害調査を依頼する	3-3-30	－
		2-4 □	被害調査関係各班	事故災害に関連する所管施設または施設周辺の被害調査を実施する	3-3-30	－
		2-5 □	被害調査関係各班	事故災害に関連する所管施設または施設周辺の被害概況等を取りまとめて、自部署の情報統括班に報告する	3-3-30	－
		2-6 □	各部情報統括班	自部署の被害概況を取りまとめる	3-3-30	－
		2-7 □	各部情報統括班	被害概況等の取りまとめ結果を市本部に報告する	3-3-30	－
		2-8 □	危機管理班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報を整理する	3-3-30	－
3	県、消防庁に被害情報を報告する	3-1 □	危機管理班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	3-3-30	－
		3-2 □	危機管理班	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	3-3-30	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 消防庁 事故原因者または事故発見者	※1　各種事故災害発生時の連絡系統 ※2　市の発災直後の情報収集・連絡 ※3　県の発災直後の情報収集・連絡 ※4　事故原因者または事故発見者の発災直後の情報収集・連絡 ※5　各事業者等の発災直後の情報収集・連絡

※1　各種事故災害発生時の連絡系統

（1）湖上事故

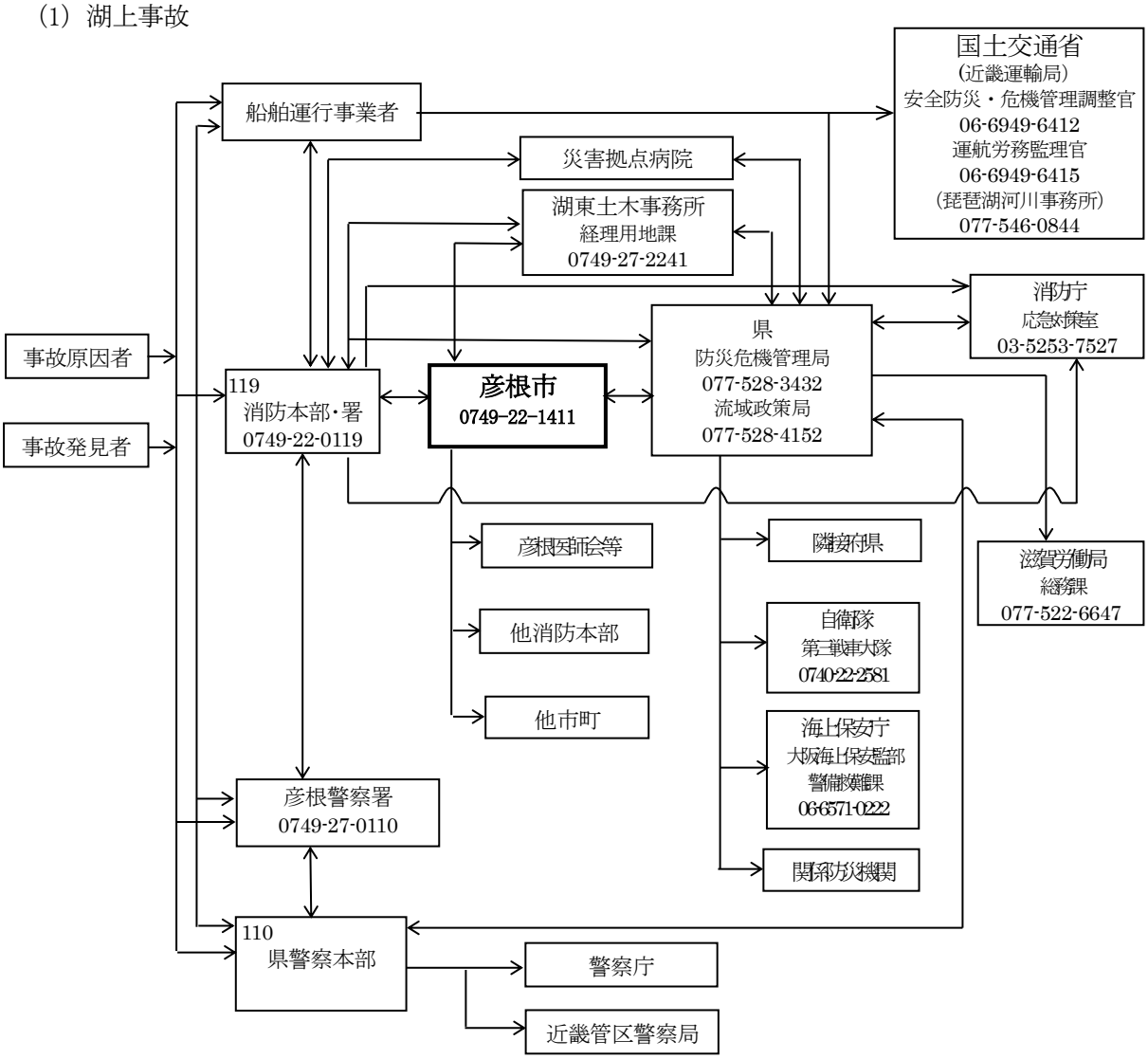

■船舶運航事業者

機　関　名	連絡窓口	所　在　地	電話番号
琵琶湖汽船㈱	船舶部	大津市浜大津 5-1-1	077-522-4115
近江トラベル㈱	業務部旅客船課	彦根市松原町 3755	0749-22-0619

(2) 航空機事故

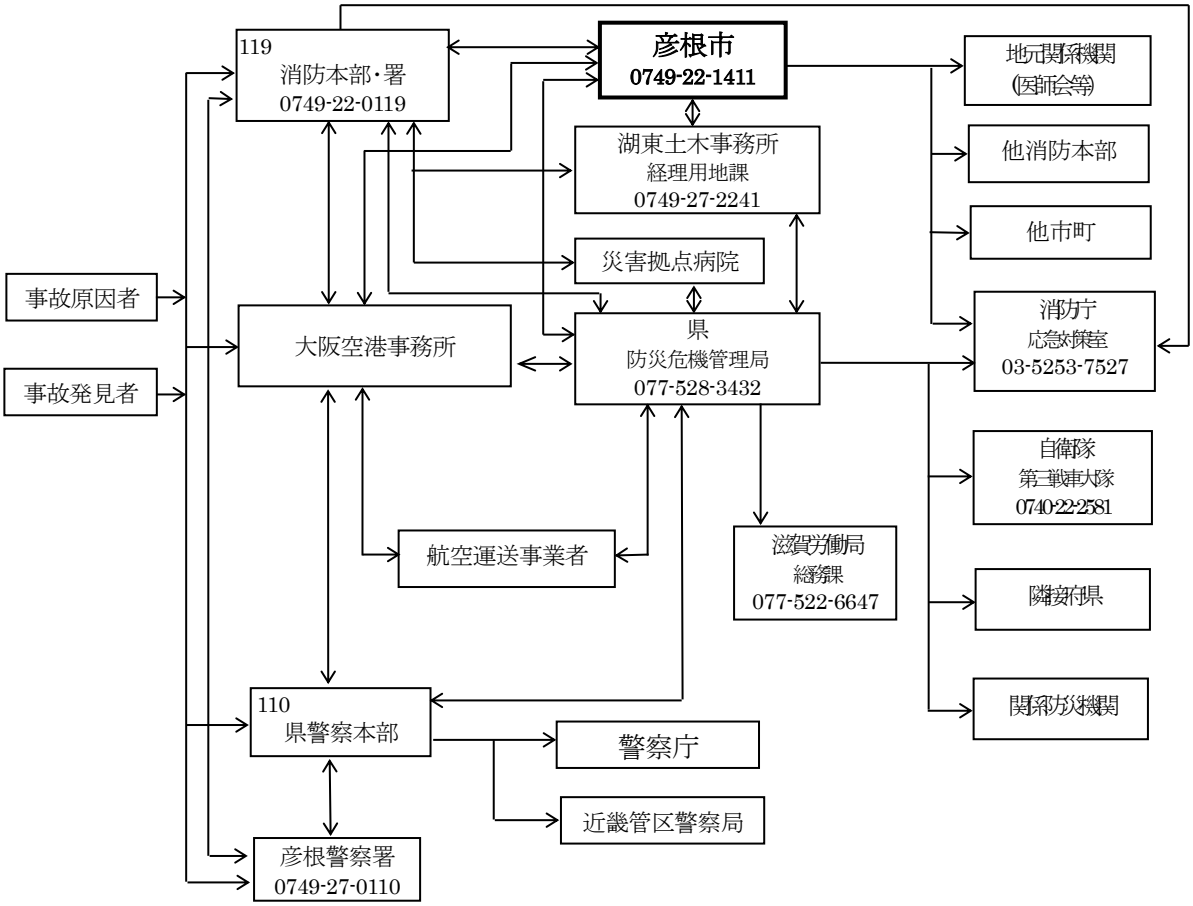
119
消防本部・署
0749-22-0119
彦根市
0749-22-1411
地元関係機関
(医師会等)
湖東土木事務所
経理用地課
0749-27-2241
他消防本部
他市町
災害拠点病院
事故原因者
大阪空港事務所
県
防災危機管理局
077-528-3432
消防庁
応急対策室
03-5253-7527
事故発見者
自衛隊
第三戦車大隊
0740-22-2581
航空運送事業者
滋賀労働局
経務課
077-522-6647
隣接府県
110
県警察本部
関係防災機関
警察庁
近畿管区警察局
彦根警察署
0749-27-0110

(3) 鉄道事故

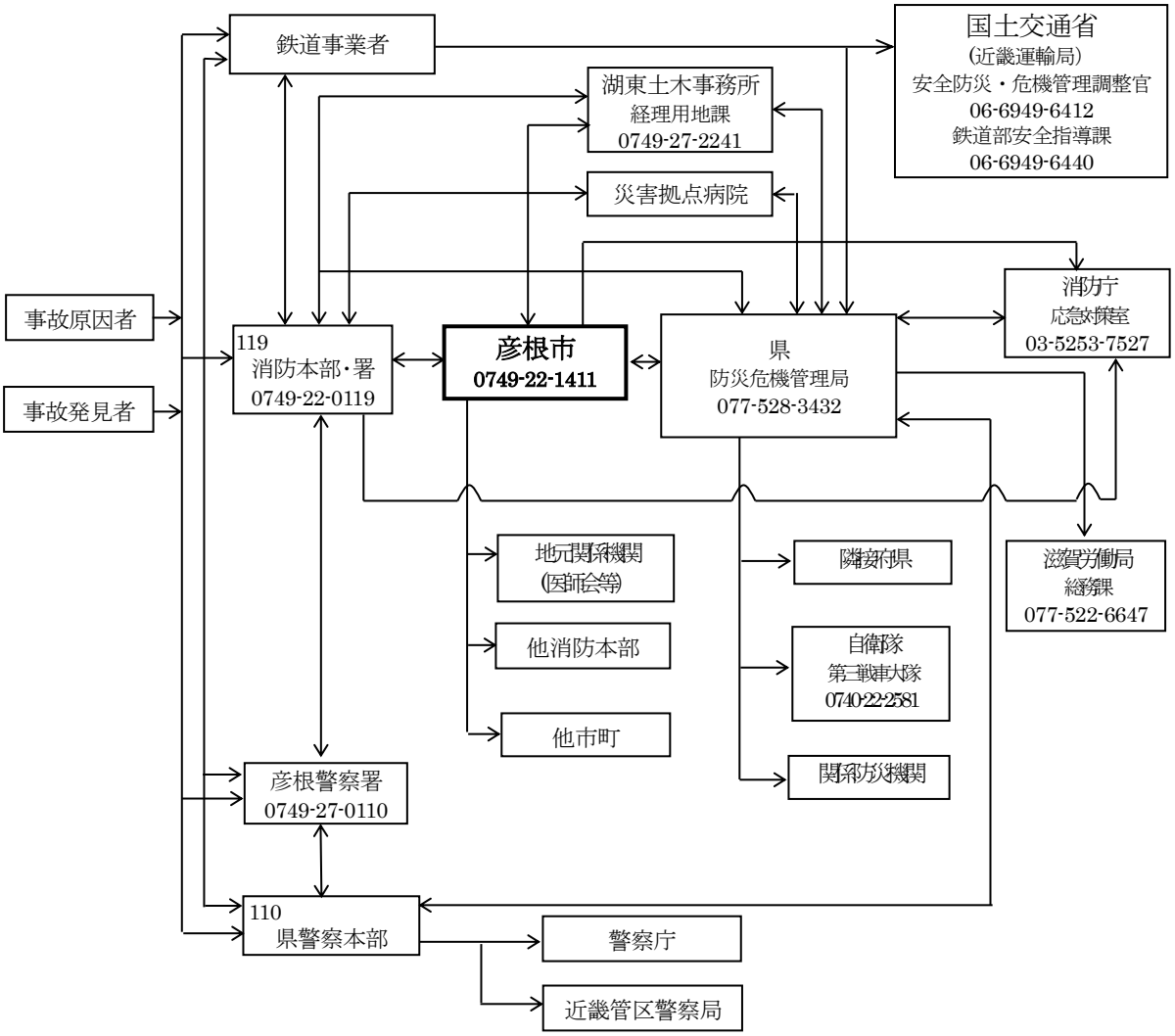

■鉄道事業者

機　関　名	所　在　地	電話番号
ＪＲ西日本彦根駅	彦根市古沢町	TEL　23-0313 FAX　23-8654
近江鉄道（株）本社	彦根市駅東町 15 番 1	TEL　22-3301 FAX　23-8418
東海旅客鉄道（株） 関西支社	大阪市淀川区宮原 1-1-1	TEL 06-7668-0613

（4）道路事故

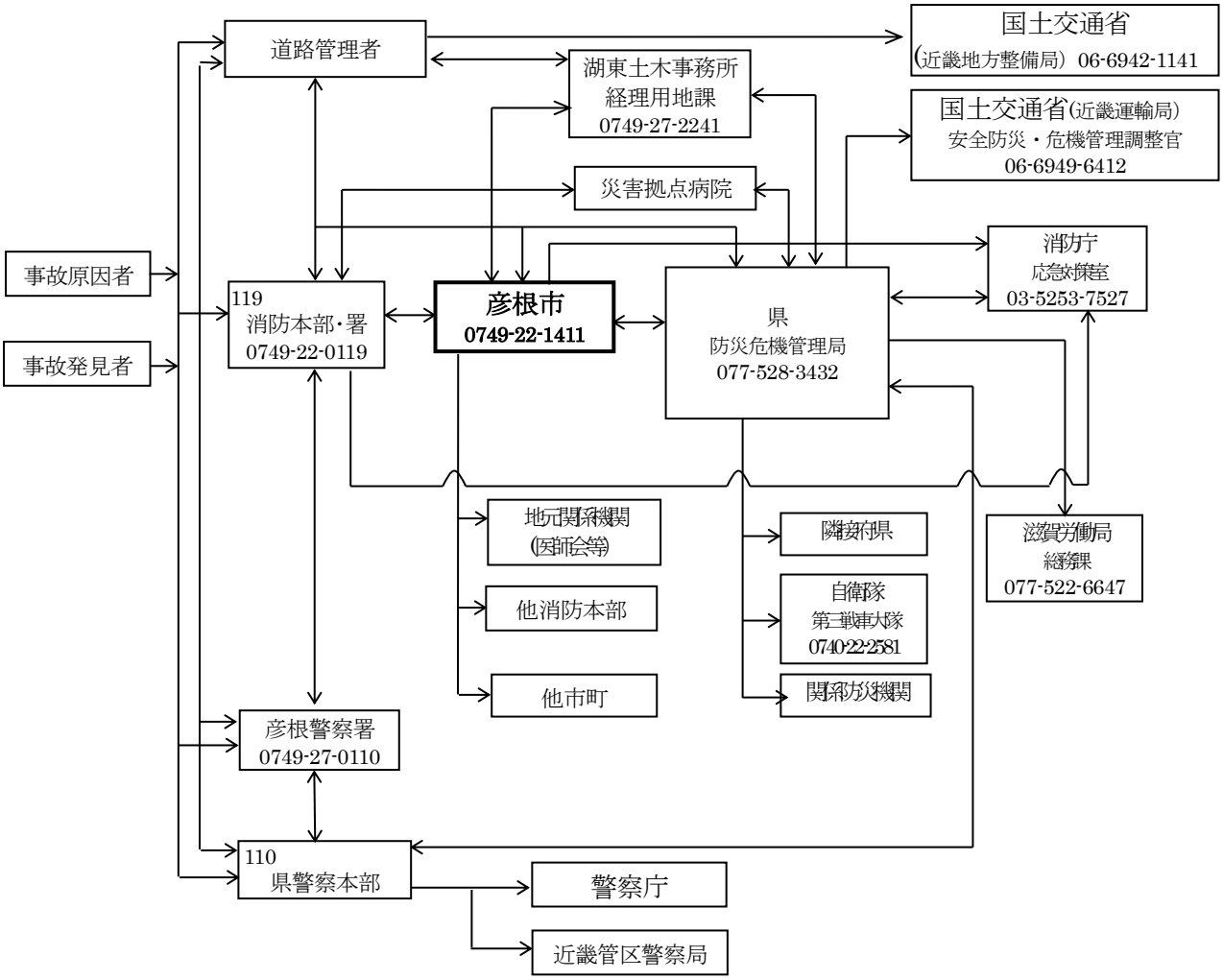

■道路管理者

機　関　名	連絡窓口	所　在　地	電話番号
中日本高速道路（株）	彦根保全サービスセンター	彦根市原町 714-1	0749-22-1941

(5) 危険物事故

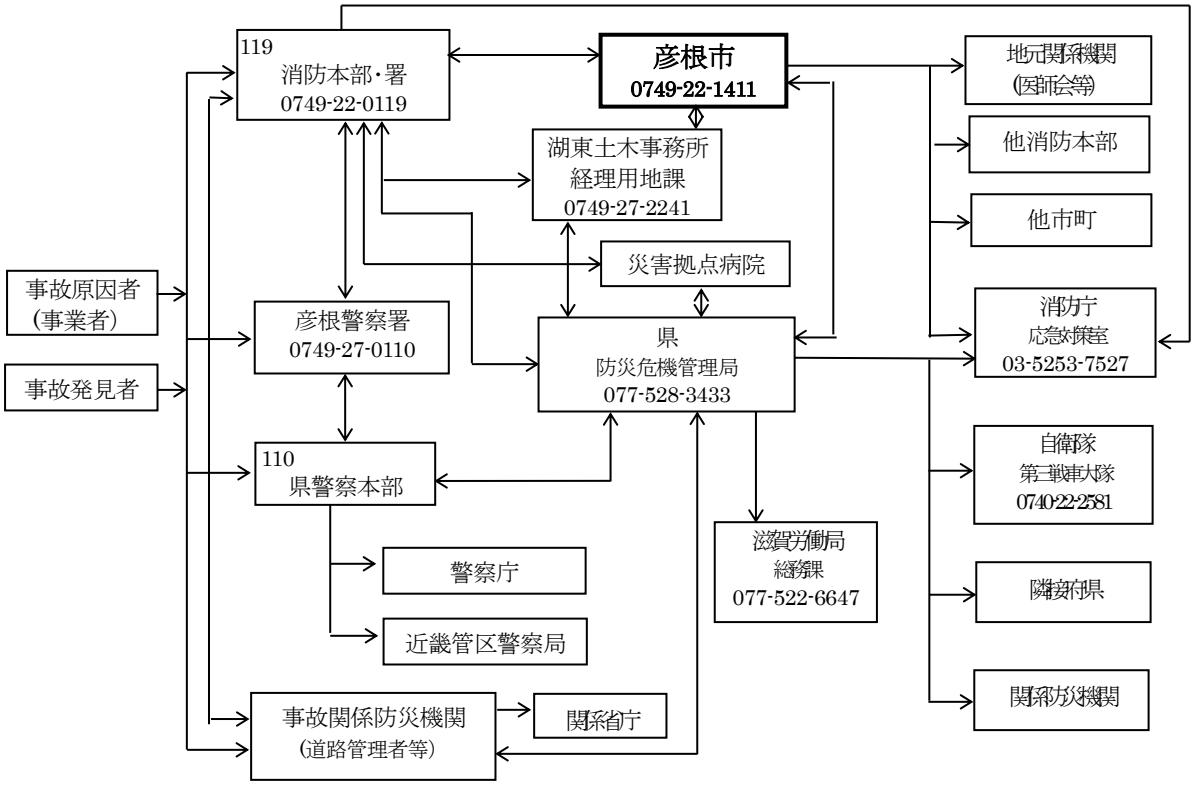

(6) 高圧ガス

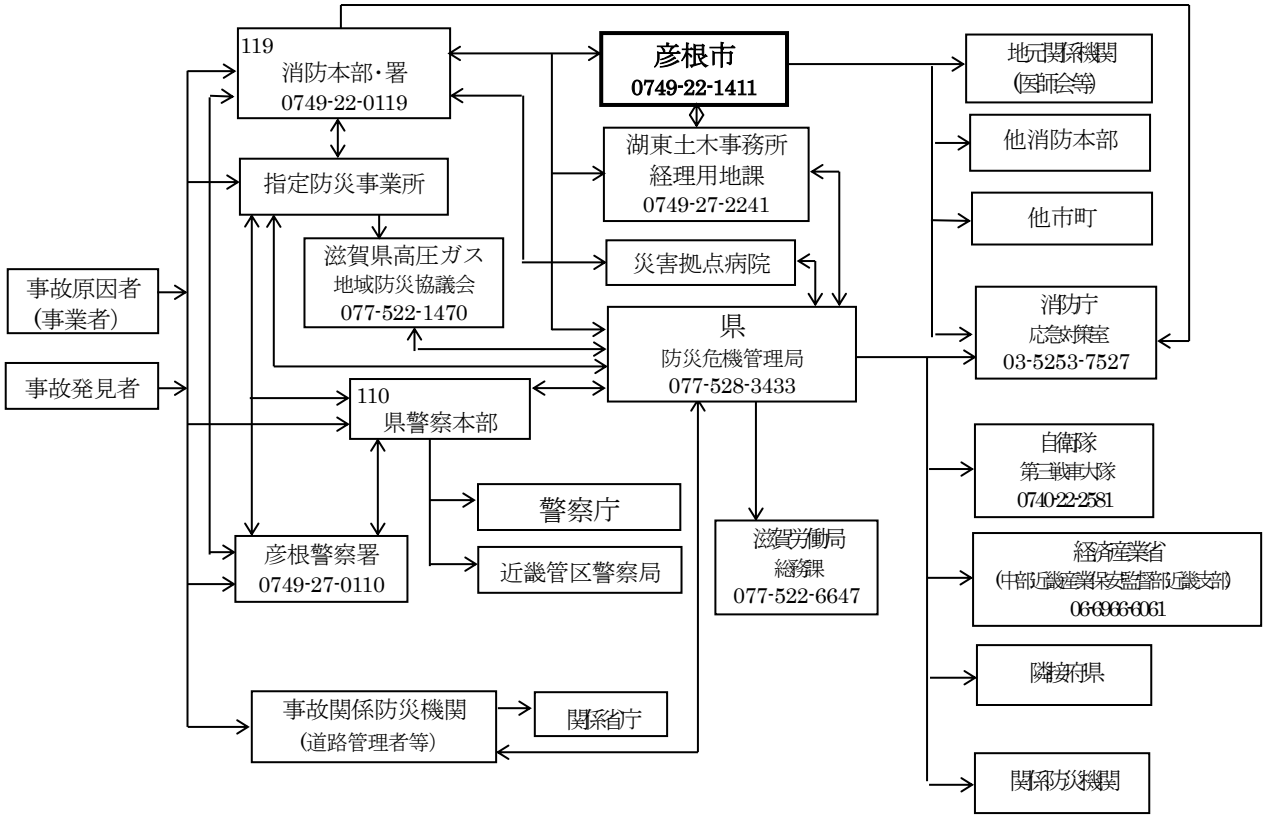

(7) 火薬類事故

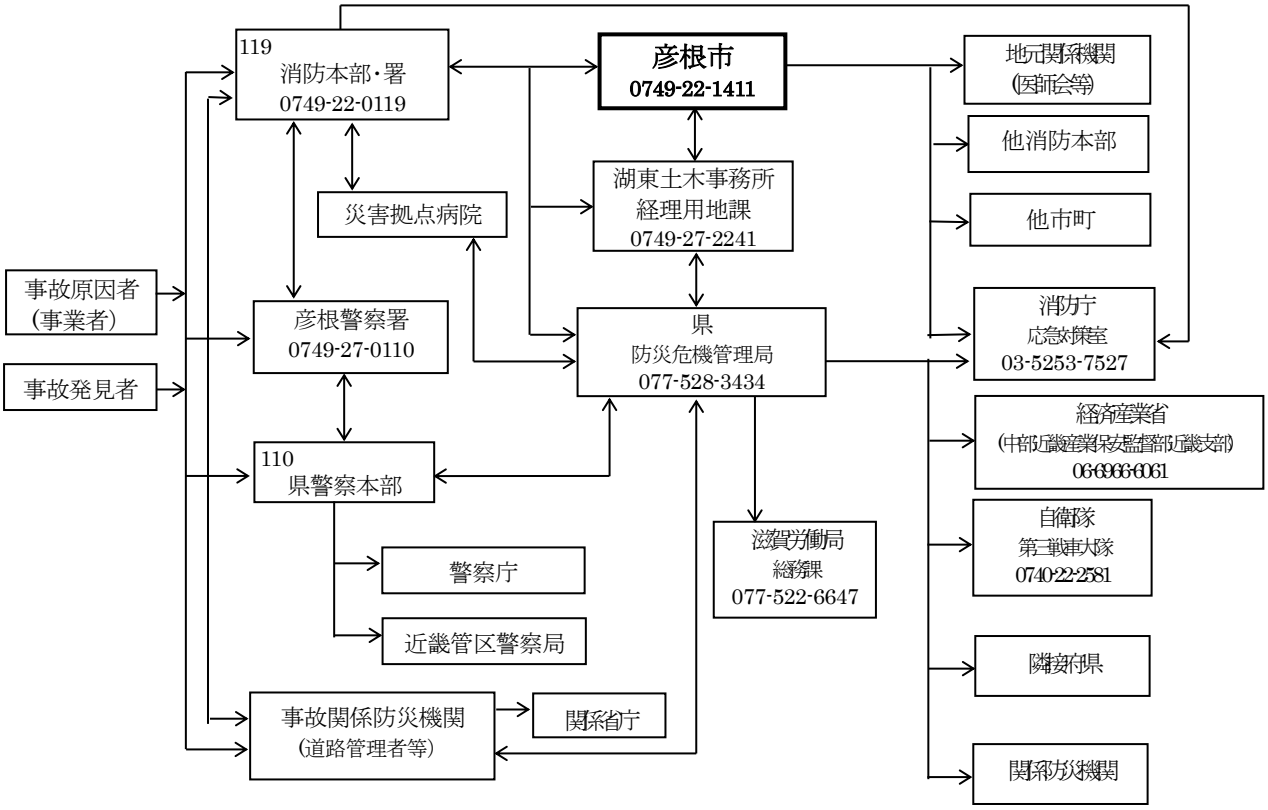

(8) 毒物劇物事故

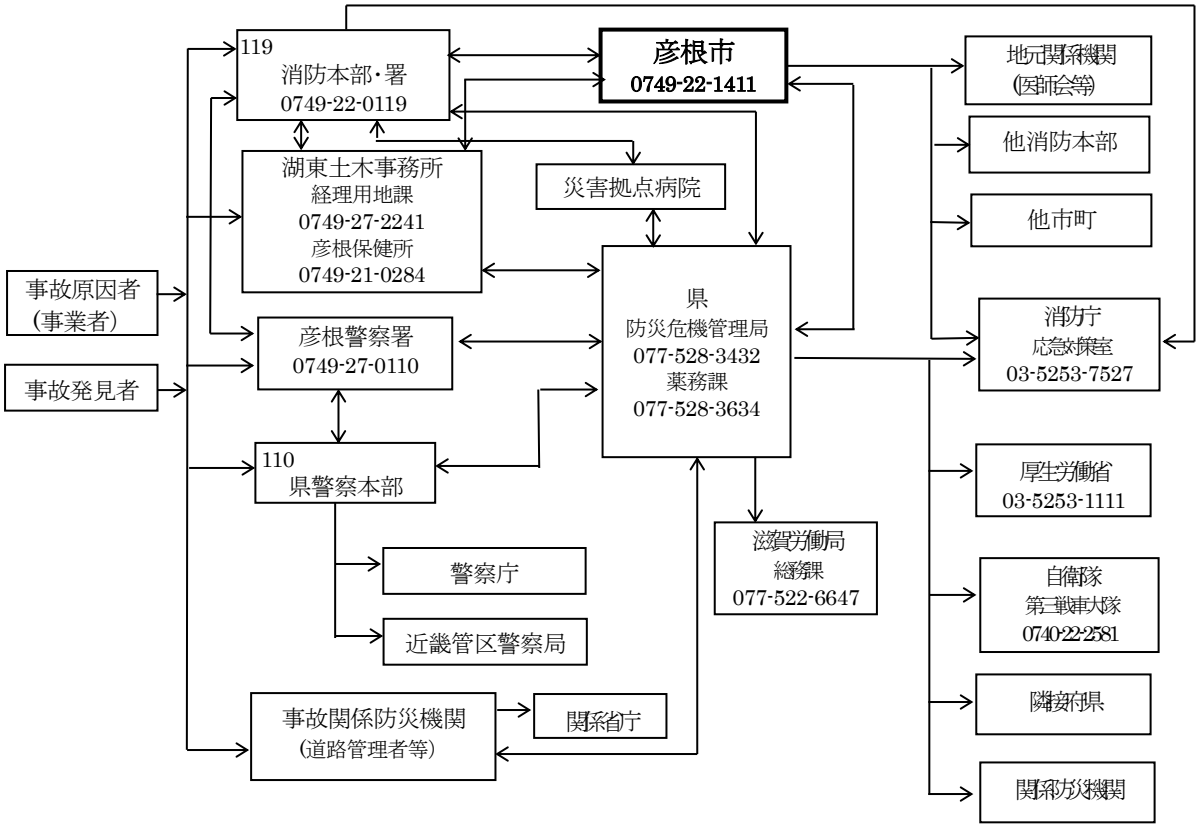

(9) 大規模な火事

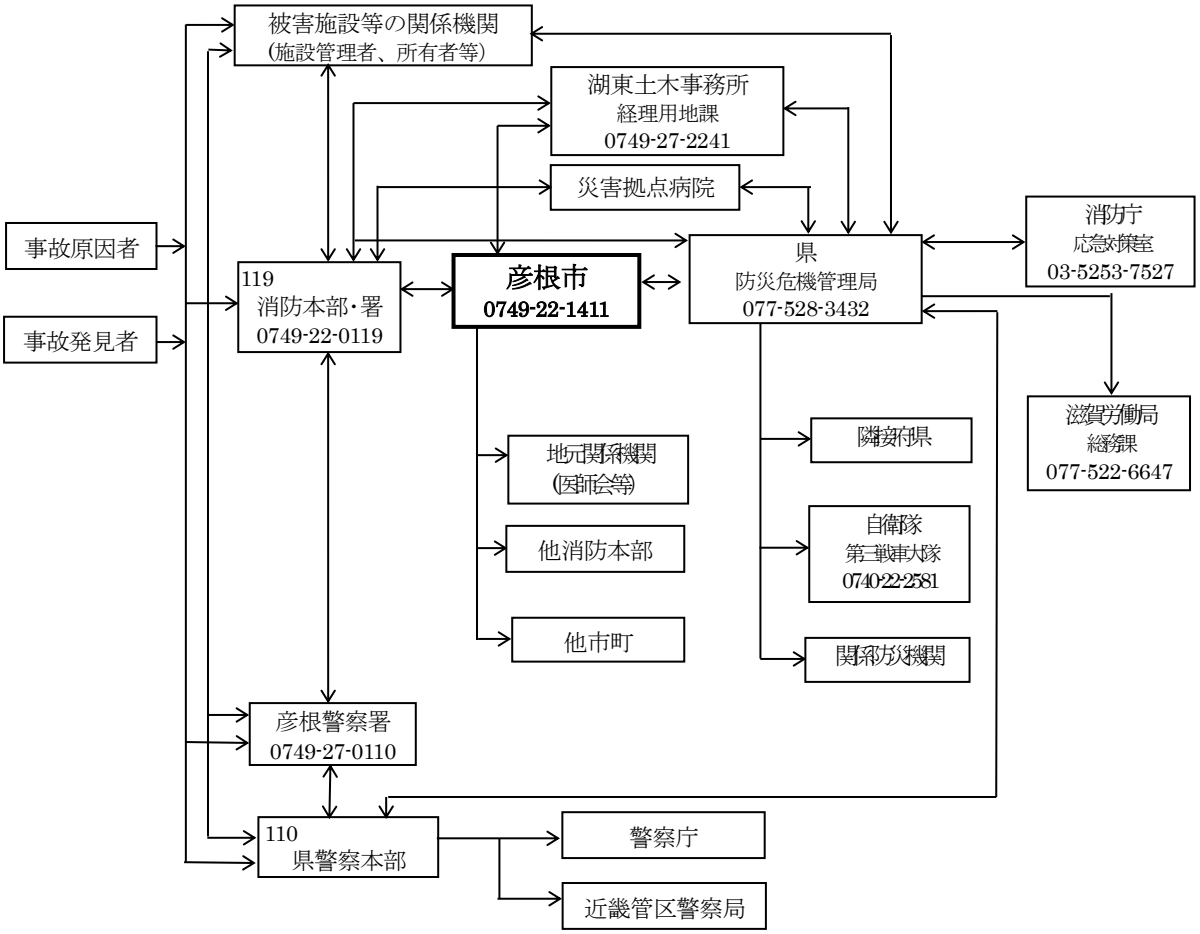
被害施設等の関係機関
(施設管理者、所有者等)
湖東土木事務所
経理用地課
0749-27-2241
災害拠点病院
事故原因者
事故発見者
119
消防本部・署
0749-22-0119
彦根市
0749-22-1411
県
防災危機管理局
077-528-3432
消防庁
応急対策室
03-5253-7527
滋賀労働局
経務課
077-522-6647
地元関係機関
(医師会等)
他消防本部
他市町
隣接府県
自衛隊
第三戦車大隊
0740-22-2581
関係防災機関
彦根警察署
0749-27-0110
110
県警察本部
警察庁
近畿管区警察局

（10）林野火災

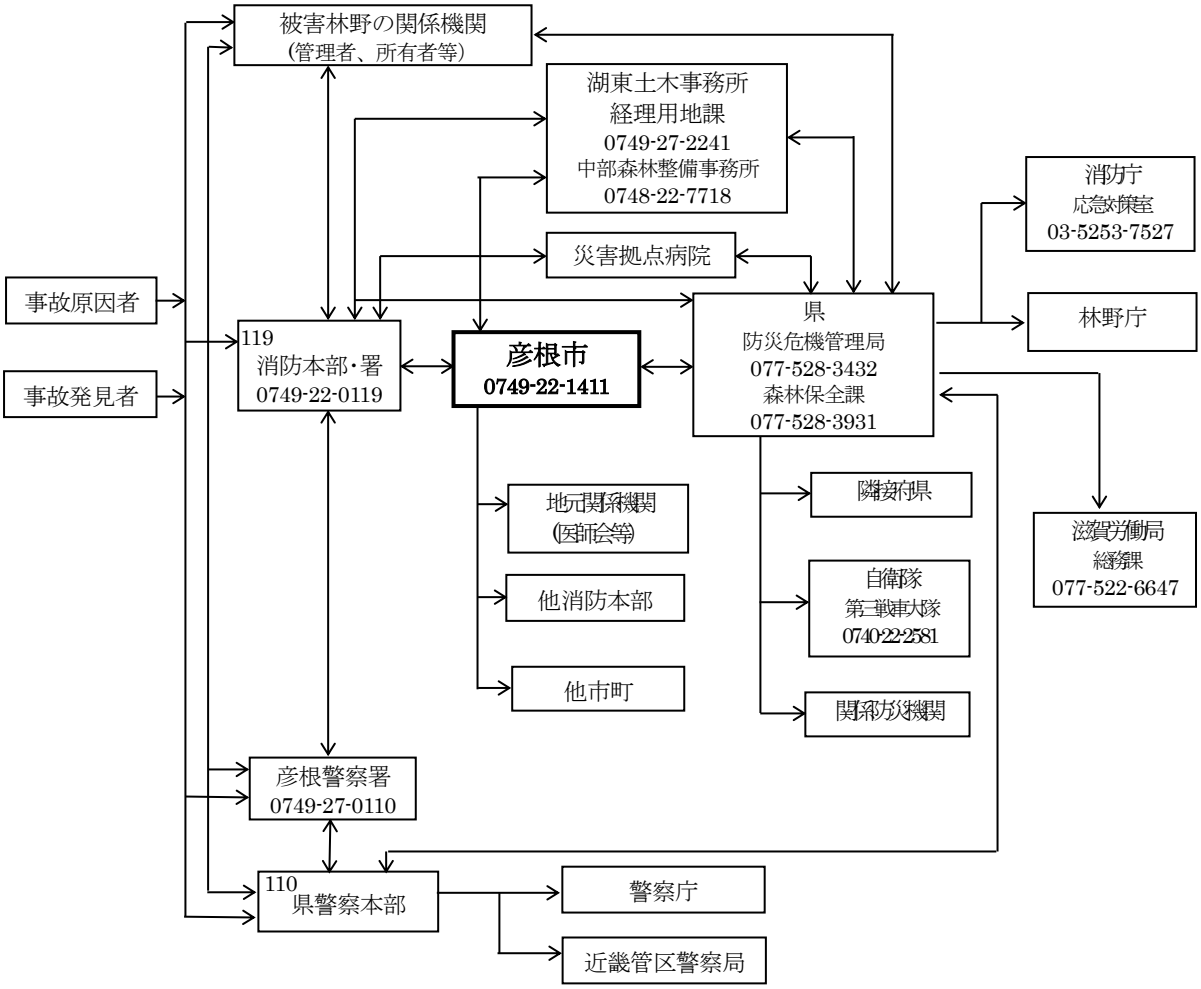
被害林野の関係機関
（管理者、所有者等）
湖東土木事務所
経理用地課
0749-27-2241
中部森林整備事務所
0748-22-7718
消防庁
応急対策室
03-5253-7527
災害拠点病院
事故原因者
事故発見者
119
消防本部・署
0749-22-0119
彦根市
0749-22-1411
県
防災危機管理局
077-528-3432
森林保全課
077-528-3931
林野庁
地元関係機関
（医師会等）
他消防本部
他市町
隣接府県
自衛隊
第三戦車大隊
0740-22-2581
関係防災機関
滋賀労働局
総務課
077-522-6647
彦根警察署
0749-27-0110
110
県警察本部
警察庁
近畿管区警察局

（11）核燃料物質等に係る事業所外運搬事故

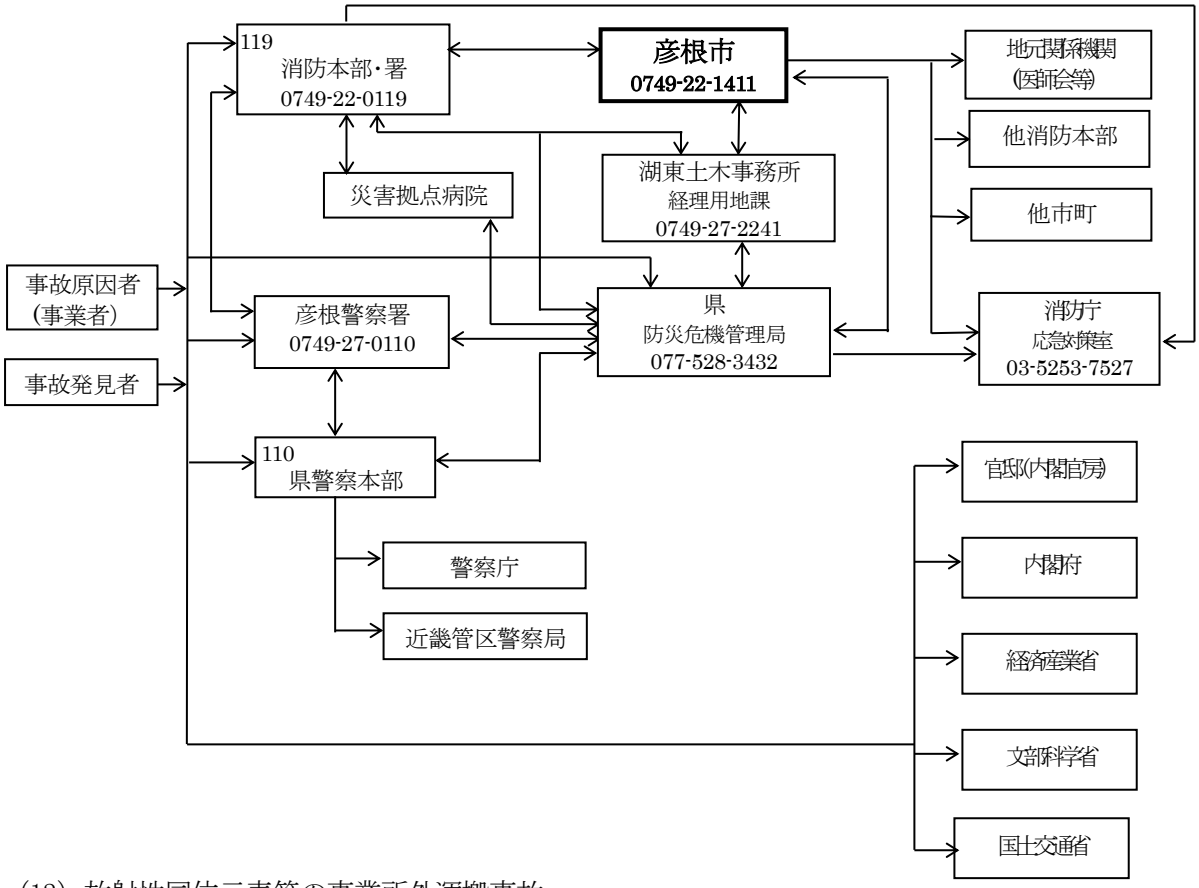

（12）放射性同位元素等の事業所外運搬事故

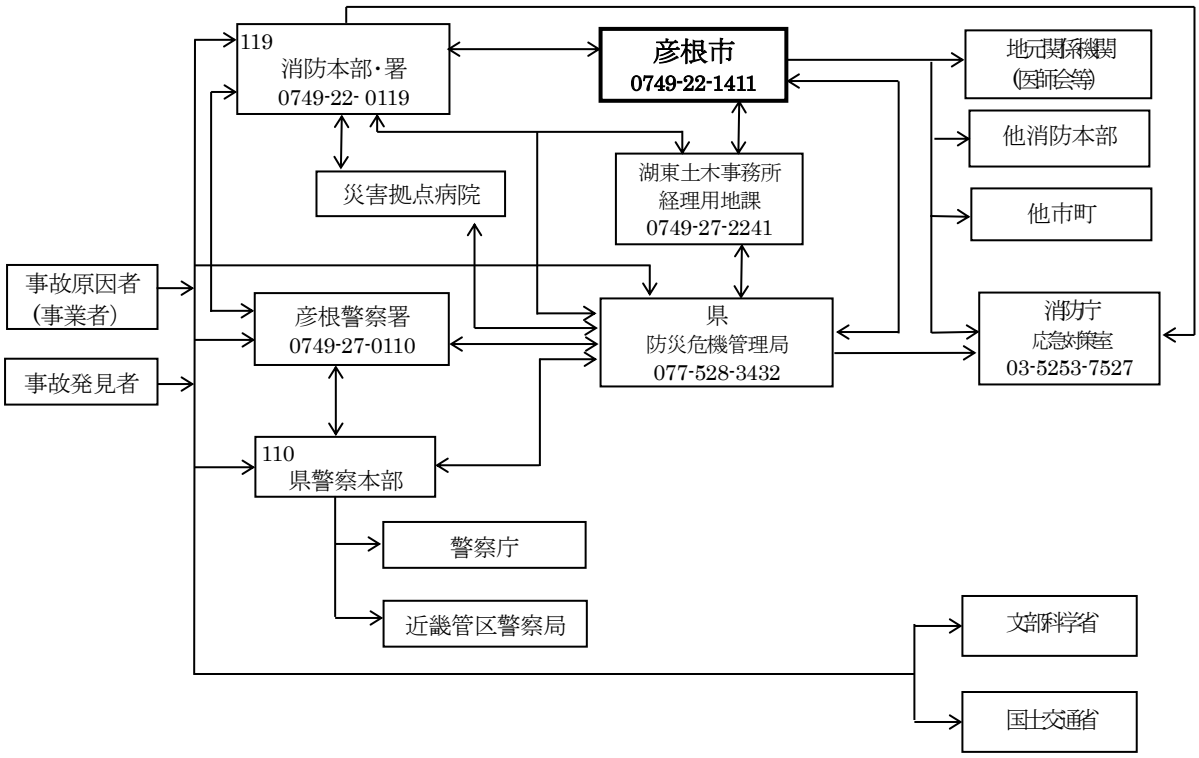

※2　市の発災直後の情報収集・連絡

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、次の事故等が発生した場合は、火災・災害等即報要領により第一報を消防庁に対して原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

(1) 社会的影響度が高い船舶火災
(2) 航空機事故
(3) 列車事故
(4) トンネル内車両火災
(5) 危険物事故
ア　死者（交通事故によるものを除く）または行方不明者が発生したもの
イ　負傷者が 5 名以上発生したもの
ウ　危険物等を貯蔵、または取扱施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で 500 ㎡程度以上の区域に影響を与えたもの
エ　危険物等を貯蔵、または取扱施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
（ア）湖上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
（イ）500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
オ　市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
カ　市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災
(6) 毒物劇物事故
ア　死者（交通事故によるものを除く）または行方不明者が発生したもの
イ　負傷者が 5 名以上発生したもの
ウ　毒物劇物を貯蔵、または取扱施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で 500 ㎡程度以上の区域に影響を与えたもの
エ　毒物劇物を貯蔵、または取扱施設からの毒物劇物の漏えい事故で、次に該当するもの
（ア）湖上、河川へ毒物劇物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
（イ）500 キロリットル以上のタンクからの毒物劇物の漏えい等
オ　市街地または高速道路上等におけるタンクからの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
カ　市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災
(7) 大規模な火事災害

※3　県の発災直後の情報収集・連絡

県は、市、警察から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁（危険物等事故の場合は消防庁・経済産業省、毒物劇物事故の場合は厚生労働省）に連絡する。

またヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

※4　事故原因者または事故発見者の発災直後の情報収集・連絡

事故等が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

※5　各事業者等の発災直後の情報収集・連絡

(1) 湖上災害

船舶運航事業者は、自己の運航する船舶について緊急事態または事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関に連絡する。

(2) 航空機事故

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態または事故が発生した場合、速やかに国土交通省（大阪航空局）等防災関係機関に連絡する。

大阪空港事務所は航空機事故が発生した場合、速やかに県警察本部に連絡するとともに、県、市、消防機関等からの情報収集に努める。

(3) 鉄道事故災害

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに国土交通省（近畿運輸局）等防災関係機関に連絡する。

(4) 道路事故

道路管理者は、道路事故災害が発生した場合、速やかに国土交通省（近畿地方整備局）、県、市、消防機関、警察に連絡する。

(5) 危険物等事故

事業者または事故発見者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民ならびに近隣企業に通報する。

危険物施設等の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(6) 毒物劇物事故

事業者または事故発見者は、毒物劇物に係る災害が発生した場合、直ちに、保健所、消防機関、警察署、市本部等防災関係機関にその旨を通報する。また付近住民ならびに近隣企業に通報する。

毒物劇物取扱施設の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(7) 放射性物質運搬事故等

原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）発見後または発見の通報を受けた場合、国（官邸（内閣官房）、内閣府、経済産業省、文部科学省、国土交通省）、県、市、消防機関、警察等関係機関にその旨を連絡する。

また、放射性同位元素取扱事業者等は、事務所外運搬中の事故あるいは地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、または発生した場合、直ちに、その旨を県、警察、消防機関に通報し、放射線障害防止法第 33 条に基づき、遅滞なく国（文部科学省または国土交通省）にその旨を届け出る。

(2) 事故災害対策

業務実施時期	発災直後　～　災害終了					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	必要に応じて、緊急活動を実施する	1-1 □	危機管理班 広報戦略班 生活環境班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班 病院事務局班	○災害広報 第2章第1節に準じる ○住民の避難 第3章第1節に準じる ○救助救急活動 第3章第2節に準じる ○消火活動 第3章第3節に準じる ○医療救護活動 第3章第5節に準じる ○行方不明者の捜索・遺体の処理 第3章第6節に準じる ○その他危険物等の応急措置 第3章第7節に準じる	3-3-30	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 彦根警察署	※1　災害広報の実施 ※2　活動の連携 ※3　各管理者・施設の応急措置

※1　災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県および関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。

(1) 広報事項

広報は概ね次のような事項について行う。

ア　事故の発生日時および場所
イ　被害の状況
ウ　被害者の安否状況
エ　応急対策の実施状況
オ　交通規制の状況
カ　住民に対する協力および注意事項
キ　その他必要と認められる事項

(2) 広報手段

ア　新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
イ　広報車による巡回活動
ウ　インターネットの利用
エ　自主防災組織、自治会を通じた連絡
オ　その他状況に応じた広報

※2　活動の連携

1　医療救護活動の連携

市、県、国、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会は相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

(1) 救護所の設置、運営

ア　市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては彦根医師会、医療機関に協力を要請する。

イ　県は、市から要請があった場合または自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、彦根医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

(2) 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、滋賀医科大学、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、滋賀県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

2　消火活動の連携

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、消防本部、彦根警察署、関係事業者は相互に連携する。

(1) 市および消防本部

市、消防本部は、速やかに火災の状況および被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(2) 彦根警察署

彦根警察署は、消火活動のため必要がある場合は交通規制を行う。

(3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプターの出動

イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ　「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ　消防組織法第 43 条に基づく市長または消防長に対する指示

(4) 関係事業者

関係事業者は事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、消防本部、彦根警察署は、相互に連携する。

3　救助救急活動の連携

県、市、消防本部、彦根警察署、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

(1) 市および消防本部

市、消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ移送する。活動を実施するに当たっては他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の移送に当たっては、救命措置を要する者またはトリアージによる重傷者を優先し、移送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。

また、市や消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

(2) 彦根警察署

彦根警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また救助・救急活動のため必要がある場合は交通規制を行う。

(3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプターの出動

イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ　「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ　消防組織法第 43 条に基づく市長または消防長に対する指示

キ　「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害医療派遣チーム（DMAT）および医療救護班の派遣要請

(4) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

※3　各管理者・施設の応急措置

1　道路管理者

(1) 災害発生後の施設の緊急点検
　災害発生後、道路施設の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施する。
(2) 災害対策用資機材、復旧資機材の確保
　応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達できるよう措置する。また、必要に応じて関係業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行う。
(3) 災害発生時における応急復旧工事等の実施
　道路施設が被災した場合、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工する。
　また、車両からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

2　危険物施設

　関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等は、市本部、県本部、消防本部および消防署の指導を受けて、危険物施設の実態に応じて、応急対策を講ずる。
関係機関は連携して、次の措置をとる。
(1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業および移送の停止、ならびに施設の応急点検と出火等の防止
(2) 危険物の移送運搬の中止ならびに車両の転倒防止と出火漏洩の防止
(3) 初期消火要領の徹底、ならびに混触発火等による火災の防止、および異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
(4) 被害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
(5) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員および周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

3　火薬および高圧ガス貯蔵施設

　火薬類貯蔵施設および高圧ガス貯蔵施設において、火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、危害予防規程の手順に従って、実態に即した応急措置をとるとともに関係機関と連携を密にして防災体制を確保する。
(1) 火薬類貯蔵施設
　保安係員等は、災害発生時には、直ちに損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。
　なお、異常が無い場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。
・爆発、誘爆の回避措置
・危険区域、立入禁止区域の設定
・盗難防止措置
・火災拡大、延焼、類焼の回避措置
・付近住民等への危険周知および避難誘導
・警察、消防等への通報
(2) 高圧ガス貯蔵施設
　保安係員等は、災害発生時には、直ちに損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。
　なお、異常が無い場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。
・ガス遮断等緊急措置
・危険区域、立入禁止区域の設定
・火災拡大、延焼、類焼の回避措置
・消防、県高圧ガス地域防災会議等防災関係機関への通報および応援要請
・付近住民等への危険周知および避難誘導

4　高圧ガス貯蔵施設等における応急対策の活動フロー

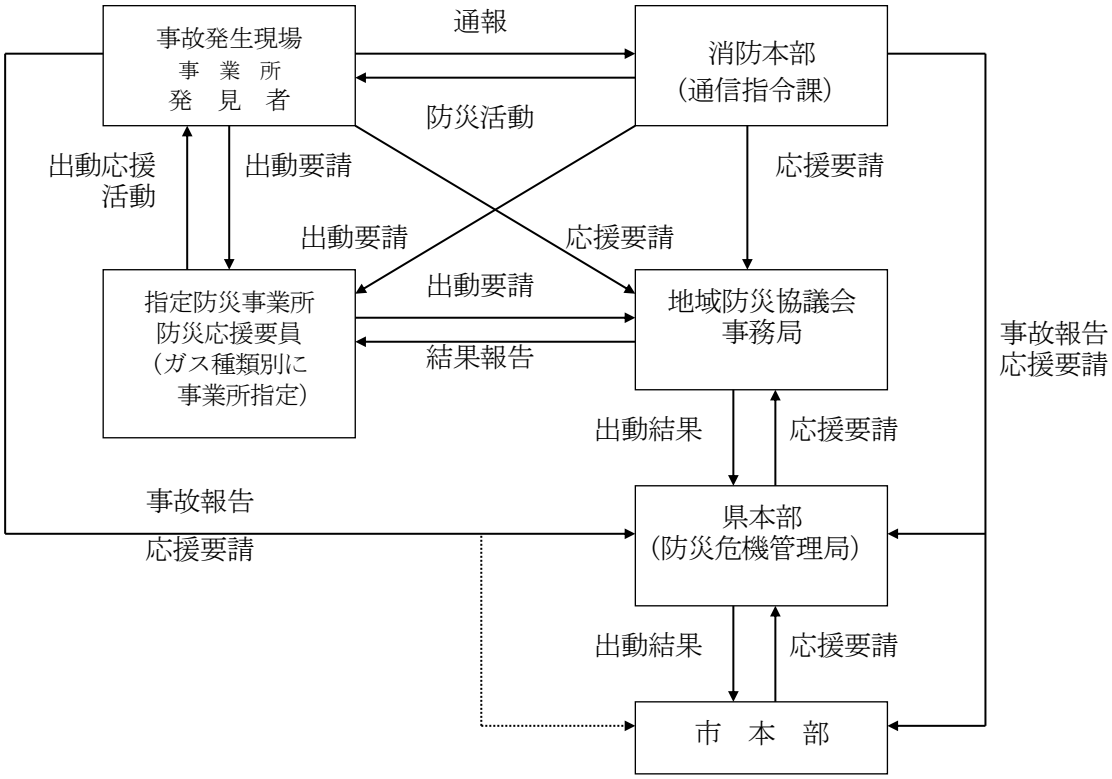

5　危険物等移動搬出

災害による被害の拡大を防止するため、危険物等施設の管理者および危険物等を輸送する者はそれぞれ必要な措置を講じる。

(1) 警察、消防機関

ア　施設管理者に対し、保安施設、応急資機材等を必要により整備充実させ、効果的な活動を推進する。

イ　移動可能なものは、周囲の状況により、安全な場所へ移動させる。

(2) 指定地方行政機関等

ア　中部近畿産業保安監督部近畿支部

災害の発生および拡大を防止するため、一般高圧ガスおよび液化石油ガスを輸送する者に対し、その移動の制限または一時禁止等の緊急命令を発する。

イ　近畿運輸局

危険物を輸送・運搬する業者に対し、災害時の連絡、応急措置等の指導および訓練の実施を指導する。

ウ　ＪＲ各社

（ア）基本方針

危険物輸送に関し、火災、漏えい等の事故が発生した場合は、拡大、併発事故を防止するための諸体制の確立に努める。

（イ）応急措置

ＪＲ各社内における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関に通報する。

6　毒物劇物等貯蔵施設

災害の発生にともない、その被害を最小限にとどめるとともに地域住民の健康被害の防止を図る。

毒物劇物等貯蔵施設の管理者は、次の措置をとる。

(1) 中毒防止方法の広報活動

(2) 毒物劇物等の漏洩、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒および消火作業

(3) 毒物劇物等の流出等により周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合、市長に通報

(4) 保健所等防災関係機関への連絡

(5) 貯蔵設備等の応急点検および必要な災害防止措置（地震後直ちに実施）

7　毒物劇物、危険物等の流出対策

船舶および陸上施設から、河川、湖沼等に大量の毒物劇物、危険物等が流出・飛散した場合、迅速かつ適切に二次災害の防除に努める。

(1) 二次災害防除のための応急措置

ア　当該事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者および通報受理者は、速やかに保健所、消防機関、警察署、市本部等に通報連絡する。

イ　当該関係機関、船舶関係者および毒物劇物または危険物等取扱者は、毒物劇物、危険物等の大量流出・飛散による二次災害が発生した場合、それぞれの業務または作業について、相互に密接な連携を保つとともに、人員および設備、資機材等に関して防除対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力体制を確立する。

ウ　当該関係機関、船舶関係者および毒物劇物または危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備する。

エ　毒物劇物、危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関および事業所は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。

（ア）拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、木材等の応急資材を展張する。

（イ）オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した毒物劇物、危険物等を、吸引ポンプその他により吸上げまたはくみとるとともに、必要に応じ化学処理剤により処理する。

（ウ）流出した毒物劇物、危険物等について発生する可燃性ガスの検知および火災の発生防止に必要な措置を講ずる。

オ　市長および警察署長等は、災害の拡大防止を図るため、付近船舶に対する航行の制限、禁止および移動命令を行い、付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講ずる。また、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

8　放射性物質運搬事故

関係事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立ち入り制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、災害の拡大の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者、放射性同位元素取扱業者等に要員および資機材の派遣要請を行う。

市本部は、関係事業者と協力して次の措置を講ずるとともに、放射線源の露出、流出等について速やかに県本部に報告し、被害状況に応じた応急的な対策を確立する。

(1) 定められた施設の点検による緊急措置
（施設の破壊などによる放射線源の露出、流出等の防止を図るため）

(2) 放射線源の露出、流出による危険区域の設定および被害の拡大防止

(3) 放射線漏洩の危険がある場合、応急的な警戒区域の設定

(4) 施設管理者と協力した汚染拡大防止措置

(5) 放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないための防止措置、およびその被災者を直ちに治療施設に収容するための連絡調整

第９節　　原子力災害への対応

＜業務手順＞

(1) 緊急時モニタリング						
業務実施時期	発災直後　～　１週間後					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	緊急時モニタリングを実施する	1-1 □	危機管理班	県と連絡調整し、緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等についての実施状況を確認する	3-3-32	－
		1-2 □	危機管理班 生活環境班	県の緊急時モニタリング結果（大気中の放射性物質および放射線量）を把握する	3-3-32	－
		1-3 □	危機管理班 生活環境班	市庁舎等においてモニタリングによる環境放射線量の測定を独自に行い、測定結果について県と情報共有を行う	3-3-32	－
		1-4 □	危機管理班	緊急時モニタリング結果について、市ホームページにより公表する	3-3-32	－
		1-5 □	危機管理班 健康推進班	緊急時モニタリング結果を受けて、退避および避難ならびに飲食物の摂取制限等の緊急対策の実施の要否を検討する	3-3-32	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　原子力災害防護措置基準表

※1　原子力災害防護措置基準表（OIL と防護措置について）

基準の名称と種類		基準の概要	初期設定値 ※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2）			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線:40,000cpm※3 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニング（避難退域時検査）を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
			β線:13,000cpm※4【1か月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）			
早期防護措置	OIL2 （一時移転基準）	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2）			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※6 （地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL6 飲食物摂取制限基準	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他	1 週間内を目途に、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には、OIL の初期設定値は改定される。

※2　本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算しておおむね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20 ㎠の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/㎠相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4　※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/㎠相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 を参考として数値を設定する。

※8　根菜、芋類を除く野菜類が対象

※9　IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5 については、我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(2) 避難および屋内退避等の防護措置

業務実施時期	発災直後　～　１週間後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	避難および屋内退避等の伝達内容を確認する	1-1 □	危機管理班	放射能汚染による被害が発生するおそれがあるときなど、県からの要請を受けたときは、取るべき防護措置（避難または屋内退避）の内容や対象地域等を確認する	3-3-32	－
		1-2 □	危機管理班	必要に応じて、施設管理者と連絡調整し、避難所の開設可否を確認する	3-3-32	－
		1-3 □	危機管理班	広域避難または一時移転（市外へ避難）を行う必要があるときは、県および受入先の市町村長や災害時応援協定締結先の自治体と連絡調整し、協力内容を確認する	3-3-32	－
		1-4 □	危機管理班	取るべき防護措置の種類（避難または屋内退避）、対象地域、避難先等を判断し、本部長に具申する	3-3-32	－
		1-5 □	危機管理班	本部長の判断を受け、避難または屋内退避の発令を決定し、各班に決定内容を周知する	3-3-32	－
		1-6 □	危機管理班	避難または屋内退避の発令を県、防災関係機関に報告する	3-3-32	－
2	市民に対して避難および屋内退避等を伝達する	2-1 □	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	避難または屋内退避の伝達手段を検討し、広報実施体制を確立する	3-3-32	－
		2-2 □	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	広報文等を作成し、複数の伝達手段で避難および屋内退避等を市民に広報する	3-3-32	－
		2-3 □	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	必要に応じて、エフエムひこね、ＮＨＫ大津放送局その他報道機関に避難および屋内退避等に関する放送を依頼する	3-3-32	－
3	必要に応じて、市外に避難する	3-1 □	危機管理班 市民環境部担当班	県および避難先の自治体と連携して、地域コミュニティの維持に十分配慮して、各避難所への避難住民の割り振りを行う	3-3-33	－
		3-2 □	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	避難住民に対し、避難集合場所および避難先を広報する	3-3-33	－
		3-3 □	危機管理班 交通政策班	必要に応じて、バス等の輸送手段を確保する	3-3-33	－
		3-4 □	市民環境部担当班	避難集合場所において、被災地域住民登録票を作成する	3-3-33	－
		3-5 □	危機管理班	避難の完了を確認する	3-3-33	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 彦根警察署 報道機関	

(3) 安定ヨウ素剤の服用

業務実施時期	発災直後　～　１週間後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	安定ヨウ素剤の配布準備を行う	1-1 □	危機管理班 健康推進班	安定ヨウ素剤の服用に関して、原子力規制委員会がその必要性を判断し，国本部または県本部より指示があったとき、対象地域を把握し、配布に必要な薬剤の数量を推定する	3-3-33	－
		1-2 □	危機管理班 病院事務局班	病院部病院事務局班と連絡調整し、確保可能な概ねの安定ヨウ素剤の数量を確認する	3-3-33	－
		1-3 □	危機管理班	必要な安定ヨウ素剤が市内において調達が困難な場合は、県本部への応援要請を依頼する	3-3-33	－
		1-4 □	危機管理班 健康推進班 病院事務局班	福祉保健部健康推進班、病院部病院事務局班と調整し、安定ヨウ素剤の調達・保管、配分の実施体制を確立する	3-3-33	7-3-4
		1-5 □	危機管理班	配布時期、配布場所等をとりまとめた安定ヨウ素剤配布計画を作成し、災害対策本部の承認を受ける	3-3-33	－
		1-6 □	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	安定ヨウ素剤配布計画にしたがい、配布時期、配布場所、服用方法等を市民に広報する	3-3-33	－
2	安定ヨウ素剤を配布する	2-1 □	健康推進班 高齢福祉推進班 病院事務局班	医師、薬剤師等の協力を得て住民説明を行い、安定ヨウ素剤を配布する	3-3-33	－
		2-2 □	健康推進班 高齢福祉推進班 病院事務局班	配布した安定ヨウ素剤の受領書を回収し、保管する	3-3-33	－
		2-5 □	健康推進班 病院事務局班	安定ヨウ素剤の配布状況を市本部に報告する	3-3-33	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	＊安定ヨウ素剤服用に関する留意事項【資料編　P7-3-4 参照】

(4) 原子力災害に関する相談対応等

業務実施時期	1日後　～　1か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	原子力災害に関する相談窓口を開設する	1-1 □	人事班 まちづくり推進班 生活環境班 ライフサービス班 農林水産班 地域経済振興班 観光交流班 上水道工務班	原子力災害に関する応急対策実施区域に市が含まれるときは、国、県と協議し、被災者の相談に統一的に対応するために、相談・指導内容について協議を行う	3-3-33	－
		1-2 □	危機管理班	原子力災害に関する情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する	3-3-33	－
		1-3 □	まちづくり推進班	国、県と連携して、原子力災害に関する当面の市民の問合せに対応する相談窓口を開設する	3-3-33	－
		1-4 □	まちづくり推進班	専用電話回線や窓口に必要な物品を準備する	3-3-33	－
		1-5 □	まちづくり推進班 生活環境班 ライフサービス班 農林水産班 地域経済振興班 観光交流班 上下水道総務班	各部に2名程度の広聴担当者の派遣を依頼する	3-3-33	－
		1-6 □	まちづくり推進班	広聴担当者の配置を確認し、市本部に原子力災害に関する相談窓口の開設を報告する	3-3-33	－
		1-7 □	まちづくり推進班 広報戦略班	原子力災害に関する相談窓口の開設に関する広報を行う	3-3-33	－
2	原子力災害に関する相談窓口を運営する	2-1 □	まちづくり推進班 人事班 生活環境班 ライフサービス班 農林水産班	広聴担当者が聴取した相談記録を整理する	3-3-33	－

			地域経済振興班 観光交流班 上水道工務班			
		2-2 □	まちづくり推進班 人事班	相談窓口担当班以外の相談・照会・苦情に関して、関係機関へ伝達し、迅速な処理を依頼する	3-3-33	－
		2-3 □	まちづくり推進班 生活環境班 ライフサービス班 農林水産班 地域経済振興班 観光交流班 上水道工務班	相談件数が多い案件について、回答文例や関連文書を作成する	3-3-33	－
		2-4 □	ライフサービス班	安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、彦根警察署等と協力して、被災者に関する情報を収集する	3-3-33	－
		2-5 □	まちづくり推進班	回答文例や関連文書を広聴担当者に配布する	3-3-33	－
3	風評被害などの影響を削減する	3-1 □	農林水産班 地域経済振興班 観光交流班	放射能汚染への不安による消費者の買い控えや市場での取引拒否、価格低下等の風評被害を軽減するため、県と連携して、農地等、観光地、商店街等の汚染状況を確認する	3-3-33	－
		3-2 □	農林水産班 地域経済振興班 観光交流班	環境放射線モニタリング結果により安全が確認されたときは、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等、多様なメディアを活用して、迅速に公表し、市内の安全性を全国に情報発信する	3-3-33	－

＜関係機関＞	＜備考＞
国 県 彦根警察署 報道機関	

(5) 飲食物の摂取制限等

業務実施時期	1日後　～　1か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	緊急時における飲食物の出荷制限、摂取制限等を実施する	1-1 □	健康推進班 農林水産班 上下水道総務班 上水道工務班	国および県の要請を受けた当該対象地域における飲食物の出荷制限および摂取制限の内容を確認する	3-3-34	－
		1-2 □	農林水産班 上下水道総務班	国および県の要請を受けた当該対象地域における飲食物の出荷制限および摂取制限の内容を各班に周知する	3-3-34	－
		1-3 □	上水道工務班	県より放射性物質による汚染状況の調査の要請を受けたときは、飲料水の検査に協力する	3-3-34	－
		1-4 □	上下水道総務班	県より要請を受けたときは、汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止を広報車により広報する	3-3-34	－
		1-5 □	農林水産班	県より要請を受けたときは、汚染地区の市民、ＪＡ、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取禁止、出荷制限等を周知する	3-3-34	－
		1-6 □	健康推進班	放射線の影響による健康被害に関する広報文等を検討する	3-3-34	－
		1-7 □	広報戦略班	飲食物の出荷制限および摂取制限の内容や放射線の影響による健康被害について、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、彦根市ホームページ、エフエムひこね、放送事業者、彦根市メール配信システム、X（旧ツイッター）等により広報する	3-3-34	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 ＪＡ東びわこ 報道機関	

(6) 原子力災害医療

業務実施時期	1日後　～　1か月後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	県が実施する原子力災害医療に協力する	1-1 □	病院事務局班	県本部の要請に応じて、避難所等あるいは高島市・長浜市の医療機関へスクリーニングおよび除染に関する知識と技術を有する被ばく医療チームを派遣する	3-3-34	－
		1-2 □	病院事務局班（彦根市立病院）	放射性物質による汚染のある患者および急性放射線症候群の疑われる者に対する初期診療や救急診療（外来診療）を行う	3-3-34	－
		1-3 □	病院事務局班（彦根市立病院）	必要に応じて、汚染のある者に対する拭き取り・シャワー等による除染を行う	3-3-34	－
		1-4 □	病院事務局班（彦根市立病院）	必要に応じて、二次または三次被ばく医療機関への移送の判断を行う	3-3-34	－
		1-5 □	健康推進班 病院事務局班	被ばく者の二次または三次被ばく医療機関への移送が必要なときは、県本部に要請する	3-3-34	－
		1-6 □	健康推進班 病院事務局班	実施した原子力災害医療に関する活動内容を整理する	3-3-34	－
		1-7 □	健康推進班 病院事務局班	実施した原子力災害医療に関する活動内容を市本部に報告する	3-3-34	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　原子力災害医療機関

※1　原子力災害医療機関

区 分	医療機関名	所 在 地
初 期	大津市民病院	大津市本宮二丁目 9-9
	草津総合病院	草津市矢橋町 1660
	済生会滋賀県病院	栗東市大橋二丁目 4-1
	公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256
	近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町 1379
	彦根市立病院	彦根市八坂町 1882
	高島市民病院	高島市勝野 1667
	市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313
	長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221
初期・二次支援	大津赤十字病院	大津市長等一丁目 1-35
	滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町
二 次	長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7
三 次	国立大学法人広島大学	広島県東広島市鏡山一丁目 3-2
	独立行政法人放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4 丁目 9-1

	国立大学法人長崎大学	長崎県長崎市文教町 1-14
	国立大学法人弘前大学	青森県弘前市文京町 1
	公立大学法人福島県立医科大学	福島県福島市光が丘 1
	国立大学法人福井大学	福井県福井市文京 3 丁目 9-1

(7) 業務継続に係る措置

業務実施時期	1日後　～　1か月後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	行政機関の庁舎を移転し業務を継続する	1-1 □	危機管理班 公有財産管理班	庁舎の所在地が避難対象区域に含まれた場合、県等と連携して、避難対象区域外に庁舎機能代替候補地を検討する	3-3-34	－
		1-2 □	全ての班	市本部における庁舎の退避先の決定を受け、庁舎機能を移転する	3-3-34	－
		1-3 □	広報戦略班	庁舎の移転先を住民等に周知する	3-3-34	－
		1-4 □	全ての班	移転先においても、継続する必要がある業務を実施する	3-3-34	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	

第４章　安定した生活の維持

第１節　　ライフラインの応急復旧

＜業務手順＞

(1) 上水道施設の応急復旧						
業務実施時期	１日後　～　災害終了					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	上水道施設の被害調査を行う	1-1 □	上水道工務班	下水道、電気、ガス、電話等関係機関と速やかに協力体制を確立し、道路等占用施設の被害状況の交換を行う	3-4-1	2-3-1～2
		1-2 □	上下水道業務班 上水道工務班	上水道施設、管理施設、断水地域・戸数等の緊急調査体制を確立する	3-4-1	－
		1-3 □	上下水道業務班 上水道工務班	上水道施設、管理施設、断水地域・戸数、道路被害状況等の被害調査を行い、被害状況を詳細に把握する	3-4-1	－
		1-4 □	上下水道業務班 上水道工務班	上水道施設の被害調査結果を整理する	3-4-1	－
		1-5 □	上下水道総務班	水道事故報告書を作成し、市本部を通じて県本部に報告する	3-4-1	－
2	上水道施設の応急復旧体制を確立する	2-1 □	上水道工務班	被害調査結果等をもとに、応急復旧の方針を決定する	3-4-2	－
		2-2 □	上水道工務班	応急復旧方針にしたがい、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を作成する	3-4-2	－
		2-3 □	上水道工務班	復旧計画にしたがい、指定給水装置工事事業者の稼働状況を確認するなど、応急復旧に投入可能な車両や人員を確保する	3-4-2	－
		2-4 □	上水道工務班	必要に応じて、県本部、日本水道協会滋賀県支部等に応援を要請し、応急復旧体制を確保する	3-4-2	2-2-1
		2-5 □	上下水道総務班	断水地域や復旧見込み等を市民に広報する	3-4-1	－
3	上水道施設の応急復旧を実施する	3-1 □	上水道工務班	復旧計画にしたがい、上水道施設の応急復旧工事を実施する	3-4-2	－
		3-2 □	上水道工務班	地下埋設管の復旧については、道路管理者、彦根警察署、地下埋設施設の管理者等と協議を実施する	3-4-2	－
		3-3 □	上水道工務班	上水道施設の復旧状況を整理する	3-4-2	－
		3-4 □	上水道工務班	上水道施設の復旧状況を市本部に報告する	3-4-2	－
		3-5 □	上水道工務班	上水道施設の応急復旧にかかった費用を精算する	3-4-2	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 日本水道協会滋賀県支部	※1　水道関係施設 ※2　災害時の組織・連絡体制 ＊関係機関の連絡先等【資料編　P2-3-1～2 参照】

※1　上水道関係施設（緊急時確保水量）

施設名	場所	乗入可能車両	最大容量	確保水量能力
大藪浄水場浄水池	八坂町	10t	2,110 ㎥	2,110 ㎥
天王山配水池（1・2・3 号池）	芹川町	2t	19,300 ㎥	15,800 ㎥
南部配水池（1・2 号池）	清崎町	10t	10,000 ㎥	10,000 ㎥
稲枝水源地浄水池	下岡部町	10t	675 ㎥	675 ㎥
稲枝配水池	稲里町	10t	3,000 ㎥	3,000 ㎥
東沼波水源地浄水池	東沼波町	10t	2,000 ㎥	2,000 ㎥
東部配水池	野田山町	10t	3,500 ㎥	3,500 ㎥
摺針中継ポンプ所受水槽	甲田町	10t	25 ㎥	25 ㎥
鳥居本中継ポンプ所受水槽	鳥居本町	2t	6 ㎥	6 ㎥
笹尾中継ポンプ所受水槽	笹尾町	2t	6 ㎥	6 ㎥
善谷中継ポンプ所受水槽	善谷町	2t	6 ㎥	6 ㎥
				≒37,100 ㎥

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

※2　災害時の組織・連絡体制

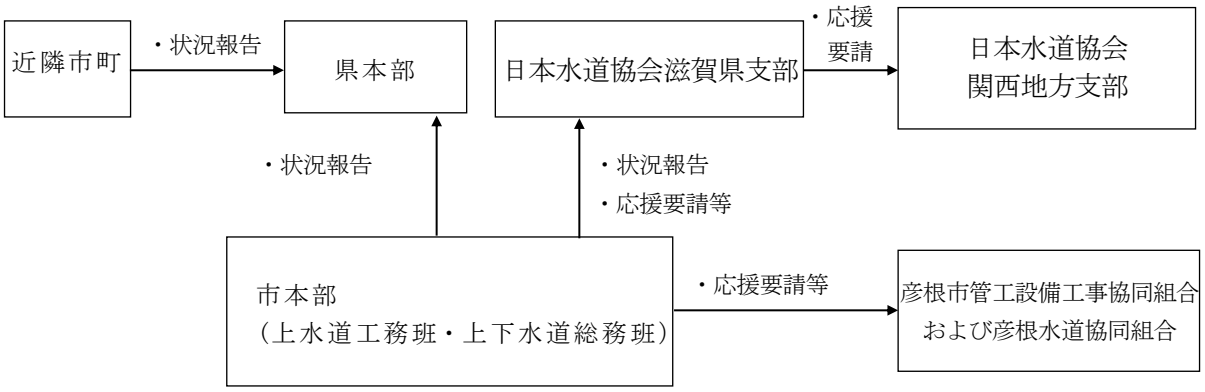

(2) 公共下水道施設の応急復旧

業務実施時期	1日後　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	下水道施設の被害調査を行う	1-1 □	下水道建設班	上水道、電気、ガス、電話等関係機関と速やかに協力体制を確立し、道路等占用施設の被害状況の交換を行う	3-4-2	2-3-1～2
		1-2 □	上下水道業務班 下水道建設班	マンホール、管渠等の下水道関係施設の緊急調査体制を確立する	3-4-2	－
		1-3 □	上下水道業務班 下水道建設班	下水道関係施設の被害調査を行い、被害状況を詳細に把握する	3-4-2	－
		1-4 □	上下水道業務班 下水道建設班	マンホールからの溢水があるときは、必要に応じて、バキューム車での排出措置を彦根市浄化槽業者協議会へ依頼する	3-4-2	－
		1-5 □	上下水道業務班 下水道建設班	下水道施設の被害調査結果を整理する	3-4-2	－
		1-6 □	上下水道総務班	下水道事故報告書を作成し、市本部および県地方本部を通じて県本部に報告する	3-4-2	－
2	下水道施設の応急調査および応急措置を行う	2-1 □	下水道建設班	緊急調査結果を踏まえ、民間の下水道事業者の協力を得て下水道関係施設の応急調査体制を確立する	3-4-2	－
		2-2 □	下水道建設班	必要に応じて、県本部に応援を要請し、応急調査体制を確保する	3-4-2	－
		2-3 □	下水道建設班	下水道関係施設の応急調査により、管路破断箇所、機能低下区域等を特定する	3-4-2	－
		2-4 □	下水道建設班	必要に応じて、仮設ポンプによる応急排水や管路機能回復のための応急修理、雨水排水路の仕切りゲートの操作等の応急措置を講じる	3-4-2	－
		2-5 □	上下水道総務班 上下水道業務班	影響範囲区域の市民に広報する	3-4-2	－
		2-6 □	下水道建設班	下水道関係施設に関し、実施した応急措置を整理する	3-4-2	－
		2-7 □	上下水道総務班	下水道関係施設に関し、実施した応急措置を市本部に報告する	3-4-2	－
		2-8 □	上下水道総務班	下水道関係施設に関し、実施した対応状況を県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-4-2	－

3	下水道施設の応急復旧体制を確立する	3-1 □	下水道建設班	緊急調査、応急調査結果等をもとに、応急復旧の方針を決定する	3-4-2	－
		3-2 □	下水道建設班	応急復旧方針にしたがい、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を作成する	3-4-2	－
		3-3 □	下水道建設班	上水道等他の占用地下埋設施設の被災状況、応急復旧計画等についてその管理者と相互に連絡調整する	3-4-2	－
		3-4 □	下水道建設班	復旧計画にしたがい、民間の下水道事業者に協力を求めるなど、応急復旧に投入可能な車両や人員を確保する	3-4-2	－
		3-5 □	下水道建設班	必要に応じて、県本部に応援を要請し、応急復旧体制を確保する	3-4-2	－
4	下水道施設の応急復旧を実施する	4-1 □	下水道建設班	復旧計画にしたがい、下水道施設の応急復旧工事を実施する	3-4-3	－
		4-2 □	下水道建設班	下水道施設の復旧状況を整理する	3-4-3	－
		4-3 □	下水道建設班	下水道施設の復旧状況を市本部に報告する	3-4-3	－
		4-4 □	下水道建設班	下水道施設の応急復旧にかかった費用を精算する	3-4-3	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　下水道関係施設 ※2　災害時の組織・連絡体制 ＊関係機関の連絡先等【資料編　P2-3-1～2 参照】

※1　下水道関係施設

(1) 管渠、マンホールおよび汚水桝
整備済面積　A＝2,489.8ha

管渠延長　　L＝610.6km
マンホール　N＝20,783 個
汚水桝　　N＝45,838 個
（令和 7 年 3 月 31 日時点）

(2) マンホールポンプ（28 箇所）
〈所在地〉　松原町、中藪二丁目、金亀町、大藪町、中央町、長曽根南町、甲崎町、下岡部町、須越町、小泉町、三津屋町、三津屋町南、外町、平田町、原町、開出今町、稲枝町、高宮町、地蔵町、地蔵町②、蔵の町団地、八坂町、地蔵町南、正法寺町コモンライフ、正法寺町太平タウン、野田山グリーン団地、正法寺町、高宮町南本町

(3) 雨水排水路スクリーン
〈所在地〉松原町大洞地区

(4) 東北部浄化センター（県管理施設）
〈所在地〉松原町〈処理場〉46.7ha

※2　災害時の組織・連絡体制

市本部

上下水道業務班
（初期被害調査）

下水道建設班
（管渠被害調査）

・彦根市浄化槽業者協議会
（マンホール寄りの溢水を緊急回避）
・滋賀県建設業協会彦根支部
・マンホールポンプ等維持管理業者
（機能確認・応急処置）
・関係企業（上水道、電気、ガス、電話等）との協力体制
・滋賀県北部流域下水道事務所
（大雨等の異常時における連絡体制）
・日本下水道管路管理業協会
（災害時における下水道管路施設の復旧支援）
・全国上下水道コンサルタント協会関西支部
（災害時における下水道施設の技術支援）
・滋賀県下水道管路維持協会
（災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援）

・近隣市町および下水道事業災害時中部ブロック本部への応援要請

(3) 農業集落排水施設の応急復旧

業務実施時期	1日後　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	農業集落排水施設の応急復旧体制を確立する	1-1 □	農林水産班	緊急調査、応急調査結果等をもとに、応急復旧の方針を決定する	3-4-4	－
		1-2 □	農林水産班	応急復旧方針にしたがい、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を作成する	3-4-4	－
		1-3 □	農林水産班	上水道等他の占用地下埋設施設の被災状況、応急復旧計画等についてその管理者と相互に連絡調整する	3-4-4	－
		1-4 □	農林水産班	復旧計画にしたがい、民間の排水設備工事店等に協力を求めるなど、応急復旧に投入可能な車両や人員を確保する	3-4-4	－
		1-5 □	農林水産班	必要に応じて、県本部に応援を要請し、応急復旧体制を確保する	3-4-4	－
2	農業集落排水施設の応急復旧を実施する	2-1 □	農林水産班	復旧計画にしたがい、農業集落排水施設の応急復旧工事を実施する	3-4-4	－
		2-2 □	農林水産班	農業集落排水施設の復旧状況を整理する	3-4-4	－
		2-3 □	農林水産班	農業集落排水施設の復旧状況を市本部に報告する	3-4-4	－
		2-4 □	農林水産班	農業集落排水施設の応急復旧にかかった費用を精算する	3-4-4	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	

（4）ライフライン関係機関との調整

業務実施時期	１日後　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	ライフライン施設の被害状況を確認する	1-1 □	危機管理班	ライフライン施設の関係機関と連絡調整し、連絡担当者を相互に決める	3-4-4	2-2-1、2-3-1～2
		1-2 □	危機管理班	ライフライン施設の関係機関の被害状況を確認し、施設の復旧見込みを把握する	3-4-4	－
		1-3 □	危機管理班	必要に応じて、各サービス所管部・関係機関の実務担当者からなる「彦根市防災会議ライフライン部会」を市本部内に設置する	3-4-4	－
		1-4 □	危機管理班	「彦根市防災会議ライフライン部会」を開催し、ライフライン施設の被害、復旧見込みなどの概況を整理する	3-4-4	－
		1-5 □	危機管理班	ライフライン施設の被害、復旧見込みなどの広報を広報戦略班に依頼する	3-4-4	－
2	ライフライン施設の復旧状況を確認する	2-1 □	危機管理班	ライフライン施設の関係機関から応急対策、復旧状況を把握する（彦根市防災会議ライフライン部会開催時は会議で確認）	3-4-4	－
		2-2 □	危機管理班	必要に応じて、ライフライン施設の関係機関の応急復旧対策に協力する	3-4-4	－
		2-3 □	危機管理班	ライフライン施設の復旧状況などを整理する	3-4-4	－
		2-4 □	危機管理班	ライフライン施設の復旧状況などの広報を広報戦略班に依頼する	3-4-4	－

＜関係機関＞	＜備考＞
NTT 西日本（株） 関西電力（株） 大阪ガスネットワーク（株） 滋賀県電気工事工業組合 （一社）滋賀県 LP ガス協会	※1　彦根市防災会議ライフライン部会 ＊関係機関の連絡先等【資料編　P2-3-1～2 参照】

※1　彦根市防災会議ライフライン部会

(1) 部会の構成メンバー
ア　NTT西日本（株）滋賀支店設備部長
イ　関西電力（株）彦根配電営業所長
ウ　大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部長
エ　市上下水道部長
オ　消防長
カ　市総務部長
キ　市危機管理監
ク　産業部長
(2) 部会で協議する主な項目
ア　各ライフラインの被害情報の報告および集約
イ　交通規制や被害状況等復旧関連情報の収集
ウ　復旧エリアおよび工事スケジュールの調整、優先順位の調整
エ　その他迅速かつ合理的な復旧関連の情報交換、調整事項

第２節　　避難生活支援

＜業務手順＞

(1) 避難所の開設・運営・閉鎖						
業務実施時期		【風水雪害】発災前　～　災害終了【地震・事故】発災直後　～　災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	避難所を開設する	1-1 □	市民環境部担当各班 総務部担当各班	避難所に職員を派遣する	3-4-7	4-1-4
		1-2 □	市民環境部担当各班 総務部担当各班	施設管理者と連携して、施設の安全確認を行い、使用可否を判断し、市本部へ報告する	3-4-7	－
		1-3 □	市民環境部担当各班 総務部担当各班	施設管理者と連携して、避難者受入れスペースや立入禁止区域等を確認する	3-4-7	－
		1-4 □	市民環境部担当各班 総務部担当各班	施設管理者等の協力を得て、避難所の管理､運営に必要な物資を確保し、避難所を開設する	3-4-7	－
		1-5 □	市民環境部担当各班 総務部担当各班	施設管理者と連携して、避難者を受入れ、避難者名簿を作成する	3-4-7	－
		1-6 □	市民環境部担当各班 総務部担当各班	避難所開設状況を市本部に報告する	3-4-7	－
2	避難所を運営する	2-1 □	市民環境部担当各班 総務部担当各班	施設管理者と連携し、避難者から避難所運営スタッフを確保し、避難所運営委員会を立ち上げるなど、避難所運営体制を確立する	3-4-7	－
		2-2 □	市民環境部担当各班 総務部担当各班	規定の避難所運営ルールを避難者に周知するとともに、運営スタッフが自主的に活動できるよう必要な支援を行う	3-4-7	－
		2-3 □	市民環境部担当各班 総務部担当各班	避難者の数、支援のニーズ、必要物資等の情報を定期的にとりまとめ、契約監理班に調達を要請する	3-4-8	－
		2-4 □	市民環境部担当各班 総務部担当各班	避難者の健康維持に努め、必要に応じて、市本部に医療機関や福祉避難所等への移送の支援要請を行う	3-4-8	－
3	避難所を閉鎖する	3-1 □	市民環境部担当各班 総務部担当各班	市本部と連絡調整し、避難所の閉鎖を確認する	3-4-9	－
		3-2 □	市民環境部担当各班 総務部担当各班	市本部から残留する避難者の移動先（避難所、施設、応急仮設住宅等）を確認する	3-4-9	－
		3-3 □	市民環境部担当各班 総務部担当各班	施設管理者と連携して、避難者を市本部指定の場所へ誘導する	3-4-9	－
		3-4 □	市民環境部担当各班 総務部担当各班	避難所運営委員会、施設管理者と連携して、後片付けを行い、施設の原状を回復する	3-4-9	－
		3-5 □	市民環境部担当各班 総務部担当各班	避難所の閉鎖を市本部に報告する	3-4-9	－

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	避難所を開設する	1-1 □	教育部担当各班	市本部の指示を受け、施設管理者に避難所の開設を伝達する	3-4-7	4-1-4
		1-2 □	教育部担当各班	施設利用者の状況を確認し、施設利用者の安全を確保する	3-4-7	－
		1-3 □	教育部担当各班	施設の安全確認を行い、使用可否を判断する	3-4-7	－
		1-4 □	教育部担当各班	使用可否の判断が困難な場合は、応急危険度判定調査を市本部に要請する	3-4-7	－
		1-5 □	教育部担当各班	避難所を開設できる場合は、避難者受入れスペースや立入禁止区域等を設定する	3-4-7	－
		1-6 □	教育部担当各班	避難所を開設できる場合は、避難所派遣職員と連携して、避難所開設準備を行う	3-4-7	－
2	避難所を運営する	2-1 □	教育部担当各班	避難所派遣職員と連携し、避難者から避難所運営スタッフを確保し、避難所運営委員会を立ち上げるなど、避難所運営体制を確立する	3-4-7	－
		2-2 □	教育部担当各班	避難所派遣職員が実施する避難所運営に必要な資機材・物資等の確保に協力する	3-4-8	－
		2-3 □	教育部担当各班	必要に応じて、福祉避難室の確保に協力する	3-4-8	－
3	避難所を閉鎖する	3-1 □	教育部担当各班	市本部と連絡調整し、避難所の統廃合について検討する	3-4-9	－
		3-2 □	教育部担当各班	市本部の指示を受け、避難所派遣職員と連携して、避難者を市本部指定の場所へ誘導する	3-4-9	－
		3-3 □	教育部担当各班	避難所運営委員会、避難所派遣職員と連携して、後片付けを行い、施設の原状を回復する	3-4-9	－

＜関係機関＞	＜備考＞
	※1　避難所の開設 ※2　避難所開設の報告 ※3　避難所の管理運営 ※4　避難所運営状況の報告 ＊指定緊急避難場所、指定避難所【資料編　P4-1-4 参照】 ＊彦根市職員災害時初動マニュアル８章参照（避難場所担当割）

※1　避難所の開設

市本部は、災害により住民を避難収容させる必要が生じたとき、適切な避難所を開設する。避難所の開設を決定したときは、直ちに施設管理者に連絡するとともに、当該施設の職員の協力を得て避難所の開設および被災者の収容を行う。

なお、被害が深刻で、あらかじめ選定した避難所を利用することが困難な場合には、速やかに適地を選定して仮設物または天幕等を設置し、避難所とするものとし、設置について県本部に依頼するものとする。

※2　避難所開設の報告

市本部は、避難所を開設したときは、直ちに県地方本部および所轄の警察署長に対して次の事項を通報する。
ア　避難所開設日時、場所または施設名
イ　収容状況および収容人員
ウ　開設期間の見込み
エ　その他の参考となる事項

※3　避難所の管理運営

避難所は自治会、自主防災組織、避難者等が中心となって、「避難所運営委員会」を設置し、運営することを基本とする。
避難所派遣職員および施設管理者は、これを補助し、支援する。

※4　避難所運営状況の報告

避難所運営においては、収容者の状況および要望を確実に把握し、市本部に対し一定時間毎に次の事項を報告する。
ア　避難所状況報告書
イ　避難所定例報告書
ウ　避難者名簿
エ　り災者救助明細書
オ　外国人安全確認カード
＊避難所状況報告書【資料編　P7-2-16 参照】
＊避難所定例報告書【資料編　P7-2-17 参照】
＊避難者名簿【資料編　P7-2-18 参照】
＊り災者救助明細書【資料編　P7-2-19 参照】
＊外国人安全確認カード【資料編　P7-2-24 参照】

第３節　　生活救援

＜業務手順＞

(1) 給水						
業務実施時期		発災直後　～　１か月後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	応急給水体制を確立する	1-1 □	上下水道業務班 上水道工務班	水道施設の被害調査結果から断水地域や道路状況、応急給水の水源となる水道施設の被害状況等の応急給水に必要な情報を収集する	3-4-10	－
		1-2 □	上下水道業務班 上水道工務班	必要に応じて、隣接する水道事業体の水道施設を給水基地として利用することに関する調整を行う	3-4-10	－
		1-3 □	上下水道業務班 上水道工務班	応急給水が必要な地域および給水必要量を推定する	3-4-11	－
		1-4 □	上下水道業務班 上水道工務班	情報をとりまとめ、給水対象地域、給水場所、給水時間、給水地域の優先順位等を決定し、給水計画を策定する	3-4-11	4-4-1
		1-5 □	上下水道業務班 上水道工務班	給水計画にしたがい、必要な人員および給水車両、給水タンク等の資機材を確保する	3-4-11	4-6-9
		1-6 □	上水道工務班	人員、給水車両、資機材等が不足する場合は、市上下水道料金等徴収関連業者の受託者、市指定給水工事事業者の組合、県本部、日本水道協会滋賀県支部、災害時相互応援協定市等に応援を要請する	3-4-11	2-2-1
		1-7 □	上下水道業務班 上水道工務班	給水計画にしたがい、給水地点等を設定する	3-4-11	－
		1-8 □	上下水道総務班	給水計画にしたがい、給水時間、給水場所等を市民に広報する	3-4-11	－
2	応急給水を実施する	2-1 □	上下水道業務班	給水計画にしたがい、応急給水活動を実施する	3-4-11	－
		2-2 □	上下水道業務班	応急給水実施記録を作成する	3-4-11	－
		2-3 □	上下水道業務班	応急給水実施記録を整理する	3-4-11	－
		2-4 □	上下水道総務班	応急給水実施状況を市本部に報告する	3-4-11	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 日本水道協会滋賀県支部 市指定給水工事事業者組合 市上下水道料金等徴収関連業者の受託者 災害時相互応援協定市	※1　災害時の飲料水の水源 ※2　県本部等に応援を要請する場合の明示事項 ※3　給水方法 ＊給水計画【資料編　P4-4-1 参照】 ＊上水道施設および給水用資機材等の状況【資料編　P4-6-9 参照】

※1　災害時の飲料水の水源

災害時の飲料水の水源は、次の場所を水源とする。
彦根市上水道事業施設（消火栓、浄水池、配水池）
米原市上水道事業施設（消火栓、浄水池、配水池）
多賀町上水道事業施設（消火栓、浄水池、配水池）
甲良町上水道事業施設（消火栓、浄水池、配水池）
豊郷町簡易水道事業施設（消火栓、浄水池、配水池）
愛知郡広域行政組合上水道事業施設（消火栓、浄水池、配水池）

※2　県本部等に応援を要請する場合の明示事項

ア　所要供給水量（何人分または１日何立方メートル）
イ　供給の方法（自動車輸送その他）
ウ　供給期間
エ　水源地および供給地
オ　その他

※3　給水の方法

ア　給水基準

発災後の期間	応急給水量（1 人 1 日当たり）
発災後 3 日間	3 ﾘｯﾄﾙ
発災後 4 日～10 日	20 ﾘｯﾄﾙ
発災後 11 日～21 日	100 ﾘｯﾄﾙ
復興期 22 日～	250 ﾘｯﾄﾙ

イ　方法
（ア）拠点による給水
指定避難所、指定緊急避難場所または公園等の指定する場所で給水車、ろ水機等により給水する。
（イ）運搬搬送による供給
給水車の搬送により給水する。
（ウ）仮設配管による供給
応急的な配管を仮設し、供給する。
（エ）応急給水所による給水
給水設備により給水する。
ウ　順位
医療機関、給食施設、社会福祉施設、避難所等人命救助の観点から緊急性の高い場所を優先する。

(2) 食糧の調達供給

業務実施時期	発災直後　～　1か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	食糧を確保する	1-1 □	契約監理班	本部の指示により、被害状況、避難所生活者数等から、確保すべき食糧の数量を推定する	3-4-12	－
		1-2 □	危機管理班 契約監理班 農林水産班	公的備蓄では供給不足が見込まれるときは、協定締結企業および農業協同組合の被災状況を確認し、応援の可否を把握する	3-4-12	4-3-1
		1-3 □	契約監理班 農林水産班	さらに不足が見込まれる場合は、市入札参加資格者名簿に登録された企業等からの調達を検討し、確保可能な概ねの食糧の数量を算定する	3-4-12	－
		1-4 □	危機管理班 契約監理班	必要に応じて、市民環境部保険年金班に炊出しの実施を依頼する	3-4-12	－
		1-5 □	契約監理班	必要な食糧が市内において調達が困難な場合は、市本部に県地方本部を通じ県本部への応援要請を依頼する	3-4-12	4-4-2～4
		1-6 □	契約監理班	確保すべき食糧の数量、調達先、本部から指示された配送拠点等をとりまとめた食糧調達計画を作成する	3-4-12	－
		1-7 □	危機管理班 契約監理班	食糧の調達計画にしたがい、協定締結業者に協力を依頼するなど食糧供給体制を確立する	3-4-12	－
2	食糧を供給する	2-1 □	契約監理班	調達した食糧の受付記録を作成し、保管する	3-4-12	－
		2-2 □	契約監理班 社会福祉班 市社会福祉協議会	必要に応じて、食糧の配分等に協力する災害ボランティアを確保する	3-4-12	－
		2-3 □	契約監理班 社会福祉班 市社会福祉協議会	避難所等へ食糧の供給を行う	3-4-12	4-4-1
		2-4 □	契約監理班	供給した食糧の記録を作成し、保管する	3-4-12	－
		2-5 □	契約監理班	食糧の供給実施状況を市本部に報告する	3-4-12	－

3	炊き出しを実施する	3-1 □	保険年金班	食糧の調達計画にしたがい、炊き出しに必要な米穀、人材、資機材、場所等を確保する	3-4-12	－
		3-2 □	保険年金班	炊き出しを実施し、避難所等で食糧の供給を行う	3-4-12	－
		3-3 □	保険年金班	炊き出しの実施記録を作成し、保管する	3-4-12	－
		3-4 □	保険年金班	炊き出しの実施状況を市本部に報告する	3-4-12	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 東びわこ農業協同組合	※1　災害時における生活物資（食糧）の確保および調達に関する協定締結業者 ※2　炊き出しの方法 ※3　応援を要請する場合の明示事項 ※4　食糧の確保方法 ※5　応急給食（食糧の配給）実施要領 ※6　炊き出しの具体的実施手順 ＊非常用品備蓄【資料編　P4-3-1 参照】 ＊食糧供給計画【資料編　P4-4-1 参照】 ＊災害時等における応急食糧の緊急引渡し取扱要領（滋賀県）【資料編　P4-4-2～4 参照】

※1　災害時における生活物資（食糧）の確保および調達に関する協定締結業者

名称	所在地
彦根商店街連盟	彦根市中央町 3 番 8 号　彦根商工会議所
1 市 4 町と 6 商工会	彦根市稲部町 607-1　稲枝商工会
（株）平和堂	彦根市小泉町 31 番地
生活協同組合コープしが	野洲市冨波甲 972
ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市清水 4501 番地 1 号
（株）ユタカファーマシー	岐阜県大垣市林町十丁目 1339 番地 1
（株）カインズ	群馬県高崎市高関町 380 番地
（株）ベイシア	群馬県前橋市亀里町 900 番地
コカ・コーラウエスト（株）	福岡県福岡市箱崎 7 丁目 9 番 66 号
社団法人彦根青年会議所	彦根市中央町 3 番 8 号
イオンタウン（株）	千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
イオンビッグ（株）	名古屋市中村区名駅 5-25-1　愛三ビル 4F
（株）コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東 2-10-1　第一福岡ビル S 館
中北薬品株式会社	名古屋市中区丸の内三丁目 5 番 15 号　油伊ビル

※2　炊き出しの方法

(1) 要員の確保

保険年金班のみでは炊き出しに不足をきたす場合、市職員や給食調理員を充てるが、必要に応じて市本部と協議のうえ学校給食調理業務委託事業者、避難者および関係団体等（彦根市地域婦人団体連絡協議会、彦根市赤十字奉仕団等）の協力を得る。

(2) 炊き出しの施設（場所）

主として学校給食室とする。

なお、災害の状況等に応じて、彦根市学校給食センターおよび調理場を有する保育所、公民館等の公共施設を利用するほか、避難所、救護所等近くの適当な施設を利用する。

■学校給食施設

施設名	電話	施設名	電話
彦根市立城東小学校	22-0312	彦根市立河瀬小学校	28-1020
彦根市立城西小学校	22-7613	彦根市立亀山小学校	28-0322
彦根市立城南小学校	22-4518	彦根市立高宮小学校	22-0512
彦根市立平田小学校	24-1110	彦根市立稲枝東小学校	43-2014
彦根市立城北小学校	22-5771	彦根市立稲枝西小学校	43-2114
彦根市立佐和山小学校	22-0863	彦根市立稲枝北小学校	43-2205
彦根市立旭森小学校	22-3087	彦根市学校給食センター	28-8011
彦根市立城陽小学校	25-1055	滋賀県立盲学校	22-2321
彦根市立若葉小学校	25-3545	滋賀県立彦根工業高等学校	28-2201
彦根市立金城小学校	22-4897	滋賀県立彦根東高等学校	22-4800
彦根市立鳥居本小学校	22-2214		

(3) 炊き出し上の留意事項

ア　炊き出し現場に責任者を配置し、その指揮を行う。

イ　責任者は、炊き出しに関係する事項を記録する。

ウ　災害の状況により食器が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰等の副食などを考慮する。

エ　支給配分は正確に行い、配分漏れや重複のないよう注意する。

オ　心身障害者、乳幼児、高齢者等の要配慮者に対しては、使いやすい食器類を確保するとともに、調理方法についても十分配慮する。

(4) 炊き出しの給食基準等

炊き出しその他による給食基準については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間」早見表【資料編　P420参照】に準ずるほか、次の点に注意する。

ア　金銭による支給は行わない。

イ　副食および燃料については、品目、数量とも特に制限はない。

ウ　雑費は、品目の使用料金または借上料のほか、茶、はし、荷札などの購入費である。ただし、備品類の購入は認められない。

(5) 食品の衛生管理

炊き出しに当たっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意する。

ア　炊き出しの施設は、できる限り学校、公民館など既存施設を利用するが、これが得がたいときは、湿地、排水の悪い場所、ごみ・汚物などの処理場から遠ざかった場所を選定して設ける。

イ　炊き出し施設には、食糧、適水を十分に供給する。

ウ　供給人員に対して必要な器具および容器を確保し、備え付ける。

エ　炊き出しの場所には、洗浄施設および器具類の消毒ができる施設を設ける。

オ　供給食品は、ハエその他害虫の駆除に十分留意する。

カ　使用原材料の仕入れおよび保管には十分注意する。

※3　応援を要請する場合の明示事項

(1) 物資の確保

ア　所要物資の種別および数量

イ　物資の送付先および期日

(2) 炊き出しの実施

ア　所要食数（延べ人員数）

イ　炊き出し期間

ウ　炊き出し品の送付先および責任者の氏名

※4　食糧の確保方法

各家庭における備蓄ならびに市、県等の公的備蓄および流通在庫方式により食糧を確保する。

(1) 食品内容

供給する食品は、主に次のようなものとする。

ア　乾パン、パン、インスタント食品、麺類、米、その他の副食品、調味料等

イ　乳幼児には牛乳、粉ミルク

ウ　産業給食（弁当）

(2) 米穀の確保

ア　災害救助法の適用を受けない場合

市本部は、被災者等に応急用米穀引渡しを実施する必要があると認められるときは、県本部あてに必要とする数量の応急用米穀を要請するものとする。なお、やむを得ない場合は、電話等により県本部（みらいの農業振興課長）に連絡し、事後速やかに所定の手続をとる。市本部は県本部の配給数量の決定により米穀販売事業者から現品を購入する。

イ　災害救助法の適用を受けた場合

前アに準じて販売業者から購入するが、緊急の場合は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、「災害救助用米穀引渡要請書」により県本部を通じて直接要請する。

なお、通信途絶のため県本部の指示が受けられない場合は、緊急に引き渡しを受ける必要がある数量の政府所有米穀について、農林水産省生産局長に直接引渡しを要請する。なお、農林水産省生産局長に対して直接引き渡しの要請を行った場合には、すみやかに県にその旨を連絡するものとする。

農林水産省生産局　　東京都千代田区霞が関１－２－１　TEL　03-6744-1354

(3) 乾パンおよび乾燥米飯

市本部は、災害応急用乾パンおよび乾燥米飯の配給を前記 4－（2）に準じて県本部に申請し、政府保有の乾パンおよび乾燥米飯の引渡を受ける。

(4) その他の食品の確保

パン・副食物・粉ミルク等その他の食品（米・乾パン・乾燥米飯も含む。）については、災害時生活物資調達等協定に基づき、協定締結業者から調達し、困難な場合は、県本部に調達あっせんを要請する。

(5) 食糧の輸送

指定業者等より調達する食糧は、当該業者が市本部から指示された場所へ直送することとする。

(6) 食糧の集積・配送拠点

ア　農村環境改善センター

イ　（株）中通

ウ　福山通運株式会社彦根営業所

エ　彦根市スポーツ・文化交流センター

オ　彦根総合スポーツ公園

（上記で不足する場合は、稲枝地区体育館、パーク・アンド・バスライド等を検討）

＊災害救助用米穀引渡要請書【資料編　P7-1-84 参照】

※5　応急給食（食糧の配給）実施要領

炊き出しその他による食糧の供給は、県の定める「災害時における応急食糧の緊急引渡し取扱要領」により処理されるが、その内容は概ね次のとおりである。

■給食を実施するに当たっての基本事項

給食対象	基準量	取扱者	承認機関
1　被災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1 食当たり 200 精米ｇ	市町長	知事
2　り災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	1 食当たり 400 精米ｇ	市町長	知事
3　災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1 食当たり 300 精米ｇ	作業実施責任機関	知事
4　特殊災害（爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	1 食当たり 200 精米ｇ	市町長と災害発生機関が協議	知事

〔備考〕

・災害救助法が適用され、災害応急配給が実施されている期間中は、原則としてその地域の被災者に対する通常配給は行わない。

・配給品目は、原則として米穀とするが、災害の状況および消費の実情等によって乾パンおよび乾燥米飯とする。

■乾パンの応急給食に当たっての基本事項

1　乾パンの政府売却単位	1 梱　7.2 kg入り（100ｇ×36 食×2） （食糧部乾パン）
2　乾パンの規格	食糧部乾パン　1 袋 100ｇ（1 食分） 防衛庁乾パン　1 袋 230ｇ（2 食分）
3　滋賀県自衛隊駐屯部隊名	陸上自衛隊大津部隊　大津市際川 1-1-1 陸上自衛隊今津部隊　高島市今津町今津 航空自衛隊　高島市新旭町

※6　炊き出しの具体的実施手順

炊き出しについては、現状の保有資機材等から炊き出し活動を行う。

①　炊き出し実施場所の決定

市本部は、近隣の公共・公益施設での使用の可否を確認する。

②　炊き出し実施班の編成および出動

市本部が決定し、保険年金班を主体に編成する。

③　移動式炊飯器、精米、炊き出し用品の調達および輸送

市内の小中学校給食室等の炊飯器で炊き出しが可能な場合を除き、市保有の移動式炊飯器を輸送する。

市民環境部は、県、協定締結業者もしくは農業協同組合等から精米を購入する。

市民環境部は、市本部の用品・資機材数量を確認したうえで、必要なものを調達・輸送する。

露天の場合は、テント・幕張等の準備もする。

④　炊き出し協力団体への依頼

市本部から彦根市地域婦人団体連絡協議会、彦根市赤十字奉仕団、自主防災組織、自治会等へ依頼する。

⑤　市本部とのホットラインの確保

(3) 生活必需品の調達供給

業務実施時期	発災直後　～　1か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	生活必需品を確保する	1-1 □	契約監理班	本部の指示により、被害状況、避難所生活者数等から、確保すべき生活必需品の数量を推定する	3-4-13	－
		1-2 □	危機管理班 契約監理班	公的備蓄では供給不足が見込まれるときは、協定締結企業の被災状況を確認し、応援の可否を把握する	3-4-13	－
		1-3 □	契約監理班	さらに不足が見込まれる場合は、市入札参加資格者名簿に登録された企業等からの調達を検討し、確保可能な概ねの生活必需品の量を算定する	3-4-13	－
		1-4 □	契約監理班	必要な生活必需品が市内において調達が困難な場合は、市本部に県地方本部を通じ県本部または災害時相互応援協定市への応援要請を依頼する	3-4-13	－
		1-5 □	契約監理班	確保すべき物資の品目、数量、調達先、本部から指示された配送拠点等をとりまとめた生活必需品の調達計画を作成する	3-4-13	－
		1-6 □	危機管理班 契約監理班	生活必需品の調達計画にしたがい、協定締結業者に協力を依頼するなど生活必需品を確保する	3-4-13	－
2	生活必需品を供給する	2-1 □	契約監理班	調達された生活必需品の受付記録を作成し、保管する	3-4-13	－
		2-2 □	契約監理班 社会福祉班 市社会福祉協議会	必要に応じて、物資の配分等に協力する災害ボランティアを確保する	3-4-13	－
		2-3 □	契約監理班 社会福祉班 市社会福祉協議会	避難所等へ物資の供給を行う	3-4-13	4-4-2
		2-4 □	契約監理班	供給した生活必需品の記録を作成し、保管する	3-4-13	－
		2-5 □	契約監理班	生活必需品の供給実施状況を市本部に報告する	3-4-13	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　給与または貸与の対象品目 ※2　災害時における生活物資（生活必需品）の確保および調達に関する協定締結業者 ※3　応援を要請する場合の明示事項 ※4　物資の確保方法 ※5　物資の供給方法 ＊生活必需品供給計画【資料編　P4-4-2 参照】

※1　給与または貸与の対象品目

供給品目	具体的な品名
寝具	布団、毛布、タオルケット、枕等
外衣	洋服、作業着、子ども服等
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、長靴、運動靴、傘等
炊事用具	鍋、ヤカン、包丁、炊飯器等
食器	箸、茶碗、皿、哺乳ビン等
日用品	ちり紙、洗面用具、セッケン、ござ等
光熱材料	マッチ、ろうそく、固形燃料、懐中電燈等
衛生用品	紙おむつ、生理用品等

※2　災害時における生活物資（生活必需品）の確保および調達に関する協定締結業者

名称	所在地
彦根商店街連盟	彦根市中央町 3 番 8 号　彦根商工会議所
1 市 4 町と 6 商工会	彦根市稲部町 607-1　稲枝商工会
（株）平和堂	彦根市小泉町 31 番地
生活協同組合コープしが	野洲市冨波甲 972
ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市清水 4501 番地 1 号
（株）ユタカファーマシー	岐阜県大垣市林町十丁目 1339 番地 1
（株）カインズ	群馬県高崎市高関町 380 番地
（株）ベイシア	群馬県前橋市亀里町 900 番地
コカ・コーラウエスト（株）	福岡県福岡市箱崎 7 丁目 9 番 66 号
社団法人彦根青年会議所	彦根市中央町 3 番 8 号
イオンタウン（株）	千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
イオンビッグ（株）	名古屋市中村区名駅 5-25-1　愛三ビル 4F
（株）コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東 2-10-1　第一福岡ビル S 館
中北薬品株式会社	名古屋市中区丸の内三丁目 5 番 15 号　油伊ビル
アイリスオーヤマ株式会社	宮城県仙台市青葉区五橋 2-12-1

※3　応援を要請する場合の明示事項

ア　所要物資の種別および数量
イ　物資の送付先および期日

※4　物資の確保方法

(1) 物資の調達
契約監理班は、公的備蓄の供給および協定している企業等から適宜調達先を選定して生活必需品を確保する。
なお、市本部のみで必要量の確保が困難な場合は、県本部に備蓄物資の払い出しやあっせんの要請を行う。
(2) 物資の輸送
指定業者等より調達する物資は、当該業者が市本部から指示された場所へ直送することとする。
(3) 集積・配送拠点
ア　農村環境改善センター
イ　（株）中通
ウ　福山通運株式会社彦根営業所
エ　彦根市スポーツ・文化交流センター
オ　彦根総合スポーツ公園
上記で不足する場合は、稲枝地区体育館、パーク・アンド・バスライド等を検討）

※5　物資の供給方法

(1) 被災範囲が広域にわたり多数の被災者が殺到している状況等での供給
社会福祉班は、次の方法で物資の供給等を行う。
ア　避難所での供給
調達した物資は、避難所の責任者へ引き渡し、責任者を通して避難者へ供給する。
イ　住家の半壊等により生活必需品が不足する者等への供給
住家の被害で物資の供給を希望する者または避難所以外での自営テント生活者等は、最寄りの避難所へ登録し、自らが避難所で受け取ることを原則とする。
また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や心身障害者等へは、福祉関係者や近隣住民等が供給を支援する。
(2) 被災者の状況が比較的安定してきた状況等での供給（災害救助法適用時）
社会福祉班は、次の方法で物資の割当て、供給等を行う。災害救助法適用時以外の場合についても、これに準じる。
ア　物資の割当方法
（ア）被害状況の報告
危機管理班から「世帯構成員別被害状況報告書」の送付を受け、これを県本部へ電話により報告し、提出する。
（イ）割当台帳の作成
被害状況から全失世帯（床上浸水を含む。）等に区分して「救助用物資割当台帳」を作成する。
（ウ）割当基準
物資を県の作成する供給計画により世帯別に割当てる。
（エ）注意事項
ａ．割当ての基準を変更してはならない。余剰物資があってもそのまま保管しておく。
ｂ．世帯人員は、り災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員による。給貸与するまでに死亡した者または死亡したと推定された者を除く。
ｃ．世帯の全員が災害救助法適用外の市町村に転出したときは除く。
ｄ．災害発生後の出生者は、県本部に連絡したうえ割当てる。
ｅ．性別、年齢等により区分のある物資は、実情に適した割当てをする。
イ　給貸与券の作成、交付
世帯別に物資を割当てたときは、速やかに世帯別に「物資給貸与券」を作成し、各り災世帯に交付する。ただし、あらかじめ本券の交付が困難なときは、物資の供給日時および供給場所をり災世帯に通知し、供給場所において給貸与券を発行する。
なお、この場合印鑑およびり災証明書を持参するよう指導する。
(3) 物資の保管
県本部から物資の引継ぎを受けたときは、速やかにこれを配分し、供給した後の残余物資については、社会福祉班において厳正に保管し、県本部の指示により処置（返還あるいは追加配給）する。

（4）燃料の調達供給

業務実施時期	発災直後　～　１か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	燃料を確保する	1-1 □	契約監理班	滋賀県石油商業組合等の石油関係団体から各地域の給油所の被災状況を確認し、利用可能な給油所を把握する	3-4-13	－
		1-2 □	契約監理班	市本部を通じて、各班に利用可能な給油所を周知する	3-4-13	－
		1-3 □	危機管理班 公有財産管理班	被害状況により、ガソリン等の燃料が不足することが想定されるときは、協定締結先に協力を要請するほか、県本部を通じて、滋賀県石油商業組合に対し、燃料供給を依頼する	3-4-13	2-2-1
2	燃料を供給する	2-1 □	契約監理班 公有財産管理班	確保可能な燃料をもとに、優先供給すべき車両を選定するなど燃料供給計画を作成する	3-4-13	－
		2-2 □	契約監理班 公有財産管理班	燃料供給計画にしたがい、燃料を供給する	3-4-13	－
		2-3 □	契約監理班	市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等に関する広報を広報戦略班に依頼する	3-4-13	－
		2-4 □	契約監理班 公有財産管理班	燃料の供給実施状況を市本部に報告する	3-4-13	－
		2-5 □	契約監理班 公有財産管理班	調達･供給した燃料の記録を作成し、保管する	3-4-13	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 滋賀県石油商業組合	

第４節　　要配慮者支援

＜業務手順＞

(1) 避難所における要配慮者支援						
業務実施時期		１日後　～　１週間後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	要配慮者のニーズを把握する	1-1 □	関係各班※1	避難所等に避難した要配慮者数等を把握する	3-4-14	4-1-4
		1-2 □	関係各班	関係各班、市社会福祉協議会、ボランティア等と連携し、巡回相談体制を確立する	3-4-14	－
		1-3 □	関係各班	必要に応じて、事前に把握している有資格者や専門家、事前協定締結団体・事業者等に協力を要請し、避難所等の巡回相談体制を確立する	3-4-14	－
		1-4 □	関係各班	必要に応じて、市本部に県本部を通じて他の市町村の職員派遣等を要請し、避難所等の巡回相談体制を確立する	3-4-14	－
		1-5 □	関係各班	避難所等に巡回相談チームを派遣するなど要配慮者の実態調査を行う	3-4-14	－
		1-6 □	関係各班	要配慮者の人的、物的支援ニーズを整理する	3-4-14	－
2	要配慮者の避難生活支援等を実施する	2-1 □	関係各班	関係各班と要配慮者の人的、物的支援ニーズにしたがい、対応方針を検討する	3-4-14	－
		2-2 □	関係各班	対応方針にしたがい、要配慮者の避難生活上必要となる人材を確保する	3-4-14	－
		2-3 □	関係各班	対応方針にしたがい、要配慮者の避難生活上必要となる福祉用具・物資等を確保する	3-4-14	－
		2-4 □	関係各班	必要に応じて、福祉避難所、緊急入所施設、医療機関へ避難する者のスクリーニングを実施する	3-4-14	－
		2-5 □	関係各班	福祉避難所、緊急入所施設、医療機関等での対応が必要な要配慮者があるときは、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て移送する	3-4-14	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 市社会福祉協議会 民生委員・児童委員	※1　関係各班 ＊指定緊急避難場所、指定避難所【資料編　P4-1-4 参照】

※1　関係各班

高齢福祉推進班、障害福祉班、幼児班、こども若者支援班、健康推進班、学校教育課、生涯学習課

(2) 福祉避難所等の開設・運営・閉鎖

業務実施時期	1日後　～　1か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	福祉避難所等を開設する	1-1 □	社会福祉班	開設されている避難所の施設管理者と連絡調整し、避難所における福祉避難室の設置可否および福祉避難所開設ニーズを確認する	3-4-14	4-1-4
		1-2 □	社会福祉班	福祉避難室の設置が可能なときは、避難所のニーズに応じた福祉避難室の運営に必要な人材、物資等を確保する	3-4-14	－
		1-3 □	社会福祉班	福祉避難所の開設が必要なときは、障害者福祉センターほか公共、民間等の社会福祉施設等に福祉避難所の開設可否を確認する	3-4-14	4-1-15
		1-4 □	社会福祉班	障害者福祉センターほか公共、民間等の社会福祉施設等の施設管理者との調整結果を踏まえ、福祉避難所の開設場所を決定する	3-4-14	－
		1-5 □	社会福祉班	必要に応じて、民間賃貸住宅斡旋業者、旅館・ホテル等と調整し、福祉避難所としての借上げにより不足分を補う	3-4-14	－
		1-6 □	社会福祉班	施設管理者等の協力を得て、福祉避難所の管理、運営に必要な人材、物資を確保し、福祉避難所を開設する	3-4-14	－
		1-7 □	社会福祉班	必要に応じて、市本部に福祉避難所の運営に関する県や国の応援要請を依頼する	3-4-14	－
		1-8 □	社会福祉班	福祉避難所の開設を確認し、市本部および県本部に報告する	3-4-14	－
		1-9 □	社会福祉班	広報戦略班に福祉避難所の開設に関する広報を依頼する	3-4-14	－
2	福祉避難所等を運営する	2-1 □	社会福祉班	福祉避難所へ避難した避難者および家族の避難者名簿を作成する	3-4-15	－
		2-2 □	社会福祉班	開設された福祉避難所より、避難者の数、支援のニーズ、必要物資等の情報を定期的に整理する	3-4-15	－
		2-3 □	社会福祉班	支援のニーズを踏まえ、専門的人材やボランティアの配置を調整する	3-4-15	－
		2-4 □	社会福祉班	支援のニーズを踏まえ、福祉用具、物資等を調達する	3-4-15	－
		2-5 □	社会福祉班	避難者の健康維持に努め、必要に応じて、高齢福祉推進班、障害福祉班等に緊急入所施設、緊急ショートステイ、医療機関等への移送を依頼する	3-4-15	－
		2-6 □	社会福祉班	福祉避難所運営に関する記録等を作成する	3-4-15	－

3	福祉避難所等を閉鎖する	3-1 □	社会福祉班	福祉避難所の統廃合を検討する	3-4-15	―
		3-2 □	社会福祉班	市本部の福祉避難所の統廃合の決定を受け、残留避難者の受入れ先の調整を行う	3-4-15	―
		3-3 □	社会福祉班	避難している要配慮者およびその家族に福祉避難所の統廃合について説明する	3-4-15	―
		3-4 □	社会福祉班	必要に応じて、避難者を受け入れ先へ移送する	3-4-15	―
		3-5 □	社会福祉班	運営スタッフと協力し、後片付けを行い、施設の原状を回復する	3-4-15	―
		3-6 □	社会福祉班	福祉避難所運営に関する記録等を整理する	3-4-15	―
		3-7 □	社会福祉班	福祉避難所の閉鎖完了を市本部および県本部に報告する	3-4-15	―

＜関係機関＞	＜備考＞
県 市社会福祉協議会 社会福祉施設管理者	＊指定緊急避難場所、指定避難所【資料編　P4-1-4 参照】 ＊福祉避難所候補施設一覧【資料編　P4-1-15～16 参照】 ＊要配慮者利用施設【資料編　P4-6-1 参照】

第５節　　保健衛生および防疫

＜業務手順＞

(1) 保健衛生活動						
業務実施時期		１日後　～　１か月後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	保健衛生活動体制を確立する	1-1 □	健康推進班 高齢福祉推進班	避難所等における被災者の健康状態に関する情報を収集する	3-4-17	4-1-4
		1-2 □	健康推進班 高齢福祉推進班	必要な保健衛生対策を検討する	3-4-17	－
		1-3 □	健康推進班 生活環境班	彦根保健所に依頼して、必要に応じた活動班を編成する	3-4-17	－
		1-4 □	健康推進班 生活環境班	保健衛生活動に必要な人員および車両の手配、資機材等を調達する	3-4-17	－
		1-5 □	健康推進班 生活環境班	自らの保健衛生活動が十分ではないと認められるときは、県等への保健師等の派遣要請を市本部に依頼する	3-4-17	－
		1-6 □	健康推進班 生活環境班	保健衛生活動に必要な関係機関と連絡調整する	3-4-17	－
		1-7 □	健康推進班 生活環境班	広報戦略班に保健衛生活動に必要な広報を依頼する	3-4-17	－
2	保健衛生活動を実施する	2-1 □	健康推進班 高齢福祉推進班 生活環境班	保健衛生活動に必要な関係機関と連絡調整し、保健衛生活動を実施する	3-4-17	－
		2-2 □	健康推進班 高齢福祉推進班 生活環境班	保健衛生活動記録を作成する	3-4-17	－
		2-3 □	健康推進班 生活環境班	保健衛生活動結果を市本部に報告する	3-4-17	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　保健衛生活動 ※2　派遣保健師による保健活動 ＊指定緊急避難場所、指定避難所【資料編　P4-1-4 参照】

※1　保健衛生活動

項　　目	措置のあらまし
保健活動	健康推進班は、彦根保健所の指導・指示に基づき、避難所等における保健活動を実施する。 ア　各種保健福祉施設の被害状況の把握 イ　難病患者、人工透析者、精神障害者、重症心身障害者等への対応 ウ　派遣保健師による保健活動※2
栄養指導対策	健康推進班は、災害の状況により必要があると認めたときは、彦根保健所と連携して管理栄養士等を派遣し、下記の業務にあたらせる。 ア　炊き出し、給食施設の管理の指導および協力 イ　在宅慢性疾患者に対する食事指導 ウ　その他、災害発生時における栄養指導
仮設浴場の供給	災害の状況により必要があると認めたときは、県地方本部を通じ、県本部に自衛隊に対する応援を要請するなどの対策により、災害発生後 1 週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の確保に努める。
食品衛生・環境衛生対策	健康推進班、高齢福祉推進班は、彦根保健所の指示・指導に基づき、災害緊急衛生班を編成し次の活動に協力する。 ア　食品・環境衛生関係営業施設の被害状況の把握、指導ならびに情報提供 イ　救護食品等の検査 ウ　飲料水の試験検査 エ　避難所における食品・環境衛生確保 オ　その他飲食等に起因する害の発生防止
飲用指導	家庭用井戸水に汚染があると認められるときは、生活環境班は健康推進班と協議し、飲用指導を実施する。実施に際しては、彦根保健所の指導を仰ぐものとする。
その他県が行う保健衛生活動への協力	彦根保健所の指示により適宜行う。

※2　派遣保健師による保健活動

（ア）災害発生直後の混乱期 （～7 日目）	a　入院、入所の必要な者についての関係機関との連絡調整 b　避難者、避難所の現状把握、情報提供、関係機関やボランティアの連絡調整
（イ）避難者が定着し始める時　期 （8 日目～15 日目）	a　関係機関との連絡調整 b　保健予防活動
（ウ）避難所が一時的な滞在施　設として確立する時期 （16 日目～1 ヶ月）	a　関係機関との連絡調整 b　避難者の健康状態調査と要援護者と要指導者の把握

(2) 防疫活動

業務実施時期	1日後　～　1か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	防疫活動体制を確立する	1-1 □	清掃センター班 健康推進班	防疫活動を必要とする地域を把握し、人数、薬剤等の必要量を算出する	3-4-18	－
		1-2 □	清掃センター班 健康推進班	災害防疫対策連絡協議会の設置を検討する	3-4-18	－
		1-3 □	清掃センター班 健康推進班 高齢福祉推進班	市民環境部清掃センター班と社保健部健康推進班とが連携して防疫班を編成する	3-4-18	－
		1-4 □	清掃センター班 健康推進班	消毒方法、消毒薬等の配布方法、配布場所、消毒地域の優先順位等を決定する	3-4-18	－
		1-5 □	清掃センター班 健康推進班	防疫活動に必要な人員および車両の手配、薬品、防疫用資機材等を調達する	3-4-18	－
		1-6 □	清掃センター班 健康推進班	必要な人員および車両、薬品、防疫用資機材等について不足する場合は、県地方本部を通じて県本部に応援を要請する	3-4-18	－
2	防疫活動を実施する	2-1 □	清掃センター班 健康推進班 高齢福祉推進班	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律や災害防疫実施要綱に基づき、防疫活動を実施する	3-4-18	－
		2-2 □	清掃センター班 健康推進班 高齢福祉推進班	防疫活動記録を作成する	3-4-18	7-1-122
		2-3 □	清掃センター班 健康推進班	防疫活動結果を市本部に報告する	3-4-19	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　防疫活動 ※2　災害防疫対策連絡協議会 ※3　作成する書類

※1　防疫活動

項　　目	措置のあらまし
広報活動	被災地区での衛生管理に関する広報活動を、彦根保健所と連携して行う。
検病調査および健康診断	・健康推進班および高齢福祉推進班は、災害の状況に応じて救護班に依頼し、検病調査および健康診断を実施する。 ・彦根保健所の行う検病調査、健康診断に協力する。
避難所の衛生指導	・避難所に市保健師を派遣し、手洗消毒液の配置、手洗いの励行および汚物処理の指導を行う。 ・健康推進班および高齢福祉推進班は、救護班と協力し、炊事従事者の細菌検査を実施する。 ・健康推進班および高齢福祉推進班は、避難所における避難者の健康状況を確認し、必要に応じて救護班に依頼し、健康診断を実施する。
被災家屋等の消毒	被災家屋、下水のあふれ出し箇所、浄化槽、汲み取り便槽で必要と認める場所の消毒を行う。 なお、消毒方法は、感染症予防法施行規則第 14 条および第 16 条から第 19 条までの規定による。
そ族、昆虫等の駆除	・被災地区の状況、被災季節等に応じ、彦根保健所に連絡し、感染症予防法第 28 条の規定によるそ族、昆虫駆除の実施の指示を受けて実施する。 ・実施要領は、感染症予防法施行規則第 15 条の規定による。
患者等の入院	・被災地区において感染症患者または保菌者が発生した場合は、彦根市立病院（TEL 0749-22-6050）の隔離病舎に速やかに収容する。 ・ 交通途絶のため上記の感染症指定医療機関に入院することができない場合は、滋賀県知事が指定医療機関以外の病院・診療所に移送する。
臨時予防接種	災害の状況、感染症の流行状況に応じ、定期予防接種の繰上げ実施または臨時予防接種を行う必要があると認められる場合は、彦根保健所と協議し、指示を受けて実施する。
その他県が行う感染症対策活動への協力	彦根保健所の指示により適宜行う。

※2　災害防疫対策連絡協議会

副市長、市民環境部長、福祉保健部長、清掃センター副所長、健康推進課長、高齢福祉推進課長、彦根保健所長、保健師および市立病院医師の代表者

※3　作成する書類

（ア）災害状況報告書
（イ）防疫活動実施状況報告書
（ウ）災害防疫経費所要額調および関係書類
（エ）清潔方法および消毒方法に関する書類
（オ）そ族、昆虫等の駆除に関する書類
（カ）家庭用水の供給に関する書類
（キ）患者台帳
（ク）防疫作業日誌
＊災害状況報告書（様式1号）【資料編　P7-1-120参照】
＊防疫活動実施状況報告書（様式2号）【資料編　P7-1-121参照】

第６節　　環境対策

＜業務手順＞

(1) 一般廃棄物処理						
業務実施時期		１日後　～　１か月後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	一般廃棄物処理体制を確立する	1-1 □	清掃センター班	ライフラインや焼却施設の被災状況と稼働見込みなどから、ごみの現況処理能力や稼働見込を把握する	3-4-20	4-6-9
		1-2 □	生活環境班	避難所の避難者数や地域の被災状況から、生活ごみ・粗大ごみ等の日常型廃棄物の発生量を推計する	3-4-20	－
		1-3 □	清掃センター班	施設に被害があるときは、応急修理を行うとともに、市本部および県地方本部を通じて県本部に報告する	3-4-20	－
		1-4 □	生活環境班	情報をとりまとめ、一般廃棄物の処理方針を決定し、一般廃棄物処理実行計画を作成する	3-4-20	－
		1-5 □	生活環境班	投入可能な車両や人員を確保し、清掃チームを編成する	3-4-20	4-6-9
		1-6 □	生活環境班	必要に応じて、県地方本部を通じて、県本部に応援を要請する	3-4-20	－
		1-7 □	生活環境班	一般廃棄物処理実行計画に基づき一次保管場所、臨時集積場等を確保する	3-4-20	－
2	一般廃棄物処理を実施する	2-1 □	生活環境班	一般廃棄物処理実行計画に基づき、市民に集積場所、集積日時、ごみの適切な処理方法等の広報を実施する	3-4-20	－
		2-2 □	清掃センター班	清掃チームによる日常型廃棄物の処理実施	3-4-20	－
		2-3 □	生活環境班	一般廃棄物運搬許可業者によるごみの収集運搬業務を管理する	3-4-20	－
		2-4 □	生活環境班	一般廃棄物の処理状況を整理する	3-4-20	－
		2-5 □	生活環境班	一般廃棄物の処理状況を市本部に報告する	3-4-20	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　一般廃棄物処理（災害廃棄物処理を除く）フロー ※2　各関係機関・団体の役割 *ごみ処理施設【資料編　P4-6-9 参照】 *ごみ運搬車【資料編　P4-6-9 参照】

※1　一般廃棄物処理（災害廃棄物処理を除く）のフロー

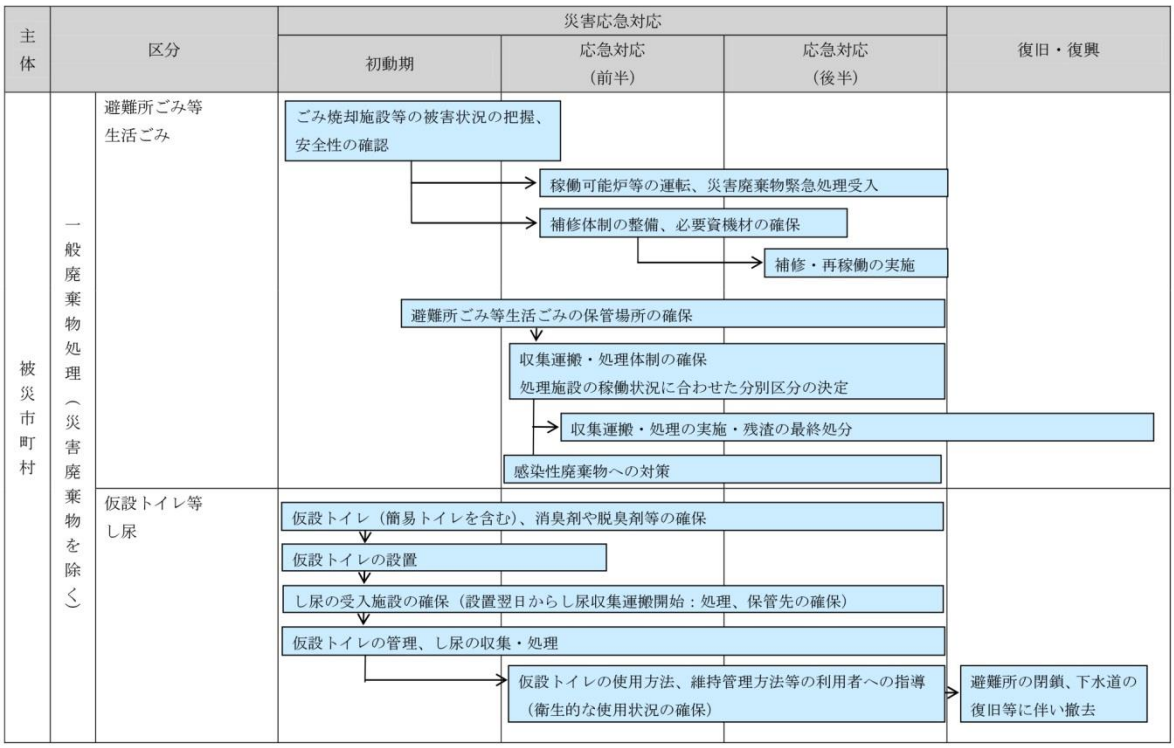

引用：環境省「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月）

※2　各関係機関・団体の役割

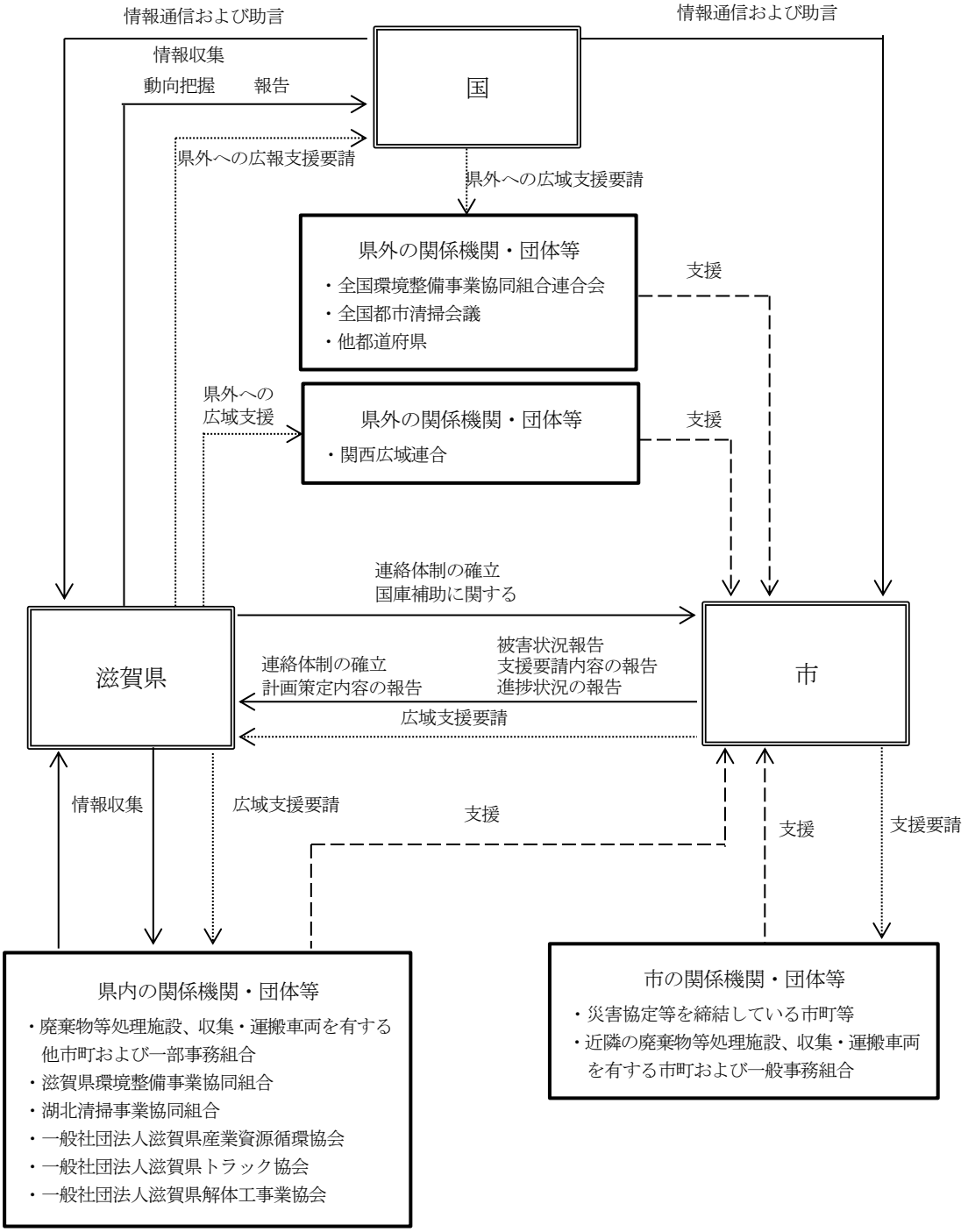

(2) し尿処理

業務実施時期	1日後　～　1か月後					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	し尿処理体制を確立する	1-1 □	生活環境班 清掃センター班	彦根市事業公社と連絡調整し、処理施設の被災状況と稼働見込みなどから、し尿の現況処理能力を把握する	3-4-21	4-6-10
		1-2 □	生活環境班	避難所収容者数、トイレの使用可能状況等の情報を収集し、し尿発生量を推計する	3-4-21	－
		1-3 □	生活環境班 清掃センター班	情報をとりまとめ、し尿処理方針を決定し、応急的し尿処理実行計画を作成する	3-4-21	－
		1-4 □	生活環境班	計画にしたがい、し尿処理に必要な人員、災害時応急対策簡易トイレ、し尿運搬車両等を確保する	3-4-21	4-6-10
		1-5 □	生活環境班 清掃センター班	被害が大きく市本部のみで処理できない場合など、必要に応じて、県地方本部を通じて県本部に応援を要請する	3-4-21	－
		1-6 □	生活環境班 清掃センター班	他施設への移送が決定した場合は、彦根市浄化槽業者協議会に支援要請する	3-4-21	2-2-1
2	災害時応急対策簡易トイレを設置する	2-1 □	生活環境班	避難所収容者数、トイレの使用可能状況、水洗トイレ地区における上下水道施設の被害状況等の情報から簡易トイレの必要数を推計する	3-4-22	－
		2-2 □	生活環境班	簡易トイレの設置場所を決定する	3-4-22	－
		2-3 □	生活環境班	小中学校に配備した簡易トイレで不足する場合は、県本部を通じて近隣市町への借用を要請するとともに彦根市浄化槽業者協議会に設置の支援要請を行う	3-4-22	－
		2-4 □	生活環境班	簡易トイレを設置する施設の責任者等に簡易トイレの設置およびトイレの衛生管理についての協力を依頼する	3-4-22	－
		2-5 □	生活環境班	簡易トイレの設置状況を整理する	3-4-22	－
		2-6 □	生活環境班	簡易トイレの設置状況を市本部に報告する	3-4-22	－

3	し尿処理を実施する	3-1 □	生活環境班	彦根市事業公社および彦根市浄化槽業者協議会にし尿汲み取り委託業務を発注する	3-4-22	－
		3-2 □	生活環境班	業者の報告を受け、し尿施設への運搬作業の完了を確認する	3-4-22	－
		3-3 □	生活環境班	バキューム車による収集ができない地域がある場合は、容器、し尿凝固剤の配布等を検討し、実施する	3-4-22	－
		3-4 □	生活環境班	し尿処理状況結果を整理する	3-4-22	－
		3-5 □	生活環境班	し尿処理状況結果を市本部に報告する	3-4-22	－
4	災害時応急対策簡易トイレを撤去する	4-1 □	生活環境班	市本部より水道施設の復旧状況、災害時応急対策簡易トイレの利用状況等を把握する	3-4-22	－
		4-2 □	生活環境班	簡易トイレの撤去場所・時期を決定する	3-4-22	－
		4-3 □	生活環境班	業者に業務発注し、簡易トイレを撤去する	3-4-22	－
		4-4 □	生活環境班	簡易トイレの撤去状況を整理する	3-4-22	－
		4-5 □	生活環境班	簡易トイレの撤去状況を市本部に報告する	3-4-22	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 彦根市事業公社 彦根市浄化槽業者協議会	*し尿処理施設【資料編　P4-6-10 参照】 *し尿処理運搬車【資料編　P4-6-10 参照】

(3) 災害廃棄物処理

業務実施時期	1日後　～　1か月後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	災害廃棄物処理体制を確立する	1-1 □	生活環境班 清掃センター班	家屋の被災状況等の情報を収集し、がれきの発生量を推計する	3-4-22	－
		1-2 □	生活環境班 清掃センター班	情報をとりまとめ、再生利用先、最終処分場、一次仮置場、二次仮置場、分別区分等を決定し、災害廃棄物処理実行計画作成する	3-4-22	－
		1-3 □	生活環境班 清掃センター班	運搬業者、解体業者、分別業者等の稼働状況を確認するなど、投入可能な車両や人員を確保する	3-4-22	－
		1-4 □	生活環境班 清掃センター班	必要に応じて、県地方本部を通じて、県本部に応援を要請する	3-4-22	－
		1-5 □	生活環境班 清掃センター班	災害廃棄物処理実行計画に基づき一次仮置場、二次仮置場を設営する	3-4-22	－
2	災害廃棄物処理を実施する	2-1 □	生活環境班 清掃センター班	仮置場における分別業務や仮置場から処分場までの運搬業務を発注する	3-4-22	－
		2-2 □	生活環境班 清掃センター班	業者に発注した分別業務や運搬業務を監理する	3-4-22	－
		2-3 □	生活環境班 清掃センター班	災害廃棄物の処理状況を整理する	3-4-22	－
		2-4 □	生活環境班 清掃センター班	災害廃棄物の処理状況を市本部に報告する	3-4-22	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 彦根愛知犬上広域行政組合	※1　災害廃棄物処理のフロー *がれき仮置場候補地（面積が広い順）【資料編　P4-6-12 参照】

※1　災害廃棄物処理のフロー

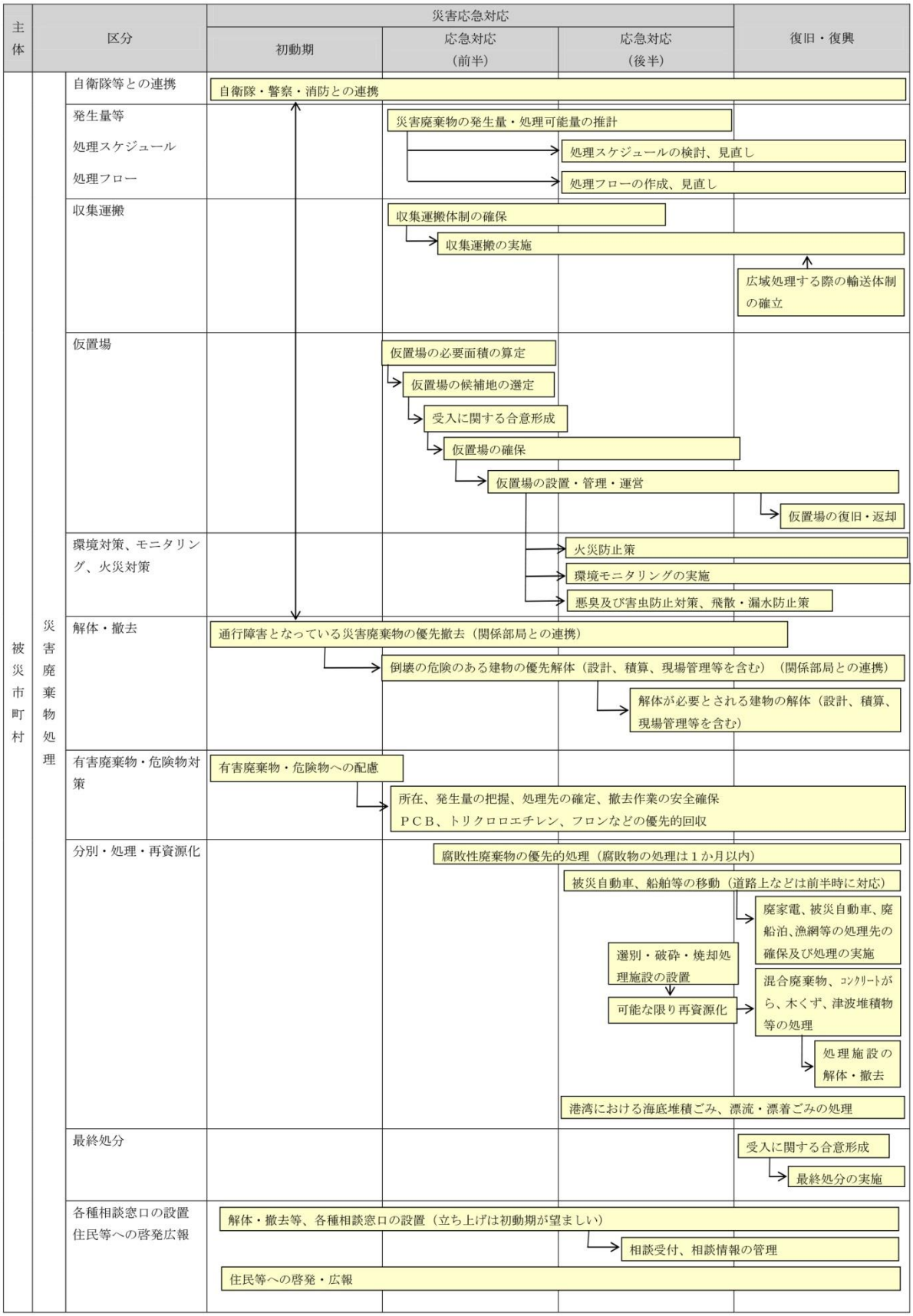

引用：環境省「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月）

（4）被災建築物の解体・撤去

業務実施時期	1日後　～　1か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	解体・撤去の申込みを受付ける	1-1 □	生活環境班 清掃センター班	廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づく特別措置の適用を確認する	3-4-23	－
		1-2 □	生活環境班 清掃センター班	廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づく特別措置が適用されたときは、被災建築物の解体・除去に関する申込受付体制を確立する	3-4-23	－
		1-3 □	生活環境班 清掃センター班	被災建築物の解体・除去に関する申込等の受付窓口を開設する	3-4-23	－
		1-4 □	生活環境班 清掃センター班	広報戦略班に被災建築物の解体・除去の窓口開設に関する広報を依頼する	3-4-23	－
		1-5 □	生活環境班 清掃センター班	被災建築物の解体・除去の申込受付けや相談・苦情等の受付けを実施する	3-4-23	－
		1-6 □	生活環境班 清掃センター班	被災建築物の解体・除去の需要を整理する	3-4-23	－
		1-7 □	生活環境班 清掃センター班	被災建築物の解体・除去の実施計画を作成する	3-4-23	－
2	解体・撤去を実施する	2-1 □	生活環境班 清掃センター班	被災建築物の解体・除去に関する廃棄物の処理方針（アスベストその他有害物資の安全管理）について、県と調整する	3-4-23	－
		2-2 □	生活環境班 清掃センター班	解体・撤去に関する委託業務を発注する	3-4-23	－
		2-3 □	生活環境班 清掃センター班	解体・撤去に関する委託業務の請負契約を締結する	3-4-23	－
		2-4 □	生活環境班 清掃センター班	解体・撤去に関する委託業務の監理を実施する	3-4-23	－
		2-5 □	生活環境班 清掃センター班	必要に応じて、県と連携し、有害物質の種類・量（濃度）や粉じん等のモニタリング調査を実施する	3-4-23	－
		2-6 □	生活環境班 清掃センター班	解体・撤去の実施結果を整理する	3-4-23	－
		2-7 □	生活環境班 清掃センター班	解体・撤去の実施結果を市本部に報告する	3-4-23	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	

(5) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策

業務実施時期	発災直後　～　災害終了					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	特定動物の逸走に対応する	1-1 □	生活環境班 清掃センター班	人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物（サル・ワニ等）の逸走が確認されたとき、県（生活衛生課）に連絡する	3-4-23	－
		1-2 □	生活環境班 清掃センター班	広報戦略班に特定動物（サル・ワニ等）の逸走した地域への注意喚起の広報を依頼する	3-4-23	－
		1-3 □	生活環境班 清掃センター班	県（生活衛生課）のほか彦根警察署、ボランティア等と連携して、必要に応じた活動体制を確立する	3-4-23	－
		1-4 □	生活環境班 清掃センター班	特定動物等の捕獲に必要な人員および車両、資機材等を調達する	3-4-23	－
		1-5 □	生活環境班 清掃センター班	特定動物等の収容場所を確保する	3-4-23	－
2	愛玩動物を保護する	2-1 □	生活環境班 清掃センター班	市民より飼い主不明または負傷した愛玩動物（犬、猫等）の保護等の相談を受けたときは、県（生活衛生課）、滋賀県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等に保護・収容を依頼する	3-4-23	－
		2-2 □	生活環境班 清掃センター班	愛玩動物（犬、猫等）の遺体が路上に放置されているなどの通報を受けたときは、収集し、処理する	3-4-23	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 滋賀県獣医師会 動物愛護団体	※1　逸走した危険動物対策活動フロー

※1　逸走した危険動物対策活動フロー

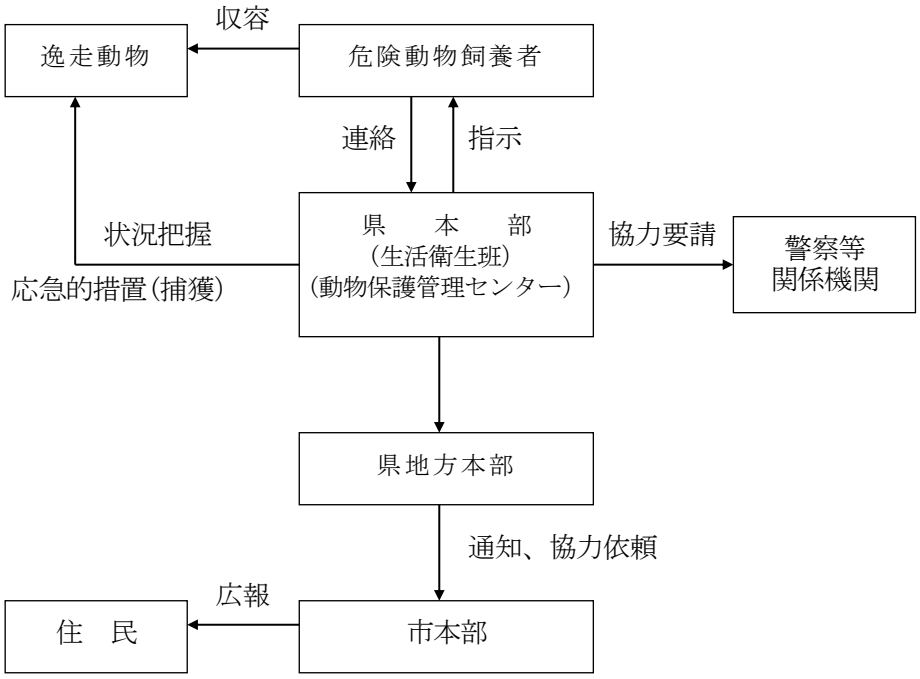

第５章　生活環境の改善

第１節　　災害ボランティアの受入れ

＜業務手順＞

(1) 災害ボランティアセンターの設置						
業務実施時期	発災１日後　～　３日後					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	災害ボランティアセンターの設置について検討する	1-1 □	社会福祉班	多数の災害ボランティア派遣要請や災害ボランティアの申し出等の情報を参考に、市社会福祉協議会と災害ボランティアセンター以下、「ボラセン」という）の設置場所（原則、彦根市福祉センター）、設置時期について検討する	3-5-1	－
		1-2 □	社会福祉班	ボラセン設置場所、設置時期等について市本部に具申する	3-5-1	－
		1-3 □	社会福祉班	市本部の決定を受け、ボラセン設置場所、設置時期等を確認する	3-5-1	－
2	災害ボランティアセンターの開設準備を行う	2-1 □	社会福祉班	市社会福祉協議会にボラセンの設置を要請する	3-5-1	－
		2-2 □	社会福祉班	設置場所（彦根市福祉センター内）にボラセンの会場を設営する	3-5-1	－
		2-3 □	社会福祉班	ボラセンの運営に必要なスタッフを確保する	3-5-1	－
		2-4 □	社会福祉班	ボラセンの運営に必要な資機材（専用電話回線、パソコン等）を確保する	3-5-1	－
		2-5 □	社会福祉班	ボラセンの開設を確認し、市本部に報告する	3-5-1	－
		2-6 □	社会福祉班	赤十字奉仕団、彦根市地域婦人団体連絡協議会等の関係団体へ協力を依頼する	3-5-2	2-3-2
		2-7 □	社会福祉班	ボラセンの開設を公表し、広報戦略班に報道機関への広報を依頼する	3-5-1	－

＜関係機関＞	＜備考＞
市社会福祉協議会 赤十字奉仕団 彦根市地域婦人団体連絡協議会 県	※1　災害ボランティアセンターの位置づけ ※2　災害ボランティアセンター内の役割分担のめやす ＊関係機関の連絡先等【資料編　P2-3-2 参照】

※1　災害ボランティアセンターの位置づけ

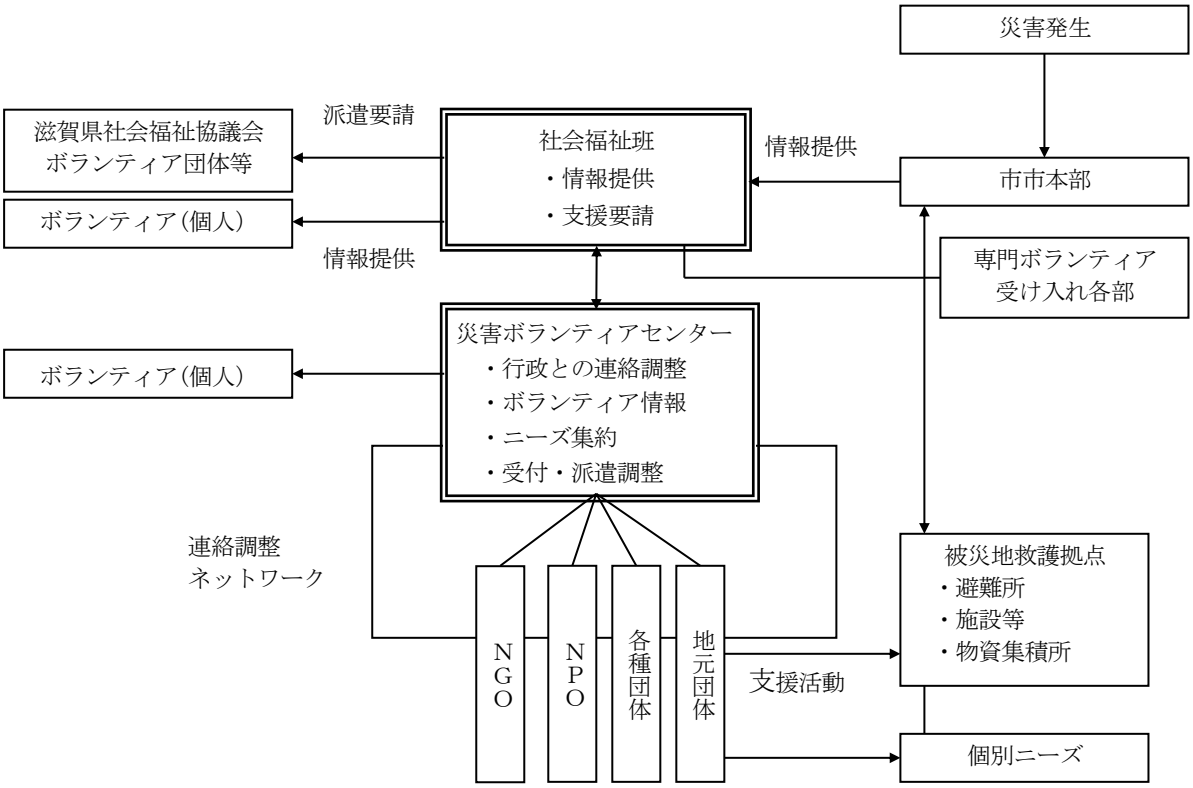

※2　災害ボランティアセンター内の役割分担のめやす

班	役割項目
受　付　班	(1) 市内外ボランティア申出の受付 (2) 被災者等からの支援要請の受付 (3) ボランティアの需給調整 (4) ボランティア派遣計画の作成・調整 (5) ボランティア保険に関すること。
案　内　班	(1) ボランティア希望者に対する研修・引継等 (2) 活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成 (3) ボランティアニュースの作成・配布 (4) パソコン・インターネットによる情報発信、収集 (5) その他広報業務に関すること。
庶　務　班	(1) 市、防災関係機関との連絡調整 (2) 資機材、物資の調達・保管 (3) 資金管理、伝票整理その他財務に関すること (4) ボランティアの生活関連業務（健康、食事、休養） (5) ボランティアからの相談窓口 (6) その他本部機能維持業務に関すること。
各対策項目班	(1) その都度寄せられる需要および供給状況に応じて、適宜編成する。 (2) 各班2～3人ずつのリーダーをめやすとする

(2) 災害ボランティアセンターの運営

業務実施時期	発災１日後　～　１か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	災害ボランティア活動状況を管理する	1-1 □	社会福祉班	市本部と連絡調整し、市全体のボランティアニーズを把握する	3-5-2	－
		1-2 □	社会福祉班	市社会福祉協議会より、災害ボランティアの受付状況を把握する	3-5-2	－
		1-3 □	社会福祉班	災害ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受け入れ体制等を確認する	3-5-2	－
		1-4 □	社会福祉班	広報戦略班に依頼して、インターネット、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、ボランティアを募集する	3-5-2	－
		1-5 □	社会福祉班	特定の専門技能を有するボランティア（ケースワーカー、カウンセラー、柔道整復師、消防等）の派遣が必要なときは、県地方本部を通じ、県本部へ専門ボランティアの派遣を要請する	3-5-2	－
2	災害ボランティア活動支援を行う	2-1 □	社会福祉班	市社会福祉協議会より、ボラセン運営状況を把握する	3-5-2	－
		2-2 □	社会福祉班	ボラセンの運営に必要なスタッフが不足する場合は、人事班に調整を依頼する	3-5-2	－
		2-3 □	社会福祉班	ボラセンの運営に必要な資機材が不足する場合は、契約監理班に調整を依頼する	3-5-2	－
		2-4 □	社会福祉班	必要に応じて、県災害ボランティアセンター、ボランティア団体等に協力を依頼する	3-5-2	－

＜関係機関＞	＜備考＞
市社会福祉協議会 赤十字奉仕団 彦根市地域婦人団体連絡協議会 県	※1　一般ボランティアと専門ボランティアの区分のめやす

※1　一般ボランティアと専門ボランティアの区分のめやす

(1) 一般ボランティア
ア　倒壊建物による生存者の救出活動業務への協力（主に木造住宅の場合）
イ　負傷者の避難所・病院等への移送への協力
ウ　発生後初期の避難所における運営業務への協力
エ　被災者に対する炊出業務、飲料水の輸送等の業務への協力
オ　被災者に対する救助物資の配分および輸送等の業務への協力
カ　高齢者、障がい者等要配慮者の安否確認業務への協力
キ　高齢者、障がい者等要配慮者の日常生活維持のための介助業務への協力
ク　被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
ケ　地域における生活関連情報の収集および被災者への提供
コ　その他被災者が行う生活再建への協力（資金面を除く）
サ　市が行う災害時における広報活動への協力（要配慮者向資料の作成等）
シ　市が行う災害時における情報収集活動への協力
(2) 専門ボランティア
ア　発生初期における消火活動
イ　倒壊建物・土砂災害等による生存者の救出活動（建築・土木業関係団体等）
ウ　負傷者の応急手当および避難所・病院等への移送
エ　災害時における広報広聴活動への協力（広報資料作成編集要員、外国語通訳・手話通訳要員等）
オ　災害時における情報収集活動への協力（アマチュア無線、タクシー無線等）
カ　被災者に対する救助物資の配分および輸送等の業務への協力
キ　道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
ク　道路の交通管制業務への協力（物流業者等）
ケ　被災建築物危険度判定調査への協力（建築士等）
コ　避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等）
サ　心のケア業務への協力
シ　相談窓口業務への協力（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
ス　その他各部が行う災害応急対策業務への協力

(3) 災害ボランティアセンターの閉鎖

業務実施時期	発災１週間後　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	災害ボランティアセンターの閉鎖について検討する	1-1 □	社会福祉班	ボランティア需要の減少等の情報をもとに、市社会福祉協議会とボラセン閉鎖時期について検討する	3-5-3	－
		1-2 □	社会福祉班	ボラセン閉鎖時期等について市本部に具申する	3-5-3	－
		1-3 □	社会福祉班	市本部の決定を受け、ボラセン閉鎖時期等を確認する	3-5-3	－
2	災害ボランティアセンターを閉鎖する	2-1 □	社会福祉班	市社会福祉協議会にボラセンの閉鎖を要請する	3-5-3	－
		2-2 □	社会福祉班	ボラセンで行われる未対応業務の引き継ぎや資機材の返却等の後片付けに協力する	3-5-3	－
		2-3 □	社会福祉班	ボラセンの閉鎖を確認し、市本部に報告するとともに、県に報告する	3-5-3	－
		2-4 □	社会福祉班	広報戦略班に依頼して、ボラセン閉鎖について広報する	3-5-3	－

＜関係機関＞	＜備考＞
市社会福祉協議会 赤十字奉仕団 彦根市地域婦人団体連絡協議会 県	

第２節　　災害義援金品の募集配分

＜業務手順＞

(1) 義援物資の募集・配分						
業務実施時期		発災３日後　～　災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	義援物資を募集する	1-1 □	社会福祉班	被災地の状況を把握し、概ね被災地に必要とされる物資、不要な物資の量等の情報を整理する	3-5-4	－
		1-2 □	社会福祉班	市本部と調整し、義援物資募集品目を決定する	3-5-4	－
		1-3 □	社会福祉班	市社会福祉協議会と調整し、義援物資の受付・保管、配分の実施体制を確立する	3-5-4	－
		1-4 □	社会福祉班	市社会福祉協議会と調整し、集積・配送拠点に受付窓口（物資送り先）を開設する	3-5-4	－
		1-5 □	社会福祉班	広報戦略班に依頼して、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関で義援物資の募集を広報する	3-5-4	－
2	義援物資を受付・保管する	2-1 □	社会福祉班	義援物資の提供を受付けたときは、受領書を発行し、帳簿等を整備する	3-5-4	7-1-79～81
		2-2 □	社会福祉班	集積・配送拠点に義援物資を一時保管する	3-5-4	－
		2-3 □	社会福祉班	義援物資の受付状況を整理する	3-5-4	－
		2-4 □	社会福祉班	義援物資の受付状況を市本部に報告する	3-5-4	－
3	義援物資を配分・配布する	3-1 □	社会福祉班	避難所ニーズ等を把握し、受付けた義援物資の配分計画を作成する	3-5-4	－
		3-2 □	社会福祉班	配分計画にしたがい、義援物資を避難所等へ配分・配布する	3-5-4	－
		3-3 □	社会福祉班	義援物資の配分結果を整理する	3-5-4	－
		3-4 □	社会福祉班	義援物資の配分結果の広報を広報戦略班に依頼する	3-5-4	－

＜関係機関＞	＜備考＞
市社会福祉協議会 赤十字奉仕団 彦根市地域婦人団体連絡協議会 県	＊義援金品搬出者名簿（様式１号）【資料編　P7-1-79 参照】 ＊義援金品引継書（様式２号）【資料編　P7-1-80 参照】 ＊義援金品受領書（様式３号）【資料編　P7-1-81 参照】

(2) 義援金の募集・配分

業務実施時期	発災１週間後　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	義援金を募集する	1-1 □	社会福祉班	県、他の被災市町および日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体と協議会を結成する	3-5-4	－
		1-2 □	社会福祉班	協議会において決定される義援金の募集方法、募集期間、広報方法等を確認する	3-5-4	－
		1-3 □	社会福祉班	市社会福祉協議会と調整し、義援金の受付・保管、配分の実施体制を確立する	3-5-4	－
		1-4 □	社会福祉班	市社会福祉協議会と調整し、受付窓口や振込み指定口座を開設する	3-5-4	－
		1-5 □	社会福祉班	広報戦略班に義援金の募集に関する広報を依頼する	3-5-4	－
		1-6 □	社会福祉班	必要に応じて、市独自の義援金の募集を実施する	3-5-4	－
2	義援金を受付・保管する	2-1 □	社会福祉班 出納・監査班	義援金の提供を受付けたときは、領収書を発行し、帳簿等を整備する	3-5-4	7-1-79～81
		2-2 □	社会福祉班 出納・監査班	県が結成した協議会等へ引き継ぐまでは金融機関等へ預け入れる等確実な方法で受付けた義援金を一時保管する	3-5-4	－
		2-3 □	社会福祉班 出納・監査班	義援金の受付状況を整理する	3-5-4	－
		2-4 □	社会福祉班 出納・監査班	協議会に義援金の受付状況を報告する	3-5-4	－
3	義援金を配分する	3-1 □	社会福祉班	協議会で決定された配分方針を確認する	3-5-4	－
		3-2 □	社会福祉班	市本部が把握する被災者状況を確認する	3-5-4	－
		3-3 □	社会福祉班	協議会で決定した配分方針にしたがい、市に配分された義援金を被災者へ配分する	3-5-4	－
		3-4 □	社会福祉班	義援金の収納額や使途を整理する	3-5-4	7-1-82～83
		3-5 □	社会福祉班	広報戦略班に義援金の収納額や使途の整理結果の広報を依頼する	3-5-4	－

＜関係機関＞	＜備考＞
市社会福祉協議会 赤十字奉仕団 彦根市地域婦人団体連絡協議会 県	＊義援金品搬出者名簿（様式１号）【資料編　P7-1-79 参照】 ＊義援金品引継書（様式２号）【資料編　P7-1-80 参照】 ＊義援金品受領書（様式３号）【資料編　P7-1-81 参照】 ＊現金出納簿（様式４号）【資料編　P7-1-82 参照】 ＊義援金受払簿（様式５号）【資料編　P7-1-83 参照】

第３節　　住宅対策

＜業務手順＞

(1) 住宅関連の障害物除去						
業務実施時期		発災１日間後　～　10 日後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	住宅関連の障害物の除去の申込みを受付ける	1-1 □	住宅班	災害救助法の適用と県知事から当該救助の委任の有無を市本部に確認する	3-5-6	7-1-71
		1-2 □	住宅班	住宅関連の障害物の除去に関する申込受付体制を確立する	3-5-6	－
		1-3 □	住宅班	住宅関連の障害物の除去に関する申込等の受付窓口を開設する	3-5-6	－
		1-4 □	住宅班	広報戦略班に住宅関連の障害物の除去に関する広報を依頼する	3-5-6	－
		1-5 □	住宅班	住宅関連の障害物の除去の申込受付けを実施する	3-5-6	－
		1-6 □	住宅班	住宅関連の障害物の除去の需要を整理する	3-5-6	－
		1-7 □	住宅班	住宅関連の障害物の除去に関する実施計画を作成する	3-5-6	－
		1-8 □	住宅班	必要に応じて、県や他自治体、建築関係協力団体等に協力を要請する	3-5-6	－
2	住宅関連の障害物の除去を実施する	2-1 □	住宅班	住宅関連の障害物の除去に関する廃棄物の処理方針（アスベストその他有害物資の安全管理）について、市民環境部生活環境班と協議する	3-5-6	－
		2-2 □	住宅班	住宅関連の障害物の除去に関する工事を発注する	3-5-6	－
		2-3 □	住宅班	住宅関連の障害物の除去に関する工事の請負契約を締結する	3-5-6	－
		2-4 □	住宅班	住宅関連の障害物の除去に関する工事監理を実施する	3-5-6	－
		2-5 □	住宅班	住宅関連の障害物の除去の実施結果を整理する	3-5-6	－
		2-6 □	住宅班	住宅関連の障害物の除去の実施結果を市本部に報告する	3-5-6	－

＜関係機関＞	＜備考＞
建築関係協力団体 県	＊「災害救助法による救助の程度、方法および期間」早見表【資料編　P7-1-71 参照】

(2) 住宅の応急修理

業務実施時期	発災３日間後　～　１か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	住宅の応急修理の申込みを受付ける	1-1 □	住宅班	災害救助法の適用と県知事から当該救助の委任の有無を市本部に確認する	3-5-6	7-1-71
		1-2 □	住宅班	災害救助法が適用され、県より事務委任されたとき、住宅の応急修理に関する申込受付体制を確立する	3-5-6	－
		1-3 □	住宅班	住宅の応急修理に関する申込等の受付窓口を開設する	3-5-6	－
		1-4 □	住宅班	広報戦略班に住宅の応急修理の窓口開設に関する広報を依頼する	3-5-6	－
		1-5 □	住宅班	住宅の応急修理の申込受付けや相談・苦情等の受付けを実施する	3-5-6	－
		1-6 □	住宅班	住宅の応急修理の需要を整理する	3-5-6	－
		1-7 □	住宅班	住宅の応急修理に関する実施計画を作成する	3-5-6	－
		1-8 □	住宅班	必要に応じて、県や他自治体、建築関係協力団体等に協力を要請する	3-5-6	－
2	住宅の応急修理を実施する	2-1 □	住宅班	住宅の応急修理に関する工事を発注する	3-5-6	－
		2-2 □	住宅班	住宅の応急修理に関する工事の請負契約を締結する	3-5-6	－
		2-3 □	住宅班	住宅の応急修理に関する工事監理を実施する	3-5-6	－
		2-4 □	住宅班	住宅の応急修理の実施結果を整理する	3-5-6	－
		2-5 □	住宅班	住宅の応急修理の実施結果を市本部に報告する	3-5-6	－

＜関係機関＞	＜備考＞
建築関係協力団体 県	※1　対象世帯の選定 ※2　記録の整備保管 ※3　修理件数が著しく対数となる場合の手続き ＊「災害救助法による救助の程度、方法および期間」早見表【資料編　P7-1-71 参照】

※1　対象世帯の選定

応急修理対象世帯は、次の条件に適合する世帯の中から民生委員その他関係者の意見を聴き、順次修理戸数の範囲内において選定する。

ア　住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯

イ　自らの資力では応急修理ができない世帯

※2　記録の整備保管

応急修理を行った世帯については、次の帳簿類を整備保管する。

ア　住宅応急修理記録簿

イ　住宅応急修理のための契約書

ウ　支払証拠書類

※3　修理件数が著しく多数となる場合の手続き

ア　希望する被災者は、都道府県または事務委任を受ける市町村（以下、「都道府県等」という）の窓口に応急修理申込書を提出し、要件審査を受ける。（被害状況は、市が発行する「り災証明」によるものだけではなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差支えない）

イ　都道府県等は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書等の公示に必要な用紙とともに修理依頼書を交付する。

ウ　被災者は、指定業者尾含む委託業者に希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行うとともに、修理依頼書を渡す。

エ　委託業者は、修理見積書を（直接または被災者を通じて）都道府県等の窓口に提出する。

※修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。

※委託業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する義務を有する。

オ　委託業者は、工事を実施し、工事完了後、工事写真等を添付の上、都道府県等に工事完了報告書を提出する。

※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。

カ　応急修理に要した費用を都道府県等に請求する。

キ　都道府県等は、実施要領に照らし審査を行ったうえで費用を支払う。

※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯当たりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

(3) 応急仮設住宅の設置

業務実施時期	発災１週間後　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	応急仮設住宅の建設等準備を実施する	1-1 □	住宅班	避難所における被災調査等により、仮設住宅需要を推定する	3-5-7	7-1-71
		1-2 □	住宅班	関係機関と連絡調整し、市営住宅、県営等の公営住宅の被害状況を確認するほか、市内外の提供可能空家数（公共・民間）を把握し、一時入居住宅を確保する	3-5-7	－
		1-3 □	住宅班	各部、関係機関、その他管理者と連絡調整し、応急仮設住宅建設予定地の現況を把握し、建設用地を選定・確保する	3-5-7	4-6-11
		1-4 □	住宅班	総戸数および募集区分別戸数案、面積・仕様・規格・付帯設備等案を検討し、建設仮設のほか借上仮設を含め、被災者向住宅供給実施計画案を作成する	3-5-7	－
		1-5 □	住宅班	県、国等と協議し、被災者向住宅供給実施計画を決定する	3-5-7	－
		1-6 □	住宅班	被災者向住宅供給実施計画にしたがい、県に応急仮設住宅の建設を要請する	3-5-7	－
2	応急仮設住宅入居者を決定する	2-1 □	住宅班	入居対象者の資格、優先順位等の条件を決定する	3-5-7	－
		2-2 □	住宅班	入居申込・住宅提供申出等の受付窓口を開設する	3-5-7	－
		2-3 □	住宅班	広報戦略班に被災者向け住宅供給に関する窓口開設に関する広報を依頼する	3-5-7	－
		2-4 □	住宅班	入居申込・住宅提供申出等の受付けや相談・苦情等の受付けを実施する	3-5-7	－
		2-5 □	住宅班	福祉保健部の協力を得て、申込者に対し、審査、抽選等を行い、入居者を決定する	3-5-7	－
		2-6 □	住宅班	入居者と契約を交わし、鍵の引渡しを行う	3-5-7	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 独立行政法人都市再生機構	※1　入居対象者 ※2　入居者の選定 ＊都市公園の状況【資料編　P4-6-10 参照】 ＊応急仮設住宅設置予定地【資料編　P4-6-11 参照】 ＊「災害救助法による救助の程度、方法および期間」早見表【資料編　P7-1-71 参照】

※1　入居対象者

災害により住家が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の3つの要件を満たす者とする。

ア　居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある

イ　相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない

ウ　住宅を賃借し、または、購入するための資力がない

※2　入居者の選定

市本部は、必要に応じ民生委員児童委員の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。

なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定の割合については要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

第４節　　文教関係の応急対策

＜業務手順＞

(1) 園児、児童・生徒の安全確保						
業務実施時期		発災前　～　３時間後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	園児、児童・生徒等の安全を確保する	1-1 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 学校教育班	校・園長等と連絡調整し、園児、児童・生徒および保護者、保育教諭、教職員等の安否状況を把握する	3-5-9	4-6-5
		1-2 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 学校教育班	園児、児童・生徒および保護者、保育教諭、教職員等の安否情報を整理する	3-5-9	－
		1-3 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 学校教育班	園児、児童・生徒および保護者、保育教諭、教職員等の安否情報の整理結果を市本部に報告する	3-5-9	－
		1-4 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 学校教育班	園児、児童・生徒および保護者、保育教諭、教職員等について、各学校長、消防団、彦根警察署等と連携して、捜索する	3-5-9	－

＜関係機関＞	＜備考＞
学校長 消防団 彦根警察署 ＰＴＡ	＊公立学校・幼稚園・保育所・認定こども園における応急対策【資料編　P4-6-5 参照】

(2) 文教施設等の応急対策

業務実施時期	発災３時間後　～　１か月後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	所管する各学校教育施設、社会教育施設の被害状況を把握する	1-1 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	3-5-9	－
		1-2 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	3-5-9	－
		1-3 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の緊急点検調査実施結果を整理する	3-5-9	－
		1-4 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	3-5-9	－
		1-5 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の被災状況を災害発生後１週間以内に県本部（担当事業課）へ報告する	3-5-9	－
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
2	所管する各学校教育施	2-1 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施	3-5-9	－

	設、社会教育施設の応急修理を行う		生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	設に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる		
		2-2 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設に関し、障害物の除去、仮復旧等施設状況に応じた二次災害防止措置を講じる	3-5-9	－
		2-3 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の応急措置に関し、必要に応じて、市本部に県等への応援要請を依頼する	3-5-9	－
		2-4 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設に関し、実施した二次災害防止措置をとりまとめ、市本部に報告する	3-5-9	－
		2-5 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設に関し、実施した対応状況を県本部（教育委員会）へ報告する	3-5-9	－

＜関係機関＞	＜備考＞
校・園長、施設管理者 県	

(3) 応急保育・応急教育対策

業務実施時期	発災１週間後　～　１か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	応急保育を実施する	1-1 □	幼稚園保育所班	各園長より､園児や職員の被災状況、園舎のインフラの復旧状況、避難所の利用状況により、保育再開が困難な施設の有無を把握する	3-5-9	－
		1-2 □	幼稚園保育所班	保育再開が困難な施設がある場合は、他の施設の利用等に関する調整を行い、応急保育を実施する	3-5-9	－
		1-3 □	幼稚園保育所班	長期にわたり、園舎が使用不能で他の施設の確保が困難なときは、当該園長に自宅待機等の措置を指示する	3-5-9	－
		1-4 □	幼稚園保育所班	必要に応じて、保育再開の見通し、状況の推移等について、園長を通じて保護者に連絡する	3-5-9	－

＜関係機関＞	＜備考＞
園長	

業務実施時期	発災１週間後　～　１か月後					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	応急教育を実施する	1-1 □	教育総務班	児童・生徒や教職員の被災状況、インフラの復旧状況、避難所の利用状況により、学校教育再開が困難な施設の有無を把握する	3-5-9	－
		1-2 □	教育総務班	学校再開、応急教育計画の検討に関して、必要に応じて、連絡協議会を設置するなど実施体制を確立する	3-5-9	－
		1-3 □	教育総務班	学校教育再開が困難な施設がある場合は、隣接する所管施設の利用や二部授業等の調整を行い、応急教育を実施する	3-5-9	4-6-6
		1-4 □	教育総務班	市内に適当な施設がないときなど、必要に応じて、応急仮校舎の建設、県本部（教育委員会）へのあっせん要請等により施設を確保する	3-5-9	－
		1-5 □	学校教育班	災害により教職員等が不足する場合は、学校間における教職員の応援、県本部（教育委員会）への協力要請、教職員の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編成を行うなどの調整を実施する	3-5-9	－

＜関係機関＞	＜備考＞
学校長 県	＊学校別転用可能教室【資料編　P4-6-6 参照】 ＊応急教室転用可能施設【資料編　P4-6-7 参照】

（4）学校給食の応急措置

業務実施時期	発災１週間後　～　１か月後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	学校給食に関する応急措置を行う	1-1 □	学校教育班	学校給食センターの職員、施設（ライフライン、調理器具等の設備、備蓄食材等）の被災状況、納入業者等の被災状況を把握する	3-5-10	－
		1-2 □	学校教育班	市本部、県本部（教育委員会）、彦根保健所等と協議し、給食実施の可否を判断する	3-5-10	－
		1-3 □	学校教育班	給食実施が可能なとき、学校給食と被災者炊き出しとの調整を実施し、必要に応じて、学校給食を一時中止する	3-5-10	－
		1-4 □	学校教育班	給食実施が困難な場合は、市本部に代替給食（外部からの搬入）の実施または県本部（教育委員会）に物的・人的支援を要請する	3-5-10	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　給食の一時中止

※1　給食の一時中止

生徒等に対する給食は、次の場合に一時中止する。
ア　学校給食施設が、災害救助のため使用された場合
イ　給食施設に相当な被害を受け、事実上給食の実施が不可能な場合
ウ　感染症その他の危険発生が予想される場合
エ　給食用物資の入手が困難な場合
オ　その他給食の実施が適当でないと認められる場合

(5) 教科書等の調達および支給等

業務実施時期	発災１週間後　～　１か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	児童・生徒等に対する援助を実施する	1-1 □	学校教育班	学校長等と連絡調整し、就学上支障のある児童・生徒等の数を把握する	3-5-10	－
		1-2 □	学校教育班	教科書・学用品等の必要数を学校別にとりまとめ、県本部（教育委員会）に報告し、供給を受ける	3-5-10	－
		1-3 □	学校教育班	供給を受けた教科書・学用品等を学校等を通じて支給する	3-5-10	－
		1-4 □	学校教育班	必要に応じて、就学援助費の支給、児童・生徒の心のケア対策、転出・転入の手続きなど、児童・生徒等の援助を行う	3-5-10	－

＜関係機関＞	＜備考＞
学校長 県	

(6) 文化財の応急対策

業務実施時期	発災３時間後　～　１か月後				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	文化財の応急対策実施体制を確立する	1-1 □	文化財班	文化財所有者または管理者から市内の文化財の被害の有無・程度に関する情報を速やかに収集する	3-5-11	4-6-8
		1-2 □	文化財班	必要に応じ、職員を現地に派遣するなど、被害状況の調査を実施する	3-5-11	－
		1-3 □	文化財班	市内の指定文化財の被害状況についてとりまとめ、市本部、県本部に報告する	3-5-11	－
		1-4 □	文化財班	被害状況を勘案して、文化財の応急措置の実施方針を決定する	3-5-11	－
		1-5 □	文化財班	県本部、文化庁等と連絡調整し、文化財の応急措置に必要な人員（専門ボランティア）、資機材等を確保し、実施体制を確立する	3-5-11	－
2	文化財の応急措置を行う	2-1 □	文化財班	確立した応急対策実施体制（文化財所有者、管理者および関係機関・団体・ボランティア等）間で連携・協力し、文化財の応急措置を実施する	3-5-11	－
		2-2 □	文化財班	必要に応じ、移動可能な文化財で被害が著しいときは、被災文化財の仮保管場所を確保し、一時的に安全な場所に移動する	3-5-11	－
		2-3 □	文化財班	文化財の応急措置に関する実施記録を作成する	3-5-11	－
		2-4 □	文化財班	文化財の応急措置に関する実施状況を市本部、県本部に報告する	3-5-11	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 国（文化庁） 文化財所有者または管理者 専門ボランティア	＊文化財【資料編　P4-6-8 参照】

第４部　災害復旧・復興

第１章　　被災者の生活再建支援

＜業務手順＞

(1) 総合相談窓口の設置						
業務実施時期	発災１週間後　～　１か月後					
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	総合相談窓口を設置する	1-1 □	まちづくり推進班	福祉保健部社会福祉班と連携して、各種被災者支援の制度利用条件や手続きに関する情報を把握する	4-1-1	－
		1-2 □	まちづくり推進班	特に各種被災者支援制度の相談内容に関する部門から弾力的、集中的に職員を配置する	4-1-1	－
		1-3 □	まちづくり推進班	各種被災者支援相談業務のリーダー、総合相談窓口の開設場所を決める	4-1-1	－
		1-4 □	まちづくり推進班	広報戦略班に総合相談窓口の開設について広報を依頼する	4-1-1	－
2	総合相談窓口を運営する	2-1 □	まちづくり推進班	総合相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	4-1-1	－
		2-2 □	まちづくり推進班	内容に応じて、各担当へ相談業務を引き継ぐ	4-1-1	－
		2-3 □	まちづくり推進班	相談、申請情報を一元的に管理する	4-1-1	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　総合相談窓口における相談内容

※1　総合相談窓口における相談内容

(1) り災証明書の発行
(2) 被災者生活再建支援金の支給
(3) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
(4) 災害援護資金の貸付
(5) 住宅の再建支援
(6) 税金や保険料等の減免・猶予
(7) 企業等の再建支援
(8) その他
＊被災者生活再建支援金の支給内容【資料編　P6-2-1参照】
＊滋賀県被災者生活再建支援制度による支給内容【資料編　P6-2-2参照】
＊災害弔慰金の支給内容【資料編　P6-2-2参照】
＊災害障害見舞金の支給内容【資料編　P6-2-3参照】
＊彦根市災害見舞金の支給内容【資料編　P6-2-3参照】
＊災害援護資金の貸付内容【資料編　P6-2-4参照】
＊生活福祉資金の貸付内容【資料編　P6-2-4参照】
＊天災融資法による融資制度【資料編　P6-2-5参照】

(2) り災証明書の発行

業務実施時期	発災３日後　～　１か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	災害に係る住家の被害認定調査を実施する	1-1 □	税務班	被害の概要を把握し、り災証明書の発行に係る住家の被害認定調査の実施体制を確立する	4-1-3	－
		1-2 □	税務班	住民基本台帳・課税台帳等の既存データを準備する	4-1-3	－
		1-3 □	税務班	必要に応じて、県、他自治体応援職員､専門ボランティア等と連携して、調査に必要となる調査員・備品を確保する	4-1-3	2-2-1
		1-4 □	税務班	り災証明書の発行に係る被害認定調査を実施する	4-1-3	7-1-109
		1-5 □	税務班	り災証明書の発行に係る被害認定調査の実施結果を整理する	4-1-3	－
2	り災証明書発行の準備を行う	2-1 □	社会福祉班 消防署班	り災証明書の発行業務の実施体制を確立する	4-1-3	－
		2-2 □	社会福祉班 消防署班	総合相談窓口内および消防署・各分署にり災証明書発行窓口を開設する	4-1-3	－
		2-3 □	社会福祉班 消防署班	必要に応じて、他部・他自治体・専門ボランティア、県（家屋被害認定士）等と連携して、調査に必要となる調査員・備品を確保する	4-1-3	－
		2-4 □	社会福祉班 消防署班	り災証明書の発行窓口の開設について広報する	4-1-3	－
3	り災証明書を発行する	3-1 □	社会福祉班 消防署班	り災証明書発行申請を受付ける	4-1-3	－
		3-2 □	社会福祉班 消防署班	被害認定調査結果と照合し、り災証明書を発行する（1 世帯 1 通）	4-1-3	7-2-21～22
		3-3 □	社会福祉班 消防署班	災害時の混乱のより発行が困難、判定結果に不服がある場合等は、仮り災証明書を発行し、必要に応じて、再調査を行い、り災証明書を再発行する	4-1-3	7-2-23
4	被災者台帳を作成する	4-1 □	税務班	り災証明書の発行情報を一元的に管理する	4-1-3	－
		4-2 □	税務班	住家の被害認定調査や固定資産課税台帳をもとに、被災者台帳を作成する	4-1-3	6-1-1～4､7-2-20
		4-3 □	税務班	被災者台帳データを全庁的に共有する	4-1-3	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	＊被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示【資料編　P6-1-1～4 参照】 ＊災害の被害認定基準【資料編　P7-1-109 参照】 ＊被災者台帳【資料編　P7-2-20 参照】 ＊り災証明書【資料編　P7-2-21～22 参照】 ＊仮り災証明書【資料編　P7-2-23 参照】

(3) 被災者等への支援

業務実施時期	発災１週間後　～　１か月後

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	生活再建に係る資金の支給・貸付を行う	1-1 □	社会福祉班	法令および条例の規定に基づく、生活再建に係る資金（被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害援護資金等）の支給や貸付に関する条件や手続きを把握する	4-1-4	6-2-1～4
		1-2 □	社会福祉班	相談体制を確立する	4-1-4	－
		1-3 □	社会福祉班	法令および条例の規定に基づく、生活再建に係る資金（被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害援護資金等）の支給や貸付に関する広報資料を作成する	4-1-4	－
		1-4 □	社会福祉班	総合相談窓口内に相談窓口を開設する	4-1-4	－
		1-5 □	社会福祉班	各種相談、申請を受付ける	4-1-4	－
		1-6 □	社会福祉班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続き（資金の支給、貸付）を行う	4-1-4	－
		1-7 □	社会福祉班	相談、申請情報を整理する	4-1-4	－
2	住宅の再建支援を行う	2-1 □	住宅班	災害復興住宅資金や災害特別貸付金の融資制度に関する条件や手続きを把握する	4-1-4	－
		2-2 □	住宅班	相談体制を確立する	4-1-4	－
		2-3 □	住宅班	災害復興住宅資金や災害特別貸付金の融資制度に関する広報資料を作成する	4-1-4	－
		2-4 □	住宅班	総合相談窓口内に相談窓口を開設する	4-1-4	－
		2-5 □	住宅班	各種相談、申請を受付ける	4-1-4	－
		2-6 □	住宅班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	4-1-4	－
		2-7 □	住宅班	相談、申請情報を整理する	4-1-4	－

		2-8 □	住宅班	必要に応じて、災害公営住宅の建設を判断する	4-1-4	－
		2-9 □	住宅班	災害公営住宅の建設を判断したときは、災害公営住宅用地を確保する	4-1-4	－
		2-10 □	住宅班	県と協力して、災害公営住宅建設計画を作成する	4-1-4	－
		2-11 □	住宅班	国庫補助を受けて、災害公営住宅を建設する	4-1-4	－
3	税金や保険料等の減免・猶予を行う	3-1 □	税務班 保険年金班 上下水道業務班	法令および条例の規定に基づく、災害時の税金や保険料、水道料金、下水道料金等の減免や猶予に関する条件や手続きを把握する	4-1-5	－
		3-2 □	税務班 保険年金班 上下水道業務班	相談体制を確立する	4-1-5	－
		3-3 □	税務班 保険年金班 上下水道業務班	法令および条例の規定に基づく、災害時の税金や保険料、水道料金、下水道料金等の減免や猶予に関する広報資料を作成する	4-1-5	－
		3-4 □	税務班 保険年金班 上下水道業務班	総合相談窓口内に相談窓口を開設する	4-1-5	－
		3-5 □	税務班 保険年金班 上下水道業務班	各種相談、申請を受付ける	4-1-5	－
		3-6 □	税務班 保険年金班 上下水道業務班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	4-1-5	－
		3-7 □	税務班 保険年金班 上下水道業務班	相談、申請情報を整理する	4-1-5	－
4	雇用の安定を確保する	4-1 □	地域経済振興班	企業や労働者の被災状況を把握し、災害による離職者の情報を把握する	4-1-5	－
		4-2 □	地域経済振興班	雇用の確保対策が必要なときは、県に災害による離職者の状況を報告し、国の対策等を要望する	4-1-5	－
		4-3 □	地域経済振興班	県、滋賀労働局等が就職の支援対策を実施するときは、その内容を把握し、情報を整理する	4-1-5	－

		4-4 □	地域経済振興班	県、滋賀労働局等と連携して、被災事業主、被災求職者等に提供する	4-1-5	－
5	被災園児等を保護する	5-1 □	こども若者支援班 幼児班 幼稚園保育所班	子ども・若者総合支援地域協議会の必要性を検討する	4-1-5	－
		5-2 □	こども若者支援班 幼児班 幼稚園保育所班	子ども・若者総合支援地域協議会の開催（メンバー、スケジュール案等）を検討する	4-1-5	－
		5-3 □	こども若者支援班 幼児班 幼稚園保育所班	子ども・若者総合支援地域協議会を開催する	4-1-5	－
		5-4 □	こども若者支援班 幼児班 幼稚園保育所班	子ども・若者総合支援地域協議会の決定事項を推進する	4-1-5	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　生活再建に係る資金の支給・貸付 ※2　災害公営住宅の建設基準

※1　生活再建に係る資金の支給・貸付

＊被災者生活再建支援金の支給内容【資料編　P6-2-1参照】
＊滋賀県被災者生活再建支援制度による支給内容【資料編　P6-2-2参照】
＊災害弔慰金の支給内容【資料編　P6-2-2参照】
＊災害障害見舞金の支給内容【資料編　P6-2-3参照】
＊彦根市災害見舞金の支給内容【資料編　P6-2-3参照】
＊災害援護資金の貸付内容【資料編　P6-2-4参照】
＊生活福祉資金の貸付内容【資料編　P6-2-4参照】

※2　災害公営住宅の建設基準

(1) 建設対象
ア　地震、暴風雨、洪水その他異常な自然現象による災害の場合
（ア）被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
（イ）市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
（ウ）滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。
イ　火災による災害の場合
（ア）被災地全域の滅失戸数が200戸以上のとき。
（イ）滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。
(2) 入居者の選定
次の条件により入居者を選定する。
ア　当該災害により住宅を滅失した世帯
イ　現に住居に困窮していることが明らかな世帯（災害が発生した日から3年を経過する日までの間）
(3) 補助義務戸数
災害により滅失した住宅戸数の3割以内（激甚災害の場合5割）
(4) 建設費の国庫補助
建設等に要する費用（標準建設費まで）の3分の2

第２章　　企業等の再建支援

＜業務手順＞

(1) 農林水産業の再建支援

業務実施時期	１週間後～災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	農林水産業の緊急支援資金に係る相談窓口を開設する	1-1 □	農林水産班 農業委員会班	県、農協、日本政策金融公庫等と連携して、農林水産業の緊急支援資金に関する制度利用条件や手続きを把握する	4-2-1	6-2-5
		1-2 □	農林水産班 農業委員会班	相談体制を確立する	4-2-1	－
		1-3 □	農林水産班 農業委員会班	総合相談窓口内に相談窓口を開設する	4-2-1	－
		1-4 □	農林水産班 農業委員会班	農林水産業の緊急支援資金に関する広報資料を作成する	4-2-1	－
2	農林水産業の緊急支援資金に係る相談に対応する	2-1 □	農林水産班 農業委員会班	被災者の相談に統一的に対応するために、関係機関や国、県と協議し、相談･指導内容について協議を行う	4-2-1	－
		2-2 □	農林水産班 農業委員会班	各種相談、申請を受付ける	4-2-1	－
		2-3 □	農林水産班 農業委員会班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	4-2-1	－
		2-4 □	農林水産班 農業委員会班	相談、申請情報を一元的に管理する	4-2-1	－
3	風評被害対策を実施する	3-1 □	農林水産班 農業委員会班 観光交流班	風評被害対策の必要性を検討する	4-2-1	－
		3-2 □	農林水産班 農業委員会班 観光交流班	風評被害対策会議の開催（メンバー、スケジュール案等）を検討する	4-2-1	－
		3-3 □	農林水産班 農業委員会班 観光交流班	風評被害対策会議を開催する	4-2-1	－
		3-4 □	農林水産班 農業委員会班 観光交流班	風評被害対策会議の決定事項を推進する	4-2-1	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 ＪＡ東びわこ 日本政策金融公庫	＊天災融資法による融資制度【資料編　P6-2-5 参照】

(2) 商工業者の再建支援

業務実施時期	1週間後～災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	商工業者の再建資金に係る相談窓口を開設する	1-1 □	地域経済振興班	県、商工団体、日本政策金融公庫、金融機関等と連携して、商工業者の再建資金に関する制度利用条件や手続きを把握する	4-2-3	－
		1-2 □	地域経済振興班	相談体制を確立する	4-2-3	－
		1-3 □	地域経済振興班	総合相談窓口内に相談窓口を開設する	4-2-3	－
		1-4 □	地域経済振興班	商工業者の再建資金に関する広報資料を作成する	4-2-3	－
2	商工業者の再建資金に係る相談に対応する	2-1 □	地域経済振興班	被災者の相談に統一的に対応するために、関係機関や国、県と協議し、相談･指導内容について協議を行う	4-2-3	－
		2-2 □	地域経済振興班	各種相談、申請を受付ける	4-2-3	－
		2-3 □	地域経済振興班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	4-2-3	－
		2-4 □	地域経済振興班	相談、申請情報を一元的に管理する	4-2-3	－
3	風評被害対策を実施する	3-1 □	地域経済振興班 観光交流班	風評被害対策の必要性を検討する	4-2-3	－
		3-2 □	地域経済振興班 観光交流班	風評被害対策会議の開催（メンバー、スケジュール案等）を検討する	4-2-3	－
		3-3 □	地域経済振興班 観光交流班	風評被害対策会議を開催する	4-2-3	－
		3-4 □	地域経済振興班 観光交流班	風評被害対策会議の決定事項を推進する	4-2-3	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 彦根商工会議所等商工団体 日本政策金融公庫 金融機関	

第３章　　公共施設の災害復旧

＜業務手順＞

(1) 復旧事業の財政対策

業務実施時期	１週間後～災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	経理処理に関する災害時暫定ルールを作成する	1-1 □	財政班	応急対策および復旧対策実施上発生する現金、物品の支出、経理処理に関する災害出納事務担当を配置する	4-3-2	－
		1-2 □	財政班	各部が行う委託契約の支払条件、契約書類、請求書・納品書等の経理処理に関する災害時暫定ルールを検討する	4-3-2	－
		1-3 □	財政班	本部長の承認を受けるなど、経理処理に関する災害時暫定ルールを決定し、各部に検討結果を伝達する	4-3-2	－
2	資金計画を策定する	2-1 □	財政班	応急対策、復旧対策に関する予算の設置、災害関連財政支出の管理、被害総額の集計等の一連の災害財務に関する災害財務統括担当を配置する	4-3-2	－
		2-2 □	財政班	災害応急対策および災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握する	4-3-2	－
		2-3 □	財政班	各部が活用する各種災害復旧事業制度等を把握する	4-3-2	6-3-2～3
		2-4 □	財政班	各種災害復旧事業制度、地方債制度および地方交付税制度等を踏まえ、資金計画を策定する	4-3-2	－
3	復旧・復興財源を確保する	3-1 □	財政班	普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付および起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる	4-3-2	－
		3-2 □	財政班	現行の法制度に基づく事業制度および措置等では十分な対応が図れないときは、国へ特別措置等を要望する	4-3-2	－
		3-3 □	財政班	一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金または地方財務局からの災害応急融資により、必要資金を確保する	4-3-2	－
		3-4 □	財政班	必要に応じて、復興基金を設立する	4-3-2	－

＜関係機関＞	＜備考＞
国 金融機関	＊激甚災害に係わる財政援助措置の対象【資料編　P6-3-2 参照】 ＊局地激甚災害に係わる財政援助措置の対象【資料編　P6-3-3 参照】

(2) 公共施設の復旧事業の推進

業務実施時期	1週間後～災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	災害申請を行い災害復旧事業の補助を受ける	1-1 □	各施設を所管する班	被災した所管する施設の災害復旧に関する現地調査を実施する	4-3-1	6-3-1
		1-2 □	各施設を所管する班	災害発生後1か月以内に災害状況報告書を作成し、県の担当事業課に報告する	4-3-1	－
		1-3 □	各施設を所管する班	災害復旧に係る設計図書（図面、積算書等）を作成する	4-3-1	－
		1-4 □	各施設を所管する班	災害発生後60日以内かつ査定前に国庫負担に関する交付申請書を作成し、提出する	4-3-1	－
		1-5 □	各施設を所管する班	災害査定に立会い、現場において被害状況、申請工事内容等必要な説明を行う	4-3-1	－
2	災害復旧事業を実施する	2-1 □	各施設を所管する班	補助事業の適用を受けた被災所管施設の災害復旧事業計画を策定する	4-3-4	－
		2-2 □	各施設を所管する班	災害復旧事業の発注準備を行い、施工業者を決定する	4-3-4	－
		2-3 □	各施設を所管する班	委託した災害復旧事業の進捗管理を行う	4-3-4	－
		2-4 □	各施設を所管する班	災害復旧事業の竣工検査を行い、事業費を精算する	4-3-4	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県	※1　各施設を所管する班 ＊災害復旧事業の種類【資料編　P6-3-1 参照】

※1　各施設を所管する班

公共土木・都市施設：道路河川班、建設管理班、都市計画班、交通政策班
農林水産業施設：農林水産班
水道施設：上水道工務班、上下水道総務班、上下水道業務班
下水道施設：下水道建設班、上下水道総務班、上下水道業務班
公営住宅：住宅班
医療施設：健康推進班、病院事務局班
社会福祉施設：社会福祉班、高齢福祉推進班、幼児班、こども若者支援班、障害福祉班、幼稚園保育所班
学校教育施設：幼稚園保育所班、教育総務班、学校教育班
社会教育施設：生涯学習班、文化振興班、学校教育班、図書館班、文化財班、彦根城博物館班
環境衛生施設：生活環境班、清掃センター班
文化財施設：文化財班

第４章　　災害復興

＜業務手順＞

(1) 災害復興事業の推進						
業務実施時期		１週間後～災害終了				
業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	災害復興本部を設置する	1-1 □	企画班	災害復興体制整備の必要性を検討する	4-4-1	－
		1-2 □	企画班	市本部の決定を受け、災害復興本部を組織化する	4-4-1	－
		1-3 □	企画班	災害復興本部会議の設置を県および関係機関に連絡する	4-4-1	3-1-1
		1-4 □	企画班	必要に応じて、県および関係機関と連絡協議会を設置する	4-4-1	－
		1-5 □	企画班 広報戦略班	災害復興本部会議の設置を市民に広報する	4-4-1	－
2	災害復興本部を運営する	2-1 □	企画班	本部長、本部員と災害復興本部会議の開催場所、日時、参加者等を調整する	4-4-1	－
		2-2 □	企画班	災害復興本部会議の開催を案内する	4-4-1	－
		2-3 □	企画班	災害復興本部会議に必要な資料を準備する	4-4-1	－
		2-4 □	企画班	災害復興本部会議を開催する	4-4-1	－
		2-5 □	企画班	災害復興本部会議の決定事項を県および関係機関に連絡する	4-4-1	3-1-1
		2-6 □	企画班 広報戦略班	災害復興本部会議の決定事項を市民に広報する	4-4-1	－
3	災害復興計画を作成する	3-1 □	企画班	庁内に災害復興計画策定のプロジェクトチームを設置する	4-4-1	－
		3-2 □	企画班	学識経験者、住民等の参画を得ながら、災害復興検討委員会を設置する	4-4-1	－
		3-3 □	企画班	災害復興検討委員会において、災害復興方針を作成する	4-4-1	－
		3-4 □	企画班	災害復興方針にしたがい、災害復興計画案を策定する	4-4-1	－
		3-5 □	企画班	災害復興計画案を災害復興本部会議に諮り、計画決定する	4-4-1	－
		3-6 □	企画班 広報戦略班	災害復興計画を市民に広報する	4-4-1	－

4	災害復興事業を推進する	4-1 □	企画班	災害復興計画にしたがい分野ごとの事業計画を策定する	4-4-2	－
		4-2 □	人事班 企画班	特に人材の不足が予想される部門・職種に対して、庁内から弾力的、集中的に職員を配置する	4-4-2	－
		4-3 □	人事班 企画班	必要に応じて、臨時職員の雇用、他地方公共団体への職員の派遣要請を行う	4-4-2	－
		4-4 □	企画班	各部の実施する災害復興事業の進捗を確認し、災害復興状況を整理する	4-4-2	－
		4-5 □	企画班	災害復興状況を県および関係機関に報告する	4-4-2	3-1-1
		4-6 □	企画班 広報戦略班	災害復興状況を市民に広報する	4-4-2	－

＜関係機関＞	＜備考＞
県 学識経験者	※1　復興体制の基本形（例） ＊彦根市災害通信連絡網【資料編　P3-1-1 参照】

※1　復興体制の基本形（例）

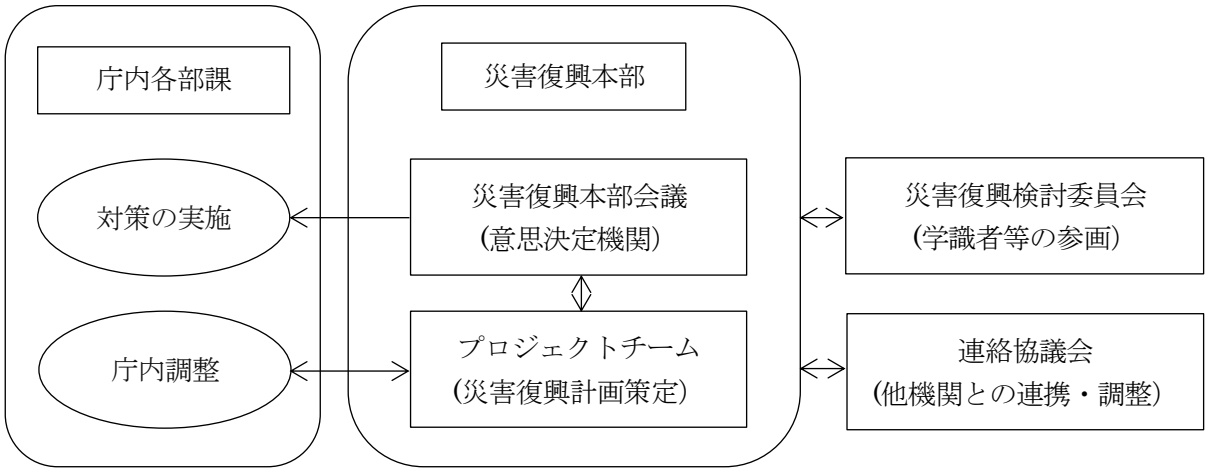

(2) 原子力災害時の中長期対策

業務実施時期	1か月後　～　災害終了

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施する	1-1 □	生活環境班	国および県が実施する放射性物質による汚染状況調査結果等より、除染対策を実施すべき地域を把握する	4-4-3	－
		1-2 □	生活環境班	放射性物質汚染対処特措法に基づき除染実施計画を作成し、環境省の承認を受ける	4-4-3	－
		1-3 □	生活環境班	除染対策を実施すべき地域の除染要望調査、空間線量の測定を行う	4-4-3	－
		1-4 □	生活環境班	除染事業の発注準備を行い、施工業者を決定する	4-4-3	－
		1-5 □	生活環境班	委託した除染事業の進捗管理を行う	4-4-3	－
		1-6 □	生活環境班	除染事業の竣工検査を行い、事業費を精算する	4-4-3	－
2	環境放射線モニタリングに協力する	2-1 □	危機管理班	原子力緊急事態解除宣言後も引き続き県と連絡調整し、県の環境放射線モニタリング結果を把握する	4-4-3	－
		2-2 □	危機管理班	必要に応じて、県が実施する環境放射線モニタリングの結果の公表に協力する	4-4-3	－
		2-3 □	危機管理班	市庁舎等においてモニタリングによる環境放射線量の測定を独自に行い、測定結果を県に報告する	4-4-3	－
		2-4 □	危機管理班	環境放射線モニタリング結果について、市ホームページにより公表する	4-4-3	－
3	災害地域住民の記録を再発行する	3-1 □	ライフサービス班	避難および屋内退避を行ったときで、本市から他市町村に避難した被災者があるときは、連絡窓口を設置する	4-4-3	－
		3-2 □	ライフサービス班	被災者からの連絡を受け、氏名、避難元の住所、避難先の所在地、連絡先等を確認する	4-4-3	－
		3-3 □	ライフサービス班	被災地住民登録票を作成していた者から書類の再発行の申請があるときは、記録を確認したのちに再発行する	4-4-3	－
4	風評被害な	4-1	農林水産班	放射能汚染への不安による消費者	4-4-3	－

	どの影響を削減する	□		の買い控えや市場での取引拒否、価格低下等の風評被害を軽減するため、県と連携して、農地等の環境放射線モニタリングを実施する		
		4-2 □	農林水産班	環境放射線モニタリング結果により安全が確認されたときは、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等、多様なメディアを活用して、迅速に公表し、市内農産物の安全性を全国に情報発信する	4-4-3	－
		4-3 □	観光交流班	環境放射線モニタリング結果により安全が確認されたときは、旅行客誘致に大きな役割を果たす旅行エージェント、旅行雑誌等に対して個別に情報提供を行う	4-4-3	－
		4-4 □	農林水産班 地域経済振興班 観光交流班	市内産農産物、地場産品等の販売促進イベント、観光客誘致プロモーションを展開することにより経済の復興を図る	4-4-3	－
5	原子力災害に関する相談体制を整備する	5-1 □	まちづくり推進班	国、県と連携して、原子力災害の中長期対策に関する相談窓口を設置する	4-4-3	－
		5-2 □	まちづくり推進班 人事班	特に被災中小企業等に対する支援、心身の健康相談、その他市民からの様々な相談内容に対応できるよう、各部門から弾力的、集中的に職員を配置する	4-4-3	－
		5-3 □	地域経済振興班	国および県と連携して、被災中小企業等に対する援助、助成措置についての制度利用条件や手続きに関する情報を把握する	4-4-3	－
		5-4 □	地域経済振興班	被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報する	4-4-3	－
		5-5 □	まちづくり推進班 地域経済振興班 健康推進班	被災者の相談に統一的に対応するために、関係機関や国、県と協議し、相談･指導内容について協議を行う	4-4-3	－
		5-6 □	まちづくり推進班 地域経済振興班 健康推進班	各種相談に対応し、必要な情報や支援・サービスを提供する	4-4-3	－
6	各種制限措置の解除を	6-1 □	農林水産班 上水道工務班	国および県の連絡により、当該対象地域における飲食物の出荷制限お	4-4-3	－

	行う			よび摂取制限の解除を確認する		
		6-2 □	農林水産班 上水道工務班	飲食物の出荷制限および摂取制限の解除を各班に周知する	4-4-3	－
		6-3 □	上下水道総務班	水源および飲料水の飲用に関する情報を広報車により広報する	4-4-3	－
		6-4 □	農林水産班	汚染地区の市民、ＪＡ、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取禁止、出荷制限等の解除を周知する	4-4-3	－
		6-5 □	健康推進班	食の安全に関する広報文等を検討する	4-4-3	－
		6-6 □	危機管理班	解除された立入制限，飲食物の出荷制限，摂取制限等各種制限措置に関する情報を整理する	4-4-3	－
		6-7 □	広報戦略班 危機管理班	飲食物の出荷制限および摂取制限、交通規制の解除について、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、彦根市ホームページ、エフエムひこね、放送事業者、彦根市メール配信システム、X（旧ツイッター）等により広報する	4-4-3	－

＜関係機関＞	＜備考＞
国（環境省） 県 報道機関	